

## 平成22年第1回志布志市議会定例会

### 目 次

第1号（3月3日）	頁
1. 議事日程	14
2. 出席議員氏名	16
3. 欠席議員氏名	16
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	16
5. 議会事務局職員出席者	16
6. 開 会・開 議	17
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	17
8. 日程第2 会期の決定	17
9. 日程第3 報告	17
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	17
11. 日程第5 議案第4号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）	19
12. 日程第6 議案第5号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	34
13. 日程第7 議案第6号 平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）	35
14. 日程第8 議案第7号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	36
15. 日程第9 議案第8号 平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	37
16. 日程第10 議案第9号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	38
17. 日程第11 所信表明	39
18. 日程第12 議案第10号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45
19. 日程第13 議案第11号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	47
20. 日程第14 議案第12号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について	48
21. 日程第15 議案第13号 志布志市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について	53
22. 日程第16 議案第14号 志布志市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54
23. 日程第17 議案第15号 志布志市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55

24. 日程第18	議案第16号	志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	57
25. 日程第19	議案第17号	志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	61
26. 日程第20	議案第18号	志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……	63
27. 日程第21	議案第19号	志布志市手づくりの里条例の一部を改正する条例の制定について……………	64
28. 日程第22	議案第20号	志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について……	65
29.	延 会	……………	65

## 第2号（3月4日）

1.	議事日程……………	66
2.	出席議員氏名……………	67
3.	欠席議員氏名……………	67
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	67
5.	議会事務局職員出席者……………	67
6.	開 議……………	68
7.	日程第1 会議録署名議員の指名……………	68
8.	日程第2 議案第21号 平成22年度志布志市一般会計予算……………	68
9.	日程第3 議案第22号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計予算……………	84
10.	日程第4 議案第23号 平成22年度志布志市老人保健特別会計予算……………	85
11.	日程第5 議案第24号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算……………	86
12.	日程第6 議案第25号 平成22年度志布志市介護保険特別会計予算……………	87
13.	日程第7 議案第26号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計予算……………	88
14.	日程第8 議案第27号 平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計予算……………	89
15.	日程第9 議案第28号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計予算……………	89
16.	日程第10 議案第29号 平成22年度志布志市水道事業会計予算……………	90
17.	散 会……………	91

## 第3号（3月10日）

1.	議事日程……………	92
2.	出席議員氏名……………	93
3.	欠席議員氏名……………	93

4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	93
5. 議会事務局職員出席者	93
6. 開 議	94
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	94
8. 日程第2 議案第4号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）	94
9. 日程第3 議案第5号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	105
10. 日程第4 議案第6号 平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）	107
11. 日程第5 議案第7号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	108
12. 日程第6 議案第8号 平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	109
13. 日程第7 議案第9号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	110
14. 日程第8 一般質問	111
坂元 修一郎	111
小野 広嗣	136
15. 散 会	164

#### 第4号（3月11日）

1. 議事日程	165
2. 出席議員氏名	166
3. 欠席議員氏名	166
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	166
5. 議会事務局職員出席者	166
6. 開 議	167
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	167
8. 日程第2 一般質問	167
丸山 一	167
岩根 賢二	183
立山 静幸	195
長岡 耕二	204
9. 散 会	217

#### 第5号（3月12日）

1. 議事日程	218
2. 出席議員氏名	219

3. 欠席議員氏名	219
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	219
5. 議会事務局職員出席者	219
6. 開 議	220
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	220
8. 日程第2 一般質問	220
東 宏二	220
金子 光博	233
平野 栄作	242
本田 孝志	255
9. 散 会	258

## 第6号（3月15日）

1. 議事日程	259
2. 出席議員氏名	260
3. 欠席議員氏名	260
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	260
5. 議会事務局職員出席者	260
6. 開 議	261
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	261
8. 日程第2 一般質問	261
小園 義行	261
鶴迫 京子	281
下平 晴行	295
9. 日程第3 報告	304
10. 日程第4 議案第30号 志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について	304
11. 日程第5 議案第31号 財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について	305
12. 日程第6 議案第32号 財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について	305
13. 日程第7 議案第33号 財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について	305
14. 日程第8 議案第34号 財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について	305
15. 日程第9 議案第35号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）	307

16. 日程第10 同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	320
17. 散 会		321

## 第7号（3月30日）

1. 議事日程		322
2. 出席議員氏名		323
3. 欠席議員氏名		323
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		323
5. 議会事務局職員出席者		323
6. 開 議		324
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	324
8. 日程第2	議案第30号 志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について	324
9. 日程第3	議案第35号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）	325
10. 日程第4	議案第10号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	335
11. 日程第5	議案第16号 志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について	336
12. 日程第6	議案第18号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	337
13. 日程第7	議案第19号 志布志市手づくりの里条例の一部を改正する条例の制定について	338
14. 日程第8	議案第20号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について	339
15. 日程第9	議案第21号 平成22年度志布志市一般会計予算	340
16. 日程第10	議案第22号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計予算	357
17. 日程第11	議案第23号 平成22年度志布志市老人保健特別会計予算	359
18. 日程第12	議案第24号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	360
19. 日程第13	議案第25号 平成22年度志布志市介護保険特別会計予算	361
20. 日程第14	議案第26号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計予算	362
21. 日程第15	議案第27号 平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	364
22. 日程第16	議案第28号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計予算	365
23. 日程第17	議案第29号 平成22年度志布志市水道事業会計予算	366
24. 日程第18	陳情第1号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択	

		の陳情	368
25.	日程第19	陳情第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書	369
26.	日程第20	発議第2号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について	370
27.	日程第21	発議第3号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について	371
28.	日程第22	発議第4号 交通事故防止に関する決議について	373
29.	日程第23	発議第5号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について	374
30.	日程第24	曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙	376
31.	日程第25	曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	376
32.	日程第26	農業委員会委員の推薦	377
33.	日程第27	閉会中の継続調査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)	377
34.	閉 会		378

平成22年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
3月 3日	水	本会議	開会 会期の決定 所信表明 議案上程
4日	木	本会議	議案上程
5日	金	委員会	
6日	土	休 会	
7日	日	休 会	
8日	月	休 会	
9日	火	休 会	
10日	水	本会議	委員長報告・討論・採決 一般質問
11日	木	本会議	一般質問
12日	金	本会議	一般質問
13日	土	休 会	
14日	日	休 会	
15日	月	本会議	一般質問 追加議案上程
16日	火	委員会	
17日	水	委員会	
18日	木	委員会	
19日	金	委員会	
20日	土	休 会	
21日	日	休 会	(春分の日)
22日	月	休 会	(振替休日)
23日	火	委員会	
24日	水	休 会	
25日	木	休 会	
26日	金	休 会	
27日	土	休 会	
28日	日	休 会	
29日	月	休 会	
30日	火	本会議	委員長報告・討論・採決 閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙 農業委員会委員の推薦
議案第4号	平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
議案第5号	平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第6号	平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議案第7号	平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第8号	平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第9号	平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
議案第10号	志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について
議案第13号	志布志市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	志布志市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	志布志市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	志布志市手づくりの里条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	志布志市やちくふるさと村の指定管理者の指定について
議案第21号	平成22年度志布志市一般会計予算
議案第22号	平成22年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第23号	平成22年度志布志市老人保健特別会計予算
議案第24号	平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号	平成22年度志布志市介護保険特別会計予算
議案第26号	平成22年度志布志市下水道管理特別会計予算
議案第27号	平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
議案第28号	平成22年度志布志市国民宿舎特別会計予算
議案第29号	平成22年度志布志市水道事業会計予算
議案第30号	志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
議案第31号	財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について
議案第32号	財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について
議案第33号	財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について
議案第34号	財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について
議案第35号	平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
陳情第1号	350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情
陳情第2号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書



発議第2号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について

発議第3号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について

発議第4号 交通事故防止に関する決議について

発議第5号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について

閉会中の継続調査申出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 坂元修一郎	1 農業振興について	(1) 本市の基幹産業は農業であり、港も商店街も背後地の農業で生かされている。2期目を迎えた本田市政の農業振興における取り組みは。 (2) 農業を取り巻く情勢から、新たな取り組みとして「農業サポーター制度」が全国で広がりを見せているが、市民と農業をつなぐ架け橋とならないか。 (3) ひっ迫した農業の現状からの脱却のため、維持する農業からもうかる農業への転換を図る必要がある。検討委員会等の設置や行政内での取り組みはされているか。 (4) 畑かん整備に伴い、新しい農業への取り組みは進められているか。	市 長
	2 伝統行事と祭りの振興について	(1) 経済の低迷や過疎化・高齢化等により伝統的な祭りごとが各地で失われつつある。本市の現状はどうなっているのか。また継承はされているか。 (2) 祭りによる経済発展や知名度の向上、地域の結束力の強化などの効果が期待されるが、本市の祭りを生かした地域振興と情報発信について問う。	市 長 教育委員長
2 小野 広嗣	1 ふるさと納税について	(1) 平成20年10月に「志布志市ふるさと志基金条例」が制定された。これまでの実績と評価について示せ。	市 長
	2 支所機能と住民サービスについて	(1) 志布志支所の利用状況や事務量を適正に把握したうえで、市民の利便性の確保に努めているのか。	市 長
	3 環境政策について	(1) 戸別収集になっている粗大ごみの収集については、市民の中には不満も多いが、現状をどのように認識しているのか。また、ごみの不法投棄の現状について示せ。	市 長
	4 救急医療情報キットの活用について	(1) 昨年6月の定例会で救急医療情報キットの活用について提案したが、その後どのような協議がなされたのか。	市 長
	5 教育行政について	(1) 小学校から中学校へ進学する際の環境変化に対応できず、生徒が不登校や問題行動を起こす「中一ギャップ」の現状について問う。	教育委員長
3 丸山 一	1 所信表明について	(1) 「国際バルク戦略港湾構想」について、市長の認識を問う。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 丸山 一	2 農業行政について	(1) 仮称「ブランド推進課」は何を想定しているのか。 (2) 乳酸菌を使った豚ふん尿による有機栽培作付けを畑かん営農に生かせないか。 (3) 食料供給基地として志布志市を含む大隅半島の農地を生かせないか。	市長
	3 防災について	(1) 「住宅用火災警報器」の設置状況は。	市長
	4 環境について	(1) LEDの進ちょく状況を問う。	市長
4 岩根 賢二	1 所信表明について	(1) 過去4年間に掲げた施策で実行できなかったものについては今回触れられていないが、今後全く取り組む考えはないのか。 (2) 「環境のまち志布志」をアピールし、入り込み客の増加を図る意味で、「エコツアー」を企画する考えはないか。 (3) 今年度取り組むとしている事業仕分けを「必要に応じて」ではなく、必置して実施すべきではないか。 (4) 住民ニーズに迅速かつ的確に対処するために「よろず相談室」を設ける考えはないか。	市長
5 立山 静幸	1 所信表明の人と物がゆきかい豊かで生活重視のまちづくりについて	(1) 仮称ブランド推進課の設置条例案は何月の定例議会に提出し、何月から実施するのか。 (2) 和牛生産、肥育日本一の取り組みを目指す考え方を問う。 (3) 志布志の名物づくりの開発に努めるために、農水産物加工研究会を再度立ち上げる考えはないか。	市長
6 長岡 耕二	1 市長選挙について	(1) 今回の市長選挙を通じて、市民の話を聞きどう思ったか。 (2) 投票率をどう感じたか。	市長
	2 農業振興について	(1) いろいろな日本一農業を掲げているが、どう進めていくか。 (2) 畜産経営緊急対策事業はどうなったか。	市長
7 東 宏二	1 港湾振興について	(1) 中核国際港湾の指定の機能は十分か。	市長
	2 漁業振興について	(1) 漁業者に助成支援はできないか。	市長
8 金子 光博	1 空き家対策について	(1) 危険廃屋の解体撤去を進めるために補助制度は考えられないか。	市長
	2 道路行政について	(1) 市道の案内標識は十分だと考えるか。 (2) 市道をおおっている雑木の状況をどのように考えているか。 (3) 県道柿ノ木志布志線（柳橋～弓場ヶ尾間）の進ちょく状況と今後の見通しについて	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
9 平野 栄作	1 高齢化社会への対応について	(1) シルバー人材センター事業の位置付け及び効果と課題について認識を問う。	市長
	2 体育施設の指定管理者制度について	(1) 指定管理者については、3年が経過し次年度から新たに管理者が指定されているが、これまでの期間内で管理内容等について問題点や課題といったものがあつたと思うが、これらがこの先に活かされているのかを問う。	市長 教育委員長
10 本田 孝志	1 志布志市議会議員の高額な報酬50%カットについて	(1) 日当制導入について条例改正する考えはないか。	市長
11 小園 義行	1 所信表明について	(1) 医療費助成の中学生まで拡充等今後の対応を問う。	市長
	2 庁舎問題について	(1) 志布志・松山の総合支所方式を今後どのように考えているのか。	市長
	3 高齢者福祉について	(1) 敬老祝金を75歳以上すべてに支給する考えはないか。	市長
	4 女性対策について	(1) 子宮頸がんの予防について、公費負担を国に求める考えはないか。	市長 教育委員長
	5 公契約条例の制定について	(1) 条例の制定を考えないか。	市長
12 鶴迫 京子	1 窓口対応について	(1) 税の申告時期等市民が窓口集中することがあるが、職員の効率的配置はどうなっているか。	市長
	2 がん予防について	(1) 20代～30代で急増する子宮頸がんの原因は発がん性ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染である。HPVに感染してから発症するまで数年から十数年かかる。発がん性HPVに感染する可能性が低い10代前半に、子宮頸がん予防ワクチンを接種することで、発症をより効果的に予防できる。 全国でも新潟県魚沼市や埼玉県志木市等、数か所の自治体が子宮頸がん予防ワクチンの接種に全額助成をすでに決めている。 本市でも全額助成することは考えられないか。	市長
13 下平 晴行	1 公契約条例の制定について	(1) 本市が契約を行う事業で公正な労働基準が守られていない現状の認識はどうか。 (2) 野田市の公契約条例への評価は国をリードするものであるが本市条例制定に向けた取り組みはできないか。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
13下平 晴行	2行財政改革について	(1) 関西社会経済研究所が自治体生産性の全国780市のランク付けを発表した。本市のごみ収集・処理業務の他は生産性の改善を図る必要があるかどうか。 (2) 補助金の見直しについて (3) 事業仕分けの取り組みについて	市長

## 平成22年第1回志布志市議会定例会（第1号）

期日：平成22年3月3日（水曜日）午前10時24分

場所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 議案第4号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第6 議案第5号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第6号 平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第7号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第8号 平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第9号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 所信表明
- 日程第12 議案第10号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 志布志市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 志布志市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 志布志市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第17号 志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第19号 志布志市手づくりの里条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第20号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第21号 平成22年度志布志市一般会計予算
- 日程第24 議案第22号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 平成22年度志布志市老人保健特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 平成22年度志布志市介護保険特別会計予算

- 日程第28 議案第26号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計予算  
日程第29 議案第27号 平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計予算  
日程第30 議案第28号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計予算  
日程第31 議案第29号 平成22年度志布志市水道事業会計予算

**出席議員氏名（24名）**

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

**欠席議員氏名（0名）**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 木佐貫 一 也
農 政 課 長 白 坂 照 雄	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 吉 野 健 一
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 五 代 豊 一
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海
国保対策監 若 松 光 正	

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎



午前10時24分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成22年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

○————○————

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。

○————○————

### 日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月30日までの28日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月30日までの28日間に決定しました。

○————○————

### 日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。  
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第1号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。  
次に、監査委員からの監査報告書が提出されましたので配付をいたしました。参考にしていただきたいと思えます。

○————○————

### 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（上村 環君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。  
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。  
今回、市議会議員区分に二人の欠員が生じたため、候補者受付の告示を行い、届け出を締め切ったところ3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。  
この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効

投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

**○議長（上村 環君）** ただいまの出席議員は24人です。

次に、立ち会い人を指名します。会議規則第32条の規定によって、立ち会い人に西江園明君及び丸山一君を指名します。

候補者名簿を配ります。

（候補者名簿配付）

**○議長（上村 環君）** 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

**○議長（上村 環君）** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

**○議長（上村 環君）** 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

**○事務局長（今井善文君）** それでは、順にお願いいたします。

1番、平野栄作議員。2番、下平晴行議員。3番、西江園明議員。4番、丸山一議員。5番、玉垣大二郎議員。6番、坂元修一郎議員。7番、鶴迫京子議員。8番、藤後昇一議員。9番、毛野了議員。10番、立平利男議員。11番、本田孝志議員。12番、立山静幸議員。13番、小野広嗣議員。14番、長岡耕二議員。15番、金子光博議員。16番、林勇作議員。17番、岩根賢二議員。18番、東宏二議員。19番、小園義行議員。21番、鬼塚弘文議員。22番、丸崎幹男議員。23番、福重彰史議員。24番、野村公一議員。20番、上村環議員。

○議長（上村 環君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。西江園明君、丸山一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

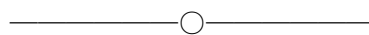
（開票）

○議長（上村 環君） 選挙の結果を報告します。

投票総数24票、有効投票24票、無効投票0票。有効投票のうち、池田守君0票、大津亮二君19票、崎田信正君5票。以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）



#### 日程第5 議案第4号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第4号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、事務事業の実績等に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第4号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の実績等により既定の予算から3億3,522万4,000円を減額し、予算の総額を187億9,785万8,000円とするものでございます。

それでは、予算書の8ページをお開きください。

8ページ、第2表の繰越明許費でございますが、年度内の完成が見込めないため、子ども手当事務取扱交付金事業ほか11件、総額で4億3,424万6,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

繰り越し理由につきましては、お配りしております付議案件説明資料でございますが、付議案件説明資料の1ページのとおりでございます。

国の補正関連予算につきましては、政権交代による予算の一時凍結、また道路予算につきまし

ては、用地交渉の結果による工事の遅れ等が主な理由でございますが、詳細につきましては説明資料をお目通しください。

それでは、9ページでございますが、第3表の債務負担行為補正です。追加としまして、曾於南部土地改良区が日本政策金融公庫から借り入れる基盤整備資金の元金及び利子分を72万9,000円、畜産農家が農協から借り入れる畜産経営維持緊急支援資金の利子分を327万8,000円、それぞれ期間を定めて設定をしております。

次に、期間及び限度額に変更がありました7件を変更しております。

まず、曾於東部土地改良区につきましては、限度額を1,509万4,000円から2,232万7,000円に、曾於南部土地改良区につきましては、限度額を2,254万4,000円から1億1,218万4,000円に、また563万7,000円から4,304万7,000円に、農家緊急対策特別資金利子補給につきましては、期間の終わりを平成27年度から平成31年度に、家畜飼料特別支援資金利子補給につきましては、期間の終わりを平成30年度から平成31年度に、限度額を324万5,000円から553万円に、それから農業近代化資金利子補給につきましては、期間の終わりを平成32年度から平成36年度に、農業経営基盤強化資金利子補給につきましては、期間の終わりを平成35年度から平成41年度にそれぞれ変更をしております。

予算書の10ページでございます。

第4表の地方債補正でございますが、普通建設事業の事業費確定等に伴いまして、総額で5,210万円増額し、地方債総額を28億1,420万円に補正するものでございます。

内訳としましては、経営体育成基盤整備事業等、一般公共事業を4,190万円、公営住宅建設事業を180万円、合併特例事業等、一般単独事業を600万円、農道整備事業等、過疎対策事業を110万円、返地対策事業を130万円、それぞれ増額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

まず、歳入の1款、市税でございますが、決算見込み額により今回総額で8,750万円増額しております。1項、市民税を3,500万円、14ページの2項、固定資産税を7,560万円、15ページの軽自動車税を190万円、それぞれ増額し、16ページでございますが、4項、市たばこ税は消費の伸び悩みにより2,500万円減額しております。

予算書の18ページでございます。

12款、分担金及び負担金、2項、負担金は、他市町村からの入所児童数増加に伴う行政区域外保育委託料を358万1,000円増額しております。

21ページでございます。

21ページの14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、生活保護費負担金の実績見込み額により2,250万円減額等、総額で2,292万1,000円減額しております。

22ページでございます。

2項、国庫補助金は、各事業の実績見込み等により総額で2,346万8,000円減額しております。  
1目、総務費国庫補助金は、合併市町村補助金の交付決定等により1,786万2,000円増額。3目でございますが、衛生費国庫補助金は、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金の県補助金への組み替え等により1,197万2,000円減額。それから、6目でございますが、教育費国庫補助金は、学校の地デジ対策やICT環境の整備を図る情報通信技術環境整備事業の実績見込みにより2,589万3,000円減額しております。

15款でございます。県支出金、2項、県補助金は、総額で5,719万1,000円減額しております。

26ページでございます。

26ページの1目、総務費県補助金は、市町村合併特例交付金交付事業の交付決定見込み等により464万8,000円減額。2目、民生費県補助金は、乳幼児医療費助成の実績見込み等により882万5,000円減額。3目でございますが、衛生費県補助金は、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金の国庫からの組み替え及び実績見込み等により281万1,000円増額。4目、農林水産業費県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業、バイオマス利活用交付金事業の実績等により3,970万8,000円減額しております。

27ページでございますが、10目、商工費県補助金は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の実績見込み等により461万3,000円減額しております。

28ページでございます。

3項、県委託金は、事業実績に伴い衆議院選挙費交付金、遺跡発掘調査委託金の減額など総額で678万1,000円減額しております。

30ページでございます。

16款、財産収入は、森山地区定住促進団地の売り払い収入が来年度見込みとなったため600万円減額しております。

31ページの17款、寄附金でございますが、ふるさと志基金寄附金など総額で353万3,000円増額しております。

32ページにおきましては、18款、繰入金でございますが、今回財政調整基金を3億5,193万5,000円減額するとともに、特定目的基金も事業実績によりそれぞれ減額し、総額で3億7,291万4,000円減額しております。

33ページでございます。

20款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料は、実績見込みにより市税延滞金を1,074万円増額しております。

37ページでございます。

37ページの21款、市債は、普通建設事業の事業実績等に伴い、総額で5,210万円増額しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

まず、人件費につきましては、それぞれの費目に計上してありますが、費目間の調整及び休職等による減額を行い、総額で3,467万6,000円減額しております。うち、一般職分を2,039万1,000円減額しております。

予算書の38ページをお開きください。

1款、議会費は、事務事業の実績等により総額で484万3,000円減額しております。

次に、2款、総務費は、総額で1億2,561万3,000円増額しております。

40ページをお開きください。

1項、総務管理費、1目、一般管理費は、減債基金積立金を今回1億8,291万7,000円、ふるさと志基金積立金を312万円増額するなど、1億7,402万2,000円増額しております。

42ページでございますが、4目の企画費は廃止路線代替バスの利用者減等によりまして、地方公共交通特別対策事業補助金を303万6,000円増額しております。

情報管理費でございますが、公共施設地上デジタル放送対応テレビ購入事業の実績見込み等によりまして、総額で1,333万1,000円減額。7目の自治振興費におきましては、自治会運営助成金の実績見込み等によりまして、854万6,000円減額しております。

次に、3款、民生費は、総額で1億1,234万6,000円減額しております。

予算書は、51ページをお開きください。

51ページでございますが、1項、社会福祉費、3目、自立支援費は、自立支援医療費支給事業に係る利用者見込みの減少に伴いまして、扶助費等を1,015万9,000円減額。4目でございますが、老人福祉費で給食サービス事業の対象者の減等に伴いまして、委託料など1,693万6,000円減額。

52ページでございます。

8目、後期高齢者医療費は、県後期高齢者医療広域連合の療養費負担金や後期高齢者医療特別会計繰出金の減額等によりまして、2,213万8,000円減額しております。

53ページの2項、児童福祉費、2目、児童措置費は、本年6月開始予定の子ども手当支給事業に伴うシステム開発委託料を300万円計上しております。

54ページでございますが、4目、保育所費は、保育所運営事業の事業費の確定に伴いまして、扶助費等を1,178万3,000円減額しております。

56ページでございますが、3項、生活保護費、2目、生活保護扶助費は、事業の実績見込みによりまして扶助費を3,000万円減額しております。

57ページをお開きください。

次に、4款、衛生費は、総額で7,266万1,000円減額しております。

1項、保健衛生費、2目、予防費は、インフルエンザが流行し接種者が見込みより少なかったため、3,726万4,000円減額。3目、母子保健費は、受診単価の減額及び受診者数の減等により、妊婦乳幼児健康診査事業委託等を940万1,000円減額しております。

58ページの5目、健康づくり費は、健診の受診者数が見込みより少なかったことなどによりま

して、1,270万1,000円減額しております。

次に、61ページをお開きください。

6款、農林水産業費は、総額で1,103万7,000円減額しております。

1項、農業費、2目、農業総務費は、やっちくふるさと村の施設運営に必要な備品購入等、42万7,000円減額しております。

62ページの3目、農業振興費は、農業制度資金利子助成事業、野菜価格安定対策事業等の実績により補助金等を1,100万2,000円減額。4目、園芸振興費は、活動火山周辺地域防災営農対策事業、農業生産対策事業の実績により補助金等を2,031万3,000円減額しております。

63ページでございますが、5目、茶業振興費は、茶品質向上緊急対策事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業等の実績によりまして、補助金等を1,483万8,000円減額。6目、畜産業費は、バイオマス利活用交付金事業等の事業実績による補助金の減額、子牛等の価格低迷による導入意欲の減退により、肉用繁殖雌牛導入資金等の減額など、2,936万3,000円減額しております。

65ページでございます。

8目、農地整備費は、県営事業費の追加に伴う経営体育成基盤整備事業等、負担金の増額により4,235万9,000円増額。9目、土地改良費も、県営事業費の追加に伴う畑地帯総合整備事業負担金の増額により3,401万2,000円増額しております。

次に、70ページでございます。

7款、商工費は、オラレまちづくり基金積立金の実績見込み等によりまして、総額で1,046万6,000円減額しております。

次に、74ページをお開きください。

8款、土木費は、総額で8,374万2,000円減額しております。

2項、道路橋梁費、2目、道路維持費は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業等市道維持補修事業の事業費確定等によりまして、1,082万6,000円減額しております。

75ページの3目、道路新設改良費でございますが、地域活力基盤創造交付金事業等市道改良事業の事業費確定によりまして、工事請負費などを4,340万2,000円減額しております。

77ページでございます。

4項、港湾費は、港湾改修事業に係る負担金の確定によりまして、今回578万円増額しております。

78ページの5項、都市計画費、2目、公園費は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の事業費確定等により工事請負費などを452万8,000円減額しております。

80ページでございます。

6項、住宅費、1目、住宅管理費は、耐震改修促進計画策定事業の事業費確定等によりまして、委託料など569万5,000円減額。

81ページの3目、住宅建設費は、公営住宅建設事業の事業費確定等により工事請負費など995

万3,000円減額しております。

82ページをお開きください。

次に、9款、消防費は、総額で1,419万5,000円減額しております。

2目、非常備消防費は、消防団員費用弁償等を699万3,000円減額。3目、消防施設費は、消防防災施設整備事業の事業費確定によりまして、工事請負費など720万2,000円減額しております。

86ページをお開きください。

次に、10款、教育費でございますが、総額で1億1,684万3,000円減額しております。

学校の地デジ対策、ICT環境の整備を行う情報通信技術環境整備事業の執行見込み等に伴いまして、2項、小学校費、2目、教育費振興費を3,022万円減額。同じく88ページの3項、中学校費、2目、教育振興費も1,465万円減額しております。

89ページの4項、幼稚園費は、対象児童の減少により幼稚園就園奨励費補助金等を564万6,000円減額しております。

91ページでございます。

5項、社会教育費、5目、文化振興費は、自主文化事業の公演委託事業費の確定に伴い、委託料など598万6,000円減額。6目、文化財保護費は、県委託の埋蔵文化財発掘調査事業費の確定等によりまして、1,121万円減額しております。

次に、97ページでございます。

11款、災害復旧費は、事業費の確定によりまして、農林水産業施設等を総額で711万3,000円減額しております。

99ページをお開きください。

12款、公債費は、市町村振興資金貸付金の繰り上げ償還により、今回元金を360万6,000円増額。市債借入額の確定等によりまして、利子を3,119万7,000円減額。総額では、2,759万1,000円減額しております。

以上が補正予算（第7号）の概要でございますが、詳細につきましては、予算説明資料を御参照ください。よろしく申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○24番（野村公一君）** どうせ委員会で集中審議をされるでしょうけれども、大枠で4点だけ御答弁をいただきたいというふうに思います。

まず第1点ですが、予算説明資料の中で11ページ、オラレの問題が出ております。積み立ての不用額が540万円不足であったということの説明でございますが、オラレの経営状況、このことは我々も無関心ではおれないというふうに考えるところでありますが、現況はどうあるのか。人の話によると大変お客さんも少ないということをお伺いするわけですが、この半年間、4月からですが、どういう状況に今あるのか、そのことの説明をまずお伺いをしたいというふうに思います。



それから、やっちくふるさとの備品購入が362万円出ております。もちろん、あそこの施設の経営をされていく中で、当然必要なものであろうというふうには思うわけですが、ここの参画をされておる方の状況はどうなのか、いろんな情報が飛び交っております。そういう意味では非常に不安も抱いておるところでございますが、今の状態でこれからも経営をしていただけるのかどうか、そのことにたつてまず備品購入ちゅうのがあるだろうというふうを考えておりますので、そこら辺の現況もひとつ議会に報告をお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、次は教育関係でございますが、ICTの教育推進事業133万円、ほんのちよっぴり手を付けられて満額減額という形のようにあります。推進指導員の欠員、この補充ができなかったと、適当な人材がいなかったというのがその減額の理由でございますが、この確保に当たってどういう作業をされたのか、まずそれが1点。

それから、推進指導員が欠員の状態で過ぎたことに対する教育上の問題はないのかどうか、それがなければ当初から組む必要はないわけで、そこらの問題点があれば御報告をいただきたいというふうに思います。

それから、小・中学校の学力アップ事業、この問題も予算額150万円でほとんど減額になっていきます。早く言えば仕事をしなかったということのようでございますが、見積もりが大変甘かったというのがその理由であります。見積もりが甘いといってもこんなものでしょうかね、10%ですよ。どうい見積もりをされて予算を組んでいかれたのか、その点もひとつ併せて説明をいただいております。

**○市長（本田修一君）** 2番目にお尋ねになりましたやっちくの備品の関係についてお答えいたします。

1番については、担当の方に回答させます。

やっちくの備品につきましては、これから経営に必要ということで、今回、株式会社ダチョウ牧場から購入するということになるわけですが、現在公募をいたしまして、そして、1回目の公募で応募がなかったということで、2回目の公募をしたところでございました。そして、2回目の公募によりまして再公募をいたしまして、その結果、新しく委託を受ける団体が今回改めて審議を受けるということになったところでございます。その新しく受けられる方が今回、やっちくふるさと村の経営をされるにつしまして、現在ダチョウ牧場が保有されておられます備品が必要だということで、改めて市が購入するという事になっております。したがって、今後経営をするに際しましては、この備品が必要だということで、その上で公募がございまして、そしてまた新しく審査を受けた団体が今回提案されるということになったところでございます。

**○港湾商工課長（萩本昌一郎君）** 最初にお尋ねのオラレの経営状況についてでございますが、今回お願いしております減額の予算につきましては、オラレの収入金が当初私どもが1年間に10億円の売り上げで、それに対する3%の収入金があるというようなことで3,000万円ということで予算計上いたしておりましたが、このたび3月までの見込みとしまして、おおよそその約80%強

の売り上げが見込まれるということで、今回541万5,000円の減額の補正をお願いしたところでございます。売り上げが約80%強でございますので、当初の私どもの見込みにたっていないところでございますが、昨年からの状況を申し上げますと、昨年の4月24日にオープンしたところでございますが、4、5、6の前半の月につきましては非常に好調で、目標でございました1日300万円を大きく上回るようなそういう状況が続いたところでございましたが、中盤の7、8、9、それから10、11その時期につきましては、経済不況もちろん重なったとは思いますが、競艇の風土等があまりない所での施設ということもあったかと思いますが、少し落ち込みまして目標を大分下回ったところでございました。その間、市民の方やら、それから周囲の市町村に周知を図ろうということで広報なり散らしなりをお配りして図ったところ、また昨年の年末から現在にかけて、少し売上金が戻ってきておりまして、かなり目標額に近づいているところでございます。しかしながら、年間を通しますと、今回補正をお願いしておりますように1日300万円に対しまして約80%強の売り上げ見込みということで、3,000万円に対しまして2,458万6,000円しか収入金がないということで、今回541万5,000円の補正をお願いしたところでございます。

今後につきましては、このような状況を踏まえまして私ども、競艇振興会、それから施行者であります大村市、委託をしております金峰株式会社、そして私ども市が更なるてこ入れと申しましょうか、市民の方々、それから周囲の市町村、隣接市町村等に周知を図っていこうということで、今年4月24日で開設1周年になりますけれども、そういったところの時期をめぐりながら、更なる売り上げアップ、売り上げ増に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○学校教育課長（山口幸彦君）** ICTの件と小・中学校学力アップ事業の件についてお答えしたいと思います。

まず、ICT教育推進の件につきましては、学校のホームページの開設や教育機器等の活用指導をということで、当初緊急雇用対策事業の予算をお願いしまして、ICT教育推進指導員ということで入れていただきましたが、途中でこの方にちょっと不幸がありまして継続できないというような状況がありました。引き続き後任の方をということで募集しましたけれども、なかなか技術等の関係で後任を補充することができないままに、実際これ途中でしましたけれども、実際指導主事等がその代わりを補充するような形で何とか今年度は学校のICTの指導については継続をしてきたところでございます。

今後、この点につきまして、また新年度におきまして情報基盤等も整備されますので、更に推進を図っていくよう努力をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、学力アップ事業につきましては、学力向上は本市にとっては喫緊の課題でございます。全国学力調査等も問題A、問題Bという、特に問題Bの中での活用力の向上等が一番の課題だと考えているところでございますが、本年度は数学、算数に絞ってその向上をということで、

当初小・中学校の先生方の方に問題を作成して、その作成したものを市内の子供たちに配るとい  
うようなことでやりました。当初見込みました冊数、単価からしまして、出来上がった問題量等  
の関係でかなり安価にできたということで、内容等については十分吟味したところでございま  
したが、初年度でございましたので、今年はこの予算で実施して、今年度予算の見積もり段階では  
3年間は何とか継続できないかというような話もしておるところですので、また来年度に向けて  
更に充実を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○24番（野村公一君）** その小・中学校の学力アップの問題でございしますが、当初予算として計  
上されたものからすると、大変少ない額で消化をされた。そのことで児童の学力に査定をされ  
る段階での影響があったのかどうか。ないとすればこういう予算は今後必要ないわけでありまし  
て、そこら辺をどうとらえておられるのかですね、それをもう1回ただしておきたいと思いま  
す。

**○学校教育課長（山口幸彦君）** 先ほども言いましたように、本年度の重点の一つとして活用力  
の向上を考えまして、計画した段階で、新しい活用力用の問題を作成するというを意図して  
スタートしたところでございますが、小・中学校の先生方等の研究の中においてみて、当初計画  
しました問題量等が十分ではなかったという、初年度でもありますのでなかなか難しい面もあり  
まして、また、それを作成すること自体が教員の指導力のアップということでも考えてきまして、  
結果的にはこの予算を必要とする枠にまでは必要なかったということで、本年度につきましては、  
その枠内でできる印刷物にして全小中学生に配付して現在活用をしているところでございま  
す。

以上です。

**○24番（野村公一君）** 課長、ちょっと論点が私と違うんですが、この事業はあくまでも子供の  
学力が主にならないといかんわけで、この事業をすることで子供たちの学力がどう変わったのか、  
あるいはアップしてきたのか、そのことを私は問うているわけなんです。学力指導をする先生方  
の立場じゃないんですよ。これは先生たちが指導しやすいような予算を組んだちゅうことじゃな  
いんです。子供たちの学力がどう変化をしていくのか、アップができるのか、そのための予算で  
あるわけで、そこがどう変わったのかを私は聞いておるわけです。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今、議員の御指摘のとおり学力向上というのは、教師が当然指導力を向上して、そして指導の  
工夫・改善に努めるという点もないと子供だけでは両輪が回りませんので、当然子供の学力を伸  
ばすということにおいては指導力向上という含みもあるわけでございまして、今回の場合は、今  
御指摘のとおり、結局初めての取り組みでありましたので、その問題集を作る先生方の方にもま  
だ十分な準備といえますか、どこをどういうふうに工夫していけばいいかと、先生方がお仕事  
の中で時々集まっていたいでですね、そしていろいろな形で検討してまいったんですが、多忙  
の中で十分中身を検討するまでに至らなかったということは重々反省しております。結果的に、早  
い話がページ数の薄い問題集に出来上がってしまったと。ですから、結果としてこういう金額に

なりましたけれども、新年度からは更にこの反省に立ちまして中身の濃い、そしてまた児童、そして教師共々アップになるような教材作成を工夫してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑ありませんか。

**○13番（小野広嗣君）** この議案は、この後、委員会付託になる予定でございますので、簡単に所管外のことについて3点目ほどお聞きをしておきたいと思っております。

予算書の51ページ、老人福祉費になりますが、先ほどありました給食サービス事業の件でございます。これが当初見込みより大幅に減少をしているということでございますが、その主な原因について詳しくお示しをしていただきたい。

もう1点、予算書の57ページ、母子保健費、母子保健事業として、妊婦乳幼児健康診査事業ということで妊婦健診の14回無料の分が当初見込みより半分であったということで、母子手帳交付申請時期の遅れ、健診の未受診による減額というふうに書いてありますが、そのことに対する詳しい説明、そして今後の対応方に対する協議がどのようになされたのかお示しをいただきたい。

もう1点、同じ57ページ、母子保健費の不妊治療費助成事業、これは40万円の増額でございますが、いわゆる当初5名の方を想定して100万円の予算を組んでいるわけですが、現在4名の方が妊娠をされていると。それに対応するためにまた、今後を予測されて2名分を増額されているわけですが、この予算を当初で組み上げる時の根拠、予算の組み立てのですね、根拠をお示しを願いたい。よろしく申し上げます。

**○保健課長（木佐貫一也君）** ただいまの御質問についてですが、まず1点目の給食サービスの減額でございますが、給食サービスの減額の理由につきましては、説明資料の21ページをお開きいただきたいと思っております。当初毎月、登録者数158人を見込んでおりましたが、3月見込みで121名、37名の減にとどまったことによるためです。

2点目の母子健診の減額理由でございますが、これも同じく25ページの説明資料の方を御参照いただきたいと思っております。減額の理由につきましては、2回目以降の受診単価が7,000円から6,100円になったこと、それと7回から14回に受診回数を増やしたわけでございますが、当初見込んでおりました980回が半分以下であったこと等の理由により減額になったところです。

御指摘の健診の妊娠届等の遅れによる受診機会が減ったことにつきましては、各地区にいらっしゃる推進員及び保健師等などにより啓発を進めているところでございます。

3点目の不妊治療の助成費でございますが、予算編成としましては、昨年度の実績を基に編成したところでございます。次年度におきましては、増額する方向で編成したところでございます。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** この給食サービス事業については、今、予算説明資料、課長が言われましたけど、この増減で37、これ延べ人数では1万4,021人ということになるわけですが、これが生み出されたその主な理由、原因をお答えいただきたいということで質疑をしてるんですが、これ、

読めば分かるわけですよ。その中身ですよ、なぜこういう現象が生まれたのか、そこをお示しをしていただきたい。いわゆる現場を歩きますとね、味付けの問題であるとか、あるいは正月、あるいはお盆、こういったことを踏まえて配食がなされないということで転換をされる方々もいらっしゃるわけですよ、そういった現状を所管課ではどのように分析しているのかということですよ。

そして、もう1点は、乳幼児健診のこれ、14回分に関しては当初見込みの半分ということで、今対応方としてその周知をしていくということですよ、理解をするわけですが、この母子保健費、少し増額に当初ではなるわけですが、いわゆる3年目に入るという状況の中で、前年度をいわゆる基準にしてこれを出すという考え方自体がそもそも間違いであっただろうというふうに思うんですね。これ、周知が進めば進むほど、いわゆるその利用者というのはこの市内に当然いらっしゃるわけで、その数を掌握するというのは難しいわけですが、いわゆる妊婦健診の方と違って、いわゆる不妊治療の方のいわゆる掌握というのはかなり難しいわけですが、周知をしっかりとすることによってその利用者が見込まれるということは当然であるわけですので、当初より例えばこの2倍ぐらいの予算立てをするのが妥当ではなかったのかなというふうに思うわけですが、そこらに対しての今後の考え方をしっかりお示しをいただきたい。

**○保健課長（木佐貫一也君）** ただいまの不妊治療の御指摘の分についてですが、この事業につきましては平成20年度から始めまして、周知につきましては、広報紙の掲載、ポスターの掲示等を行っておるところでございます。当然、県の助成もございまして、保健所と連携しながら周知に努めているところでございます。

先ほどちょっと言葉足らずでございましたが、昨年度実績と申しますのが、当然5年間の補助期間というのもございますので、そういった現状を踏まえた上での予算編成ということで考えておるところでございます。当然、御指摘があったように、周知が進めば件数の増加も見込まれるというところで考えているところでございます。

それと、2点目の給食サービスにつきましては、かなり前の話になって恐縮でございますが、平成12年度に介護保険が導入された時に、そちらの介護保険上の給食サービスの方への転換ということで、国・県の補助もなくなったわけでございますが、そちらへの移行ということの中で、自立判定になった方につきましては事業についてはなくなるといった動きがありまして、今まで利用されていた方に対しての救済措置という表現はちょっと妥当ではないかもしれませんが、継続してサービスを受けていただきたいということで継続した経緯がございます。今後とも給食サービスにつきましては、栄養改善、見守りを含めた形での事業展開をしてまいりたいと考えているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 給食サービスに関してはもう1点。先ほど僕も述べましたけれども、いわゆる1年365日を通じてですね、配食を考えていかなきゃいけない問題とか、いろいろ市内にもいろんな声が上がっていると思いますので、そういった声をしっかりリサーチしていただきなが

ら対応方を今後ともお願いをしていただきたいということと、この不妊治療費の助成に関しては、いわゆる年間20万円を上限として5年間利用が可能と、いわゆる妊娠するまでですね。5年間かかってもできない方もいらっしゃると思うわけですが、そういった流れから見たときに周知が進めば進むほど有り難い助成制度でありますので、そのことをやはり所管課としてですね、しっかり保健所とも連携を取りながら、やはり保健所、そして県の助成もありますので、保健所との連携、そして保健課がしっかり先頭に立ってですね、そのことを周知していく。なかなかいわゆる表に出づら問題ではございますけれども、そのことによって本市で子供を産み、育てやすい環境づくりを目指していただきたいと、そういう思いで質疑をしておりますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

**○保健課長（木佐貫一也君）** ただいまの御指摘のように、県あるいは指定医療機関との連携を基に安心して出産できやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑ありませんか。

**○21番（鬼塚弘文君）** 1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

畜産課のバイオマス利活用の減額ということで出ておりますが、理由はここに書いてありますから、これを問うわけではございませんけれども、所管の委員会でこれを議論したことを今思い出すことでありますけれども、問題は、当委員会で議論されました内容の一つとして周りの環境、道路環境、排水等々についてを畜産課だけで議論するんじゃなくて建設課等々とも議論して、そのアクセスの関係もしっかりと立ち上げた上で着手してほしいといったような意見を申し上げた背景がありますけれども、そこらあたりはどうなっておるかですね、今、分かっている範囲だけでも結構でございますので、お示しをいただきたいと思います。

**○畜産課長（中崎章文君）** ただいまの件につきまして答弁いたします。

バイオマス利活用につきましては、今お話がありますように事業実施前の委員会の中で流末の関係、あるいは進入道路等の関係、総合的に調整しながらということで要望を受けたところでした。それに基づきまして、流末等、来年度以降の事業等の中で補助事業を活用しながら、事業実施主体の方と調整しながら、あるいは県の方とも調整しながら進めておるところです。

なお、道路等につきましては、鋭意建設課の方とも協議をしながら必要により進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○19番（小園義行君）** ちょっとこの債務負担行為のですね、第四曾於南部地区、ここはどこに当たるのかちょっと教えてください。

それと、保育所運営事業ですね、ここが減額になっているわけですけど、国の保育単価の改正がいつ行われたのかと。今回、こういう扶助費等々が減額です。そしてね、保育所嘱託職員の減、

これによる賃金だとかそういったものが減額になってるんですけど、この保育所の嘱託職員が減ということは、国が示している基準に保育士がきちんと配置がなっているのかという心配があるわけですが、そこについての質問をちょっとお願いします。

それとあと1点は、予算説明の7ページの地方公共交通特別対策事業で廃止路線代替バスの運行補助ということで、これは実際にどこの路線の関係が不足しているということなのかちょっと教えてください。

**○農政課長（白坂照雄君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

曾於南部地区の第四曾於南部地区の場所でございますが、これは有明の伊崎田の地区をいうところでございます。ほかに第三曾於南部と曾於南部と地区名を分けてございますので、この地区については伊崎田地区ということですよ。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 保育所費の件ですけれども、保育単価の改正につきましては12月でなされたということでございます。それから、嘱託職員につきましては、当然基準どおりに運営しなければいけませんので、その基準は満たしていると。ただ病休等で途中から職を離れた方がいらっしゃいましたので、そういう部分について減額ということでございます。

**○企画政策課長（溝口敏久君）** 地方公共交通関係についてお答え申し上げます。

今回の追加でございますが、廃止代替のバスに対しての補助でございますけれども、12路線でございます。これにつきましては、当初予算は前年度に基づいて計上しているわけでございますが、実績に基づきまして今回追加補正をお願いするわけでございますけれども、実際、単価はキロ当たり2円のアップでございますけれども、単価が225円23銭ということでございますが、利用者が平成20年度で11万613人おりましたけれども、21年度は9万3,516人ということで、1万7,097人の減少でございます。これに対します補てんでございます。よろしく願いいたします。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○8番（藤後昇一君）** 1点だけ御質問いたします。

予算説明資料の20ページの下段の方の生きがい活動支援通所事業ですが、当初見込み額からしますと、不用額が約5割近い減少となっております。この原因をどう考えておられるのか、また事業目的をどのようにとらえられて、またその上で今後の見通しはどうか、廃止の方向の流れにあるのか、その点も含めて御答弁をお願いいたします。

**○保健課長（木佐貫一也君）** ただいまの御質問ですが、生きがい活動支援通所事業につきましては、先ほどちょっと説明で触れましたが、これも同じく介護保険制度の導入に伴いまして介護保険への移行という時期がございましたが、当然先ほどの説明とかぶりますが、自立判定の方に対する継続した支援事業ということで、市の単独事業として継続しているわけでございます。

減額の理由につきましては、対象者がこの事業に参加されなかったことによるものでございます。今、体制としましては介護保険対象の方が毎週1回、この単独事業のデイサービスにつきましては、月2回という形で参加しているところでございます。この事業につきましては、今後、

ふれあいサロン事業等への転換を考えているところでございます。

以上でございます。

**○17番（岩根賢二君）** 9ページの債務負担行為のことでお尋ねいたします、先ほども質疑がありましたけれども。

この債務負担行為というのは、将来にわたって市の財政に負担を強いるものであります。その割にはあまりにも説明不足ではないかなと私は感じております。

そこで、この債務負担行為の中身についてですね、その内容、それと契約先、それと将来にわたって、例えば平成46年度までとかいうのもありますので、年次的にどれだけの負担をしなければいけないのか、その辺の数字といたしますか、そういったものがお示しできないかなと思っております。

それと変更になった理由ですね。今回の場合は補正ですから、変更になる理由等についてもやはりちゃんと説明をしていただく必要があるのではないかなと思います。この場では時間がちょっとかかりすぎますよということであれば、後で資料として提出をしてもらってもいいのかなと思っておりますが、いかがですか。

**○財務課長（溝口 猛君）** ただいま御指摘の第3表、債務負担行為の補正についてでございますが、債務負担行為それぞれは、ここにお示ししているとお各課の方で掌握しているところでございます。時間をいただきまして、委員会当日に御指摘の詳細な変更の理由等につきまして、資料提出をいたしたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

**○17番（岩根賢二君）** 今回の補正を見る限りは産業建設常任委員会でございますので、今回の補正についてはそれでよしといたしましょう。

それで、要望ということになりますけれども、当初予算でもまた債務負担行為が出てきておりますので、その辺は一覧表にさせていただいてですよ、議員の皆さんにお示しするようなことは必要じゃないかなと思いますが、いかがですか。市長、どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、議員諸氏にこのことにつきましては、内容を資料として配付をしたいと思っております。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○10番（立平利男君）** 先ほど代替バスの増額が議題になっておりましたけれども、35%以上の伸びということで非常に負担が多くなってきたなということで、県の支出金もあるようでございますが、やはりこの代替バスの運行努力、乗車努力等も必要になってくるんじゃないかなと思っておりますが、そこら辺は業者とどういう話になっておるものかお伺いいたします。

それからもう1点ですが、説明資料の30ページ、緊急経済対策でお茶の品質向上のために6,400万円予算が出ておりますが、皆さん方が努力されて執行が5,500万円になっておりますが、800幾らの減額ということで、茶の栽培農家から非常に感心と喜ばれておりますが、非常に残念だなと



いう思いがしておりますが、この減額の利用しなかった状況が分かっていたら説明をいただきたいと思えます。

**○企画政策課長（溝口敏久君）** ただいまの地方公共交通関係でございますけれども、非常に利用率が減少しているというようなことでございます。これにつきまして、非常に大きな問題でもあるということで、そしてまた、しかし—————ということにおいても十分新公共システム等も検討しながら今対策を行っているところでございますが、この特に今回大きかったのが、それぞれ12路線ございますけれども、特に大きかったのが志布志から押切経由で市役所の前を通り、そして芝用、野方に抜ける路線でございます。これがキロ数で25kmありますけれども、市内が22.3kmでございます。そして、その関係だけでも今回の補助金申請があったのが660万円というようなことでございまして、この対策補助の約半分をこの路線が占めているというようなことでございます。

ほかには、2番目に大きいのが志布志から稚児ノ松経由で松山駅の方に行く系列がございますが、これが150万円ぐらいございます。しかし、ほかはそんなに特別大きくないわけですが、特にこれが大きいということで、先週におきましても企画課の職員がそれぞれ交代でそのバスに乗りまして、そして利用される方、それから運転手等々にいろいろ質問をしながら調査等も行っているところでございます。しかし、その中で利用される方においては病院ないしは買い物、そういったもので一部の方々が、もう限られた方が乗っているというような状況でございます。そして、ほとんど乗車がない状況であるわけでございますが、4月になりますと高校生が一部乗りますけれども、免許を取ると同時に利用がなくなるというような状況もございまして、非常に厳しい状況にあるということで、しかし利用者がいる中で、このことについても対策については今後、十分検討しながら対応する必要があるということでございます。

以上でございます。

**○農政課長（白坂照雄君）** お答えいたします。

茶品質向上緊急対策事業につきましては、補正予算で計上させていただいたところでございますが、茶の面積を最多面積をおさえておりましたけれども、その中で成園のみの助成ということで実施をいたしましたところ、上限面積等もかみ合わせながらで実施をいたしましたところ、面積の確定が、数字をちょっと本日持ち合わせておりませんが、この実績見込み額になった関係でこの不用額となったところでございます。

**○企画政策課長（溝口敏久君）** ただいま発言いたしました発言内容に不適切な表現がございましたので、おわびして訂正申し上げますが、非常に交通手段の交通弱者といたしますか、そういった方々の対策ということで御理解いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** ただいま議題となっております議案第4号は、それぞれの所管の常任委員

会に付託いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

○

午前11時49分 休憩

午後1時05分 再開

○

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長より発言の訂正の申し出がありましたので発言を許可します。

**○農政課長（白坂照雄君）** 午前中、小園議員の債務負担行為補正の中で、第四曾於南部地区の場所の地区はどこかということで御質問がございまして、私の方、勘違いをいたしまして伊崎田地区ということで申し上げましたが、正答は原田校区の一部ということでございますので、おわびして訂正申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○

#### **日程第6 議案第5号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）**

**○議長（上村 環君）** 日程第6、議案第5号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、保険財政共同安定化事業拠出金、国民健康保険基金積立金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○保健課長（木佐貫一也君）** 議案第5号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

説明資料は、57ページから59ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,279万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億2,078万7,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳入でございますが、予算書の110ページをお開きください。

1款、国民健康保険税、111ページの2款、使用料及び手数料につきましては、実績見込みにより算出したものでございます。

112ページからの国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業負担金、繰入金の主な

ものとしましては、保険給付費及び後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費におきます歳出の補正に伴う歳入の補正でございます。

次に、歳出でございます。

121ページから123ページまでの総務費につきましては、実績見込みにより算出したものでございます。

124ページから127ページまでの保険給付費につきましては、本年度分の実績を基に年間所要額を算出し、療養諸費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費、合計で5,130万6,000円の減額となったところでございます。

128ページからの後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金につきましては、それぞれの金額の確定に伴う財源振替でございます。

132ページの共同事業拠出金につきましても、概算拠出金の確定に伴い増額するものでございます。

133ページ、134ページの保健事業費につきましても、実績見込みにより減額するものでございます。特定健診等事業費の委託料につきましては、受診者が約800人程度少なかったため減額し、疾病予防費の負担金補助及び交付金につきましては、温泉保養所の利用者増に伴い増額するものでございます。

135ページの基金積立金でございますが、今回の補正に伴う余剰金を国民健康保険基金に3,000万円積み立てし、8,010万円とするものでございます。

136ページの公債費につきましては、実績見込みにより一時借入金利子を減額するものでございます。

137ページの諸支出金につきましては、償還金が、平成20年度分の確定に伴う国庫補助金等の精算返納分でございます。高額療養費特別支給金は、実績見込みにより減額するものでございます。

138ページの予備費につきましては、今回の補正に伴う調整のため73万2,000円を増額しまして、1億1,171万円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

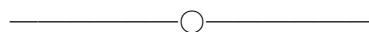
**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## **日程第7 議案第6号 平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）**

**○議長（上村 環君）** 日程第7、議案第6号、平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出予算について、医療給付費、医療費支給費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,994万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,485万1,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の144ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、医療費交付金を2,036万2,000円減額するものであります。

151ページをお開きください。

歳出の医療諸費は、医療給付費を3,960万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

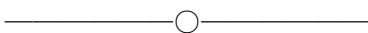
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



### 日程第8 議案第7号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第7号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、後期高齢者医療広域連合納付金、健康診査費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（木佐貫一也君） それでは、議案第7号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別

会計補正予算（第3号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

説明資料は60ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,437万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億2,760万5,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳入でございますが、予算書の157ページをお開きください。

1款、後期高齢者医療保険料、158ページの2款、使用料及び手数料につきましては、実績見込みにより算出したものでございます。

159ページの繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金が軽減対象者数の減により、事務費繰入金が実績見込みにより、それぞれ算出したものでございます。

160ページ及び161ページの諸収入につきましても、実績見込みにより算出したものでございます。健康診査事業補助金の減額につきましては、歳出の健康診査費の減額に伴うものでございます。

162ページの国庫支出金につきましても、委託実績に伴う減額でございます。

次に、歳出でございます。

163ページ、164ページの総務管理費、徴収費につきましても実績見込みにより算出したものでございます。徴収費の報償費は、自治会への口座振替推進奨励金でございます。

165ページの広域連合納付金につきましては、広域連合共同事業負担金の確定により減額するものでございます。

166ページの保健事業費も実績見込みにより算出したものでございますが、委託料につきましては、当初見込んでいた健診申込者数の6割程度にとどまったためでございます。説明資料の60ページを御参照いただきたいと思います。

次に、167ページの諸支出金も実績見込みで減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

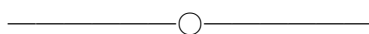
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



### 日程第9 議案第8号 平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第8号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ438万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,051万9,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の179ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費交付金を177万円増額するものであります。

185ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、居宅介護サービス給付費を1,000万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○19番（小園義行君）** 歳入の第1号被保険者保険料のですね、現年度分が減額になってるわけですが、ちょっと中身を教えてください。

**○税務課長（外山文弘君）** 中身ということですが、今回介護保険料につきましては、収入実績を基に今回補正を上げたところでございます。現時点で特別徴収関係は9,228人いらっしゃいますが、調定額の減に伴いまして、徴収率等を勘案いたしまして、今回380万円の減額をお願いするところでございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### **日程第10 議案第9号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）**

**○議長（上村 環君）** 日程第10、議案第9号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提

案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ277万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,132万2,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の197ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を277万1,000円減額するものであります。

198ページをお開きください。

歳出の総務費は、野井倉地区浄化センターほか維持管理委託料を135万9,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## 日程第11 所信表明

**○議長（上村 環君）** 日程第11、所信表明を議題とします。

市長の所信表明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 所信表明。

本定例会は、私が志布志市長として迎える2期目の最初の定例会でございます。あらためまして、志布志市長に再選させていただきましましたことに心から感謝申し上げますとともに、その重責に身の引き締まる思いがいたしております。

今期は、1期目の課題や反省を踏まえ、市民の皆様の思いや期待にこたえられるよう誠心誠意、全力を傾注して2期目の市政運営に取り組んでまいり所存でございますので、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

私は、市長就任以来、「市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政を」の信念の下、「志のあふれるまち」をまちづくりの基本理念として、共生・協働・自立の社会づくりに全力を傾注してまいりました。これまで、市民の皆様の御理解と御協力により、地域の課題を一つ一つ解決に向かわせることができました。しかしながら、まだまだ解決しなければならない問題や課題が山積しており、行政の努力だけでは限界があることもまた事実でございます。今後も引き続き、「共生・協働・自立」による市民と一体となった政策を進めてまいります。

また、今後の志布志市の発展に大きな「夢」と「挑戦」を描いております。その夢と挑戦は、市民一体の運動として、「ゴミの資源化率日本一」、「健康づくり日本一」、さらに「日本一の情報

技術（IT）先進地」を目指し、「志布志ブランド」を確立していくことであります。これら三つをうまくかみ合わせて、様々な日本一のブランドづくりに取り組んでまいります。その結果、志布志市の評価が高まり、「志布志」でできた農・畜・林・水産物は「安心・安全・本物」としての銘柄を確立させたいと考えます。

そして、同じ「志」に向かって市民と行政が一丸となって進み、その実績が積み重なり、全国で評価されて志布志ブランドが定着していくと確信をするところであります。

だれもが「このまちが好き、住んで良かった」と実感できるような市民生活の実現に向けて、初心に返って市政の課題に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それでは、平成22年3月定例市議会の開会に当たりまして、2期目の市政運営に臨む私の所信の一端を申し上げたいと存じます。

基本的な施策につきましては、「第一次志布志市振興計画」がスタートしてから3年を経過していますことから、同計画の七つの政策である、「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちづくり、「自然や風土と共生する安心で豊かなまちづくり」、「大地の力と海の恵みを活かした創造性あふれる持続可能なまちづくり」、「心」かよい合い若さあふれる元気なまちづくり、「伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまちづくり」、「市民が輝く共生・協働のまちづくり」、「市民とともに歩む「ムダ」のない経営のまちづくり」を引き続き進めてまいります。

また、それぞれの施策に基づく各種事務事業につきましては、「第一次志布志市振興計画」を徹底的に検証し、産業振興、医療福祉、子育て、教育環境、防災・防犯といった分野別に、引き続きその達成に向けて努力するもの、あるいは新たな課題として取り上げるもの、といったように整理を行い、計画実現のために最大限の努力をしてまいりたいと存じます。

また、今後具体的に進めることとしております、鹿屋市を中心市とした大隅定住自立圏構想、同じく宮崎県都城市を中心市とした都城広域定住自立圏構想における各共生ビジョンにより、それぞれの中心市の取り組みに対し、志布志市の将来の姿を模索しながら、市民の安心・安全を守り、豊かな地域発展の施策について積極的に参画し、事業の実施に努めてまいります。

今回の選挙を通して、市内全域をくまなく回り、多くの市民の皆様と直接お話をすることができました。皆様の声を謙虚に受け止め、耳を傾け、「住んで良かった」と思ってもらえる地域づくりの必要性を強く感じたところであります。

私は、市長選挙に立候補するに当たり、いくつかの公約を掲げてまいりました。今回は、市政に対する基本的な考え方を次の四つの視点から述べさせていただきます。

- 1、人と物がゆきかい豊かで生活重視のまちづくり。
- 2、安心・安全なぬくもりと元気なまちづくり。
- 3、行財政改革の一層の推進。
- 4、教育・文化の咲きほこるまちづくり。

以上、四つの視点でございます。



初めに、人と物がゆきかい豊かで生活重視のまちづくりについてでございます。

市勢の発展には、港を核とした施策が欠かせないものと考えております。昨年3月に新若浜地区の一部供用が始まり、新ふ頭においては5万トン級のコンテナ船が入港可能となり、コンテナ処理能力は、コンテナ換算で年間12万個となっております。また、現在の利用量は約7万個を超えておりますが、10万個に近づけることにより2期工事着手への弾みとなるものと確信をしておりますので、今後も志布志港の利用促進策を積極的に取り組んでまいります。

志布志港は輸入港としての認識が高く、今後、輸出に対しての取り組みが地域の発展と経済の振興に大きな弾みになると考えております。また、昨年発足した新政権の下、国内にばら積み船で入ってくる穀物や石炭などを取り扱う拠点港（ハブ港）を整備しようとする「国際バルク戦略港湾構想」が国家戦略として打ち出されました。

国は、穀物拠点港として国内2か所の指定を示唆し、後背地に食料基地を持つ南九州と北海道の港が有力視されているということでありまして、その公募が4月から始まりますので、指定を受けられるよう県や関連業界の御理解と御協力を求めるために全力を傾けてまいりる覚悟でございます。この指定を受けますと、約10年間、数百億円に上る港湾整備の公共事業が実施されることが見込まれ、地域の雇用、経済の活性化、さらには港の利活用の範囲が拡大することとなります。

志布志市は、現在うなぎの生産量日本一、茶の生産量は九州で2位、畜産を中心とする農業全般への諸施策の実施と実績は県内においても上位に位置しております。中でも、鹿児島ブランド産地に指定を受けているピーマン、生産量県内一のいちごは、本市を代表する作物であります。また、ちりめんじゃこ・はも等の水産物も豊富で、南九州地域の食料供給地として重要な地域となっております。この豊富な地域資源を有効に活用し「本物づくり」を行うために、「仮称 ブランド推進課」を設置し、官民連携の下、地場商材を世界市場へ発信できるような積極的な取り組みを実施してまいります。

また、安心・安全な食料の供給地としての確立を図るために、通信ネットワークを整備し、気象情報の活用、カメラによる農作物等の24時間監視や消費者へ情報発信を行う、アグリ・コミュニティ事業を展開してまいります。さらに、畜産振興について、一昨年鳥取県で開催されました全国和牛能力共進会において、志布志市から出品された牛が総合評価群部門の種牛群で一席となりました。志布志市は、このような立派な成績をあげる牛を育てる育成者や優秀な牛の育つ地盤が整っておりますので、新たな挑戦として、優秀農家・技術者の育成に取り組み、和牛生産・肥育日本一を目指す取り組みを行ってまいります。

まちの活性化や経済が豊かになる取り組みとしまして、観光入り込み客100万人の達成であります。イベントによる入り込みだけでなく、志あふれる市民の力でおもてなしの心あふれる取り組みがなされた結果、現在まで76万7,000人ももの入り込み客となり、100万人達成も間もなくとなっております。「来てよかった。また行ってみたい。住んでみたい。」と言ってもらえるまちづくりへの取り組みを積極的に展開してまいります。その取り組み策としまして、農家の方、各関

係機関の方々から組織する田舎暮らし推進協議会を核として、定住対策、グリーンツーリズム等の取り組みを積極的に展開し、若者・移住者の定住化や都市との交流促進に努めてまいります。

また、「うまいものグルメ通り」の開設や「うまいものコンテスト」を実施し、地元の食材による、ここでしか食べることのできない「志布志の名物づくり」の開発に努めてまいります。ひいては、このことが地場特産品・農水産物販売などの地域のにぎわいとリピーター観光客の誘客につながっていくものと考えております。

さらに、インターネットの活用による商店街の活性化と地産地消の推進を図ってまいります。市内全域に整備される情報基盤のテレビ電話等を活用して、高齢者や共働き家庭の買い物の利便性向上を図るために地域商店街を基本に、商品の配達システムを構築してまいります。このことは、商店街の活性化や地産地消に結び付くものと考えております。

まちの活性化は、市民が経済的に豊かになることであります。そのために、安定した職場の確保が優先されます。農・畜・林・水産物を中心とした地場資源を生かした企業誘致の一層の推進と雇用の拡大を行ってまいります。また、地場産業・企業の活性化と現状打破に向けて「企業診断・活性化プログラム」の導入を行ってまいります。

第2に、安心・安全なぬくもりと元気なまちづくりについてでございます。

志布志市は、「環境のまち志布志」としての地位を確立しようとしています。市民の皆さんの取り組みの結果が、ごみ資源化率全国第2位となりました。「めんどくさいのススメ」と再資源化率向上、その利活用策を更に進め「ごみゼロのまちづくり」に向けての取り組みを継続してまいります。

また、低炭素社会「チャレンジ25」の実現に向け、全国の先陣を切って取り組んでまいります。これは、地球温暖化対策として「二酸化炭素の25パーセントカット」を積極的に実践する自治体に対し、国がモデル地区に指定し、有利な事業の展開が実施できるものであります。環境のまち志布志に「志布志環境モデルタウン構想」を掲げ、国の指定を受けられるよう取り組んでまいります。このことは、「志布志ブランド」の取り組みの後押しとなり、ひいては、安心・安全な産物、地域として積極的に全国へ発信できる重要な施策になると考えております。

市民生活が営まれていく上で、福祉、医療、防犯、防災、生活環境などの環境整備は欠くことのできないものであり、安心・安全でぬくもりをもった元気なまちづくりは、行政の最重要課題でもあります。

「地域社会の安全は、地域住民自身の手で守る」という基本的な考え方に基づく志布志市の青パト隊（市民パトロール）の活動は全国一の組織加入率を誇り、市民の生命と財産を犯罪から守るため、地域ごとの自主防犯パトロールを軸とした幅広い犯罪防止活動を展開され、地域社会の安全に寄与されております。この取り組みの更なる充実を図ってまいります。

また、消防署の新設と緊急救助用ヘリポートの開設を行い、市民の生命と財産を守るための基盤整備を行ってまいります。

さらに、インターネットを利用した独居高齢者などの「見守り」と健康相談などのできるシステムの構築、防災対策としての告知放送の整備、健康・医療など、市民の方々が気軽に使える情報基盤の整備を行い、地域の高齢者支援策を推進してまいります。

次に、「子育て日本一のまちづくり」に向けての取り組みであります。

現在6歳未満までの乳幼児医療費助成を中学生までに拡充し、子育てに対する経済的支援を行います。さらに、現在の出産祝金支給事業を、第一子から出産祝金を支給して制度の拡充を図ってまいります。

また、現在取り組んでおります妊産婦の妊婦・乳幼児健康診査支援事業や、子育て支援のための支援センターによるファミリーサポートセンター事業やその他各種の支援事業の充実を図るとともに、継続した推進に努めてまいります。

医師不足の解消に向けた取り組みとしては、まずは、市民が健康づくりに取り組むための健康増進運動の推進を積極的に実施し、「健康づくり日本一」を目指し、「活き生き健康都市・・・志布志」の確立に努めてまいります。

第3に、行財政改革の一層の推進についてでございます。

厳しい国家財政の下、国の行財政改革の取り組みが加速的に推進され、地方の財政も更に厳しい状況にあります。

そのために、平成20年度から新しい時代に対応した行財政運営を実現するための手法である行政評価制度を導入して、全事務事業の評価を実施し、事務事業のビルド&スクラップに取り組んでおります。

また、組織体制や定数管理とも連動した行政経営全体の組織の潜在的な能力を最大限に発揮するための体系を構築して、市民にとって分かりやすく透明性の高い行財政運営の実現を目指すために、現在の「志布志市集中改革プラン」や「定員適正化計画」を更に推進し、より一層の財政の健全化を進めてまいります。その中で、昨年政府が行った国の事業仕分け制度を取り入れて、市民参加の「事業仕分け」制度を必要に応じて導入し、適正な予算の配分と、無駄のない市政運営を行うための市民参加型の改革を進めてまいります。

限られた人材でより質の高い行政サービスを提供できる体制づくりのために、高度化する住民ニーズや行政課題に対応できる組織の構築に取り組み、職員の資質向上を図るとともに、人事評価制度を導入し、市職員の活性化に努めてまいります。

行政運営で常に求められるものは、「最少の経費で最大の効果」、「事務事業のビルド&スクラップ」による財政の効率的な運営であります。そこで、民間人の企業的発想は、行政運営の中にあっては画期的で、無駄の排除という点からはまさに経費縮小・削減につながると考えております。今後4年間で、新産業の創出と新技術を伴うプロジェクトなどに有能な民間人の参加をいただくことにより、起業と雇用の創出に全力を挙げて取り組んでまいります。

最後に、教育・文化の咲きほこるまちづくりについてでございます。

私は、これまで新市のまちづくりの基本姿勢として、「共生・協働・自立」の社会づくりを進めてまいりました。このことは、みんなが知恵を出し合い、助け合い、従来地域社会が持っていた力を再生することであって、この社会づくりを推進していくために必要なものが「志」の精神であると考えております。教育・文化の咲きほこるまちづくりを目指して、「まちづくりは人づくり」の考えで次の政策を実施してまいります。

まず、「志のあふれるまちづくり」の更なる推進を図り、全国への情報発信を行ってまいります。先人たちが築いた歴史や文化を引き続き、「高い志」と「慈愛の精神」による「志のあふれるまちづくり」を推進するために、市民一人ひとりがそれぞれの役割を持って、志を掲げ、行動を起こし、輝く志布志市を目指して、平成19年4月24日に「志のまち」宣言を行ったところであります。「志布志に生まれてよかった、住んでよかった、志布志が大好き」と市民が思えるよう取り組みを行ってまいります。

学校教育においては、情報通信技術を活用した「わかる授業」や「楽しい授業」の一層の推進による学力の向上と、徳育の充実を推進します。

また、正しく美しい日本語を書くことや話すことが日本人としての原点であると考えますことから、市独自の「日本語教育」を導入します。

さらに、健全な子供の育成のために、家庭や地域の教育力育成を図るとともに、教育環境の整備・充実に意を用いてみたいと考えているところです。

少子高齢化社会の活性化と市民を主役にしたまちづくりの推進を図るために設立された、創年市民大学が大きな成果を上げております。まちづくり・地域の活性化、産業の振興・技術向上や文化の振興など、あらゆる面で人が全てと考えております。人づくりこそ究極のまちづくり・国づくりの基本であります。全国から優れた講師やリーダーを招いて人材を育て、新しいまちづくりや起業をサポートして、地域のリーダー・後継者育成を推進していくための「仮称 ころざし塾」の開設を行います。

さらに、懸案でありました新若浜港の整備が進み、「みなと振興交付金事業」において、多目的広場の一部が間もなく完成いたします。サッカーコートが3面取れるほどの広さで、その名称を昨年市内の小学生から募集し「しおかせ公園」としたところであります。この公園は、市民が気軽に使え、健康増進やレクリエーションの場として活用できる、志布志が誇れる「志布志の名所」としたいと考えております。また、サッカークラブ及び専門スポーツクラブ等のキャンプ誘致や、各種スポーツ大会を通じた青少年・市民の体力向上の推進を図ってまいります。

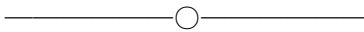
また、子供から大人まで、文化をいつでも学び、感じるができる環境整備を行ってまいります。そのために、まずは、市民の利用しやすい図書館運営や設備の充実を図るとともに、図書館の夜間開館なども検討し、「親子読書活動」などの推進で市民に親しまれる図書館づくりを進めてまいります。

以上、市政推進に当たり、所信の一端を申し述べましたが、このまちにあるすばらしい資源と

可能性を生かして様々な日本一のブランドづくりに取り組むことを決意し、この四つの基本的な考え方にに基づき、志布志市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現へ向け、輝かしい志布志市の明日と市民の豊かな生活を目指して、職員と一体となり努力を傾注してまいりますので、議会議員各位をはじめ、市民の皆様の御協力と御理解を賜りますようお願い申し上げます、私の所信といたします。

ただいまの所信表明で間違いがございましたので、訂正させていただきます。

7 ページ、1 行目であります。総合評価群部門の種牛群（たねうしぐん）と表現しましたが、種牛群（しゅぎゅうぐん）が正しい表現であります。訂正させていただきます。



## **日程第12 議案第10号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（上村 環君）** 日程第12、議案第10号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成21年度の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定並びに時間外勤務手当の支給割合の改定及び時間外勤務代休時間の新設等を行うものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○総務課長（中崎秀博君）** 議案第10号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

本案は、平成21年度の人事院勧告を受けた給与改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の改正の主なものは、まず1 番目に、労働基準法の改正を踏まえ、特に長い時間外勤務を抑制し、職員に休息の機会を与えることを目的として、1 か月60時間を超える時間外勤務に対する時間外勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、今回の支給割合引き上げ分の支給に代えて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日、または時間を指定することができる制度を新設するものでございます。

2 番目に、一般職の職員の6 月支給分に係る期末手当の支給率を現行の1.4 月分から0.15 月分引き下げて、1.25 月分にするものでございます。

それでは、説明資料の新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。新旧対照表の2ページをお開きください。

説明につきましては、改正後の条項で説明いたします。

第1条関係の志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表でございます。

第3条から7条までは、新設した第9条との均衡を図るための文言の統一を行っております。

3ページの第9条は、時間外勤務代休時間の規定を新設したものであります。これは、先ほど申し上げました支給割合引き上げ分の支給に代えて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日、または時間を指定することができる制度を新たに設けるものであります。

第10条以降は、第9条の新設があったことにより条の繰り下げ、字句の整理等を行っております。

資料の6ページをお開きください。

中ほどの第2条関係の志布志市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

第5条から第14条までは、字句の整理、枝番号の整理に伴う条の繰り下げ、それに伴う引用規定の整理を行っております。

8ページをお開きください。

第15条は、職員が正規の勤務時間に勤務しない場合の給与の減額方法を定めた規定ですが、新たに時間外勤務代休時間を減額対象から除くための改正であります。

第16条は、時間外勤務手当についての規定ですが、第4項から第6項を新たに加え、時間外勤務が1か月60時間を超えた場合、時間外勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げることを規定するものでございます。

資料の10ページをお開きください。

第23条、期末手当についての規定ですが、第2項の改正は現行の6月期の「100分の140」を「100分の125」に、管理職職員については、6月期の「100分の120」を「100分の105」に、12月期の「100分の125」を「100分の130」に改正するものであります。

第3項は、再任用職員に対する期末手当額の読み替え規定ですが、第2項の改正に準じた改正を行うものであります。

次に、附則でございますが、議案の附則のページをお開きください。

まず、附則第1項は、施行期日について規定したものでございます。この条例は、平成22年度4月1日から施行するものでございます。

附則第2項から第7項については、今回の条例改正に伴い、関係条例中の当該条名を引用して部分改めるものであります。第2項で志布志市職員の育児休業等に関する条例、第3項で志布志市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例、第4項第1号で志布志市特別職の職員の給与に関する条例、第4項第2号で志布志市教育長の給与等に関する条例、第5項で志布志市職員の特殊勤務手当に関する条例、第6項で志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基

準に関する条例、第7項で志布志市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正の規定となっております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第13、議案第11号から日程第17、議案第15号まで、以上5件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号から議案第15号まで、以上5件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

### 日程第13 議案第11号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第11号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成21年度の給与改定に関する勧告にかんがみ、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものであります。

内容につきましては、志布志市特別職の職員の給与に関する条例、志布志市教育長の給与等に関する条例、及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正し、議員、市長、副市長及び教育長の6月に支給する期末手当の額を0.15月分引き下げるものであります。

なお、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第14 議案第12号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第12号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、財政健全化に向けた取り組みとして、市長、副市長及び教育長の給与の減額措置を講じるため、その期間及び率を定めるものであります。

内容につきましては、第1条第1項で市長の給与の特例を、同条第2項で副市長の給与の特例を、第2条で教育長の給与の特例を定め、いずれも減額措置を講じる期間を平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間とし、その率を定額の100分の10とするものであります。

なお、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 財政健全化ということでの提案ということですが、本来もともとの給与自体を引き下げる、そういったものは検討されなかったのかですね。これは現在のそののいわゆる10%ということですので、そこが議論されなかったのかということ、それをひとつ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本案につきましては、私自身1期目の市長として、平成21年度で取り組みをさせてもらった内



容と同じでございます。経済的に、緊急的に厳しい状況になっているというような財政に向けまして、このことにつきまして当分の間、このことについて健全化に取り組むための姿勢を示すというようなことで、提案を申し上げるところでございます。

そのようなことで、給与の本給自体についての検討はしなかったということでございます。

**○19番（小園義行君）** これ、前提案があった時もですね、いわゆる特別職のその給与を1年間減額するということですが、これ、すべてのことを、いろんなもの、例えば農業委員とか含めてですね、そういったもの等の減額、そういったものも全体的に考えないと財政健全化というふうにはならんのではないかというふうな思いがありまして、前回提案があった時もそのような質疑をしたところですが、やはりこの提案理由が財政健全化に向けた取り組みとしてということであれば、すべて、それぞれの委員等々ありますね、いろんなもの、そういったものも含めてきちんと議論しないと健全化の取り組みとしての提案というには不十分というような気がするんですね。

例えば、一部事務組合のそういった議会の議員、また管理者の報酬、そういったもの等々もきちんと外郭団体を含めて、私は議論すべきだろうというふうに思います。そこはきちんとされなかったのか、もう1回。

それと併せて、今回、特別職のこれで年間幾らになるんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の御提案に際しましては、市長、副市長、教育長ということの減額措置を講じるために協議をし、提案をしたところでございます。

他の委員等につきまして、それから今お話がありました外郭団体の議員等につきましても協議はしておりません。

今回御提案申し上げます年間の削減額につきましては、三役合計で279万6,031円となっております。

**○11番（本田孝志君）** ただいまですね、財政の健全化のために10%ということではございますが、私は、50%とはいきませんが、40%ぐらいの減額は考えられなかったものか。そしてまた、期間が1年間ということではございますが、この財政が健全になるまで、いろいろとまだ今不景気な世の中ではございますが、恐らく二、三年では元に戻らないんじゃないかなと考えておりますが、この期間等につきましてですね、なぜたったの1年間ということにしたのか、根拠を示していただきたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** 期間につきましては、ただいまお話がありましたように国の財政等の状況というものが極めて厳しい中で、どのようなふうに移るかわからないということがございましたので、1年間というようなことをさせていただいたところでございます。

**○11番（本田孝志君）** 国からきたから10%減額にするということですかね。私は、独自の志布志市の考えとしてですね、話し合いはなされなかったものかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

国の方で経済対策につきまして、積極的な予算を組むというようなことで、今されているよう  
でございます。そのような中で、現在まだまだ末端まではこないところではありますが、指標等  
について上向きの数字が出ているというような状況でございますので、あるいは短い期間に景気が  
回復するというのも期待しているところでございます。

そのようなことの影響が本市にもいい形で巡ってくるということになれば、今お話ししたよ  
うな期間の中で取り組みをさせていただきまして、また次の期間については協議をさせていただ  
きたいと考えたところでございます。

**○2番（下平晴行君）** 今、話がありましたが、私はやはり市長がですね、提案するのであれば、  
まず自らが例えば20%、あるいは副市長が15%、段階を踏まえてですね、協力要請はなかったの  
か。

それと、都城だったですかね、委員会等が、例えば年間10日か20日ぐらいしか出ていないとい  
うようなことでも見直しをしていたようでもあります。そういうこと等を含めて、前もって、前  
にもありましたけれども、やはり執行部だけじゃなくて、議会の方もやはり減額するときはやるべ  
きじゃないかということも話がされたわけですが、そういうこともなかったわけではありますが、  
その辺はどうだったか、2点ほどお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** 今回、前回と同じ形で御提案申し上げたのは、経済状況的に現在の段階  
では変わらないというようなことでありまして、同じ額の形での減額というものを御相談申し上  
げまして、御提案を申し上げているところでございます。

そしてまた、議会につきましては、私どもも前回こういった形で取り組みをさせていただいて  
いるということを十分御理解いただいているというふうに考えまして、今回は特別事前に相談す  
ることはなかったところでございます。

**○2番（下平晴行君）** やはり、名目が先ほどからありますように財政健全化ということで、年  
間約279万円ということであるわけですね。これが少ないか多いかというのは別としまして、やは  
り全体でこれは市長、やっぱり考えてですね、取り組むべきじゃないかなというふうに思うわけ  
です。というのは、例えば、今議員年金の問題にしても出ております。市民から見て議員の立場、  
あるいは行政、市長、職員の立場、そういうのを市民は見ているわけですよ。ですから、やは  
りこういう財政健全化であれば、もうちょっと思い切ったやり方をすべきじゃないかと思うん  
ですよ。そこ辺は先ほど市長がお答えになりましたけども、そこ辺をもう1回、本当に財政健全化  
なのかどうかですね、お願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

10%という額につきましては、先どもお答えしましたように、前回そのような形で組み  
をし、また理解をいただいたということで今回もその額が適当ではないかというふうに判断  
したところでございます。仮に、20%、30%となるとなれば職員との兼ね合いということも考  
えなければならぬということになるかと思っておりますので、職員に対しまして現在の段階ではまだ

影響がない形で、このような削減策をしていきたいというようなことを考えたところでございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○19番（小園義行君）** ちょっと答弁がね、もっと真剣にやらないといけないじゃないですか。これ、前回の時も、今下平議員も出ましたけど、私も、全体を考えてこういう財政健全化ということであればもっと真剣に、これ、議会の議員の報酬の引き下げなんか入ってないじゃないですか。ここも含めてですよ、そして、ほかの例えば負担金を出して構成されている議会だとか管理者ってありますね、いっぱい。そういった所もきちんと、こういうことで財政が厳しいというのであれば、きちんと本当に議論してやらないと、ただパフォーマンスでやっていると言われても仕方がないでしょう。そういったものを、前回の時もそうだったけれども、今も当局として経済が厳しい状況だと、財政が厳しい状況だというのであれば、そのことがまったく議論されないでこれは提案されたというのであれば、僕は何のためにこの提案をされているのか、その意味さえも疑ってしまうような内容ですよ。きちんと前回の時も、そういったことも含めて対応するという、検討するというような答弁を首長はしてるんですよ。それが、実際今回される時に一切ないということで、当然、今回私たち議会の議員もですね、選挙をうけていろんなことを約束をしながらやってきたわけですよ。そういったことを含めて、ここに提案に至るまでのその議論の経過としては、非常に不十分だというふうに僕は理解をしているわけですね、今の答弁を聞いてても。もっとそこら辺のことをきちんと本当にやって、報酬審議会等々を実際開いてですよ、やるぐらいのものがあってよかったんじゃないですかね。そこらについてもう1回お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の提案につきましても、十分私どもは協議を重ねまして、今回の提案に至ったということでございます。

そしてまた、報酬審議会につきましては、提案があくまでも自主的、そして暫定的な減額措置ということで、諮問は行えないということで御提案するところでございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○11番（本田孝志君）** ただいまですね、市長の方から審議会には諮問されなかったということでございますが、私は、この前の選挙で市長が減額のことは言われなかったものですから、どうなっているのかなと関心を持っておりました。そしたら、この議案を見ましてですね、やはり市長も10%ぐらいということでありましたので、考えてはおったんだなと思っております。

やはりこれはですね、大事なことですので、市長の政治理念についてですね、もう一遍お伺いしたいと思います。たった10%では私は足りない。ですから先ほど申しましたように、せめて40%ぐらいの、それぐらいの大なたを振るってですね、やっていただきたいと。初の議会でございますので、ぜひもう一遍、そのような考えはないものかですね、これは即決となっておりますが、ぜひもう一遍お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

財政の健全化、そしてまた行財政改革の一環というような形で御提案をすることでございますが、前回も三役でこのような形で御提案申し上げ、そして御承認いただいたところでした。

今回、改めてこのことについて、どのようなふうにするかということで協議を重ねまして、御提案するような内容になったところでございますが、今お話にありました40%とか、カットということについては話はしておりません。

先ほどもお答えしましたように、そのことにつきましては、ほかとの兼ね合いも十分考えながら取り組まなければならない内容かというふうに考えます。

**○24番（野村公一君）** この議案は、期間の延長ということではさほど問題もなく提案をされたんだろうというふうに思うんですが、説明が足りない、だから議員の中にやっぱし、それはおかしいんじゃないのという疑問が出てくる、だから前に進まないということになるんだろうと思うんですね。

前回、この100分の10を減額をする時点で、議会でも大変議論になりました。一般会計を含む一般財政の懸念をして市長がカットをしていくのか、あるいはそのころ国民健康保険税のアップを生じたと、その見通しが甘かったということで、その責任をとって今回こういう措置をとるんだという議論が二つ分かれて、私も確かお伺いをした経緯がございます。その時に我々は、国保の財政の見通しを失敗をしたんだと、そのために責任をとって100分の10減額をしていくんだという方向で、私は了解をした記憶がございます。しからば、議会に何ら落ち度はないんだと、あなただけの責任で減額をするのは了解しようではないかということで、私たちは承認をした経緯がございます。そこをしっかりと引き継いで説明をされないと、財政のうんぬんということには私はならんと。財政のことを大儀をもって言われるのであれば、先程来、議員の皆さんが議論をされているとおり、しっかり議会にもそのことをして、議会も一緒にというのが私は建前だろうと。その説明が不足しているんじゃないかと私は思うんですよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の提案につきましては、前回と同じ形の提案というふうになっております。

そしてまた、今回も財政の健全化に向けた取り組みを、財政状況が厳しい中でそのような取り組みをするということで提案をすることでございます。

市全体の財政の中で及ぼす割合につきましては、額が小さいところではございますが、まずもって私どもがそのような形で健全化に取り組むんだということを示すというような形で御提案をすることでございます。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

**○19番（小園義行君）** 今回の議案第12号は、志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定についてということで、ここに市長、副市長及び教育長の月額の特例ということで、10%削減ということをして1年間ということの提案ですが、あくまでも市長の提案は、財政健全化に向けた取り組みとしてと。本市の財政状況が大変厳しいという状況の中でこういったことが提案されるということであれば、もっと私はすべてのものを見直しをした上で、きちんと提案がされるべきだろうと。この10%引き下げもいいでしょう。だけど、私たち議会の議員はまったくこの影響を受けないと。そういったこと等も含めて、住民の皆さんからいつも言われているものは無駄を省けと。私は議員の給与が無駄だとは思いませんけれども、市長自ら財政が厳しいというのであれば、お互いに議会の議員も当然そのことを身を削るということは、当たり前なことだろうというふうに私は思うわけです。

そして、他の市の負担金等々をもって構成されているそういった所に対しての報酬の問題、そういった等もすべて議論をされた上で、私は財政健全化に向けた取り組みとして議論がされた上での提案、それになってないというのは自ら市長が答弁されたところであります。

私、この月額10%引き下げ、これには賛成ですけれども、そういった提案に至るまでの経過、私たち議会の議員のそういったものも併せて僕は提案してほしかったと、そういう気がしてなりません。この引き下げについては賛成であります。でも、本当に財政が厳しくて、その健全化に向けた取り組みとしては不十分ということで、反対であります。

**○議長（上村 環君）** ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（上村 環君）** 起立多数であります。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定されました。

—————○—————  
**日程第15 議案第13号 志布志市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（上村 環君）** 日程第15、議案第13号、志布志市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

す。

本案は、条例中に用いられる「市長」の字句に関し、水道事業管理者の権限を行う市長を含むか否か及び個人としての市長であるか否かの区別について法制上の明確化を図るため、当該字句を整理するものであります。

内容につきましては、第1条で、志布志市情報公開条例第2条第1項及び志布志市個人情報保護条例第2条第2項で用いられる「市長」が、水道事業管理者の権限を行う市長を含むものであることを明確にし、水道事業が情報公開制度及び個人情報保護制度の対象にならないと誤って解釈されないよう字句を整理するものであります。

第2条で、志布志市子育て支援センター条例第8条第2項、志布志市田之浦ふるさと交流館条例第6条第2項、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第2項、志布志市松山体育施設条例第6条第2項、志布志市志布志農村研修センター条例第6条第2項、及び志布志市移動通信用鉄塔施設条例第5条第2項で用いられる「市長」が、市の機関としての市長であることを明確にし、損害賠償責任の主体が個人としての市長であると誤って解釈されないよう字句を整理するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

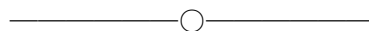
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。



## 日程第16 議案第14号 志布志市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長（上村 環君）** 日程第16、議案第14号、志布志市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、道路交通法の一部改正に伴い、高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例及び高齢運転者等専用駐車区間制度の創設の措置が講じられたため、違法駐車等及び駐車施設の定義を改めるものであります。

内容につきましては、第1条の改正が字句の整理、第2条の改正が違法駐車等の根拠条項の変更、及び駐車施設に高齢運転者等専用時間制限駐車区間に係る道路標識等によって区画された道路の部分を含むこととするもの、第3条、第6条及び第7条の改正が字句の整理であります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成22年4月19日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第17 議案第15号 志布志市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第15号、志布志市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申

申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正による用語の整理が行われたことに伴い、条例中の当該用語を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、題名及び本則中、「保育の実施」を「保育所における保育」に改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成22年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○19番（小園義行君）** ちょっと教えてください。

この保育の実施とですね、保育所における保育、この違いというのは、私たちは保育の実施というと、行政が行う全般というふうを感じるわけですが、この保育所における保育というふうにもう限ってしまうと、何か保育所の中で行われるそのことだけというふうを考えるわけですが、この違いはどういうふうに関字句の整理等々で上位法との関係でなったのか、もう1回詳しくお願いします。

**○議長（上村 環君）** 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後2時36分 休憩

午後2時47分 再開

○

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** ただいまお尋ねの保育の実施と保育所における保育の違いということでございますが、保育という言葉には家庭における保育というものもあると。それから、最近、幼保一体型の認定保育園というのも出てきております。これらの言葉の整理ということで、市においては保育所における保育をやっているということで、このような形での字句の整理になっているところでございます。

**○19番（小園義行君）** いわゆる家庭における保育だとか、そういったもの等々を含めてですね、いわゆる幼児虐待とかいろんなことがあるわけですが、保育に欠けるとかいろいろですね。そのことを今、課長の答弁だと上位法も保育所における保育、そのことだけに公的責任というか、そういったものがあるということで、旧法だと保育の実施ということで非常に幅が広いわけですね。これは保育所における保育という、そこに限定しているというふうに理解していいんですね、その公的責任の在り方としてですよ、これ。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** これにつきましては、市の場合は保育所における保育に関する条例ということで、保育所に限られているということでございますので、このような表現になったと



ころであります。

**○19番（小園義行君）** じゃあ旧のですよ、志布志市の保育の実施に関する条例と、今回のこの志布志市保育所における保育に関する条例に変わるわけですけど、この大きな違いというのは何ですか。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 基本的には一緒というふうに考えております。

**○17番（岩根賢二君）** 確認をしたいと思いますが、この条例そのものの名称は変える必要はないんですか。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** ただいまお尋ねの件ですが、志布志市保育の実施に関する条例を今回の見直しにより、志布志市保育所における保育に関する条例というふうに改めてございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

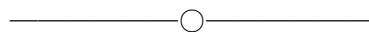
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第15号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。



#### **日程第18 議案第16号 志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（上村 環君）** 日程第18、議案第16号、志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、子供の健やかな成長をなお一層支援するため、第1子及び第2子を出産した者に対しても出産祝金を支給するものであります。

内容につきましては、第1条の改正が字句の整理、第2条の改正が出産祝金の支給対象者に第1子及び第2子を出産した者を加えるもの、第3条の改正が第1子及び第2子を出産した者に係る出産祝金の支給額を一人につき5万円とするもの、第4条から第6条までの改正が字句の整理

であります。

なお、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○13番（小野広嗣君）** 今回、この出産祝金支給条例の一部を改正する条例の提案がなされたわけですが、旧志布志町時代の時の町長が、いわゆる少子化対策の一環として、そのたたき台として提案があって、それ以降新市にも第3子に10万円というものが引き継がれてきたわけですが、その際、旧町時代も第3子のみに限って支給というのはいかがなものかという議論もなされ、私も旧志布志町時代、また新市になってもそのことは申し上げた経緯があります。そういった中で、今回こういった第1子、第2子を含めてですね、祝い金を支給すると、出産祝金を支給するという考え方には理解を示すものであるわけですが、そういった中でこの第1子、第2子を5万円とされた、財政的にかなりのものが負担となってくるわけですが、そういった中でこの5万円とされた根拠ですね、これをまずお示しをしていただきたい。

そして、この新旧対照表、これを見ていきますと、第2条関係、新の方の第2条、そして旧の方もそうですが、いわゆる出産の時に「死産を除く」という文言が3条と2条で入れ替わって入ってきているわけですが、今回「子を出産（死産を除く。）」とされたわけですがけれども、この死産を除くとされなければいけないそれなりの理由がこれまでに発生していたのか、そこをお示しをください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回、出産祝金という形で第1子、第2子も祝い金を贈ろうというようなことで、5万円というところで御提案申し上げるところでございます。

子育て日本一のまちを目指す町としましては、様々な形ででき得る限りの子育て支援策を設けていきたいということで、順次そのことについては整備をさせていただきたいという中で、今回このような形の御提案をするところでございます。5万円という額につきましては、3子以降が10万円ということですので、1子、2子につきましては、5万円のお祝い金が相当ではないかというふうに考えたところでございます。

死産の件につきましては、担当の方に回答させます。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 死産につきましては、旧条例の中でも第3条で「第3子以降に生まれた子供（死産を除く。）」というものがございます。それを引き継ぎまして、同様の考え方で整備をしたということでございます。

**○13番（小野広嗣君）** じゃあ聞き直しをしますが、確かに旧第3条でも「死産を除く」となって、それを引き継いだということではありますが、いわゆるこの出産祝金を支給するに際して、この死産ということを含めてですね、いろいろと現場で支給する際に問題があったのかということですね。例えば、死産ということも含めて、出産はしたじゃないかということで、そういった請

求が過去にあったのか、そういったことも含めてこういう文言をきっちり載せているのかということですね。載せて以降、そういったトラブルがあったのかということをお聞きしたいと。

それと、あと市長の方で、5万円が相当であるという判断を第3子が10万円であるから、第1子、第2子は5万円が相当であるという答弁でありましたが、相当であるという議論はどのような経緯をなされて、例えば、ほかの自治体でも祝い金を出されている所もありますね、額も違ったりしますが。様々ものを精査して5万円と至ったのか、いわゆる相当とする根拠が、いわゆるこのくらいでいいだろうというような出し方なのか、そこらをもう少しお述べになっていただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 今回御提案を申し上げます祝い金につきましては、第1子、第2子についてはまだ比較的少ないという事例でございまして、離島等の方でこのことが行われているようでございます。その中で、やはりこういった形で差が設けられるといった形がされておりますので、私どもの方としましても、第1子、第2子については5万円という形、そして10万円は従来通りというような形にさせていただいたところでございます。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** もう1点の件ですが、窓口でのトラブルということについては、聞いておりません。

**○13番（小野広嗣君）** 分かりました。

確認だけさせていただきたいと思うんですが、市長、冒頭に少子化対策のたたき台として旧志布志町で提案があったと、そして第3子に10万円というものがずっと引き継がれてきたわけですね。その第3子10万円から、第1子、第2子へ含めてお祝いを出すと。本田市長のこの4年間でなされなくて、ここへきてやっとここへたどり着いたなという気がするわけですが、このこと自体は理解をよくするわけですが、ここへたどり着いて、2期目にこの第1子、第2子に5万円を支給するという方向に思い立った、今回の選挙でも述べられているわけですが、思い立ったその背景、そして少子化対策のたたき台としてスタートしたそのこと自体が、この出産祝金によって、いわゆる子供を育てていく上での対策としてはどうなのか。あるいは出産に、第3子ですよ、今までは第3子ですから、第3子に手当をすることによって出産に拍車が掛かっていると、確かにこの手当は効果があるというふうにもみられているのか、そこだけ確認をさせてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

子育て日本一を目指したいということで1期目は取り組みをさせていただいたところで、そのような中で、できるものについて取り組みをさせていただいたところでございます。

今回も、そのような子育て日本一というものは引き続いて取り組むべき大きな課題というようなことで、できる範囲内の施策、対策というものを打っていきたいというようなことで、今回新たに御提案するところでございます。

また、その10万円が効果があったかどうかということにつきましては、その10万円を支給することで第3子以降が増えたかどうかということについては、データがないところでございますが、

少なくともその10万円をもらわれる方々につきましては、非常に喜んでおられるというようなこととあります。そして、さらに今回、新たに1子、2子を産んでいただく方も、そのようなことで喜んでいただける政策になろうかというふうに思います。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 第3子目以降の数字でございますが、平成18年度の段階では50名ぐらいただったと思います。年々数を重ねて、20年度の実績で申しますと74名ほどの第3子以降の出産がございました。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○19番（小園義行君）** 今回のこの改正ですけれども、いわゆる健康保険法が求めている出産というやつですね。出産は、まず妊娠をしないと始まらないわけですね。そこで、これまでは第3子の中でいわゆる死産を除くというふうになってたんですけど、妊娠をすることから始まって出産に至るわけですが、その健康保険法等で例えば流産したりいろんなことがありますね。その法が求めている出産という基準というのは、何か月からそうになっているのかですね、そこを1点お示しをしていただきたいということと、併せて、今回は改正されまして第1子から出産の、いわゆるお産された時にお祝金が出ると。ここで、この死産というのはやっぱり僕は、先ほど小野議員の方からも出ていましたけど、これは除くべきだろうというふうに思うわけですね。そこで、法が求めている出産というのは月齢期で言ったらどれぐらいから、流産したりいろんなことがあるわけですけど、それが求められているのかということとをまずお聞かせをください。

そして、この第1条の目的で、出産を奨励するとともにうんぬんってありますね。これはあくまでも、死産だろうが何だろうが、出産なんですよ。そのことをどういうふうに当局が理解した上で、第1子からやるとやったこの改正は、僕はとても有り難いことだし、第3子以降としていたものを第1子にするんだったら、ここは少し配慮されて、仮にそういう状況があっても、次に妊娠、出産を奨励していくという意味では必要だったのではないかという気がしてなるんですが、いかがですか。

**○議長（上村 環君）** 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後3時06分 休憩

午後3時11分 再開

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の提案につきましては、子育て支援ということで出産祝金の支給をするということでございます。ということで、住民基本台帳に記載された形で出産された方に対しましてお祝い金を贈るということになろうかと思っております。

ただいま議員の方からお尋ねがありました国保の取り扱いにつきましては、12週以降がその対

象になるということでございますが、本市では、ただいまお話ししましたように、住民基本台帳に記載され、生まれた方に対しまして祝い金を贈るというものでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第19、議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第19 議案第17号 志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第17号、志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、満80歳、満85歳、満90歳、満95歳又は満100歳以上である者に係る敬老祝金を同学年である者について同一の年度に支給するため、対象者の年齢を区分する基準日を改めるものであります。

内容につきましては、第1条の改正が字句の整理、第2条の改正が敬老祝金の支給の対象者の年齢を区分する基準日を、数え年にあつては支給日の属する年、満年齢にあつては支給日の属する年度内とするもの、第4条の改正が字句の整理であります。

なお、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回のこの提案というのは、以前は9月1日を基準にされてたわけですね。それを年度内に、いわゆる3月31日までに、次の年のですよ、それにあるものについて、同じ学年の人にはそういうふうにしますよというあれですね。そうした根拠は何なんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

9月1日を基準にということでしたときに、4月1日から8月31日までの方につきましては対象にならなかったということで、同じ学年なのに対象にならないということで、そのことにつきましては、対応してほしいというような要望があったところでございます。そのようなことを勘案いたしまして、今回、同じ学年の方が対象になるように改正をするということになれば、同級生同士でお祝いができるというようなことになろうかということで御提案するところでございます。

**○19番（小園義行君）** 市長も選挙を終えられて少しいろんな考えが変わったんだなあとと思うところです。

前の条例だと9月1日現在でそうだったものですね。それが、やっぱりそんなのはおかしいよと、そういう声があって、9月1日以降もそうして、3月2日になった方もあげるということになったわけですね。その不公平感があったから、市長としてやっぱり変えようというふうに思われたんだと思うんです。そのことを考えたときに、この目的の第1条、社会福祉事業の一環として社会の進展に寄与したものの功労を讃（たた）えるため、高齢者に対し、敬老祝金を支給することを目的とする、これを考えたときに、同じ9月1日で以前の方はもらえるけど、それ以降の方はもらえない、その不公平感、そして若干その1歳年上の人でもまったくそれはもらえない、そういった議論というふうにならなかったものなのかですね、再度お願いします。

**○市長（本田修一君）** 今回の御提案につきましては、今議員の方からありましたように、同級生の中で不公平感があるというようなことで、そのようなお声を十分反映させた形で取り組みをさせていただいたところでございます。ということで、節目支給というような形、80歳、85歳、90歳、そしてまた95歳、100歳ということで御提案するところでございます。

**○19番（小園義行君）** 当初予算でこのことが出ているわけですが、19か月という形で、今回はですね。その基準日というのはいつになって19か月ということの考えと、再来年のということになるんですかね、そこをちゃんと教えてください。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 4月1日を基準日として、4月2日以降翌年度の4月1日までの生まれた方、それに合わせて今回の場合は、それに該当されない方もいらっしゃいますので、その方を含めまして、今回19か月の間の方を対象としているということでございます。

それから、経過措置の方で記載してございますが、平成21年9月2日以降の方々が前年で対象になっていらっしゃいませんでしたので、その方々を含めて今回対象にしているところであります。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

**○19番（小園義行君）** 今回の議案第17号、志布志市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例、

この提案理由が先ほど市長の方からあったわけですが、旧条例だと9月1日現在でそこに達していた者ということですが、同じ同級生であって9月1日以降にその年齢に達する人たちからやっぱりそれはおかしいよと、そういった不公平感があるということで、それをなくすためにということで、また今回この経過措置も含めまして、昨年の21年9月2日以降からこういう状況になった方々も踏まえて、そこにさかのぼってやると。このことは大いに理解をするところであります。

そうしたことを考えるときに、第1条の目的からしたときに、社会福祉事業の一環として社会の進展に寄与した者の功労を讃（たた）えるため、高齢者に対し、敬老祝金を支給することを目的とすると。この趣旨を考えたら、同じ年にもらえる人ともらえない人、このことで不公平感があるということを経理が感じ取られて今回提案ですけども、これはもっと広げてですね、私はきちんとやるべきだろうと。そうした同じ年に生まれた人にもらえる人ともらえない条例を今回変えようとするのであれば、その1年前後の人たち、間にはまらない人たち含めて、私は現在の1,700万円程度の、1,050万円ですか、今回当初予算で1,700万円ということですけども、この金額をほとんど変えずに、私が簡単に試算してみますと3,000円をやると1,700万円程度で、これ、十分可能な金額であります。

私は、よって、この条例を改正して、それでもなお不公平感が残るようなこの条例改正には反対であります。ぜひともこれ、75歳以上全員支給にして、今ある現予算の中で十分それは条例を改正するだけで可能であります。そういった意味から、今回のこの節目支給を残したままでの不公平感を少し和らげる、そういった程度では納得いかないと、そういう立場であります。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決することに決定されました。

---

## 日程第20 議案第18号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第20、議案第18号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅を公衆の使用に供するため、その名称及び位置を定めるものであります。

内容につきましては、供用を開始する市営住宅の名称を「若浜団地」及び「通山団地」とし、若浜団地の位置を志布志市志布志町安楽192番地3、通山団地の位置を志布志市有明町野井倉8288番地3とするものであります。

なお、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第21 議案第19号 志布志市手づくりの里条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第21、議案第19号、志布志市手づくりの里条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、志布志市手づくりの里条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、公有財産台帳整備に伴う志布志市手づくりの里施設の調査の成果に基づき、志布志市手づくりの里の代表地番を変更するため、志布志市手づくりの里の位置する番地を改めるとともに、他の公の施設に係る条例との整合を図るため、規定の整理を行うものであります。

内容につきましては、第1条の改正が他の公の施設に係る条例との整合を図るための規定の整理、第2条の改正が志布志市手づくりの里の位置を志布志市有明町野井倉1765番地1に改めるもの、第3条以降の本則、附則及び別表の改正が他の公の施設に係る条例との整合を図るための規定の整理であります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第20号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第22、議案第20号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市やっちくふるさと村の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者となる団体を有限会社渡辺商店とし、指定の期間を平成22年4月1日から平成25年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

○議長（上村 環君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

本日はこれで延会します。

午後3時30分 延会

## 平成22年第1回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成22年3月4日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第21号 平成22年度志布志市一般会計予算
- 日程第3 議案第22号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第4 議案第23号 平成22年度志布志市老人保健特別会計予算
- 日程第5 議案第24号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第25号 平成22年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第26号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第8 議案第27号 平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第28号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第10 議案第29号 平成22年度志布志市水道事業会計予算

**出席議員氏名（24名）**

1番	平野	栄作	2番	下平	晴行
3番	西江園	明	4番	丸山	一
5番	玉垣	大二郎	6番	坂元	修一郎
7番	鶴迫	京子	8番	藤後	昇一
9番	毛野	了	10番	立平	利男
11番	本田	孝志	12番	立山	静幸
13番	小野	広嗣	14番	長岡	耕二
15番	金子	光博	16番	林	勇作
17番	岩根	賢二	18番	東	宏二
19番	小園	義行	20番	上村	環
21番	鬼塚	弘文	22番	丸崎	幹男
23番	福重	彰史	24番	野村	公一

**欠席議員氏名（0名）**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市長	本田	修一	副市長	井手	南海男
教育長	坪田	勝秀	総務課長	中崎	秀博
情報管理課長	徳満	裕幸	企画政策課長	溝口	敏久
財務課長	溝口	猛	港湾商工課長	萩本	昌一郎
市民環境課長	竹之内	宏史	税務課長	外山	文弘
福祉課長	津曲	兼隆	保健課長	木佐貫	一也
農政課長	白坂	照雄	耕地林務水産課長	立山	広幸
畜産課長	中崎	章文	建設課長	中迫	哲郎
松山支所長	上原	登	志布志支所長	吉野	健一
水道局長	井手	佐喜雄	会計管理者	楠川	昭博
農業委員会事務局長	大園	朗	教育総務課長	五代	豊一
学校教育課長	山口	幸彦	生涯学習課長	小辻	一海

**議会議務局職員出席者**

事務局長	今井	善文	次長兼議事係長	徳田	弘美
調査管理係長	坂元	正知	議事係	武田	賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。



### 日程第2 議案第21号 平成22年度志布志市一般会計予算

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第21号、平成22年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、平成22年度志布志市一般会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市一般会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成22年度志布志市一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ162億1,000万円となり、前年度当初予算と比較しますと、17億5,100万円、9.7%の減となっております。

これは、平成22年度当初予算が骨格予算であるということをはじめ、畑地かんがい排水事業償還負担金が9億759万円減額になったこと、人件費が2億117万4,000円減額になったこと、公債費が9,934万1,000円減額になったことが主な要因でございます。

骨格予算ではありますが、雇用の確保及び景気対策として、継続的な普通建設事業、施設整備事業、振興事業及び運営事業に係る負担金及び補助金についても計上しております。

雇用につきましては、平成21年度に引き続き農道等の維持管理をはじめ各種事業に係る雇用に24人、4,617万9,000円計上しております。

なお、私の政策を反映させる予算につきましては、6月定例議会で御審議をお願いしたいと考えております。

平成22年度志布志市一般会計予算の詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第21号、平成22年度志布志市一般会計予算（案）について、補足して御説明申し上げます。

資料につきましては、お手元にお配りしております当初予算説明資料及び一般会計当初予算参考資料を御参照ください。

それでは、予算書第2表の債務負担行為でございますが、予算書の8ページでございます。

地方自治法第214条の規定によりまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定め、農業農村家業再生支援補助金ほか11件、限度額を総額で1億8,980万7,000円計上しております。なお、詳細な資料につきましては、昨日の答弁を踏まえ、後日提出しますのでよろしくお願い申し上げます。

第3表、地方債につきましては、事業の資金調達を図るため、地方自治法第230条第1項の規定に基づき、起債の目的、限度額、方法等を定め、一般公共事業ほか、地方債の総額を13億9,910万円計上しております。うち、臨時財政対策債につきましては、6億9,110万円計上しております。

それでは、平成22年度一般会計歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書は1ページ、第1表、歳入歳出予算、資料の方は一般会計当初予算参考資料でございますが、参考資料の7ページをお開きください。

歳入の自主財源につきましては、39億5,136万1,000円、構成費24.4%、依存財源は122億5,863万9,000円、構成比75.6%となっており、自主財源の市税や繰入金が増減し、依存財源の地方交付税や国庫支出金、県支出金が増減となっております。

まず、自主財源の柱となります市税は、4,629万4,000円、1.5%減の30億689万1,000円計上しております。主な内訳としまして、市民税は、景気低迷による市民所得の伸び悩みにより6,438万2,000円減額の10億4,450万円、固定資産税は5,808万8,000円増額の16億3,689万1,000円、市たばこ税は消費の伸び悩みによりまして、4,000万円減額の2億3,500万円計上しております。

地方譲与税は、地方財政計画により210万円、0.8%減の2億6,300万円計上しております。

地方消費税交付金は、前年度の交付見込みを勘案し、3.6%減の2億7,000万円、地方交付税におきましては、地方財政計画の伸びを勘案し、2.6%増の69億7,800万円計上しております。

分担金及び負担金につきましては、保育料、老人福祉施設入所者負担金など3.8%減の2億552万円計上しております。

使用料及び手数料につきましては、道路占用料、住宅使用料等2.8%増の1億5,405万7,000円計上しております。

国庫支出金につきましては、保育所運営費、生活保護費負担金をはじめ、新たに創出された子ども手当交付金、これが5億2,363万9,000円、等によりまして、24.2%増の20億2,096万3,000円計上しております。

県支出金につきましては、活動火山周辺地域防災営農対策事業、緊急雇用創出事業、臨時特例基金事業のほか、子ども手当交付金等によりまして、14.3%増の12億3,187万6,000円計上しております。

繰入金につきましては、地域づくり推進基金繰入金、地域福祉基金繰入金など87.7%減の1億1,968万3,000円計上しております。

諸収入につきましては、オラレ収入金、肉用繁殖雌牛導入資金貸付金元利収入など45.2%減の2億3,368万1,000円計上しております。

市債につきましては、合併特例債、過疎債、臨時財政対策債など47%減の13億9,910万円計上しております。

次に、歳出予算について性質別に御説明申し上げます。

同じく、一般会計当初予算参考資料の8ページをお開きください。

まず、性質別でございますが、義務的経費は4.8%増の95億6,073万8,000円計上しております。歳出に占める割合が59%となっておりますが、これは扶助費の増額によるものでございます。

人件費につきましては、5.4%減の34億9,601万2,000円を計上しております。なお、一般職につきましては、職員適正化計画に基づく退職者一部不補充等により1億5,717万5,000円、5.2%の減となっております。

なお、本年度から臨時職員の待遇改善としまして、通勤手当相当額を約1,200万円程度計上しております。

公債費につきましては、前年度に繰り上げ償還分を計上していたことに伴いまして、3.9%減の24億4,347万4,000円計上しております。

扶助費につきましては、子ども手当、これが6億8,032万9,000円、等の新設、保育所運営費の増額等によりまして、25.6%増の36億2,125万2,000円計上しております。

投資的経費は、前年度に国営かんがい排水事業償還負担金が9億759万円あったこと、それから、骨格予算により新規事業を計上してないことによりまして、51.9%減の15億5,570万8,000円計上しております。

物件費につきましては、事務経費等の削減によりまして、1.4%減の18億9,799万1,000円計上しております。

補助費は、前年度に商品券事業等があったことによりまして、15.5%減の19億747万円計上しております。

繰出金につきましては、国民健康保険等、特別会計への繰出金の減額等に伴いまして、9.5%減の10億7,934万2,000円計上しております。

次に、歳出予算について目的別に御説明申し上げます。予算書の方で申し上げます。

議会費は、議員報酬及び事務調査等に要する経費としまして、議員定数の減額等により、17.8%減の1億9,385万円計上しております。

総務費でございますが、総額で9.7%減の17億5,557万6,000円計上しております。

主なものとしまして、市政全般の管理的な事務に要する経費等、総務管理費に11億6,615万5,000円計上しております。そのほか、税の賦課徴収に要する経費など徴税費に3億5,943万3,000円、戸籍住民基本台帳費に1億4,021万円、参議院議員選挙等に要する経費など選挙費に4,812万4,000円、それぞれ計上しております。

次に、民生費でございますが、総額で9.9%増の57億9,067万4,000円計上しております。

主なものとしましては、自立支援給付費支給事業、介護保険特別会計への繰出金、それから後

期高齢者医療広域連合への負担金など社会福祉費に27億7,403万9,000円、子ども手当給付事業、児童扶養手当給付事業、保育所運営事業など児童福祉費に22億5,664万1,000円、生活保護費に7億5,869万円、それぞれ計上しております。

なお、出産祝金につきましては、新たに第1子、第2子にも5万円を支給することとしまして、1,275万円増額しております。

敬老祝金は、年齢基準日を9月1日から4月1日に見直したことによりまして、701万4,000円の増額となっております。

次に、衛生費でございますが、総額で1%増の11億6,378万7,000円計上しております。

主なものとしましては、水道事業会計補助金、曾於南部厚生事務組合負担金など保健衛生費に7億525万2,000円、塵芥収集等業務委託、下水道管理特別会計への繰出金など清掃費に4億5,853万5,000円、それぞれ計上しております。

次に、農林水産業費でございますが、総額で44.1%減の13億5,580万7,000円計上しております。

主なものとしまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業、肉用繁殖雌牛導入事業、畑地帯総合整備事業など農業費に12億5,244万円、森林整備地域活動支援事業、林道舗装事業等林業費に8,684万3,000円、はも販売促進事業など水産業費に1,652万4,000円、それぞれ計上しております。

次に、商工費でございますが、主なものとして、商工業振興対策事業、オラレ志布志事業、特産品販売促進事業のほか、さんふらわあ利用促進を図るための利用促進協議会への新たな負担金を1,000万円計上するなど、総額で49.5%減の3億2,047万8,000円計上しております。

次に、土木費でございますが、総額で29.9%減の11億9,890万7,000円計上しております。

主なものとしまして、堀ノ内有野中原線、一丁田宇都鼻線、六月坂安良線などの改良事業等道路橋梁費に7億5,487万1,000円、急傾斜地崩壊対策事業など河川費に1,307万円、港湾改修事業負担金など港湾費に1億2,184万7,000円、公園管理事業など都市計画費に3,116万4,000円、公営住宅管理事業など住宅費に6,543万6,000円、それぞれ計上しております。

次に、消防費でございますが、大隅曾於地区消防組合負担金、消防団員の報酬、出勤手当など、総額で5.6%減の4億9,970万5,000円計上しております。

次に、教育費でございますが、総額で1.3%減の14億4,773万9,000円計上しております。

主なものとしまして、委員報酬、教職員住宅管理事業など教育総務費に2億2,946万円、学校施設維持管理事業、学校教育用コンピューター導入事業など、小学校費に2億6,772万円、中学校費に1億5,434万2,000円、生涯学習推進委員会活動事業、自主文化事業、文化財保護事業など社会教育費に5億1,495万6,000円、体育施設の維持管理事業、学校給食センターの運営事業など保健体育費に2億5,067万2,000円、それぞれ計上しております。

このほか、災害復旧費に2,000万3,000円、公債費に24億4,347万4,000円、予備費に2,000万円計上しております。

なお、予算書の175ページでございますが、地方債の年度末現在高の見込みでございますが、6

億5,941万円減額の232億7,434万5,000円となる見込みでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

**○17番（岩根賢二君）** 質疑を何項目かいたしたいと思います。

平成20年度の決算認定があったわけですが、予算編成に当たっては、このやはり決算の認定、監査委員から出ている意見書等を参考にしながら、次年度以降にそれを生かすということが必要だと思っております。そのことを踏まえて、この平成22年度の当初予算にどのように反映されたのか、その点をお聞きしたいと思います。

意見書と申しましても、いろいろ意見が出ておりますので、2点に絞ってお聞きをいたします。

まず、財政運営について、自主財源の確保をいかに図るかが重要であるという指摘がなされております。今後も増加すると考えにくいことから、自主財源の確保には一層徴収率向上に努められ、自主財源の確保に努められたいという意見がございます。また、負担の公平性の観点から、安易に時効完成による不納欠損処分を行うことのないよう留意されたいと、こういう意見が付されております。このことについて、自主財源の確保ということ、今の説明によりますと自主財源の比率も前年度よりも少なくなっているようでございます。これについてどのように努力される考えか。また、不納欠損処分についてはどのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、各種団体等への補助金の交付については、市補助金等交付規則や関係要綱に沿って事務処理し、真に必要な事業かを十分精査した上で決定されたいと、このような意見が述べてあります。このことについて、各種団体への補助金についてはどのような精査を経て補助金交付を決定されたのかお聞きをいたします。

中の項目について何点かお聞きいたします。

予算書の86ページ、説明書の51ページ、保育所運営事業についてでございます。

4月から新たに3保育所が民営化されるということになっておりますが、保育所運営費は前年度に比べて1億1,000万円ほど増加をしております。民営化の大きな理由付けの一つは経費削減ということがうたわれたわけですが、この増額の理由を示していただきたいと思っております。

予算書の98ページ、説明書の33ページ、資源ごみ分別報償費、このことについても前年は200万円であったものが、350万円と増額になっておりますけれども、この説明資料によりますと、説明文には近年引き取り価格が暴落しておりうんぬんということがありますが、説明文と金額の上下といたしますか、このことは合致しないのではないかなと思っておりますが、実際に私が調べてみますと、資源ごみ等についての単価については、昨年よりもかなり上昇をしております。業者によって違うのかなということも考えますが、かなり上がってきてるんですね。そのことについても理解のできる説明をお願いいたします。

それと、予算書98ページ、説明資料の34ページになりますが、ごみ収集運搬・処理業務委託、これについてはかなり金額が上がっております。ごみの量は減っているのではないかなと思っ



おりますが、この増額になった理由をお聞かせください。

予算書の117ページ、説明資料の15ページ、商工業振興対策事業、商工会に対する補助金が出ておりますけれども、説明資料によりますと10項目の事業が示されておりますが、これらの事業をするのに1,405万円で足りるのかなという気もしておりますが、これらの補助金の査定といいますか、どのようにされたのか。そしてまた、前年度も同じような金額が補助金として出されておりますが、これらの事業がどのように実施されたか、またその結果はどうだったかということについて、把握・検証をされているのかお聞きをいたします。

それと、最後になります。予算書の118ページ、説明資料の17ページに蓬の郷施設の修繕事業というのが出ております。この目的として、改修することによりサービスの維持向上を図るとありますが、最近利用者の中でよく聞くのがトイレをですね、洋式化してもらえないかなという声がありますが、そのようなことは考えておられないのか、そのことについてお聞きをいたします。

以上です。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

決算認定をどのようなふうに生かしたかということでございますが、決算委員会や監査委員意見書の指摘事項のうち、検討しました結果、当初予算で対応できる事項につきましては、反映させているところでございます。

例えば、決算委員会でも指摘があり、また意見書にも指摘されております徴収率向上対策についてでございますが、滞納整理システムライセンス追加業務を予算化し、税務課全体の連携を密にし、業務の効率化と収納率の向上を図ってまいります。

また、内部に債権対策委員会を立ち上げておりますが、滞納整理指導官を招いて、税だけでなく使用料等も含めた滞納問題の横断的な取り組みについて協議を重ねているところでございます。

そのほか、不用額の指摘に関しましては、20年度決算額や21年度決算見込み額を参考にしながら減額して当初予算に反映しております。

**○財務課長（溝口 猛君）** 各種補助金の精査をしたのかという御質疑でございますが、当初予算編成方針の中でも一部うたっておりましたけれども、運営費補助金等につきましては、予算的な精査という部分では繰越金がある分については、それを控除して予算計上するという方針を立てております。ただ、補助金全体の内容見直しにつきましては、昨年度補助金の指針というものを出示して、22年度その見直しをするというような計画になっているところでございます。

**○税務課長（外山文弘君）** 不納欠損関係につきましてお答えいたします。

税務課といたしましても、時効中断化のための手続きとしまして、差し押さえの徹底、それから催告書等の発行、それから納付誓約書を徴収いたしまして分納をさせるなどの時効中断手続きを取りまして、ただ時効が成立しないような手続きを取っております。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** それでは、資源ごみ分別報奨金が増えているのはなぜかということでございます。

昨年、20年度に当初の計算をいたしましたところ、200万円ということで昨年度は計上をいたしました。

御指摘のとおり、若干金属類が上がってきております。ここに書きました表現につきましては、ここ二、三年の暴落のことをごさいます、今、お調べのとおり上がってきております。そのことを反映いたしまして増えるという形で、今回350万円を報償費として提示をいたしております。なお、これにつきましては、昨年、再商品化拠出金というものがございました、再資源化の、本市がもらいました。そのことも一応見込んで、その分も加味して350万円ということで計上いたしております。

そして、ごみ収集運搬・処理委託業務につきましては、今回上がっているということですが、まずこれは、従来月曜日が休みの日には一般ごみの回収をいたしておりませんでした。今年度から月曜日が休みの日は回収をいたします。このことに基づく増加と、全体的にごみが減っているのではないかと。資源ごみ等については若干減ってきておりますが、生ごみ等が非常に増えてきておりまして、このことにつきましても収量の増加ということを見込んでおります。そしてまた、新たに草木せん定関係の委託料がございますが、この分も増えているということで全体が増えてきたということでございます。よろしく申し上げます。

**○港湾商工課長（萩本昌一郎君）** まず、予算書の説明資料、蓬の郷の関係でございます。

今回の備品につきましては、説明にございますように、営業に支障のあるものあるいは早急に改修しないと支障のあると見込まれるものについてお願いしているところでございます。

蓬の郷等につきましては、備品関係等かなりいろいろと更新をしなければならないもの等もあるわけなんです、一挙にというわけにもまいりませんので、現在優先順位等を付けながら早急に急がれるものをまず優先して予算化をして、買い換え等をしようとするところでございます。

お尋ねのトイレの洋式化でございますが、そういう声も利用者の方から挙がっていることとは思いますが、今申し上げましたそういう優先順位等の関係で今回は計上してないところでございます。もう少し利用者の方々の声をですね、聞いてみたいと思います。

それから、説明資料の15ページでございます。商工業振興対策事業でございます。10項目に対して予算が足りるのかというような御質疑でございましたが、これはちょっと書き方が分かりにくいんですが、10項目ではございませんで、5項目でございます。2番目の内容の所に書いておりますように、丸ぼつが五つありまして、そのそれぞれ五つの事業に対する事業内容ということで右側に書いておりますので、具体的には五つの事業ということで御理解いただきたいと思います。

なお、議員の御指摘もございましたように事業費につきましては、昨年度と同額を計上しておりまして、金額等につきましては商工会等と事前に事業内容を協議の上、予算計上をしているものでございます。

なお、事業内容について精査したのかというような御質疑等もございました。実績報告書等を

いただいておりますので、事業内容等を十分私ども把握した上、そして商工会と更に継続の必要のある事業等というような判断の下で、今回また前年と同じ金額を計上してるところでございます。

以上でございます。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 保育所費でございますけれども、これにつきましては昨年と比較しますと3保育園が民営化になっております。そのために扶助費の方は、昨年と比較しまして2,000万円ほど増となっているところです。人件費等の報酬、それから職員の人件費等については、それは減になっているところではありますが、扶助費においてはそういう職員等の人件費も見込んだ数字で、扶助費というふうに保育所運営費の中に組み込んでおりますので、そういうのが若干増えてきているというふうに解釈しております。

**○17番（岩根賢二君）** この不納欠損等については、時効中断をやっているということでございます。決算を生かすという意味では、努力がされているのかなというふうに感じたところです。

答弁の中でですね、資源ごみ分別報奨費のことですが、このことをうんぬんというわけではないんですけども、説明資料の書き方をもうちょっと精査して書いてもらわないとですね、これは近年という言葉で、近年というのは二、三年間のことを言っていますということでしたが、やはり前年度と同じ説明文ではおかしいのではないかとということ指摘しておきたいと思います。

それと、ごみ収集運搬費の増加について、月曜日には収集はしていなかったとおっしゃいましたけれども、私たちの地域では月曜日にも祝日の場合はしていますよ。もう何年も前からずっとしていますよ。そのことをちょっと、説明がちょっと足りないんじゃないですか。

ほかについては、また各委員会で審査をされるでしょうから、以上です。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** 申し訳ございません。地区によりまして、月曜日に休日のときはやっておらない地区がございましたので、今回全地区をするということに変えました。年7回程度ハッピーマンデーという形で月曜日が休みの所がございましたので、そのことでございます。ちょっと説明が不足しました。申し訳ございません。よろしく申し上げます。

**○17番（岩根賢二君）** 先ほども申し上げましたけれども、我々としては説明資料を審査するわけではないので、予算書を審査するわけですのであまり言いたくはないんですけども、説明資料については、やはり前年度と同じ文言を使っているという項目が多々あります、金額の増減にかかわらずですね。そういうところはもうちょっと気配りをして作成をしていただきたいと思います。そのことについて市長、指導する考えはないですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

御指摘のとおりだというふうに思います。新しく年度が始まりまして、そして当初として提案するというところでございますので、前年の内容を十分精査しながら新しく提案すべきだというふうに考えますので、今後そのような形で、皆さん方の理解が得られるような形の指導をしてまいります。

○議長（上村 環君） ほかにありませんか。

○19番（小園義行君） この子ども手当のことを少し教えてください。この財源がここに書いてあるわけですけど、実際に国が示しているものではこの扶養控除、こういったものの影響で、全体の4%程度しか手取りが少なくなる人、影響はないというふうに言っているわけですけど、志布志市内で今回この子ども手当の支給を受けることで、税の扶養控除の廃止、縮小、こういったものの影響がどれぐらいみられるのか、ちょっとそれが1点ですね。

それと、病児保育の関係ですね、これも国が今度の制度をいろいろ変えて改正案が出ているわけですけど、本市も800何十万円ですか、そういうものをここに予算計上されているわけですが、委託料としてですね。これが本市の場合、委託を受けておられるところの事業所として病院の方が挙がってるんですが、実際に600人以上だった場合にはどれぐらいの加算というふうになっているのかと。これは、現行どおり600人以上超えると、それは現行どおりですよと、それから599人から下の方はそれぞれですね、引き上げになってるんですね。そのくくりをちょっと教えてください。

そして、あと1点は、今回、敬老祝金を節目支給にされているわけですが、その同級生に関してはきちんとやるよというようなことで、昨日条例改正、もう可決したわけですけど、75歳以上の高齢の方々を対象に仮にしたときに、これに該当しない人たちがどれぐらいなのかと。いわゆる総数が75歳以上は何人で、ここに2,500人からですね、今回の措置で改善されるわけですけど、残りがどれぐらいの方、75歳以上ということちょっと教えてください。

○税務課長（外山文弘君） まず、子ども手当の扶養控除への影響でございますが、実際まだ国会でこの件につきましては、地方税法の改正の国会で審議中でございますが、実施が実際市民税の場合に影響するのが24年度からということで、現在のところはこの数字が幾らなのかという人数的な把握はしておりません。

○福祉課長（津曲兼隆君） 75歳以上の方ですが、6,034人というふうに現時点ではとらえているところであります。

それから、600人以上超えた場合の加算については、しばらくお待ちください。

○議長（上村 環君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午前10時44分 休憩

午前10時44分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（立平利男君） まず、予算書の13ページ、14ページ、市税ですが、経済の状況で21年度の補正予算からすると1億円市民税が減額になるかと思えます。そういう見込みだろうと思うんですが、大体それぐらいなのか、その落ち込みの内容等が分かっておればお示しをいただきました

と思います。

あと、固定資産税については、21年度補正から比べますと7,500万円ほど増額になるかと思いますが、その内容等をお示しいただければと思っております。

**○税務課長（外山文弘君）** ただいま御質疑の税につきましてお答えいたします。

まず、市民税の個人関係でございますが、前年度から比べましてマイナスの、現年課税でいきますと、6.4%で計上したところでございます。当然、実質的に平成20年度よりも21年度中の所得の方が景気の影響をもろに受けているであろうという予測の下で22年度当初につきましては、市民税の個人につきましては、落としたところでございます。

それと、現在まだ申告途中でございまして、実際、本算といえますか、その時期になりませんとなかなか確定がしにくいというのが実情でございます。現在、出しておりますこの数字につきましては、昨年11月現在の調定状況等を勘案した結果での当初予算の計上となっているところでございます。

また、法人につきましては、景気関係の減少をマイナス10%見込んで今回計上をしたところでございます。依然としてやはり法人関係も厳しい状況であると、そういう結果で計上したところでございます。

それから、固定資産税につきましては、今回7号補正で増額補正をお願いしたところでございます。御存じのとおり、平成21年度につきましては、評価替えの年でございまして非常に課税標準額の特定が難しかったという状況の中で、平成21年度の予算編成をしたところでございました。22年度につきましてはそのあたり、経過しましたので調定額の見直し等を行いまして、今回こういう額になったところでございます。

また、半島振興法等によります減免措置関係がほぼ終了する年ということで、この減免分ももうなくなって市税として入ってくるという状況でございます。そのあたりも含めまして本年度につきましては、増額ということになったところでございます。

[立平利男君「分かりました」と呼ぶ]

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 先ほどの小園議員のお尋ねで、600人以上と600人未満ということで、加算額につきましては、190万円になっております。

**○19番（小園義行君）** 課長、それは基本的なところがそうですよ。人員が600人利用率を超えるとそれに対して加算があるわけよな、それが幾らですかということを教えて。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 病後児保育の委託につきましては、基本分で1か所当たりで年額150万円になっております。それから、年間当たりの預けられる児童数によって加算分があるわけですが、600人から800人未満の場合が680万円でございます。それから、400人以上600人未満が490万円ということで、その段階的な差が190万円になっているということでございます。

**○19番（小園義行君）** ということは、この今回のですよ、この子ども手当もそうですけど、乳幼児健康支援一時預かり事業、これも、国の予算はもうこれ、自然成立するというようになって

るんですね、もう衆議院で通って。この提案されているこのものは、旧の改正とかですよ、含めていろいろされたわけですけど、前のやつでこれ提案になっているということで僕たち理解したらいいんですか。国が今提案している子ども手当とかいろいろ、予算、衆議院通過したんですけど、これはもう自然成立ですよ。年度が新しく変わった時にはそのもので進んでいくというふうに理解してちょっと聞いているところですけど、ここが改正をする前のもので提案をされているのであれば、そのことで理解をしますけど、改正されたものとしてこっちは当然、そのことを前提にそっちも提案されたんでしょうから、そこらについての考え方だけちょっと教えてください。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 子ども手当につきましては、4月から開始ということです。それから、児童手当につきましては、2月、3月、4月、5月分が6月支給ということになっておりますので、児童手当分に係る分は2月、3月分。それから、4月以降については子ども手当給付事業ということで、お手元の予算説明資料の方の49ページにございますけれども、子ども手当給付事業については、その部分で計算をして計上をしているところでございます。

[小園義行君「乳幼児一時預かりもそういう考え方でいいんですかね」と呼ぶ]

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 病後児保育の方については、変更のないところで計上してあります。

**○13番（小野広嗣君）** 1点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、予算書の155ページ、文化財保護費、公有財産購入費として志布志城跡史跡公有化事業ということで、これは新聞にも載ってましたが、出てます。3,241万1,000円ということで、指定区域の公有化ということで残りの28%を購入するための予算の計上ということになっておりますが、1点だけ確認を。

こういった事業を進めていく中で、見学で志布志市の地域に見えられる方々も増えていくわけですね。そういった中で、そういった方々を受け入れられる態勢ということが以前より議論をされてきたわけですが、その周辺部のいわゆる公有化、あるいは駐車場の確保ですね、そういった部分に対しての考え方はどうなっているのかお示しをください。

**○生涯学習課長（小辻一海君）** この公有財産ということで、今議員御指摘の件につきましては、駐車場の件につきましては、下のちょうど前の天水のでん粉工場のあった跡の所の辺りがですね、ちょっと今回、一応市の方へ提供するというものでありましたので、その辺りを一応提供していただきまして、駐車場確保というような形でもっていきたいということで今進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** 多分この事業は長期的な展望の下に進められている事業であります、いわゆるこの整備が進んでいきますと、志布志の地に多くの方々が見えられて、そしてマイクロバス等を使ってですね、入ってこられるということが当然想定されるわけです。そういった意味で駐車場の確保というのは急務であろうなというふうに思うわけですが、それを後ろへ後ろへやっていくと、そういったときにですね、対応できない。そういった意味では、こういった公有化事業を進めていく中でですね、そのことをしっかりとらえながらですね、進めていただい

ないと、後です、取得しようと思っても間に合わないということも懸念されるわけですね。そこらについての考え方を市長とどういうふうに協議してこういった流れに今なっているのか、そこをお示しをください。市長の方も答弁してくださいね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

公有化につきましては、議員御指摘のとおり、長期的にわたる事業ということで取り組んでいる内容でございます。まだまだ全部公有化ができてないということで、今後もこのことについては、更に進めていかなきゃならない。そしてまた、公有化ができた暁にはまた別途の事業も考えなければならない段階にきているようでございますので、そちらの方も関係課とも協議しながら、そのことについて取り組みをしていかなければならないというふうに考えます。ということで、優先度がどちらの方にあるのか、そしてまたそのものをもって事業ができるのかということも協議を深めていかなければならないというふうに考えております。そのような流れの中で駐車場の整備についても協議を重ねていきたいというふうに考えます。

**○生涯学習課長（小辻一海君）** このことにつきましては、議員御存じと思いますけど、文化財保護の分野からいろいろと今事業関係に取り組みまして、平成17年度の志布志城の国指定を機会といたしまして、地区内の歴史的文化遺産の検討を対応しまして、周辺地区の観光基盤の整備が対置と考えまして、この文化財保護の立場を対応できるように諸事業を推進しているところでございます。そのことにつきましては、御存じのとおり全般的取り組みが必要な総合的事業であるとして、平成20年度から企画政策とともに歴史の街づくり推進事業の推進ということで進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**○24番（野村公一君）** 今年度のこの総体的な予算を見ていく中で、国の民主党政権が走り出した影響がかなり出ているなというふうに私は考えておるところでございます。

したがって、国との関係、それらをひとつ二、三点お伺いをしておきたいというふうに思います。

まず1点でございますが、今回、市税が大体30億円計上がされております。前年対比ではほぼ同額のようにございますが、果たして実務的に税収がどう変化をしていくのかという見通しが大事だろうと。そういう点でこの市民税、それから固定資産、この当初に計上されておる額は総税の大体何%を充てて計上がされておるのか、それがまず第1点です。

それから、歳出の方で7億4,000万円近い扶助費が増額をしておると。このことは特にどういう分野で増加をしておるのか。もちろんこの民主党政権の影響というのはここはかなり出ているんだろうと思うんですが、大きなものを二、三、ひとつ羅列をお願いを申し上げたいと。

それから、反面、この投資的経費、かなりの減額になっています。普通建設、それから災害復旧、落ち込んでおるわけですが、この建設事業については、それぞれに地域の事情ちゅうのがあると、中央で分からない分野ちゅうのがこの地域にあるだろうと思うんですが、こういう予算措

置をする中で、地域の執行上問題はないのかどうか、建設事業が遅れていくという懸念はないのか、その点をお伺いしてみたいというふうに思います。

それから、今回のこの予算措置の中で、予算の編成をしていく中で政権が変わったことによる地域の持ち出し、本市の持ち出しが特に増えた部分というのはどこにあるのか、そこらをひとつ御答弁をいただきたいというふうに思います。

**○財務課長（溝口 猛君）** まず1点目でございますが、扶助費が大幅に増額しているということでございます。扶助費約7億3,800万円程度の増額でございますが、主なものとしまして民主党政権のマニフェストに基づきます子ども手当、これが概算で6億8,000万円。それから、保育所民間移管等々の関係もあります、公立から民間になれば扶助費ということになります。その分が1億7,800万円程度でございます。それから、あと介護等の給付費関係が9,300万円程度の増額となっている部分が主な要因でございます。

あと投資的経費が大幅に減ということになっておりますが、これにつきましては、骨格予算ということで先ほど市長からも説明がありましたが、その中で大幅な減額ということになっております。投資的経費につきましては、16億円程度の減額となっておりますが、大きな理由としましては国営かんがいの排水事業の負担金、これが9億円ありました。したがって、実質的な部分におきましては七、八億円の減という形で考えているところでございます。今回、地元経済に与える影響ということも加味しまして、また追加議案等をお願いする予定でございますが、国からの交付金事業を活用しまして、公共事業の前倒しと申しますか、そういった意味で約3億円近い補正予算をまた計上をお願いするというふうに考えているところでございます。

あと政権が変わって市に大幅な負担があるのかと、こういったものが出てきているのかということでございますが、民主党政権におかれましては、昨年12月ですか、事業仕分けがございました。その事業仕分けの部分で影響を受けておりますのが、道路の交付金、これについては影響を受けております。したがって、補助金が下がってきているということでございます。あと事業仕分けの部分で直接本年度の予算に関係がしている分としましては、国政選挙の選挙費、それから国勢調査の事務費、これらは事業仕分けで減額ということになっております。

それと、あと事業仕分けの影響によります部分としましては、県営事業の畑かん事業、これら等につきましては、大幅に減額ということが予想されております。ただし、当初予算計上におきましては、県の方がその事業仕分け前の段階の予算措置ということで、率に従いまして本市もその負担金を計上しておりますが、恐らくこの部分が減額になるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

**○税務課長（外山文弘君）** 市税についてお尋ねでございます。

市民税関係の総体でいきますと、先ほども申し上げましたが、全体で1.4%のマイナスとなったところでございます。ちなみに、平成21年度の決算見込みでございますが、現在補正を出してお



りますが、最終的に決算見込みとしましては、滞納繰越まで含めた形で言いまして31億4,000万円程度は収入できるのではなかろうかという状況でございます。そういう中で当初予算の編成を行ったわけですが、どうしてもやはり当初の段階では所得関係が確定しないという関係で、若干抑えております。現時点では、先ほども申し上げましたが、個人市民税につきましては、景気減少率を7%マイナスでみております。徴収率が97%程度でみております。例年徴収率が97をクリアしておりますが、若干徴収率も下がるのではなかろうかということで抑えております。

また、法人につきましては、平成21年度マイナス20%で計上をしたところでございました。ところが実際経緯を見てみますと、マイナス10%で推移をしてきております。特に法人の所得割の関係でございますが、本年につきましてもやはり法人の好転している要素としては、今のところ見込めないということで、やはり景気減少率を10%みまして計上をいたしたところでございます。

固定資産税につきましては、特に今、力を入れておりますのが、償却資産の拾い上げでございます。確定申告をされている中で償却資産漏れの関係が市民税の方でありましたので、その関係を申告していただいているということで、ホームページまた広報等でもお願いをしているところでございます。そういう意味で、課税客体を増やすという意味で増収に努めているところでございまして、ただ当初の段階では徴収率を96%ということで計上したところでございます。実質的には過去2年間97%を上回っておりますが、やはり徴収の状況等を見まして、今後また補正等をしていきたいと思っておりますが、当初は96で計上をしたところでございます。

また、一昨年から続いておりますが、たばこ税の関係でございます。今年も減額をしたところでございますが、どうしてもやはり本市におきましてもたばこの増収が見込めないと。これは以前、コンビニ関係で買われる関係もあるのかなというふうに思っていたわけですが、これはもうやはり国税レベル、全国レベルで見まして国税が落ちているということからいきますと、やはり健康志向の関係、健康増進法の関係でやはり喫煙者が大幅に減っているという影響がやっぱり本市においても出ているというふうに考えているところでございます。そういう意味で今回こういう計上となったところでございます。

**○24番（野村公一君）** 大枠としてはよく分かりました。ただ、この予算編成をされている中で、まだ定かで分かってない部分、例えば志布志市は港の建設というのはやっぱり欠かせない大きな問題であります。それから、高規格道路都城線、さらには東回り縦貫道、この3本については民主党政権になってもしっかりとこの地域は事を成し遂げていかなきゃならんと。そういう面では、先行きどう見通しがされておるのか、これは市長でしようけれども、あなたが考える将来像をひとつ御答弁をいただきたいというふうに思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

志布志港の振興、整備につきましては、昭和43年に重要港湾に指定されて以来続けられている事業でございます。そして、昨年3月に新若浜港が開港いたしまして一段落はされたところでございますが、それに伴う、みなと振興交付金による周辺整備が現在も進められております。そし

てまた、現在の開港につきましては1期工事ということでございますので、引き続き2期工事の事業着手をお願いするところでございます。

現在、国の方では、この港湾の事業につきましては見直しをするというような方向で、選択と集中という形で、全国に107あります重要港湾につきましては今後重点港湾というような指定の見直しをするということで、全国で40港ほどの港をそのような形にするというような方向に発表がされております。ということで、志布志港につきましては、現在全国での取扱高が31位程度ということでございますので、その重点港湾の指定の中には入るのではないかとというふうに思いますが、この指定を受けるべく民主党を中心とします関係機関に要望活動を重ねていきたいというふうに思います。

そしてさらに、国の方で発表しております国際戦略穀物のハブ港の指定についても、指定を受けるべく努力を重ねてまいりたいというふうに思います。

そして、これらのものがされるとなりますと当然、ここに至りますアクセス道路の整備が必要ということになりますので、特に都城志布志道路、東九州自動車道路につきましては、従来の形での整備より更に進んだ形の整備をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○12番（立山静幸君）** 予算書の81ページの4目の13節の委託料であります。この中の福祉タクシー運行委託料の中でですね、水之谷、本地につきましてはですね、医療関係に限ってですね、野方地区について利用はできないかですね、市長にお伺いをいたします。

それと、117ページの3目の観光費の中の1節、7節の賃金と報酬ですが、この中にイベント支援員が1名の嘱託職員で146万4,000円、それから、イベント支援補助員の賃金が78万4,000円計上してあるんですが、これにつきましては四つのイベントについて、イベントの実施体制の強化を図るというようなことですが、そのほかに100万人入り込み達成のためにですね、各地区のイベントがいろいろあるわけですが、その取り組みについてはどうなのかですね、お伺いをいたします。

**○港湾商工課長（萩本昌一郎君）** お尋ねのイベント支援事業のことでございますが、予算の説明資料でございますが、20ページの方で説明をさせていただきます。

御質疑の中にもございましたように、四つの特色あるイベントを通じまして、市民総参加型のイベントを実施し、たくさんの観光客を志布志市の方に呼び込もうというようなことで、イベント運営事業の方にも例年と同様の補助金を今回もお願いしておりますが、さらに今回、今お尋ねのイベント支援事業につきましては、こういった四つのイベントに更にたくさんの観光客を呼び込む、そういうイベントの充実ということを最大の大きな目標としましてお願いをしてるところでございます。御存じのようにこの四つのイベントにつきましては、それぞれの各種団体、お釈迦まつり、それからみなとまつり、やっちくふるさと祭りということで、それぞれ観光特産品協会であったり、商工会であったり、そういった所が実行委員会というようなことになって大きな

役割をしていただきまして、私ども港湾商工課と連携をしながら進めているわけですが、更にこの取り組みを強化して、内容等を更にいろいろ検討しながら魅力あるイベントにしたいというようなことで、今回そのイベントにかかわる新たな職員等を、嘱託職員、臨時職員になりますけれども、今回こういった形でイベント支援というようなことでお願いしながら、それぞれのイベントを充実していこうというものでございます。

今回のこれにつきましては、先ほど申し上げましたそれぞれのイベントにつきましては、担っていただける団体等があるわけなんですけれども、私ども港湾商工課等との関係におきまして、まだまだ不十分なところがございますので、そういったところを補う意味でこういったイベント支援の新たなそういう雇用をしながら、そこら辺を補っていこうというものでございます。幸いにしまして国の緊急雇用対策事業というそういった中での全額補助金というようなそういう事業もございますので、それを活用しながら、今回は試行的にそういったイベント支援の人員等を雇用しながら、新たに取り組んでいって100万人を達成しようというようなそういう試みでございます。

以上でございます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

福祉タクシーの運行につきましてですが、志布志市には飛び地がございまして、水之谷、本地、抜谷という所で、この地域に住んでおられる方もおられるということでございまして、この方々につきましても志布志市の市民としてのサービスの提供は等しくしなきゃならないというふうには考えているところでございます。ただ、福祉タクシーにつきましては、病院等ということになりますと、どうしても対象となる病院が市内の病院に限るということでございますので、そのようなことから医師会の方々とも協議をしなければならない内容ではないかなというふうに思ったところでございます。少し協議をさせていただければというふうに思います。

それから、イベントの支援につきまして、各地区のイベントの取り組みについても何らかの形の支援というようなことの御趣旨だと思いますが、今担当課長の方で申しましたように、この事業につきましては緊急雇用対策の臨時交付金事業に基づく事業というようなことでございますので、この市の取り組みます四つの大きなまつりを中心としたイベントについて、今後このイベントを活性化しながら100万人の入り込みの観光客を達成していくんだというようなことでございます。

**○12番（立山静幸君）** 福祉タクシーの利用については今後検討するということがあったんですが、本地、水之谷の方々がですね、医療機関に行くのに野方が多いわけですね。それで、野神とかあるいは通山とかまで行けば福祉タクシーを利用できると、現在はですね。しかし、野方は利用できないということで、いろいろ相談があるわけですね、高齢化して非常に医療機関にかかる度合いも大きいというようなことでですね。ぜひ今後ですね、検討をしていただきたいと思います。但し、再度伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、市内の医療機関等を利用していただくということが前提になっておりますので、その医療機関ともちょっと協議を重ねさせていただければというふうに思います。その上でまた、どういった形でこの運行が可能かということについては、改めて御提案申し上げたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



### 日程第3 議案第22号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第22号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（木佐貫一也君） それでは、議案第22号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計予算（案）につきまして、補足して御説明申し上げます。

予算書は176ページからでございます。説明資料は121ページからですので、御参照いただきたいと思っております。

予算案の総額は、国民健康保険被保険者数及び医療費等を考慮し、歳入歳出それぞれ47億6,287万9,000円となり、前年度当初予算と比較しますと6,399万5,000円、1.4%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税を医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で7億8,531万円を計上しております。

国庫支出金が12億6,289万6,000円、療養給付費等交付金1億6,577万8,000円、前期高齢者交付金11億5,191万1,000円、県支出金2億450万6,000円、共同事業交付金7億803万6,000円をそれぞれ計上しております。

一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金として2億761万8,000円、事務費等繰入金2,300万円、出産育児一時金等繰入金1,866万7,000円、財政安定化支援事業繰入金7,613万円を計上しております。

次に歳出ですが、主なものとしまして保険給付費を31億7,791万5,000円計上しております。一般被保険者療養給付費26億2,100万円、退職被保険者等療養給付費1億3,500万円、一般被保険者高額療養費3億2,600万円、出産育児一時金2,941万5,000円等となっております。

後期高齢者医療制度への財源負担に伴います後期高齢者支援金等としまして5億3,601万9,000円、介護納付金2億1,817万1,000円、共同事業拠出金7億803万6,000円、保健事業費6,403万4,000円、予備費808万3,000円をそれぞれ計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

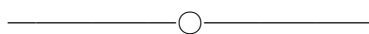
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第4 議案第23号 平成22年度志布志市老人保健特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第23号、平成22年度志布志市老人保健特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、平成22年度志布志市老人保健特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市老人保健特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（木佐貫一也君） それでは、議案第23号、平成22年度志布志市老人保健特別会計予算（案）につきまして、補足して御説明申し上げます。

予算書は219ページからでございます。説明資料は128ページですので、御参照いただきたいと思います。

老人保健特別会計は、前年度に引き続き今までの過誤調整等の残務整理となります。平成23年度以降は、一般会計において処理することになっております。このようなことを踏まえまして、平成22年度予算案総額は、歳入歳出それぞれ667万円とし、前年度当初予算と比較しますと4,170万2,000円、86.2%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金300万1,000円、審査支払手数料交付金2万1,000円と合わせまして302万2,000円、国庫支出金200万1,000円、県支出金50万1,000円、一般会計繰入金84万2,000円を計上しております。

歳出の主なものとしましては、医療諸費でございますが、医療給付費580万円、医療費支給費20万円、審査支払手数料2万2,000円、合わせまして602万2,000円を計上しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

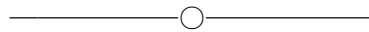
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第5 議案第24号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第24号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（木佐貫一也君） それでは、議案第24号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算（案）につきまして、補足して御説明申し上げます。

予算書は235ページからでございます。説明資料は129ページですので、御参照いただきたいと思います。

平成22年度予算案の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,718万2,000円とし、前年度当初予算と比較しますと2,026万円、5.7%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料1億8,886万円、一般会計繰入金1億4,497万8,000円、諸収入298万4,000円を計上しております。

歳出の主なものとしましては、広域連合納付金3億2,866万6,000円、保健事業費636万6,000円を計上しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## 日程第6 議案第25号 平成22年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第25号、平成22年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、平成22年度志布志市介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市介護保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（木佐貫一也君） それでは、議案第25号、平成22年度志布志市介護保険特別会計予算（案）につきまして、補足して御説明申し上げます。

予算書は257ページからでございます。説明資料は130ページからですので、御参照いただきたいと思っております。

平成22年度予算案の総額は、歳入歳出それぞれ32億473万6,000円、前年度と比較しまして7,541万円、2.4%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、保険料ですが、第1号被保険者に関します保険料を4億4,900万円計上しております。

国庫支出金につきましては、保険給付に対します国の負担金と調整交付金、地域支援事業の負担分を8億8,419万7,000円計上しております。

支払基金交付金につきましては、保険給付費及び地域支援事業に対します第2号被保険者の負担分を9億4,545万8,000円計上しております。

県支出金につきましては、保険給付及び地域支援事業に対します県の負担分を4億7,352万1,000円計上しております。

繰入金でございますが、一般会計繰入金につきましては、保険給付及び地域支援事業に対します市の負担分と事務費の繰り入れを4億711万円、介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金として保険給付費分を607万4,000円、合わせまして4億1,318万4,000円計上しております。

次に、歳出の主なものですが、保険給付費でございます。要介護1～5の認定を受けている方の給付費である介護サービス等諸費、要支援1・2の認定者に対する給付費の介護予防サービス等諸費、審査支払手数料のその他諸費、自己負担額が所得状況により定められた一定額を超えた場合に支給する高額介護サービス等費、介護保険と医療保険両方の年間の自己負担額を合算して限度額を超えた場合に支給される高額医療合算介護サービス等費、介護保険施設等における居住

費や食費の自己負担につきましては所得に応じた条件が設けられ、これを超える分を給付する特定入所者サービス等費、これらを合わせまして31億2,828万円計上しております。

次に、地域支援事業費でございますが、介護予防事業費につきましては、一般高齢者、特定高齢者に対する事業費でございます。包括的支援事業・任意事業費につきましては、特定高齢者の介護予防プラン作成に関します看護予防ケアマネジメント事業費や総合相談事業、権利擁護事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報装置の整備など6,634万6,000円を計上しております。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

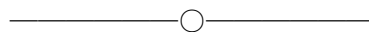
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第7 議案第26号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第26号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 議案第26号、平成22年度の下水道管理特別会計予算（案）について、補足して御説明を申し上げます。

予算書は301ページからになります。また、予算説明資料は134ページでございます。

平成22年度下水道管理特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億517万円となり、前年度当初予算と比較しますと2,793万3,000円、8.4%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、下水道使用料を5,665万1,000円、一般会計からの繰入金1億5,232万2,000円、農林水産業債の資本費平準化債を9,410万円計上いたしております。

次に、歳出の主なものとしましては、総務管理費は職員2名分の人件費、市内4か所の浄化センターの維持管理に要する経費など、6,760万6,000円を計上しております。

そのほか地方債の元利償還金2億3,656万4,000円、予備費100万円を計上いたしております。

以上でございます。どうかよろしくお願いいいたします。



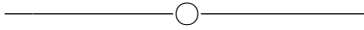
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第8 議案第27号 平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第27号、平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の当初予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258万9,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の323ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を258万7,000円計上しております。

327ページをお開きください。

歳出の公債費は元金を172万3,000円、利子を80万2,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

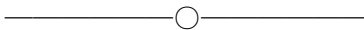
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### 日程第9 議案第28号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第28号、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○港湾商工課長（萩本昌一郎君）** 議案第28号、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、補足して説明申し上げます。

予算書は330ページからとなります。なお、説明資料は135ページでございます。

平成22年度国民宿舎特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,003万1,000円となり、前年度当初予算と比較しますと52万5,000円、0.5%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、指定管理者からの納入金としまして、公営企業収入6,500万円、一般会計繰入金4,471万8,000円を計上しております。

歳出の主なものとしましては、国民宿舎の維持管理に関する経費としまして、管理費を679万6,000円、地方債の償還金を1億273万5,000円計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

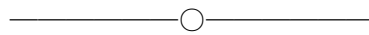
**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### **日程第10 議案第29号 平成22年度志布志市水道事業会計予算**

**○議長（上村 環君）** 日程第10、議案第29号、平成22年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、平成22年度志布志市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき平成22年度志布志市水道事業会計予算を調製したので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の局長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○水道局長（井手佐喜雄君）** 議案第29号、平成22年度志布志市水道事業会計について、補足して御説明申し上げます。

水道事業会計につきましては、水道使用料をもって充てる収益的収入として、水道事業収益、

総額 5 億 6,938 万 9,000 円計上し、水道料金を得るための費用である収益的支出として、総額 5 億 5,621 万円計上しております。

2 ページをお目通し願います。

資本的収入の主なものとしましては、企業債、負担金、工事負担金等であり、総額 8,160 万 9,000 円計上し、支出につきましては上水道施設整備改良工事の森山地区や老朽管路更新事業、また国・県道を含む道路改良工事等による布設替えに係る費用として、総額 4 億 2,592 万円計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3 億 4,431 万 1,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 1 億 4,209 万円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 6,797 万 8,000 円、固定負債 382 万 8,000 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,200 万 3,000 円、減債積立金 271 万 2,000 円、建設改良積立金 1,570 万円を補てんするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 29 号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から 9 日までは休会とします。

10 日は、午前 10 時から本会議を開きます。

日程は、付議事件に係る委員長報告、質疑、討論、採決及び一般質問です。

本日はこれで散会します。

午前 11 時 50 分 散会

## 平成22年第1回志布志市議会定例会（第3号）

期 日：平成22年3月10日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第4号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議案第5号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第6号 平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第7号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第8号 平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第9号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 一般質問
  - 坂 元 修一郎
  - 小 野 広 嗣

**出席議員氏名（24名）**

1番	平野	栄作	2番	下平	晴行
3番	西江園	明	4番	丸山	一
5番	玉垣	大二郎	6番	坂元	修一郎
7番	鶴迫	京子	8番	藤後	昇一
9番	毛野	了	10番	立平	利男
11番	本田	孝志	12番	立山	静幸
13番	小野	広嗣	14番	長岡	耕二
15番	金子	光博	16番	林	勇作
17番	岩根	賢二	18番	東	宏二
19番	小園	義行	20番	上村	環
21番	鬼塚	弘文	22番	丸崎	幹男
23番	福重	彰史	24番	野村	公一

**欠席議員氏名（0名）**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

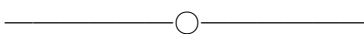
市長	本田	修一	副市長	井手	南海男
教育長	坪田	勝秀	総務課長	中崎	秀博
情報管理課長	徳満	裕幸	企画政策課長	溝口	敏久
財務課長	溝口	猛	港湾商工課長	萩本	昌一郎
市民環境課長	竹之内	宏史	税務課長	外山	文弘
福祉課長	津曲	兼隆	保健課長	木佐貫	一也
農政課長	白坂	照雄	耕地林務水産課長	立山	広幸
畜産課長	中崎	章文	建設課長	中迫	哲郎
松山支所長	上原	登	志布志支所長	吉野	健一
水道局長	井手	佐喜雄	会計管理者	楠川	昭博
農業委員会事務局長	大園	朗	教育総務課長	五代	豊一
学校教育課長	山口	幸彦	生涯学習課長	小辻	一海

**議会事務局職員出席者**

事務局長	今井	善文	次長兼議事係長	徳田	弘美
調査管理係長	坂元	正知	議事係	武田	賢一郎

午前10時00分 開議

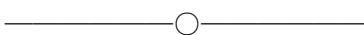
○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。



### 日程第2 議案第4号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第4号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、鶴迫京子総務常任委員長。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第4号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月5日、委員全員出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

審査の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

まず、総務課、選挙管理委員会分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、予算書39ページの総務費、一般管理費の賃金614万円の減額補正は、当初緊急雇用関係で20人を予定していたが、実績として5人の雇用にとどまったことや、病休・休職代替賃金についても見込みを下回ったことによる減額である。43ページの自治振興費の自治会運営助成金223万4,000円の減額は、実績に基づく不用額であり、自治会集会設備整備事業の192万円の減額は補助金交付申請に基づく確定によるものである。82ページの消防費、消防施設費の工事請負費395万8,000円、同じく備品購入費297万4,000円の減額は、耐震性貯水槽6基、小型ポンプ、積載車などの事業確定によるとの説明がありました。

質疑としまして、防火水槽の漏水状況や耐震性貯水槽の転換への考えをただしたところ、消防団で定期的に防火水槽の点検を実施しており、漏水の状況は、松山地区162基中2基、志布志地区117基中5基、有明地区200基中0基であり、耐震性は漏水しているものを優先度を確認しながら、消火栓も併せて考えていきたいとの答弁でありました。

次に、緊急雇用対策の賃金の減額補正について、どのように状況分析したかただしたところ、課長会などでも雇用の呼び掛けをしたが、5人の実績しかなく、失業者の救済という緊急雇用対策の目的が達成できなかったことについては責任を感じているとの答弁でした。

以上で、総務課、選挙管理委員会分の審査を終わり、次に財務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、地方債を総額で5,210万円増額補正し、年度末現在高見込み額については239億3,375万5,000円となり、前年度より6億6,800万円ほどの増となる見込みであるとの説明がありました。

質疑としまして、平成21年度決算額の見込み額をただしたところ、およそ183～184億円と考えているとの答弁でありました。

以上で、財務課分の審査を終わり、次に企画政策課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、自治振興費のふるさとづくり委員会事業200万円の減額は、本年度、申請が17地区であった。また、共生・協働・自立推進事業180万円は実績見込みによる減額で、現在7件で、ほか要望の3件はただいま審査中であるとの説明がありました。

質疑としまして、予算書42ページの企画費、出会いサポート事業の実績はどうか。また、43ページ、共生・協働・自立推進事業の内容についてただしたところ、出会いサポート事業では、カップリングパーティーを青年団主催とJRを利用したものと2回開催し、青年団主催については24名の参加で3組のカップルが、JR利用については38名の参加で1組のカップルが誕生した。

共生・協働・自立推進事業については、市民提案型共生・協働・自立モデル事業分で、NPO法人三方良の映画館「終着駅」の映画館事業に50万円、共生・協働・自立の社会づくり担い手育成事業分で川路集落郷土芸能継承事業に10万円など、計7件95万円であるとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、地上デジタル放送テレビ購入事業費380万4,000円は、入札執行残による減額であるとの説明がありました。

質疑としまして、地上デジタルテレビの購入について入札はどのように行ったのか、旧町ごとの区分けをしたのか、事業者は何社であったかとただしたところ、購入するテレビについては20インチ、32インチ、42インチの三つに分け、入札は地区割りせず、市内で取り扱っている6業者を選定し行ったとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、予算書70ページ、商工総務費の積立金の蓬の郷振興基金4万7,000円の減額は、基金利子の実績見込みであり、オラレまちづくり基金464万9,000円の減額については、年間売り上げ10億円、これに対する収入金3%、3,000万円を当初予定していたが、昨年4月24日の開設で4月の営業が7日しかなかったこと、1日当たり売り上げが当初計画の約80%見込まれることから、収入金が減額見込みとなったことで、基金として積み立てる分も減額になったものであるとの説明がありました。

質疑としまして、サテライトかのやも破産したが、本市のオラレの状況と今後の取り組みをただしたところ、オラレ志布志は大隅半島唯一の競艇場外発売所であるが、危機感を持って売り上げの分析を行っている。市としての広報が足りなかった面もあると考えており、大村市とポートピア金峰と連

携しながら対策を検討している。具体的には、今年1周年となることから各種イベントを実施するとの答弁でありました。

次に、オラレ導入にはアピアの活気づくりという背景もあったが、全体的な売り上げはどうなっているか。また、まちづくり公社の役員体制の見直しについてはどうであったかただしたところ、オラレ利用者が弁当を買うなど飲食については効果があったが、全体的な売り上げの増にはつながっていない状況である。

また、新たに就任いただいた取締役社長には、各種の改善に取り組んでもらっており、アピアの細かい部分まで目を配ってもらい全体的に改善が進んでいる。今後は、客の取り込みが課題となるとの答弁でした。

次に、会計課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入として、市預金利子60万円の減額は、当初の0.12%利率見込みが0.04%で推移した。

歳出として、一般管理費の報酬3万2,000円、旅費8万2,000円、需用費8万9,000円、それぞれ実績見込みによる減額であるとの説明でありました。

これに対する質疑はありませんでした。

次に、監査事務局及び議会事務局分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、監査事務局分15万8,000円減額、議会事務局分として484万3,000円の減額は、執行残に伴う不用額であるとの説明でありました。

これに対する質疑はありませんでした。

次に、税務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入では、市民税、法人税を21年12月末での調定額を基に増額補正し、滞納繰越分については徴収実績から900万円増額補正した。固定資産税については、想定していた徴収率96%を上回ったことにより増額補正するものである。市たばこ税については、健康増進法や健康志向による喫煙者の大幅な減が全国的な傾向であると思われるが、見込み額を2,500万円減額するものである。歳出では、ほとんどが執行残に伴う減額であるが、税務総務費の報酬100万円の減額については、嘱託徴収員及び滞納整理指導員の報酬の執行残額である。これは、徴収員を3名体制にしたが、1名当たり月額を変更したため、月額8万7,500円単価減となったためと、1名途中退職があったための減額であるとの説明がありました。

質疑としまして、市たばこ税について、減収は市にとって大きな痛手であり、今後の状況をどう見ているかただしたところ、地方税法の改正により本年10月から1本当たり3円50銭の増額となり、5,000万円ぐらいの増収になると見込んでいる。今後、市長のトップセールスで取扱店への継続のお願いに取り組んでいきたいとの答弁でありました。

次に、年度ごとの滞納額についてただしたところ、現年分の収入未済については前年より減ってきている。現年納税者で新たに滞納者にならないよう、現年分の納税に努力しているとの答弁でありま



した。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第4号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** 次に、3番、西江園明文教厚生常任委員長。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となりました議案第4号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

まず、福祉課分について御報告いたします。

主な質疑として、歳入の中の児童扶養手当返納金283万6,000円についてただしたところ、母子世帯2世帯の方が今まで児童扶養手当を受給していたが、障害年金を一人は5年間、もう一人は3年間分をそ及して受給できたことにより、この間受給しておりました児童扶養手当を返納してもらうもので、分割納付で相手方と協議しているとの答弁でありました。

この件については、申請主義であることから難しい面もあるが、福祉担当と年金担当の連携を委員からも求められました。これについては、既に福祉課と市民環境課と連携を密に取るよう対応をしているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

主な質疑としまして、新型インフルエンザの状況についてただしたところ、2月の報告では接種者は約5,400人で、接種率16%である。年末に小・中学校で集団感染が発生したことや、全員が接種できるようになったのが2月からと時期がずれたことが率の低い原因と思われるとの答弁でありました。

健康づくり費で賃金の減額が大きい理由をただしたところ、健康推進事業に伴う臨時職員の確保が年間を通して確保できなかったことによるもので、事業の実施については職員で対応したとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

主な質疑として、国民年金費の中の委託料が99万7,000円の減額になっているこの理由についてただしたところ、社会保険庁に提出する年金のデータが旧3町で統一されていないため、再編成し統一したデータを作成する予定でいたが、社会保険庁から旧町のままで提出するよう求められたため修正箇所が少なく減額するものであるとの答弁でありました。

次に、教育委員会関係分について報告します。

主な質疑として、まず学校自動給茶機整備事業の状況についてただしたところ、今回は執行残を減額するものである。また、学校規模によらず、今回は各1校1台ずつを設置したが、学校規模により既存の機器を今月中に移設して増やす計画であるとの答弁でありました。

事務局費の賃金の減額が大きい理由についてただしたところ、ICT（情報通信技術）教育推進事業で教育推進指導員の賃金であり、1年間を予定していたが、指導員が途中で不幸があり中途退職されたことによるもので、専門的な分野のため後任も見つからず、今回減額するものであるとの答弁でありました。

文化振興費の委託料の減額についてただしたところ、これは自主文化事業公演委託料の減額であり、理由としては劇団四季ミュージカル協賛金へ日本自転車振興会からの補助金があったことと、文化会館ホールの改修工事のため、当初予定していた公演ができず安価な事業に変更したことによるものとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上ですべての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第4号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** 次に、9番、毛野了産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（毛野 了君）** ただいま議題となりました平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分の審査経過とその概要を報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員の出席の下、執行部から関係課長、局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査順に従い、まず耕地林務水産課分について報告を申し上げます。

執行部の説明によりますと、繰越明許費の機能回復整備事業については、志布志地区の鎌石柳井谷線の舗装工事が政権交代に伴い、一部補正予算が凍結されたことから年度内完了が困難になり繰り越したものであり、完了は平成22年6月21日を予定している。

歳出の主なものとしては、農地整備費の委託料、工事請負費については、入札執行による減額が主なものである。負担金補助及び交付金の増額は、国の農業農村整備に係る22年度の事業費予算が厳しい状況であり、県が21年度事業として前倒して、経営体育成基盤整備事業、シラス対策事業を実施するものである。

林業振興費、委託料108万2,000円の主な減額は、市有林6.29haの下刈りを県補助事業で2回計画をしていたが、1回しか採択にならなかったためである。

治山費の負担金補助及び交付金の減額については、県営県単治山事業を2地区計画していたが、1地区だけが採択になったものである。

歳入については、県補助事業等の入札執行等による調整による減額が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、政権が変わって耕地林務水産課で幾らぐらいの影響があったか。また、今後新年度に対して、影響が出ている分があるかどうかただしたところ、繰越明許費で事業を年度内に完成できなかったことについては影響があるが、そのほかは入札等で減額になったのが主な理由である。また、今後国からのきめ細かな臨時交付金という事業について8,800万円程度の財源で耕地林務水産課関係の事業を推進するようにしているの、現在のところ直接の影響はないと理解をしているとの答弁でありました。

経営体育成基盤整備事業負担金について、川路地区で元より少し高くなって既存の水利用ができなくなったほ場があることについてただしたところ、県は事業を繰り越して22年度に状況が悪くなった場所などは使いやすくするための補完工事を実施するので、県も把握していると思うが、情報をいただければ県の方につないでいきたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、畜産課分について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、増額分について優良種畜保留導入事業102万円の主な要因は、乳用牛の保留頭数の増加によるもの、畜産経営緊急対策事業562万円の増額は、肥育素牛導入頭数の増加によるものである。減額については執行見込み、あるいは見込み額確定による減額である。

歳入の主なものとしては、農林水産業費県補助金、バイオマス利活用交付金事業は執行見込み額確定に伴う減額、肉用繁殖雌牛導入資金貸付金元利収入は、志布志支所分の平成18年度妊娠牛4頭分の貸し付けによる償還である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、肉用繁殖雌牛導入事業の事業費については、例えば松山地区で導入がなくても志布志地区である場合、調整はできないのかとただしたところ、各地区別に予定額を農協に貸し付けているが、執行状況等で必要がある場合は入れ替えをしながら、あるいは総体で不足があるとすれば最終補正等で増額をお願いをこれまでもしているとの答弁でありました。

高齢者等畜産奨励金事業等の頭数についてただしたところ、高齢者等畜産奨励金事業は、件数が426件、頭数を1,726頭で見込んでいる、優良種畜保留導入事業は、肉用牛が21頭の増で84万円の減額、豚が31頭の増で18万円の増額、乳用牛が42頭の増で168万円の増額であるとの答弁でありました。

畜産生産基盤施設整備事業は、予算に対して半分ぐらいの利用しかなかったようだが、この事業に対し農家サイドから使い勝手についての要望等はないものかとただしたところ、畜産価格の低迷で施設整備等の時期を見合わせたいという結果が出ているのではないかととらえている。新たな部門への対応についての意見も聞いているので、そういうものも今後対応できるような方向で検討、協議をしていきたい。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結をいたしました。

次に、農業委員会分について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳出の主なものとして、農地保有合理化事業費の負担金補助及び交付金、よみがえる農地復元対策事業250万円の減額は、21年度から市の単独事業で農地の白地の耕作放棄地解消に向けて取り組み、農業委員会だより、市ホームページ、各戸への散らし配布、農業者年金受給者会総会等あらゆる機会を通じて事業推進に努めたが、13haの計画に対し実績で有明地区1か所、志布志地区で3か所の計0.8haの見込みによる不用額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、よみがえる農地復元対策事業の利用権設定は何年か、また事業執行は何年度までかとただしたところ、利用権設定は5年、事業を21年度から5年間継続ということで計画しているとの答弁でありました。

利用権の設定とかを改善しながら、今後放棄地が出ないようにもっとアピールしながら活用してもらいたいと思うがとただしたところ、農業委員会等でも利用権設定の申し出があった時点で作る作物によって期間等のお願いをしてみたいと考えているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結をいたしました。

次に、農政課分について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、農業総務費でやっちくふるさと村の新たな備品購入費を計上し、土地改良費の負担金補助及び交付金で県営畑地帯総合事業負担金として、畑かんのは場等に設置する散水器具の負担金を増額して計上している。

歳入の主なものとしては、農林水産業債で畑地帯総合整備事業の起債を増額している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、野菜価格安定対策事業が執行されなかった理由は何か。異常気象がなかったり、出荷等のずれがなくても価格が良かったととらえていいのかどうかとただしたところ、生産農家あるいはJAで予約数量の申し込み行い、出荷実績に基づいて価格安定制度の発動がかかった実績に対しての負担金であり、その実績で減額になったところで、理由はそのようにとらえてもらえばいいかと思うとの答弁でありました。

茶品質向上緊急対策事業について、使いきる手立てはなかったのかとただしたところ、当初の計画では面積を1,068haとみていたが、現在実績として828haの摘採面積として農家から上がっている。一生懸命頑張ってきたが、こういう実績になったところであるとの答弁でありました。

やっちくふるさと村の備品については、今回購入した備品を後の指定管理者に無償で貸すのか、それとも有償で使用料を取るのかとただしたところ、現在ほかの備品も無償で貸し付けをしている。今後も無償貸付という形で進めさせていただきたいとの答弁でありました。

やっちくふるさと村備品購入事業の金額について、試算はどういう形でされたのかとただしたところ、当初村留さんが株式会社やっちくふるさと村の備品を買われた金額が362万円ということで、その

ままの金額を引き継ぐという形で計上したところであるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされました。

その後、やっちくふるさと村備品購入事業については、市長の出席を求めて考え方をただしたところであります。

市長の説明によりますと、やっちくふるさと村の備品購入については、資産として目減りはしているということだが、新しく指定管理者に管理を受けていただく際に、現在もまだ十分使うことのできる資産であることと、そしてまた固定化されているということで、仮にダチョウ牧場さんが退出される際にこのものを持っていかれるとなれば、新たに整備をし直さなければならないということで多額に上ってしまうというようなことで、提案する金額で買い取りをさせていただくというような形での備品購入としたいと考えたところであるとのことでありました。

概略、以上のような説明を受け、農政課分の審査を終結をいたしました。

次に、建設課分について報告を申し上げます。

執行部の説明によりますと、第2表、繰越明許費について、道路橋梁費で3事業、1億186万8,000円を繰り越すものである。道路維持整備事業については、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業9,600万円に、今回200万円を追加し、事業の執行残などの調整による1,980万円の追加事業を創造して、繰り越しによる工事発注の平準化等を行い経済対策を行うものである。地域活力基盤創造交付金事業、六月坂安良線については、工事を既に2工区発注していて、前払い金を除いた額に事業費4万円を加えた2,580万円を繰り越すことにしている。弓場ヶ尾佐野原線についても工事を既に2工区発注しており、前払い金を除いた額に事務費6万円を加えた3,080万円を繰り越すこととしている。

市単独道路改良事業、志布志黒葛線については、工事区間に所有者（相続人）の所在が不明な土地があり、既に発注している工事の前払い金を除いた工事費750万円と用地費46万4,000円を翌年度へ繰り越すものだが、用地については、書類が届いているので年度内に処理ができるものと思っている。香月線についても、発注している工事の前払い金を除いた工事費1,750万円を翌年度へ繰り越すものとしている。

歳入の主なものとしては、土木費国庫補助金の住宅費補助金で、がけ地近接危険住宅移転事業の対象者がなかったことにより401万円の減額、地域住宅交付金事業、若浜・通山の公営住宅建設事業、火災報知器、地デジ改修、用地取得などの事業の確定による360万円の増額である。

歳出の主なものとしては、道路維持費の工事請負費について地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の更なる活用を図るため200万円の追加を行い、執行残などを合わせて1,980万円の事業創出を図り、繰り越しとした。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市単独道路維持事業は一般財源だが、いろんな要望等はすべて満たしているということになるのかとただしたところ、20年度の繰越事業で約1億3,300万円、緊急経済活性化対策事業でも1億8,000万円ほどの補正をいただき、わりと手厚い予算が組めたのかなと考えていると

の答弁でありました。

市単独道路維持事業等については、旧町で平等に事業に取り組んでいると思うかとただしたところ、市単独道路維持事業、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の工事箇所の内訳は、全体で17件の発注で有明地区が5件、志布志地区で7件、松山地区で5件ということで、件数的にはバランスよく発注ができていないのではないかと考えているとの答弁でありました。

がけ地近接危険住宅移転事業に該当する住宅がどのくらいあるのかとただしたところ、平成19年度調べで可能性のある住宅が300件ほどあるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結をいたしました。

以上ですべての課、局の質疑を終え、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、議案第4号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

一部訂正をいたします。

建設課分の繰越明許費のうちの道路橋梁費で、3事業1億186万4,000円を8,000円と説明を申し上げましたので、4,000円に訂正をいたします。

終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○11番（本田孝志君）** 産建の委員長にお伺いしますが、この説明資料の61ページもたゞいま説明がございましたが、やっちくふるさと村の施設運営上、必要な器具等の購入をし、円滑な運営を継続するとございましたが、委員会の中でですね、この納品の時期とか、新たな備品を購入してとございますが、この備品とはPOSレジ1台、大型の冷凍・冷蔵庫各1台、スタンド型クーラー2台、食器洗浄機1台、電話機（増設を含む）一式、商品棚一式、ミニ冷蔵庫2台とございましたが、このほかに委員会での説明の中で漏れていないか、ほかということがありますが、そしてその他備品購入費として362万円ですか、上がっておりますが、委員会の中でここら辺りの質疑等はなかったものか。どうでしたか、お伺いいたします。

**○産業建設常任委員長（毛野 了君）** お答えを申し上げます。

備品でその他というのでほかになかったかという御質疑のようですが、物置、それからテント類があるという答弁でありました。

以上です。

**○11番（本田孝志君）** それとですね、ちょっと不明な点がまだたくさんあるんですが、いろいろと委員長にお伺いいたします。

納品の時期ですね、納品の時期はいつか。そして、いろいろとダチョウ牧場さん、村留さんと密約はなかったものか、契約する時ですね。そこら辺りの話はなかったものかお伺いいたします。

**○産業建設常任委員長（毛野 了君）** 密約ということは、聞いておりません。

納品の時期というのは、報告の中でも申し上げましたが、今の既存の備品をそのまま引き継ぐということになりますので、納品日というのは発生をいたしません。

以上です。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○19番（小園義行君）** ちょっと今のに関連して、産業建設委員長にちょっとお伺いします。

19年3月いっぱい株式会社解散をしているわけですね。そしてその後、市の直営というようなことになって、その年の7月からダチョウ牧場さんの方に指定管理の議案が提案されたわけです。

今回、新たに備品購入事業ということでありました。今、報告もありましたけど、実際にこのこれなりのものですね、予算書では343万7,000円ですが、説明資料といいますか、この補足説明の資料で362万円というようなかっこうですね、ここはどう違うのかというのを1点お願いということと、実際、株式会社が解散をする際に、その備品というのは市の備品ということになるわけですね、出資をされて市の直営ということでありましたので。それをダチョウ牧場さんの方が管理を受けられた時に、それを無償で本来だと貸し付けをするというふうに理解をしてたわけですけど、そこにこの備品代というのが有償として発生してたのか、そこの関係は議論がされなかったのかですね、ちょっとお願いします。

3点目に、今回のこの新しく備品購入事業ということでこの金額が出ているわけですが、その村留ダチョウ牧場さんとの間で指定管理を受ける際に、既存のいわゆるやっちくふるさと村株式会社が持っていたそのことが明確にならないと、少しこの購入というのが理解がよくできないところでありますので、どうだったのかをお願いします。

**○産業建設常任委員長（毛野 了君）** 補正予算書と説明資料の金額の差異というのは陳列ケースの、何と言うのかな、価値の問題の説明を受けたところです。

それと、解散時に市の備品であったかという質疑でしたか。確かに市の備品として計上されているようであったというふうに説明を受けております。

以上です。

**○19番（小園義行君）** 19年の6月議会ですとね、この指定管理者の指定が提案されて、小野議員の方から詳しく質疑がされております。その中で、当時の担当課長がですね、4月から直営でやるということで3月の議会でも条例改正をお願いしたいというかっこうで、いわゆる委託料ですかね、そういう形での583万4,000円、これを引いた残りの委託料でお願いをしようということ考えていますというような答弁があるわけですね。今回、新しく備品購入というふうにあったものですから、村留ダチョウ牧場さんが指定管理を受ける際にその備品、そういったものは当然無償で僕は提供されているものというふうにあったものですから、今回それが再度買うというふうになると何か変な形かなということがあって、そこらの村留牧場さんに指定管理をする際の、この備品の扱いというのがどういうことだったのかということで、そこが議論がなかったのかということをお聞きしたところですが、もう1回委員長、そこをお願いします。

**○産業建設常任委員長（毛野 了君）** 委員会で市長の説明の中ではですね、備品としてあるけども、次の管理者である方に引き継ぐ場合、撤去されると、まったく新しい新規に導入するそうですね、多大な金額になるということで備品をそのまま買い取るというような形で、次の管理者に無償貸与というような説明でありました。

以上です。

**○19番（小園義行君）** 株式会社やっちくふるさと村が解散をし、そして市の直営である施設の維持管理されていた時期があるわけですね。そして、その備品はそのまんま残って、6月の議会の中で村留ダチョウ牧場さんの方に指定管理の議案が出て、その指定管理をする際に、公の施設であった、市の直営であったふるさと村の施設の備品ですね、これが村留ダチョウ牧場さんに指定管理される際に有償であったのであれば、今回のこれがよく分かるわけですが、それが備品として無償で提供されていたのであれば何らこれが出てくるということ自体が理解ができないものですから、その関係が委員会の審議の中で、市長まで呼んだということでありましたので、どういうことだったのかと。それが無償であればこれが発生するわけがないわけですし、有償であったのであれば、ここの当時の答弁、これはうそをついているということになるわけですね。そういった意味で、小野議員の質疑に対してはその答弁があるわけですが、そこらの指定管理をする際に、村留牧場さんの方に有償でこの備品というのがされたのか、無償でされたのかということだけ私は聞きたいところであります。

[何事か言う者あり]

**○産業建設常任委員長（毛野 了君）** 当日の説明によりますと、362万円という備品を村留さんに売ったという説明でありましたので、今後それを備品購入という形でして、あと次の管理者に無償貸与ということの説明でありました。

以上です。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○24番（野村公一君）** 教育関係の御報告に若干御説明をいただきたいというふうに思いますが、今回それぞれの委員長さんが繰越明許の説明もいただきました。ただ、文教委員長の方は報告が欠如しておりましたが、この明繰の中の民生費、衛生費、さらに教育関係の明繰、このことが委員会で質疑がなされて回答があったのかどうか。あればその内容を御説明をいただきたい。委員会で質疑がなされてないということであれば、当局からの説明が委員会であったのかどうか、その点についても御報告をいただきたいというふうに思います。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** 今、民生費と教育委員会関係の明繰の件ですが、これについては執行部からの説明もございませんで、また委員会の中でもこのことについては、質疑はありませんでした。

以上です。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○23番（福重彰史君）** ちょっと先ほどのやっちくふるさと村の関係についてお伺いいたしますけれ



ども、ただいま小園議員の質疑に対しまして、委員長の方からダチョウ牧場さんにこの備品を売ったんだという答弁がございましたけれども、指定管理をする場合に、それぞれ支出があるわけでございますけれども、それぞれの施設にある、例えば今回であれば備品だけでございますけれども、備品を指定管理をされるところに売却すると、売るということがあり得るわけでございますかですね。本来であれば、そこを受けるいわゆる業者に管理者は、そこにある備品等々につきましては、いわゆるそれを無償で貸し、借り受けて、そしてそれを元に運営をしていくというのがその姿ではないかなというふうに思うわけでございますけれども。しかも今回の場合、今のやり取りを聞いておりますと、売ったものを、市が売ったものをまた市が買い取ると。何でそういうことをしなければならなかったのかということ等につきまして、委員会の中で議論がなかったものかお伺いいたします。

**○産業建設常任委員長（毛野 了君）** そのことは、特別議論はされませんでした。

〔議長、ちょっと休憩をしてください〕と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** しばらく休憩いたします。

—————○—————  
午前11時00分 休憩  
午前11時20分 再開  
—————○—————

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

### 日程第3 議案第5号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

**○議長（上村 環君）** 日程第3、議案第5号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となりました議案第5号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,279万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ50億2,078万7,000円と定めるものであります。

それでは、主な質疑を報告いたします。

基金の残高と目標額についてただしたところ、現在の残高は約2,600万円で、今回の補正で1億円を超え、予備費と合わせて約2億2,000万円で、志布志市の月々の平均必要額は約3億円であることから、1か月分も余裕がない状況である。また、基金の目標額は通常3か月分といわれるので、これによる志布志市は約9億円の積み立てが必要となるが、現在の状況では厳しいとの答弁でありました。

徴収率と滞納整理の状況についてただしたところ、調整交付金の減額対象である徴収率を92%から91%に国は引き下げてきたが、徴収率は今現在で昨年を0.99ポイント上回っており、92%はクリアするよう努力する。今後も、選挙のために順延していた管理職徴収を含め、全職員で徴収に努力したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第5号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

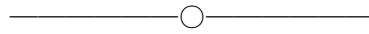
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第5号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



**日程第4 議案第6号 平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）**

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第6号、平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第6号、平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3,994万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ7,485万1,000円と定めるものであります。

質疑としましては、この老人保健特別会計の今後の取り扱いについてただしたところ、後期高齢者医療保険制度の発足により精算的な性格の特別会計であり、平成23年度からは一般会計に移行するものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第6号、平成21年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

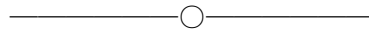
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



**日程第5 議案第7号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）**

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第7号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第7号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3,437万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ3億2,760万5,000円と定めるものであります。

それでは、主な質疑について報告いたします。

健康診査費の減額の理由で、健康診断の受診者が少なかったためとあるが、その理由をただしたところ、20年度は個別健診のみであったものが、平成21年度は個別健診に加え、集団健診もできるようになったことにより、受診者数を多く見積もっていた。そして、集団健診が9月で終了したので、脱漏者に対して11月からの個別健診を予定していたが、新型インフルエンザの影響で医療機関が混雑し、また医師会からの要望もあり1月以降の実施になったため計画人員に満たない見込みとなったことにより減額するものであるとの答弁でありました。

保険料の特別徴収者と普通徴収者の人数をただしたところ、特別徴収者が4,613人、普通徴収者は856人であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第7号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

### 日程第6 議案第8号 平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第8号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第8号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ438万5,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ32億8,051万9,000円と定めものであります。

それでは、主な質疑について報告します。

家族介護の人数をただしたところ、介護用品支給が48名、寝たきり介護手当が100名であるとの答弁でありました。

介護予防事業について国の動きはないかとただしたところ、今のところ国からの情報はないとの答弁でありました。

居宅介護サービス給付費の1,000万円の増額の理由をただしたところ、サービス利用が増えたことにより年度末までの見込みを計上したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第8号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

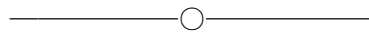
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第7 議案第9号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第9号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第9号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員の出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ277万1,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ3億3,132万2,000円とするものであります。

質疑として、一般管理費の委託料135万9,000円の減額についてただしたところ、当初予算2,500万円で入札を執行し、その執行残であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第9号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

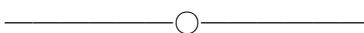
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第9号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



## 日程第8 一般質問

**○議長（上村 環君）** 日程第8、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、6番、坂元修一郎君の一般質問を許可します。

**○6番（坂元修一郎君）** 皆さん、こんにちは。

3月に入りましたけれども、季節に合わない雪が降っておりますけれども、トップバッターでございます。よろしくお願い申し上げます。

今回の任期満了に伴いまして、市長、市議選挙におきまして、私ども市議24名、市長におかれましても激しい戦いの末、行政の継続を訴えられ施政において続投されますことを心よりお喜びを申し上げます。

市政を取り巻く状況を見ますと我々議員にとりましても、重責の上に身を切る思いでありますけれども、共に市民の負託にこたえるべく頑張っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に基づきまして農業の振興と伝統行事やまつりについて、一問一答式で質問をさせていただきます。

社会を取り巻く情勢は、今更申すまでもなくすべての業種において大変厳しく、市民は不安な暮らしを余儀なくされております。そういった市民の不安を少しでも軽くするために、市長の申される本田市政の第2章に入ったところでございます。

本市の基幹産業は農業でございますけれども、風が吹けばおけ屋がもうかる方式で言えば、顔である港の背後にある農村部が活気を取り戻さなければ志布志市の経済の発展もないものと考えます。市民だれしもこの不況は国際的であり、長期的で国の施策なくしてはかなわないということは理解しながらも、市の行政と議会に寄せる期待は大きいものがございます。

市長の農業振興に対しての意気込みを買い、本田市長を支持した有権者に対し、2期目を迎えた本

田市政の農業振興への政策に寄せる思いをまずお聞きしておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○市長（本田修一君）** 坂元議員の質問にお答えいたします。

2期目に対する、農業振興に対する意気込みというようなことですが、議員のおっしゃるとおり志布志市の農業振興につきましては、志布志港の振興とともに欠かすことのできない最重要課題だということですが、今後は、安心・安全・本物で他の地域と格差のある志布志ブランドの確立に努めてまいりたいと考えます。

本市には、黒牛や黒豚を中心とした畜産、九州で生産量第2位のお茶や鹿児島ブランドの指定を受けているピーマン、生産量県内一のいちごと、ほかに誇れる作物がたくさんあるところであり、特に、環境保全型農業といたしまして、お茶につきましては県内で初めてIPM研究会が立ち上げられ、ピーマンにつきましても天敵を導入した減農薬の推進を図るなど、循環型農業と併せて環境に配慮した農業に取り組んでまいりたいと思います。これらの豊富な地域資源を有効活用し、本物づくりを行っていくためブランド推進課を設置し、今後取り組んでまいりますアグリコミュニティ事業を地域ブランドのアピールの一つとして活用してまいります。

また、国が打ち出しております国際バルク戦略港構想の指定が受けられるよう関係機関の御理解、御協力を求めるため全力を傾注して、新若浜地区の一部が供用開始されたと併せましてハブ港に指定されるとなれば、今後膨大な港湾整備が実施されます。そして、アジアを中心とした地域農産物の輸出ということも大きな視野に入ろうかと思っております。県や近隣市町との連携を図りながら、付加価値の高い農産物を生産販売し、志布志市の農業振興を図ってまいりたいと考えております。

**○6番（坂元修一郎君）** 市長の答弁をいただきましたけれども、格差のある農業、そしてその中には新しい農業というものが見えてまいったような気がいたします。

所信表明にありますように、今回の選挙を通しまして市内全域を回られたということですが、市民の皆さんと直接話をする機会を得られたという中で、農村部を巡回されてどういったことを感じられたのかお聞きしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

4年前と比較しますと市全体の高齢化率が高まってきているということになるわけですが、特に農村部においては高齢化が進んでいるのではないかなというふうに直接的には感じたところでございました。しかしながら、隅までくまなく回りまして、そしてそこに広がっております広大な農地を見て、改めて本市の基幹産業は農業なんだなということを感じたところでございます。

市の振興は農業の振興なしでは考えられないと、そしてそこには畑かん事業が今後推進され、そしてその畑かん事業を基盤としまして農業の基盤が着々と整備されつつあるんだなというふうに感じたところでございます。私がただいま申しましたようにブランド推進課を設置するということにつきましては、ここで志ブランドを作っていくながら、そのことを推進していこうというふうに考えたところでございます。そのことで農業をされる方の期待にこたえられるような農業推進というものを改め



て図っていききたいという決意をしたところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 巡回されながら、その地域地域を感じられたのは、市長はもとより我々議員も同じでございまして、空き家の多いことですね、そして高齢化が相当進んでいるなどいうことを我々も感じたところでございます。

そして、農家を回ってみますと、ほとんどの農家がですね、価格の下落やコスト高による経営不振で投資ができないというような状態にあるような気がしております。そして、4年前まではたばこ農家がけっこう多かったんですけども、ほとんどのたばこ農家が耕作をやめてらっしゃり、そしてかんしょ、そして大根の耕作の方へ転換されているということが非常に目につきました。

そして、市長も言われた畑かんですね、そういった畑かんを導入して、かんしょに代わる新しい振興作物はないんだろうかという要望が非常に多かったように思います。

高齢化が進みまして、二、三頭飼いの牛の生産農家が激減している。そして、聞いてみると年金をつけてまで牛を出荷している、やめたいと思ってても子供にそのことを言うと怒られるからやめられない。何でやめないんですかという話をすると、やめたら希望がなくなる、仕事をしなくなると体が弱くなるからという理由がですね、非常に多かったように思います。

我々のこの地域は、市長の言われるように畑かんがまいますし、非常に農業をするには適した場所であるというふうに私がかねがね思っております。これまでいろいろな農業の会で生き残る農業の施策、農業経営ということについて話が続いてきましたけれども、今こそ農業に適しているこの地域では転換する必要がある、もうかる農業への転換の必要があるんじゃないかというふうに私がかねがね思っているところでございます。

私たちの地域は、全国の中では消費地から遠いということがありますがけれども、そのほかはほとんど恵まれております。環境の問題がありますけれども、この広大な地域、そして高規格道路、東回り、雪が降らない、今雪が降っておりますけれども、雪が積もらないと言った方がいいですね。こういった年間を通じて17度ですか、平均気温、そして降水量も2,000ミリ近くあるという中でですね、非常に恵まれてはおりますけれども、そういった恵まれた地域の環境が生かせずにいるということじゃないかなというふうに思っているところでございます。消費地が遠いばかりに自分たちの商品を自信を持って自分たちで売り込むということが非常に欠けているようにかねがね思うところでございます。

これから特にブランドとその確立ということが重要視されてくるんじゃないかと思っております。先ほど市長が言われましたけれども、所信表明でも今回取り入れられております、地域資源を生かした本物づくりを行うための、仮称となっておりますけれどもブランド推進課というのを立ち上げるということでございますけれども、このブランド推進課についてですね、どのような目的を持って設置されるのか、お伺いをしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私、今回の選挙戦を通じまして、選挙戦を迎える前にもさまざまな形で地域の方から、そして農業をされる方から、「市長、なんとかこの作物についてブランド化を図ってくれんか」というようなこと

の要望等が度々あったところでした。

そしてまた、よくよく見回してみますと、それぞれの品目で、それぞれの業種で一生懸命ブランドづくりにまい進されている、努力されているということについて感じたところでございます。しかしながら、そのことはなかなか成果が得られないと、実績として表れてこないというようなことであるわけでございます。それは何なんだろうというふうに考えたときに、やはりそこにはきちんとした戦略的なものがなかなか取られてないんじゃないかなというふうなふうに感じたところでございます。ということになれば、市としまして全体的なブランド化を図っていくということをするとなればどういった戦略的な構想が必要かということ考えたときに、今お話があるようにブランド推進課というものをもう率直に立ち上げて、そのことについてまい進していく姿勢を市全体でとっていくことが必要ではないかなというふうなふうに考えたところでございます。

このブランドというものは、志布志の場合は地域全体のブランドにもっていくんだと。市民の皆さんが愛着と誇りを持つまちをつくとともに、ブランドの構築を通じて市民からは誇れる地域、住みやすい地域だということを認識していただく、自信を持っていただく。そしてまた、地域外からはあこがれる地域、住んでみたい地域ということを理解してもらい、知ってもらうということが必要ではなかろうかなというふうに思っています。そのようなところに向かって進むことによりまして、今以上に私ども自身が高い満足度と、そして良好なイメージが出てくるんじゃないかなということ、そのようなイメージがある魅力的なまちづくりを目指していくんだということで、これらのものがい意味で循環を生み出していきまして、それが持続的な地域経済の活性化につながっていくというふうに考えたところでございます。ということで、もうブランドというものにつきましては農・畜・水産物だけではなく、ほかの分野にもまたがった形でブランドを推進していくんだということでございます。2次産品、3次産品についてもそのような形でブランド化を図っていく取り組みをしていただく、そしてまた私どもが生活しているこのあり様自体もブランド化が図られていくようなものにしていきたいということでございます。

農業の分野でいきますと、生産者や商工業者、そして消費者等、それから市民も連携しまして、消費者に支持される高品質かつ魅力のある商品を作っていくんだと。そのものを作っていくことによりまして、できた物を全国に情報発信を行いまして、地場商材の販路の拡大をしていくということが農業分野では必要かというふうに考えております。

**○議長（上村 環君）** ここで、昼食のため暫時休憩いたします。



午前11時56分 休憩

午後 1 時09分 再開



**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○6番（坂元修一郎君）** 昼食前に続きまして、一般質問を進めてまいりたいと思いますが、ブラン

ド推進課とは、どのような目的を持って設置されるのかというところで終わりましたけれども、このことにつきましては、後ほどもうかるための施策という中で、指導体制というところでまた出てきますので、切りのいいところで締めたいと思いますけれども、担当を置くにあたってはですね、十分にその趣旨を理解させながらですね、動きやすい体制の中で進めていってほしいなというふうに思っております。

市長の言うブランドというのは、農産物だけでないほかの事業、そして市の名前も含めてブランドということございますので、後ほど出てまいりますので、切りのいいところで次に移りたいと思います。

新しい事業の中で、アグリコミュニティ事業の説明が全協の中であったところでございますけれども、モデル事業ということがございますけれども、近代的な監視システムを利用した農業に驚くと同時に、これからの農業を支えていく手法であろうというふうに感じたところでございます。アグリコミュニティ事業について、市長はどのような期待を寄せられているのか質問をいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回、アグリコミュニティ事業を提案いたしまして御審議いただくということになるところでございますが、この事業につきましては、モデル事業ということを取り組みをさせていただくということになるかというふうに思います。

現在、このITを取り巻く、ICTを取り巻く分野につきましては、目覚ましい進歩があるということで、この進歩の中で農業の分野でもこのものが使える、そして使っていきながら効果を上げていくというようなことに、そういった時代になってきたということでございます。

具体的には、アグリコミュニティ事業につきましては、農家の経営安定を図るために市内のほ場に気象観測用の気象のデータの把握用にフィールドサーバーというものを設置しまして、温度、湿度、日照、土壌湿度の情報を市役所の方に集積していく、そして、その集積をしていくことによりまして、今後作物栽培管理の基本データとしていき、これを希望者に提供していきたいと。そして、市内の農産物の消費拡大を図るためにライブのカメラをほ場に設置いたしまして、逐一その情報を市役所に集約しながら安心・安全な農畜産物の生産、生育というものを、その情報をインターネットによりまして、全国へ情報発信していこうということでございます。

そして、畜産につきましては、発情の監視のためにカメラを設置する、そして同時に分べんの監視のカメラも設置していくというようなことで、畜産経営の向上のために飛躍的にその効果が高まるものではなかろうかというようなモデル事業を取り組むということでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** アグリコミュニティ事業について説明を伺いましたけれども、我が家に居ながらにして作物の状況が見れるということでございます。あれから数件の酪農家に聞き取りに行ったところでございました。その中で、この事業によって、これまで数件の事故や妊娠牛の見逃しがあったということでございまして、事故率の低下や見逃しによるロスが減少する、そして回転がよくなるというふうに大変喜んでおられました。それ以上にですね、夜間の監視というのが非常にきつい仕

事であったというふうに伺ったところでございました。

そして、ちょっとした買い物とか病院ですね、会合等への出席など、現場監視から、そういった束縛から解放されるということで非常にこの事業には期待を寄せられてたというふう感じたところでございました。

我々が感じるのは、この農業のきつさというのは結局時間を縛られるという、そういった若者が嫌がるというのが一番の課題であろうというふうに思うわけですが、この事業というのは酪農だけでなく、ほかの肥育や生産ですね、養豚、そして養鶏といった分野まで広げることが目的であろうというふうに思いますけれども、過労からの脱却、そしてこの後継者問題、やりがいのある新しい施策につながるモデルとして期待されるわけでございますけれども、仕事のマイナス部分を解消することで後継者不足等に歯止めが掛かるのではないかとというふうに期待するわけでございますが、ほかの畜産まで広がる可能性についてはどうなのかですね、お伺いしておきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回御提案申し上げます内容は、今お話がありましたように、酪農家に対しまして畜産の分野では取り組みをしていただくということになるかというふうに思います。

現段階でJAあおぞらさんの方で、もう先進的にこの畜産につきまして発情の監視、そしてまた分べんの監視については取り組みがモデル的に農商工連携の事業でされているようでございます。その結果を見させていただきましても、目覚ましい効果が出ているということでございますので、私どもが取り組もうとすることにつきましても必ずや期待するような効果が、結果が出てくるのではなかろうかなというふうに考えているところでございます。ということで、今回は酪農中心ということになりますが、この結果を得ながら他の畜種についても広げていきたいというふうには考えるところでございます。

この畜産という分野でなく、先ほども申しましたようにほ場に設置しますライブカメラ等によりましてインターネットで情報を発信するということになるわけでございますが、これはそこで生産される、生育されているものがきっちり安心・安全、そしてまた本物、そしてまた有機というような形で生産され、そしてまた作られているんだということが消費者に随時見られ、そしてまたそれが信頼性をもって購入につながっていくというようなものになっていくのではなかろうかなと、そういった効果をねらった形で今回のこのアグリコミュニティ事業については、取り組みをしたいというふうに考えるところでございます。

そのような意味合いから、先ほどお話がありましたように、この地の農・畜・水産物が安心・安全・本物、そしてまた有機ということで作られるということが認識されとなれば、それがブランドになっていくんですよというふうになるかというふうに思います。それらのものを、お茶、いちご、ピーマン、そしてまた他の作物等もいろいろ、これは可動式でございまして、随時いろんな作物についても全国に紹介するようなシステムを立ち上げたいというふうに考えているところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** J Aあおぞらの方でモデル的にもう実証されているということでございまして、認識不足でございましたけれども、インターネットを使って全国に発信する。そういった中で、信用を得ながら安心して買っていただける農産物を作るということ、それがブランドにつながるという市長の説明でございましたが、これからの後継者問題については非常にこれでまた、新しい息吹が起こったなあというふうに思っております。

しかしながら忘れていけないのが、いくら時代が進んだと申しましても生き物を扱う商売でございますので、現場では人の目、そして五感を通じて管理がされるのが当然であろうと思ひますし、電子機器に頼りすぎて技術の習得を失わないようにしなければならないというふうに思ひわけでございます。

今回現地を、農家をちょっと回った時に感じましたのは、ITに弱い高齢者がいらっしゃる。その辺のサポートをどうやってやっていかれるのかですね。その辺のサポートをして新しい農業として将来につなげていくと。その高齢者へのサポートという形では、どういった形で考えていらっしゃるのかですね、お伺いしておきたいと思ひます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話が進んでおりますこのIT関連についてのサポートということについてお話をさせていただければ、今回、取り組みはモデル事業ということであるということでございます。モデル事業ということでもありますので、多くの方にこのことについては見ていただく、体験していただくということが必要になってくるのではなかろうかなというふうに思ひます。

それらの体験を通じていただいて導入が適当と、導入したいというような方がおられたら、そのことについては丁寧に対応していきたいというふうに考えるところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** そういった機器のですね、導入によりまして、メーカーさんが指定されると思ひますので、そのメーカーさんにですね、最大の協力をいただきながら100%の機械の有効活用をしていただきたいというふうにお伺いしておきたいと思ひます。

次に、全国各地で広がりを見せている農業サポーター制度についてお伺いをいたしますけれども、まず本市におきまして、農業を支援する制度がどのくらいあるのかということと、一般市民や外部から募集を募り農作業や収穫を手伝う、また加工を手伝うといったような制度があるのかですね、お伺いしてみたいと思ひます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在の段階では、農作業を手伝って農業と一緒にしてもらおうということについての制度は本市ではないところでございます。ただ、グリーンツーリズムというような形での取り組みは従来したことがございまして、これは観光と体験等、そしてそのような中での農作業について若干一緒にしていただくということで、サポートになるのかどうか分かりませんが、その程度の中身としては取り組みをしてきたということでございます。ということで、そのサポート的な制度については今のところはございません。

**○6番（坂元修一郎君）** そういった取り組みがないということでございましたので、質問して良かったなというふうに思うわけでございます。

この農業サポーター制度は、まだメジャーではございませんけども、ここ二、三年ぐらいです、神奈川県、大阪府の箕面市、新潟市、熊本県等です、注目を集めている制度でございます。スポーツのサッカーで応援をするサポーターがいるように、農業に関心のある消費者から将来農業をしてみたいという人が、気軽に農家に出向いてボランティア、または気持ちばかりの報酬等を頂きながら農作業を手伝うという仕組みのようでございます。サポーターが増えることで高齢化、後継者不足等の問題に悩む農家が営農を継続しやすい環境を支援し、かけがえのない農業と担い手を守ろうとする取り組みでございます。

まず、この農業サポーター制度というこのような制度が広まりつつあることを御存じだったか伺います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回、議員の御質問を受けまして、初めてこの農業サポーター制度ということについては認識したところでございます。

このことにつきまして、インターネットで今お話がありましたような各地の事例、先進事例の制度について、少し勉強させていただいたところでございますが、かなり幅広いなというふうなふうに思っています。ただ農業をしてみたい、そしてまたその農業をすることによって健康づくりに役立てたい、あるいは本当に将来的に販売ができるような農業ができるためのサポーターとして入ってみたいというふうなことで、かなりそれぞれ地域によって、また制度によって差があるなというふうなふうには感じたところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 市長の言われるとおりで、まだ地域によってかなりいろんな差があるといえますか、いろんな取り組みがある、だからいいんだろうというふうに思いますけれども、実は私も農業専門誌で数か月前に知ったばかりでございまして、ほかにもいろいろな農業にまつわる制度や各地で独自の取り組みがある中で、なぜかこの制度には引かれるものがございました。といいますのは、これは箕面市の農業サポーター制度の取り組みでございまして、内容はこういった内容が書いてございました。

農業に関心のある人や、農業体験や自然とふれあいを希望する人、そして本格的に今後農業へ就農意欲のある人を対象に農協と行政が農業のサポーターを募り、農作業の手伝いを希望する農家を支援してもらおうという内容でございました。いたってシンプルでございまして、今までありそうでありながら、なかなかこういった制度はなかったなというふうに思っているところでございます。

このことは、国が四苦八苦しながら、ばく大な資金を使いながら、国費を使い自給率を上げようとする方策より、ずっと当たり前なことなのかなというふうに思えたところでございます。

もちろん、サポーターの参加や申し出が必要でありまして余りにもうまい話のように思いますが、ここ二、三年で全国に広がりを見せているということは、世の中にはお金よりも生きがい、さ

つき話しました老夫婦の牛養いのことでもありましたけれども、お金をもうけるためにやっていないんだと、健康づくり、そして農業が好きなんだということでございましたけれども、農業の持ついやしや食べ物を生産するという職業を天職として認め、精神的な面で農業を求めているということがですね、あながちあり得ないことではないというふうに思ったところでございます。

これまで農家同士、そして親戚同士の結いというものは、この地域にもあったわけでございますけれども、命を継続するための産業でありますこの農業が一部の国民にこのようにとらえられ、消費者と農家の持つこのような関係を市長はどのようにとらえられたか、お伺いをしてみたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この農業サポーター制度につきましては、かなり幅広い形で今取り組みが始まろうとしているということであるということにつきましては、先ほどもお答えしたとおりでございます。

農業にただ関心があって、体験してみたいなど、そしてまた自然とふれあってみたいな、農作業ってどういったものなのかなというような体験をしたい、またその体験をしながら健康づくりをしていくんだと、していきたいというようなレベルから、本当に今お話がありましたように今後の日本の社会のことを考えたときに、農村社会のことを考えたときに、自分ができる内容でこの農業の維持のために尽くしていきたいという方もおられるということは間違いなことではなからうかなというふうに思います。

それらの方々がこのようなことをきっかけとしまして、私どもの地でこのサポーター制度を導入するとなれば、したときに参加していただきまして、少しでも志布志市の農業振興のために寄与していただくということにつきましては、有り難いことになるというふうには考えるところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** この制度には、今までの研修制度といったような堅苦しさはないわけでございます、そうかといってグリーンツーリズムのような滞在して休暇を楽しむといったこととはまたまったく違うような感覚でとらえております。

気軽に農業をするということで、農業者以外から新規参入を促し、耕作放棄地の解消、そして農地の保全ということにもつながり、市民や都市圏との交流で農業の持つ多面的な機能が見いだせるのではないかなというふうに思っております。地方では、その意識がなかなか薄いわけでございますが、このような取り組みは将来の都市部と地方をつなぐ大きなパイプになるような気がいたしておりますし、市内だけの取り組みだけではなく、さんふらわあという航路を我が市は持っておりますので、これから始まる鹿屋そして都城との定住自立圏構想、そういったことでもですね、交流を深めていながら十分今後の農業を救う手立てとなるのではないかなというふうに考えております。

国の財政状況から、補助金ありきの農業ということ、そしてばらまきの農業というのは今後あり得ないことと考えております。

当たり前の取り組みとして、この農業サポーター制度が将来農業を救う架け橋となるような気がするわけですがけれども、早急というわけにはいかないと思いますけれども、今後本市として取り組んでいく状況があるものなのか、お伺いをしてみたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先程来話をしますように、この農業を体験してもらおうということにつきましては、グリーンツーリズム等でも体験してもらっているというようなことでございます。

しかし、今お話がありましたようにグリーンツーリズムというのは観光的な体験というようなことで、それが農業振興につながるかという点と決してそういったことではなくて、地場産品の農産品等の消費拡大のために寄与しているのではないかなというふうには思っているところでございます。

そういった意味合いからも、今後農業振興という中でこのサポーター制度をどうするかというようなことを考えたときに、少なくとも少しでも農業の楽しさ、そしてまた別な意味では厳しさというものもある一定の期間体験してもらったうえで農業について考えていただくというのは必要かなというふうに思っています。

そのような意味合いから言えば、本市では農業公社の制度がございまして、1年間びっちりと本当に農業をされる方については農業体験をしながら研修をしていただいて、後継者として農業に従事していただく制度がございまして、その前段階のタイプとして、このことについては取り組みをしてもいいことかなというふうには思ったところでございます。

さんふらわあを利用した形で関西方面からこのような方が来ていただきまして、長期的に滞在していただきながら農業体験をすとなれば、サポート制度で農業に従事していただくとなれば、かなりそのときには理解していただける農家が必要ではないかなというふうに思っていますので、そのあたりの掘り起こし、協議等も十分しながらしなきゃならない。

それから、そういった意味で言えば、地元の方々の、あるいは今後定住自立圏構想と一緒にまちづくりをしていくという都城市、あるいは鹿屋市辺りの方々から通っていただくような形で、ある一定の期間サポートとして取り組んでもらうというような仕組みも可能かというふうに考えるところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 市長の言われるとおり、農業は決して楽しいことばかりではございませんし、その中に厳しさもあるわけでございますけれども、そういったことをとにかく体験してもらおうということが非常に大事ではないかなというふうに思います。我々も40年農業をやってまいりまして、まだ楽しいということはなかなか感じられないことでございますけれども、外から見てその農業の大事さというのは非常に国民に理解されていると思いますので、そういったさんふらわあ、そして定住自立圏構想、そういったものを利用しながらそういった人をですね、掘り起こしをしていただきたいというふうに思っております。

人間一日たりとも食わずに生きていける人はおりませんので、国民の方もですね、自給率が下がる中で、そういった思いというのは十分あるのではないかなというふうに思うところでございます。

農家がもうかっていればですね、このサポーター制度というのも必要ないわけではございまして、雇用という形で解決するんでしょうけれども、次にもうかる農業への転換について質問をいたしますが、今更私がここで農業の不振を申すまでもございませぬ。原油の高騰、穀物相場の高騰、そして生産コ



ストの上昇、米国発の経済危機による景気低迷の影響、デフレなどで厳しい状況が続いているわけですが、先月の末でしたけども、農業新聞に日本政策金融公庫がまとめた今年の農業景況動向指数というものを発表しております。これは、担い手農家の経営状況のアンケートによって割り出されるということでございます。農業の景気動向を示すデータですが、この中で、今年の担い手農家の経営状況は調査を始めてからこの15年で、その水準は5年間連続で減り続け、昨年調査以来の過去最低水準に落ち込んだとの結果をまとめております。部門ではすべての種目でマイナスを示しております、耕種部門が総体的に大きく後退しております。全種目では、野菜や果樹が価格低迷でマイナス幅が拡大し、消費額、消費減少が響いたお茶が全種目で最も後退したと発表しております。

市長は、これだけ農業経営が落ち込んでいる原因、その要因といったものについて何が原因であろうかというふうに考えていらっしゃるでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

価格下落ということにつきましては、今お話がありましたようにすべての農業部門でそのようなことがあるということにつきましては、本当に一昨年来、そのことについてはいつもいつも皆さん方から御指導をいただいて、そしてまた改めて認識をさせられているところでございます。

その原因につきましては、総体的な景気低迷による消費の落ち込みになろうというふうに思います。特に、高級品やしこう品などの農産物の価格というのは消費の伸び悩みによりまして、顕著にこれは下落の傾向になってしまっているというようなことでございます。

そしてまた、別な意味で言えば、生産過剰や過剰在庫を抱えている品目も多くなっているというように、これらが需要と供給のバランスが保てなくて下落の要因になっているのではないかなというふうなふうに考えます。

お話がありましたように、お茶につきましては落ち込みがひどいということございまして、前年度に比較しまして5億1,000万円ほど売り上げは減少しているようでございます。

また、さつまいもにつきましては、非常にいい天気恵まれて豊作になってしまっていて生産過剰というように、価格が下落しておるようでございます。

ただ、ピーマンにつきましては、販売単価が比較的優位に推移したということございまして、経営的には安定しているようでございます。

いちごにつきましては、景気後退によりましてこのことにつきましては、消費が落ち込んで販売高が減少しているというようにございまして、そのようなことで各方面において減少しているということを改めて認識しているところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** もろもろの原因について答弁をいただきましたけども、この日本政策金融公庫でございますけれども、このように回答されておりますね。景気低迷とそれに伴う消費者の低価格志向が農業経営に打撃を与えたとしながら、コスト高もあるが、一番の要因は不況にあると言っております。当然と言えば当然なんですけれども、先ほど市長の言われた消費低迷、高級志向感がない、

そして過剰であるということですが、日本の農業は海外との輸出入の問題も大きく関係しておりますが、国内の農業問題だけで解決するわけではございませんけれども、市長は我が地域の抱える問題点は把握しておくべき必要があろうというふうに思いますけれども、今市長が言われた要因について、市長を交えての農政課内の課長等とのですね、打開策について話し合いがされているものなのかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

このことにつきましては、定期的な話し合いをしているというようなことではございませんが、随時このことにつきましては、協議を重ねてきております。特に、私自身がいろいろな作物の総会等に案内を受けておりますので、その際に農家の方々や、その関係機関の方々から要望を賜ったりすると、またいろんな情報を寄せられるということがございますので、それらのことに基づきまして関係課と協議を重ねているということでございます。

というようなことで、そのことを受けまして本年度につきましては、臨時交付金事業の活用について、農家の方々が望まれる、そしてまたそのことが経営安定につながるようなものというものを模索しまして、議会に御提案申し上げまして、承認をいただきながら対応を重ねてきているところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 随時、話し合いがもたれているということでございます。そして、市内の農家の開催する総会等にも出席して話し合いがなされているということでございますが、これまでは生き残る農業ということにいろんな話がされておりましたけれども、先ほど申しましたとおり、この地域というのは非常に農業には適応した場所であると。さっきは雪が降らないと申しましたけれども、こういった気象の変化も非常にあるわけでございますけれども、それでもですね、雪が積もって半年間ほど農業のできない地帯もあるわけでございますので、それを考えると非常に恵まれた地域であろうというふうに思うところでございます。

この一般質問をするにあたりまして、私も農業を実践しておりますので、なぜ農業というのはもうからないだろうということですね、考えてみたところでございました。

まず、もうからない理由としてですね、作りっぱなしで販売まで考えた農業がされていないということですね。作ることはうまいんですけども、売り方がとにかくされていない。そして、農協への依存性が非常に強い。すべて農協に丸投げ状態で、販売や生産資材をすべて人任せにしている。これが大きな原因ではないかなというふうに思っております。

そして、資金もなく、栽培技術がないために新しい栽培品目への変更ができない。さっきも出ましたけれども、たばこ農家がさつまいもを作る、さつまいもが駄目になってほかはないだろうかと、なかなか自分で探すということができない状態であるというふうに思います。

そして、消費者や流通による規格外品のこの商品ロス。これを見ますと、議会の行き帰りもそんなんですけども、畑を見ますとにんじんが収穫されずに残っていたり、大根が収穫されずに残っていたり、白菜が収穫されずに残っていたり、こういった物が非常に目立つわけですね。例えば、曲がった

きゅうりでございますけれども、箱詰めに合わないというだけで市場には曲がったきゅうりはほとんど出ませんが、大きさがそろってないとか見かけが悪いとかいった理由でですね、市場に乗らない品物が約30%ほどあるというふうに聞いておりますけれども、その30%がですね、自給率に乗ってくると非常に有利に働くわけでございますけれども、そういったものの利用ができないものかなと、この市役所との行き帰りにいつも考えているところでございます。

そして、規格外品を2次加工して販売するなどの流通がないということですね。その規格外品を利用して2次加工をして、我が産地のそれこそブランドにすれば安くておいしいものができるのになあというふうにいつも思っているところでございます。

私の意見をまとめてみますと、もうかっている農家は生産から流通まで手掛けている農家、作ったものを2次加工して付加価値を付けて、独自の販売を持っている農家であるというふうな状況がですね、見えてくるのではないかなというふうに思うところでございます。さっきのブランドについてもそうですけれども、こういったことを含めて検討されてそのブランドというのを作ってあげれば、一つの明るい兆しが見えてくるのではないかなというふうに思うところでございます。

農業でもうからない原因があるとすればですね、その解決策というのを考えなくてはならないわけですが、そういった問題に対しまして農家を交え、そして検討を行い解決策を審議するような委員会等の設置ですね、そういったものがされているのか、それとされるつもりはないのかですね、お伺いしてみたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

もうかる農業を確立するために、今お話がありましたように、できれば販売まで考えた農業を推進しなきゃならないんだというようなことであるようでございます。

当然そこには、お話がありましたように規格外のものについても2次加工、あるいは3次加工ができるような体制が必要でありまして、またその2次加工品、3次加工品につきましてもきっちりと販売されるルートが確立されていないと作っても赤字になってしまうということになるかと思っておりますので、そのことは非常に大事なことかというふうには思っております。

そのような意味合いから、じゃあそういった形を解決する、それらのことを解決するための審議会等についてはどうなのかというようなお尋ねでございしますが、現在そのような機能を持っている審議会等はないわけですが、ただ志布志市の方には農業振興対策協議会というのがございまして、この中で農業全般に対する問題の打開策について審議をしていければというふうに思っております。

この協議会の委員の方には、議会からも産建の委員長さん、そして農業委員会の会長さん、畑かんのセンター所長、JAの代表、そして旧3町の園芸振興会長、たばこ、茶、肉用牛、養豚、酪農の生産者の代表、土地改良区の代表、そしてまた市の担当課長というようなことで、26名のメンバーでその協議会が設置されているということでございますので、この協議会によりまして、ただいま頂きました御意見等につきましても協議をしていただければというふうに考えたところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** そういった協議会があるということでございますが、形だけの協議会では

やっぱり駄目だと思うんですね。とにかく時間を長くかけて本市の農業の振興ということを本当に考えて、農家の方々も大変でしょうけれども、本当に本市のための農業ということで時間をじっくりかけてですね、そういった協議をしていただきたいというふうに思いますので、ぜひともですね、そういった協議会が今後開催されるときには、形式だけのそういった協議会ではなくてですね、本当に中身の濃い、深いですね、本当に生き残る農業からもうかる農業をする市ということですね、とことん話を聞いていただきたい、協議をしていただきたいというふうに思いますので、その辺よろしくお願いいたします。

時間がありませんので、次へ進みたいと思いますが、大変厳しい農業情勢の中で確かにもうからない農家は多いです。しかしながらですね、その中にも堅実にもうかっている農家も実在するわけなんですね。そして、そういった産地も数多くある。昔はそういった篤農家から得た情報をですね、農家に普及させるいわゆる農業改良普及所、普及員ですね、が各地にたくさんおまして、月に二、三回程度は回ってきたものでございます。今から10年か15年前まではそういった状況にありましたですね。農協においてもそうですね、営農指導員、こういった方々もその農産物において各農家を回りながら技術指導をしていくということがございましたけども、今ほとんどないですね。我が市では普及センターが畑かんセンターというふうに名前を変えておりますけれども、3か所あった普及センターが、この畑かんセンターに1か所まとめられた。これもあえて普及所から畑かんセンターという名前に変えて苦渋の策ですね、今の曾於市の方に残したという経緯がございますけれども、そういった指導体制がない分ですね、農家にはいろんな文書ですね、情報がやってまいります。広報紙とかですね、指導マニュアル、いろんな文書が届いておりますけども、多分私は農家は見てないと思うんですね。高齢者の方は特に見ていないと思います。上辺だけ読んで本当に大事なことが書いてあってもですね、文字というのはあまり見ないですね。そういった状況からですね、この行政の指導体制には強い要望がございます。

中国にこんな話がございます。ある人に1匹の魚を与えればその人は1日は生活できる、しかし魚の捕り方を教えれば、その人は一生生活ができるということですね。これはまったく今の国の農業施策と一緒にですよ。少しばかりの補助金を与えてそれで納得させる、まったくこの魚と一緒にですね。そうじゃなくて本当に魚の捕り方というのを教えて、農業を生かすというやり方は私はしていないような気がします。この生きた農業の普及ですね、技術指導が衰退しているのではないかというふうに思います。このもうかる農業、そしてこのブランド確立ができないというのは、その辺に原因があるんじゃないかなというふうに思っております。もうかっている産地がよく農業新聞とか専門誌で出ますけども、そういった産地というのはこの情報の収集から提供までですね、職員自体が生きた指導をしているのではないかというふうに私は思っております。

この農業がもうからない原因にはこの指導体制というものが弱体化しているからではないかなというふうにですね、思うところでございます。農政課内の職員、特にこの指導体制についてですね、不足があるのではないかなというふうに思うわけでございますが、このもうかる産地づくりに対して、

生きた指導の重要性について市長はどのようなふうに思われているかですね、お伺いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今お話がありましたように、指導の中身につきまして、指導のやり方について、そのものが生きてくる生きてこないというのは本当におっしゃるとおりだというふうに思います。ということで、じゃあ人を増やせばそういったものが生まれるかということとそうでもない。やはりそこには、きちんと自分が取り組むべき内容について、仕事について、いかにすればその効果が上がるのか、そしてまた、どのような取り組みをしていくかについて計画性が持てるのか、そしてまた推進体制についてどのような協力を得るのか、研修を積むのかということがきちりとできて、その上でそのことの理解を求めて一緒になって取り組むというような指導体制、指導員というものが必要ではなかろうかなというふうに常々考えているところでございます。

ではそのような体制というのをどのようにして構築するのかということにつきましては、多分いろんな場面でそれらの先進事例というのを学んでいながら、そしてまたそのことが有利販売につながるんだというようなことの情報収集を重ねていくんだということになるかというふうに思います。そのような意味合いからすれば、現在、市では農林水産技術員の連絡協議会というものがございまして、こちらの方で研修等を重ねながら、先進事例等を学びながら、この地の農業振興をしていこうというような取り組みがされているところでございますが、園芸作物について言いますと、施設園芸から露地作物まで非常に幅広い品目、そしてまたいろんな多岐にわたる営農形態というものがあるということで、それぞれ1品目ずつ特殊な勉強を深めていながら、研修を深めていながら取り組みをしていかなければ、なかなかもうかる農業までつなげられる営農形態というのはいくらでもないかなというふうには思うところでございます。ということで、今申しました技術員の連絡協議会の方々はそのようなことを心掛けて取り組みをされております。

ただ、今申しましたこのような協議会の指導等がないような形での任意の生産組合というものも出てきているようございますので、そのような方々がどのようなきっかけで、そしてまたどのような形で今後、販売も手掛けようとしているのかということについても情報収集しながら本市の全体の農業振興につなげていきたいというふうに思っております。

非常にちょっと分かりにくい話になったかもしれませんが、いずれにしても先ほどから話をしますようにブランド化というものを目指していくんだということ、そしてそのブランド化を目指していくためには何が必要なんだということを明確に体系付けるということをしていくことをこれからやっていきたいと。そしてまた、それぞれの品目ででき得れば日本一を目指すような意気込みでやっていくんだというようなことをしていけば、今後、この本市の農業がそれぞれの品目でもうかる農業につながっていくんじゃないかなというふうに考えるところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 市長のもろもろの意見をお聞きしましたけれども、人を増やただけでは駄目だというのは肝心なところですね。先ほどのブランド推進課にいたしましても、ただそういった課をつくったということで安心しては駄目なんだと、品目ごとにすべてを精査しながらですね、何が

もうからない原因なのかということも十分考慮されてですね、このブランド推進課というのを生かしていきながら、地域のブランドというものを確立していただきたいというふうに思っています。

昭和40年には73%の自給率があった我が国の農業自給率でございますけれども、現在40%まで下がっておりますが、国の目指す10年後50%、20年後60%の自給を目指すというふうに言っておりますけれども、農水省の食料・農業・農村政策審議会というのがあるそうでございますが、この中でこういう記事が出ていましたですね。農家数の減少や作付面積の減少等に歯止めが掛からず、向こう10年も同じ状態で推移した場合、離農農家の増加や耕作地の荒廃等によって、日本農業の平成32年度における農業生産力は現状より25%低下し、自給率20%を完全に割り込むと試算している。こういった記事がでかでかと新聞に出ているわけでございますけれども、農業を維持するためには農業者の経営が成り立たなければ維持ができないわけございまして、当然ながら高齢化が進み、背水の陣であるわけでございますが、そういったときに国民がどう思うかという、やはり食べなければ死ぬ、そういったことで先ほどの農業サポーター制度というのが生まれてくるのではないかなというふうに思うわけでございます。

本当にまだ落ちなければ国民は分からないのかなという気が農業者にはあると思いますけれども、実際そこまで、20%を切るかという、私はそこまでは切らないとは思いますが、維持する農業からもうかる農業への転換を図るためにですね、行政サイドではどういった取り組みがされているのか、今後どう取り組まれるのかですね、最後にお聞きをしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

さまざまな農業政策がとられていながらも食料の自給率というのは低下の一方だということにつきましては、本当に極めて憂慮すべき内容だなというふうに思っております。しかしながら、本市におきましては、農業振興を図っていきながら市全体の振興を図っていくということが大前提でございますので、この農業振興をいかに図っていくかということにつきましては、非常に大きな課題というふうになります。

そのようなことから本市では、農家の規模拡大や経営安定のために国・県、そしてまた市独自の事業の活用をしまして、産地体制の整備の強化、認証制度の取得、畑かんの普及拡大、それから新規就農者の支援など、こういったものを一体となりまして展開しながらいくんだということでございます。そして、担い手の育成を農業公社の研修制度を利用して、担い手も新たに育成していくということでございます。

これは、事業を継承しまして、基本的にはもうかる農業にしなければいけないということになるわけでございますが、このもうかる農業を確立するためにやはりブランド化が必要ということになるろうかというふうに思います。

このブランド化につきましては、先程来お話しするように、それぞれの品目についていかにもうけるかということを経営して、そしてその取り組みが実践されるにはどうあるべきかということの組み立てをして、取り組むべきだというふうに考えます。それは、いろんな品目があり、いろん

な業種があるわけですが、現在ある品目、あるいは業種の中で極めて全国的にも高い評価を受けているものがあるということでございますので、それらのものを参考にしながら、それらの取り組みに追随する形でほかの品目も取り組みをしていくというようなことがなされるとなれば、総体のものがブランド化を目指していくというようなふうを考えます。

特に、私自身は、本市におきましては環境について、循環について、有機について全国でも先進的な取り組みをしている地域でございますので、これらのものを特化した形で農業についても推進をしていくと。すなわち、安心・安全・本物ということの裏は、循環、そして有機ということになるかというふうに思います。すべての農・畜・水産物につきまして、それらの方向をもって生産してもらうような一つの市全体の方向性を掲げて、そしてすべての産品がそういったふうにならされているんですよということが認知されるような情報の発信というものをしていくことによりましてブランド化が図られていくと、日本全国に認知されるようなふうになっていくというようなふうで考えるとござります。

そのような取り組みをしていながら、もうかる農業にもっていききたいというふうに考えております。

**○6番（坂元修一郎君）** 時間があればもっと追及してですね、お聞きしたいところでございましたけれども、市長の申される生き残る農業から、このもうかる農業への手立てというのは、このブランドというのが一つのキーワードになろうかと私も賛同するところでござります。

我が市には、この循環する農業というのは十分そういった耕畜連携にいたしましてもあるように思います。そして、道路の構築なり、そして港、そこで輸入と輸出というのもバランスが取れてくれば、自然とこのブランドというのはできてくるものだろうというふうに思いますので、このブランドというのを一つのキーワードとしながら、頑張ってくださいね、地域のもうかる農業に努めていただきたいというふうに思います。

次に、畑かん整備に入りますけれども、この畑かんもそうですね、新しい技術、この地域特有のまた農業の体系になっていくだろうというふうに思いますけれども、ばく大な予算を投じまして25年余りの歳月をかけた曾於東・南部地域の畑かん事業の全ぼうが見えてまいりましたけれども、施工時の25年前、この夢のある農業が期待されまして、まさにそれを目標としてやってきたわけですが、なかなかその完成と同時にもうかる農業には至ってないということでござりますが、今こそですね、先代たちのこの築いてくれた事業を基に新しい農業に取り組んで、もうかる農業につなげていかなければならないというふうに思います。

国内の畑かんの先進地では、ほとんどの産地で生産性が高く収益性の高い安定した営農が展開されているということでござります。

これから始まる曾於地域のこの畑かん営農への理解促進と畑かんを利用した多様な産地育成が必要になってまいりますけれども、農家への畑かん有効利用のための推進状況というのはどういった状況にあるのかですね、お伺いたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

曾於地域、とりわけ本市では、曾於東部、旧松山町、旧志布志町の区域ですが、こちらで2,130ha、曾於南部地区、旧有明町地区でございますが、こちらで1,879haの計4,009haで畑かん事業が実施されております。両地区とも既に国営事業が完了しまして県営事業となっておりますが、この事業では東部地区が平成23年度、南部地区が平成24年～26年度で完了見込みとなっております。東部地区は全面通水、南部地区は一部通水が開始されまして、徐々に通水区域が拡大しております。

畑かんが整備されますと以前の雨待ち農業から、雨を待たずにいつでも、また計画的に植え付け等ができる、適時に水を使うことにより収量及び品質について向上するというような営農になろうかというふうに思います。

今後につきましては、21年度に東部地区が重点地区に指定されまして、市、県、JA、改良区でプロジェクトチームを結成しまして、今後の水利用について説明と、それから利用の推進を行っているところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 畑かんについては、東部だけでも多分1,000億円ぐらいの資金を投じているということでございます。これを有効利用しなければですね、本当にばちが当たると言うんですね。これも血税でございますので、本当に有効活用してほしいなというふうに施設を見るたびに思うところでございます。

政権交代がありまして、民主党が政権を握りまして事業仕分けがあるわけでございますが、東部、南部、そして北部、この三つがワンセットであったように思いますけれども、政権交代によって、この事業仕分けによってですね、北部の畑かんというのはどうなるのかですね、その辺の懸念をされている農家が多いので、その辺の情報が伝わっていればですね、お教えをお願いしたいと思いますが。

**○市長（本田修一君）** 民主党政権におかれましては、さまざまな事業につきまして選択と集中というような形で、現在事業化をされているものについてはそのまま進めますよということになっております。ということで北部につきましても、今後ダムの建設ということが始まるということになりますので、そのことについて仕分けの対象になっているかどうかについては、まだ把握してないところでございます。

南部・東部につきましては、現在の事業がそのまま進ちよくするものというふうに考えます。

**○6番（坂元修一郎君）** 八ツ場ダムのようなですね、対象にならないように、この三つのセットがですね、完了して、この曾於地域の農業が更に活性化するようにお願いしておきたいと思います。

畑かん推進室が設置されておりますけれども、先ほど申し上げた農家への指導体制というのが本当に大変重要になってまいります。ばく大な資金をかけてですね、完成されるわけでございますので、ぜひともこれを生かさないわけにはいかない。以前、畑かんセンターと農協ですね、ワンフロア化はどうだろうかという一般質問をしたことがございましたけれども、本当に先ほどの指導体制でございますけれども、職員は減らしていく、それでその職員の効率をよくして指導体制を確立していくというのは、非常に職員には酷な部分があるかと思っておりますけれども、しかしこれはもうやっつけていかなければ



ればならない問題でございます。ばく大な経費の上に成り立っているこの事業でございます。推進事業にかかっておりますので、その辺は十分ですね、お願いしたいというふうに思います。

畑かんという名前ですから、干ばつのときに水を耕作地にかん水して生育を促すというのが大きな目的であろうというふうに思いますが、畑かんの利用は多目的であるというふうに思います。これだけの事業でございますので、まさに今日も雪が舞っておりますけれども、これから始まるお茶の防霜ですね、そういった散水氷結法にも使える。そして、ほかの多目的利用というのも多々あるようでございますけれども、なかなか勉強不足で存じてないわけでございますが、この散水氷結法、このお茶の防霜についてはですね、お茶の総会の時に講演がございまして、鹿児島と宮崎で全国の90%がですね、行われているということでございまして、ほかの例えば静岡ではですね、かん水のための水ですね、としては使われている。そして、葉散時の水の補給という形では使っているけれども、防霜では使われてないということらしいです。ですから全国でもですね、80%近くはこの鹿児島県でその散水氷結法は行われているということでございますので、それだけ恵まれてるということでございますね。その辺もですね、実際農家は理解しなければならないわけでございます。

実際、我々はこうやって水がきて自由に使えるということでございますけれども、本当にこの水をうまくコントロールすればですね、本当に夢のような農業が実現するのではないかというふうにかねがね思うわけでございます。新しいこの農業の形態を形成するにあたりまして、この水の使い方、ほかにどういったものがあるのかですね、分かっておりますら、お教え願いたいというふうに思います。

**○市長（本田修一君）** 水利用の形態でございますが、土地改良法では畑かん水を利用できる施設を農業用排水施設としておりまして、その施設は土地あるいは土地に定着する作物に直接的に作用する施設というふうにされているようでございます。そしてまた、畑地かんがいは補給かんがいと多目的かんがいがございます。多目的かんがいとして利用できるのは、1番目に栽培管理用水、は種用や定植用の用水、耕起のための用水というふうになります。2番目に気象災害防止用水、風食防止、凍霜害の防止、潮風害の防止ということになります。3番目に管理作業の省力化の用水ということで、施肥、病虫害の防除、肥培用というふうになっております。ということで、このような使い方を本市でもされているということでございます。

そして、さまざまな器材がございまして、器材についても年々進歩しているということでございまして、今までのスプリンクラーやレインガンというようなものから散水面積が広く行われる走行式のスマートレインやロールカーの導入ということで、このようなことがどんどんどんどん取り入れられてきておりまして、新しい農業形態の形成につながっているということでございます。

それから、宮崎県の一ツ瀬地区で畜舎の暑さ対策のために畑かん水を利用しているということでございます。現在、このことにつきましては国に申請中ということで、あくまでも水利用の少ない地域でのモデル的な措置ということでございますが、本県でも、そして本市でも畜産農家からこのような要望というのは年次にならなくて重なってきておりますので、現在このことにつきましても改めて要望

書を提出して水利用の多目的利用のお願いをしているところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** かなり多目的な活用法があるんだなというふうに思いました。ばく大な金を投じてやっておりますので、本当にそういったことがすべてうまく利活用できればですね、すごい農業ができるんじゃないかなというふうに思います。水利用の効率の高い推進品目の選定やその指導や育成ですね、そういったものを確実にやっていただきたいというふうに思います。

時間が少なくなってまいりましたのでどんどん進めたいと思いますが、その大事な水をですね、実際管理体制の不備といいますか、管理組合がないという関係で、例えば、今から本当に茶農家の方にとりましても貴重な水でございますが、真冬にこういった意味合いで水をかけてらっしゃるのかちょっと分かりませんが、水を散水して、茶園の樹形を壊す程度にまでですね、氷が張りますので、かまぼこ型の茶園がそれこそ氷の重さで崩れてしまうわけですが、そういった水の使い方をされている農家もいらっしゃる。昨年8月、干ばつが起きましたけれども、その時にもですね、3日ぐらい昼夜を通して散水をされている農家もあったというふうに聞いております。そういった無駄な水ですね、節水ということもやっぱり心掛けていかなければいけないだろうというふうに思いますけれども、そういった農家への警鐘といいますか、指導というのはどうされるのかですね、お伺いをしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

水使用につきましては、利用の申し込みがあつて改良区から給水栓のハンドルを引き渡しする時に、水の適正な使用をお願いしているというところでございます。今お話がありましたようなケースというのは、確かにあったというふうに聞いております。そのようなときには、本人に直接適正利用をお願いし、また指導をしているところでございます。そしてまた、改良区の改良区だよりや畑かんだよりも、このようなことがないようにということで注意の喚起をしているところでございます。

また、末吉の方のお茶団地の丸山地区では会合で防霜設定温度を2度にしましょうと、間断散水を行うようなふうにしましょうという取り決めをお願いして了解をいただいているところでございますので、このようなことを各地に広めていきたいというふうに考えております。

最終的には、分土工、ファームポンドごとに利用者による水管理組合を設置しまして、利用及び管理を行っていくという計画をしているところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** ですね、最終的には水利組合の設置が私は正しいと思います。農家自体でそういった水利用の取り決めをしていく、そうしなければですね、結局そこでもし被害が講じたときには行政が責任をとらなければいけないということでございますので、農家同士がその現場を目視できるわけでございますので、その辺の取り決めはですね、農家自身がやっていくべきだろうというふうに思います。

それと、国営の事業で当初はほ場には「めくらキャップ」をして、それで一応国営は終わりということでしたけれども、そこにバルブが付いてですね、各ほ場、コックさえあればですね、水が使えるという状態であるようございまして、あそこは無断で使っているというような情報もですね、入っ

たりするわけですが、水使用においてはですね、給水開始の申し出が必要であるということを知らない農家もあるように思いますけれども、その辺の対処はどうされているのかですね、お伺いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

水の使用につきましては、旧畑かんから現在の大型畑かんへ切り替えた時に水利用が自動更新されるものだというふうに勘違いされて無断使用されたというようなふうにも聞いております。無断使用が判明した時点で、水利用申込書を提出していただくよう要請しているところでございます。

また、水利用の申し込みのある畑なのか、申し込みのない畑なのか、見た目では判断できないということから土地改良区の予算におきまして、無断使用防止のために正規の水利用の手続きのあった畑には、この畑は水を使用していますという表示板を約2,000か所、3年程度で設置する計画にしております。

なお、水利用につきましては給水開始の申し込みが必要であるということの周知につきまして、今まで市報を通じて説明してきてまいりましたが、今後も市報、そしてまた改良区だより、県畑かんだよりなどを通じて繰り返し周知をしていきたいというふうに考えます。

**○6番（坂元修一郎君）** 非常に大切な水でございますので、大事に使いながら有効活用するようにお願いしておきたいと思っております。

次に、伝統行事と祭りの振興についてお伺いいたします。

人々は昔から、戦や自然災害で打ちひしがれたときも、また豊作で喜ぶときも必ず祭りごとを行い、その土地特有の歴史や風土をつくってまいったわけでございます。しかし、その長い伝統的な祭りや行事も現代社会においては、後継者不足や財政が続かないという理由で行事を中止したり、継承が難しくなっているという所が全国で多くあるそうでございます。歴史の一部を生きている私たちは、現在の状況に屈することなく、子孫のために市民と行政が連携を深め、教育の場や地域活動を通じながら末永く未来へ伝えていく責任があると思っております。本市にも継承すべき伝統的な行事、そして踊りや祭りがあると思っておりますけれども、各種伝統行事や祭り、例祭等の保存組織はどのくらい存在し、運営状況はどのようなのかですね、また継承されていく中でどういった問題が現在生じているのかお伺いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** 本議会でも、松原治美教育委員長から委任がありましたので答弁をさせていただきます。

坂元議員の御質問にお答えをいたします。

我が国では古くからそれぞれの地域で、固有の風土とそこに暮らす人々の生活に根差して生まれはぐくまれた伝統的な祭りや行事、並びにこれに伴う伝統的な民俗芸能が数多く残されております。

しかし、その多くは昭和40年ごろを境といたしまして、全国的な社会構造の変化、生活の都市化と地方の過疎化、少子高齢化、個人的価値観の多様化などさまざまな要因から、これらの祭り、行事、芸能等の保存・継承活動は、全国的にも存続が危ぶまれるようになってきているのが現状でございます。

す。この傾向は、ただいま議員も御指摘のとおり本市でも同様でございます、これらの祭りや行事及び民俗芸能が地域の生活に密着したものでありますことから、この現状はやむを得ない一面もあるのではないかと、こういうふうに考えております。

しかしながら、この地域に誕生し伝承され続けてきたこれらの文化遺産をできる限り後世に伝える努力をすることも、また我々の使命だと考えております。

そこで、教育委員会といたしましては、平成18年の市制発足と同時に志布志市民俗芸能等保存連絡協議会を設置いたしまして、地域の民俗芸能等の保存・伝承に努めているところでございます。現在、市内に26の保存会組織を確認しております、このうち23の団体がこの連絡協議会に加盟しておられます。この加盟保存会の年間活動実績を確認の上、助成を行っておりますが、規模の大きな保存会組織以外にも集落単位とか、さらに小さい集団での祭りや行事も市内には数多く残っているようでございますので、現在文化財保護の方で実態調査を進めているところで、間もなく集計がまとまるものと思っております。

保存会の活動実態でございますが、市の民俗芸能大会をはじめ各種イベント、神社の祭礼、集落や学校の行事等さまざまな形で発表されておりますが、この保存活動の課題につきましては、何と申しましても高齢化や人口減少による後継者不足ということが悩みの種となっております。そこで、この課題を解決する方法といたしまして、現在二つの取り組みを行っております、一つは学校教育との連携、いま一つは生涯学習講座の開設による後継者の育成でございます。前者は、学校側の全面的な協力が不可欠でございますし、後者は地域との密着性が弱まるというきらいもありますが、教育委員会といたしましては、今後とも民俗芸能等の伝承にさまざまな工夫をこらしながら継続的に取り組んでまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

**○6番（坂元修一郎君）** かなりの継承がされているということでございます。

そして学校教育、そして生涯学習等を利用しながら継承されていくということでございますけれども、地域が抱える問題を住民が共有することで、いろんな地域の問題がまた解決されていくんだろなというふうに思いますけれども、やっちくの方で毎年町内、志布志市内の郷土芸能等をしていただいておりますけれども、昨年川路地域の方々に参加していただきましたけれども、1週間に三、四回練習されるんですね。それも仕事が終わってからでございますので、7時あたりから10時ごろまでされて、最後は一献やって帰るということで、非常に大変そうにされておりましたけれども、でも最終的には久しぶりに地域がまとまってよかったとかですね、かねて若い人と会う機会がなくて話す機会もなかったけれども、非常にためになったと、よかったと、最初のいやいやながらの参加もですね、非常に最後は喜ばれるということでございます。その中でいろいろ聞いてみますと、特に踊りの継承でしようけれども、練習、かなりの経費がかかるわけでございますが、行政としてできるだけ助成と協力はいただきたいと思いますが、その補助金等についてはどうなっておりますでしょうかね。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

御案内のとおり大変厳しい財政事情でございますので、私どもといたしましては県指定とそれから市指定、それから指定外とこの三つに分けて補助金を頂いております。県指定となりますと3団体ございますが、これは10万円ということでございます。それから、市の指定となりますと4団体ございますが、これには5万円ということです。そして、指定外は16団体ございますので、ここには3万円ということで補助を頂いております。

以上でございます。

**○6番（坂元修一郎君）** なるべく地域の負担がなく継承されていくように協力の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

イベントに入りますけれども、我々やっちく松山藩を立ち上げた時に、あゆやさけが生まれた川から海に出て、そしてまた大きくなって川に帰ってくるように、子供たちに祭りという楽しみを覚えさせることでふるさと回帰を植え付けようという思いがあり、開園、開藩してもう22年たつところでございますが、市長はまちの活性化や経済が豊かになる取り組みとして、イベントやもてなしのあふれる取り組みで入り込み客100万人達成を目標にされております。

祭りやイベントを通して経済の発展や知名度の向上など、経済効果と地域の結束力など祭りの持つ効用というものをどのようにとらえていらっしゃるのかお伺いをします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員の方からお話がありましたように、川路集落の方々が、やっちく松山藩秋の陣に参加されて、そしてその練習のために週に3日もけいこをされて出演されるということ、それらのものが集大成されたものが、大きなイベント・祭りになっているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

それぞれの地域で、またそれぞれの団体でこの大きなイベントに備えるためにある期間、そしてまた特定の目的を持って一緒になってその目的を達成する取り組みをされるということにつきましては、それが地域の活性化につながっていくと、そしてまた改めて地域を見直すきっかけになっていくというふうに考えるところでございます。これこそ共生・協働・自立のまちづくりの基本になるものになるのではなかろうかなと。

ややもすればイベント・祭りというものは、ただ単にその当事者、関係者だけですればいいというふうなふうに流れがちではございますが、本市ではさまざまな形で市民すべての方々が参加していただけるような、取り組んでいただけるようなやり方というのを模索してきているところでございます。

そのような意味合いから、今後もこの祭りによりまして、地域の活性化を図っていくと。そしてその活性化が図られたことによりまして、にぎわいのある、元気のある町、そしてまたぬくもりのある町ということで、そのことでもって遠来から、外からお客様が来ていただけるようなものになってくるというふうに考えるところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 人が集まることによって経済が生まれると、非常に大事なことであろうというふうに思ひます。

祭りがあることによって、あゆやさげが帰ってくるようにですね、この地域が人口が増えていけばいいなあというふうに思います。

また、ふるさと納税もそうでありますように、全国に散らばった人たちが戻りたいと感じるまちづくりには経済効果も含め、非常に大きな効果があるように思います。

経済が厳しいから、市の財政に余裕がないからと祭りを中止するという考えが生まれる中で、私はむしろ祭りを活用して志布志市を元気にしていくという発想が求められていると思うわけですが、この祭りの継続について、市長の考えはいかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

志布志市は合併いたしましたして、それぞれの旧町でありました祭りにつきまして、大きな祭りにつきましては、そのまま引き続きまして本市の祭りとして開催をさせていただいているところでございます。春・夏・秋・冬それぞれの季節に一つずつ季節にふさわしい祭りがあるということについては、有り難いなというふうに思っています。そしてまた、今申しました季節ごとの祭りだけでなく、本市では全国グラウンドゴルフ大会や、それからしぶしぶポートマラソン大会、それからサッカーフェスティバルというようなイベント等も開催させていただいているところでございます。

これらの祭りやイベントを実施することによりまして、この祭りに来ていただく、参加していただく観光客、入り込み客100万人というのを達成していきたいということは常々申し上げているところでございます。仮にお一人の観光客が本市に来られて宿泊等をされて、そしてまたいろんな形で消費をされるとなれば1万円を超える形の経済効果があるというふうに考えるところでございまして、1万人の方が来られますと1億円の経済効果が生まれるという直接的な景気の刺激にもなってくるというふうに考えますので、このことについてはそのような面からも積極的に今後も取り組みをしていきたいというふうに考えます。

**○6番（坂元修一郎君）** 申されるように、志布志市には大きな祭りやイベント、四つありますけれども、その地域を語るときにこの祭りの名前というものがその地域の代名詞になるということも非常に多いわけでございます。祭りを継承していく上でも、この知名度を上げるためにも、この祭りの名前というのが非常に大事になってまいります。この名前というものがブランドにつながりながら、農産物までしいては影響してくるのではないかとこのように思いますが、みなとまつり、そしてこのふるさとまつりについてはですね、若干名前のインパクトが弱いのかなあというふうに感じるころもあるわけでございますけれども、この祭りの名前というものをですね、この地域活性化のもうブランドとして活用していく、先ほどの話になりますけれども、その辺について伺いをしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

四つの大きな祭りにつきましては、それぞれ、お釈迦祭り、そして志布志みなとまつり、それからやっちく松山藩秋の陣まつり、そしてまた、ふるさとまつり I N有明というようなネーミングで開催させていただいているところでございます。これらの祭りのネーミングにつきましては、これらの祭りが始まった時、さまざまな形で議論されて名付けられたんじゃないかなあというふうに思っていま

す。それらのことも十分尊重しながら、本市がこれからまた長い期間かけて取り組もうとするときにこのネーミングがふさわしいのかにつきましては、それぞれの実行委員会等で協議していただければと、新しい祭りに衣替えするとなれば、それにふさわしいまたネーミングが生まれるというふうには考えるところでございます。

ただ、今お話がありましたふるさとまつり I N有明につきましては、「旬の味覚を腹いっぱい！」というようなことでサブタイトルが付いているようでございます。そして、やっちく松山藩秋の陣まつりにつきましては、「いざ出陣！新源地は大隅の國やっちく松山藩」というようなサブタイトルも付いているようでございますので、こういったものも考慮しながら、祭りの名称につきましてはそれぞれの実行委員会等で考えていただければというふうに考えます。

**○6番（坂元修一郎君）** 今回の一般質問におきまして、地域のブランドというのが一つのキーワードとして浮き上がってきたように思います。

農業にいたしましても、ブランド、そしてこの地域におきましても、その名称一つ取りましても、一つのブランドというものを確立しながらこの志布志市というのを、また2期目の市長の大きな仕事だろうなというふうに思うところであります。

地方の川から若者が消えまして、都会の海には帰るふるさとを失ったあゆやさけがいっぱいいると聞いております。その魚たちがいつでも帰ってこられるような環境をつくるのも私たちの重要な仕事であろうと思います。祭りがその有効手段となりながら、そして農業の活性化が整い、物があふれる志布志市であればいいなあというふうに思います。

市長の申される来てよかった、また行ってみたい、住んでみたいと思えるようなまちづくりを実践できますように、我々も力を入れてまいりたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、坂元修一郎君の一般質問を終わります。

**○教育長（坪田勝秀君）** すみません、先ほど年間補助額のことを申しましたが、これは各団体への年間補助額でございます。各団体に年間補助ですね。ですから、平成20年は23団体でございましたので、95万円となったところでございます。

申し訳ございません。

**○市長（本田修一君）** 先ほど、畑かん事業につきまして、民主党政権になり影響はないのかというような御質問があったところでございます。先ほどもお答えしましたように、国営事業分については問題はないということでございます。ただ、県営事業につきましては、第2北部地区につきましても現在の段階では、採択、不採択という情報はないということでございますので、この事業につきましても継続されている事業ということで、そのまま引き続いてされるものと思います。

**○議長（上村 環君）** ここで、3時ちょうどまで休憩をいたします。



午後2時48分 休憩



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） 皆さん、こんにちは。

合併後 2 回目の改選を経まして、市長、お互い市長の言われるところの第 2 章へ向かっての新しいスタートラインに立ったと、そういった思いでございます。

そういった観点からも、今後志布志市が標榜しております、にぎわいとやすらぎの協奏する、そのまちの実現に向けて是々非々の立場でしっかりと議論をしてみたいと思っております。

それでは、早速質問通告に従い順次質問をいたします。

第 1 点目は、ふるさと納税制度の推進の観点から質問をいたします。

ふるさと納税制度は、平成 20 年 4 月の地方税法の改正により導入され、納税者が出身地や愛着を感じる任意の地方自治体に寄附を行った場合、その 5,000 円を超える金額について、個人住民税所得割の 1 割程度を上限として、所得税と合わせて全額が控除される制度であります。過疎問題などで税収減少に悩む自治体に対し、格差是正を推進するための趣旨が背景にあると言われております。

本市においては、平成 20 年 10 月に志布志市ふるさと志（こころざし）基金条例が制定をされ、志布志市におけるふるさと納税がスタートをいたしました。本市においても厳しい財政状況が指摘される中、このふるさと納税を増収につなげるチャンスととらえ、攻めの挑戦を展開していくべきだと思っております。

そこで、これまでの実績とその評価について伺いたいと思います。

次に、支所機能と住民サービスについて質問をいたします。

平成 18 年 1 月に志布志市が誕生し、既に 5 年目に入っておりますが、志布志支所においてはその時期にもよりますが、利用者が多くなった場合、それに迅速に対応できずトラブルになるケースがまま見受けられます。本市は総合支所方式を採っておりますが、当然、その総合支所そのものの最大の責務というものは、そこに住む市民の利便性そのものを確保することを第一義に考えるべきであります。

そこで、志布志支所の利用状況や事務量を適正に把握した上で職員、嘱託職員、臨時職員等の配置がなされ、市民の皆さんの利便性の確保にしっかりと努めているのか伺いたいと思います。

次に、環境政策の観点から質問いたします。

本市では、粗大ごみの収集については現在戸別収集になっております。高齢者等で収集場所に持っていけない人には戸別収集も大変必要であります。一方で同じ高齢者の中にも以前のような自治会内のステーション、集積所における収集を望む声も多くあります。そこで、当局は市民のニーズ、現状をどのように認識されているのか。また、併せて不法投棄の現状についても伺いたいと思います。

次に、救急医療情報キットの活用について質問いたします。

昨年 6 月の定例会において、一人暮らしの高齢者や障がい者を対象に、薬の処方せん、保険証の写



し、掛かり付け病院の情報、緊急連絡先などを円筒の容器である救急医療情報キットに入れて冷蔵庫に保管し、救急隊員や医師が患者の情報を早く、正しく把握する事業があることを示しました。本市においても活用する考えはないか提案をいたしました。その際市長は、今後個人の医療情報を最新のものとして保管し、緊急時の対応に備えることが必要になると思う。先進的に取り組んでいる自治体の検証を行い、本市ではどのようなものが望ましいか、関係課に協議を行わせたいと答弁をされました。

そこで、その後どのような協議がなされたのか伺いたいと思います。

次に、教育行政の観点から質問いたします。

この3月には、本市においても保育園・幼稚園の卒園式、小学校、中学校の卒業式が各地域で行われます。そして、4月には桜咲く新入学の季節を迎えることになります。この本来は清心な息吹に満ちあふれ、晴れがましく新しいスタートをきる季節に、一方では小学校から中学校へ進学する際の環境変化に対応できず、生徒が不登校や問題行動を起こす中1ギャップの問題がございます。

そこで、未来を託する子供たちを社会全体で守り育てる環境を整えていきたいとの思いから、本市の中1ギャップの現状とそれに対する取り組みについて伺いたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 小野議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目のふるさと納税についてでございますが、ふるさと納税制度は平成20年4月の地方税法等の改正によりまして、寄附金控除が拡大され、ふるさとの地方公共団体へ寄附した場合に住民税などが軽減される仕組みのことで、大都市へ集中している財源を何らかの形で地方へ移転できないかという問題提起から検討されてきたものであります。

本市もこのような改正に対応するため、ふるさと志布志市へ思いを持っていただいた方々からの寄附金を大切に使うため、そして寄附者の意向を反映できるような仕組みとして、平成20年10月にふるさと志基金条例を制定いたしました。

また、併せて鹿児島県が中心となり、県内すべての市町村が一体となってかごしま応援寄附金募集推進協議会を設立し、県外からの寄附金を募る取り組みも行っているところであります。

本市におきましては、条例設置後すぐに特設のホームページを開設するとともに、市報へ掲載しふるさと納税のPRを行ったところです。また、関東、関西、中部等の郷土会においても散らし等を配布し、制度の説明を行いながらPR活動に努めてきました。

お尋ねにありますこれまでの実績につきましては、平成20年度は、本市に直接寄附のあった分が10件で334万5,000円、鹿児島県を通じて寄附のあった分が28万8,497円です。平成21年度は、3月5日現在で本市に直接寄附のあった分が17件で1,104万5,000円、県を通じて寄附のあった分が31万288円となっており、件数も金額も年々増加傾向にあり、有り難く思っているところであります。また、寄附金額においては、本年度の実績は県内でも2番目という数字であります。

このように、多くの方々から多額の寄附をいただきましたので、寄附者の希望を最大限に考慮しながら事業を実施してまいりたいと思います。その活用につきまして、平成21年度は健康づくり元年と

いうこともありまして、健康診断・相談用体成分分析器を購入しまして市民の健康づくりに役立てております。

このふるさと納税制度の評価としましては、地方の財源確保、ふるさとへの思いのある方々がその思いを地方の行政へ反映できる仕組みとして、本市にとっては有り難い制度ができたと感じているところであります。

次に、志布志支所での住民サービスについてのお尋ねでございます。

本庁と支所間の業務につきましては、組織機能再編計画と定員適正化計画の下、本庁と支所間の役割分担を明確にするため、本庁に事務作業の集約を図ってきているところであります。市民サービスが滞ることのないように配慮しているわけでありますので、支所にあっては本庁の本課と事務分掌等を十分協議し、緊急の場合は相互に応援態勢をとって対処するように体制の強化も図ってきたところであります。

しかし、業務の中には一時的にはありますが、多数の市民の方が集中して混雑したこともあるようですので、今後とも市民の皆様方の利便性を重視し、更に連絡を密に図っていくよう指示してまいります。

次に、戸別収集になっている粗大ごみの収集についてでございます。お答えいたします。

粗大ごみの収集につきましては、合併前の旧町単位で収集方法が異なり、旧志布志地区、旧有明地区では、月に1回のステーション収集、旧松山地区では収集所への各自搬入となっていたところでございます。年々、高齢や体が不自由等の理由によりまして、ごみステーションや収集所まで粗大ごみを持ち出すことができない方が増加してきたことと、家電リサイクル法等の施行により、粗大ごみの中には廃棄によりリサイクル料金、家電4品目、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、が必要となるものもあり、排出される粗大ごみの個人の特定が必要になってきたところでございます。このようなことから、平成19年7月から電話予約による粗大ごみの戸別収集を開始したところでございます。

粗大ごみを戸別に回収することによるメリットは、1番目に、高齢や体が不自由等の理由によりごみステーションや収集所までの粗大ごみを持ち出すことができない方も各家庭まで業者が訪問する。2番目に、粗大ごみの中にはまだ使用可能なものもあるため、必要な方へリユースができる。3番目に、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の家電4品目を各自の責任の下、適正に処理することができることなどが挙げられます。

また、不法投棄の現状につきましてでございますが、現在、例年四、五十件の通報が寄せられており、現場に職員が駆け付け、確認を行っているところでございます。本年度は、現在のところ8件の案件で投棄された物の中から個人を特定する物が発見されたことから、文書で呼び出し、注意・指導を行い、投棄されたごみを持ち帰ってもらい分別処理をさせていただいているところであります。また、うち4件につきましては、警察にて検挙され、起訴されたと聞いているところです。平成21年度、管内4件の検挙があり、うち2件は取り調べ中、中には数十万円の罰金に科せられた者もあるというふうに聞いております。

次に、医療情報キットの活用についてでございますが、前回御質問があった時に初めて知った内容であるということございまして、緊急医療情報キットにつきましては、命のバトンというような商標登録がされている商品であるということでございます。

持病等をお持ちのお年寄りが救急で搬送される場合、素早く適切な処置を受ける必要があります。有事の際、高齢者が自ら病状を説明できない場合もございます。これらの問題を解決するためにこの仕組みが生まれたということございまして、このことにつきまして各関係課で協議しまして、本年におきましては、本市におきまして各地区社会福祉協議会で行っております近隣福祉ネットワーク事業で、一人暮らし高齢者、障がいをもたれる同居人のいる世帯の緊急時対応のため、緊急連絡カードの作成、普及を地域の協力により今年度行ったところでございます。そのカードの中に医療機関や薬の内服の有無などを記入して、電話機の前など目立つ所にはり付けるよう取り組みをしているところでございます。

この状況を見ながら、今後医療情報キットの活用については取り組みを行いたいというふうを考えているところでございます。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

いわゆる中1ギャップということでございますが、今議員指摘のとおり、中学校入学という環境の変化や子供たちの心身の発達状況に伴いまして、学習や生活の変化になじめずに不登校になったり、問題行動が急増したりする現象だと私どもも認識をいたしております。

本市の中学校におきまして、例年中学校の不登校の生徒数が小学校の不登校の児童数より増える傾向がありますので、それらの対策の一環として各小・中学校ごとに学業指導や生徒指導、並びに校種を越えた教師間の連携という視点からさまざまな取り組みを行っているところでございます。

具体的には、個々の生徒指導上の問題などにつきましては、入学前、入学後に連絡会をもちまして意見交換を行ったり、生徒の個々の状況について小・中学校の教諭同士で連絡を取り合ったりするなどの体制ができております。とはいえ、さまざまな要因を持った子供たちは、小学校ではその成長がゆるやかでございますので、問題行動等が少なくとも中学生になってから自我の目覚めや心身の成長に伴い、不登校等のさまざまな問題を起こすことは十分考えられます。

市教委といたしましても、小学校時代から学校での支援体制を補完する意味から、補助教員並びに特別支援教育支援教員等を配置いたしまして、個に応じた教育の充実を図っており、不登校を中学校だけの問題にとらえずに、小学校から学力不振や悩み等の要因を抱えた子供たちの把握とその解決に努めているところでございます。さらには、スクールソーシャルワーカーや民生委員、福祉関係などの関係機関と連携しながら、ケース会議などを通して家庭の環境改善を図る取り組みも行っているところでございます。

学年が進むにつれて、子供たちにとってはある程度の段差意識は必要かと考えますけれども、今後とも児童生徒の心身の状況や発達段階に十分配慮しながら、各種研究会や学校訪問等、あらゆる機会をとらえまして学校の指導に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** ふるさと納税についてですが、今、市長の方から答弁をいただいたところでございますが、関西、中部、東京も含めてですが、郷土会等がある所、そういった所に行かれて散らし等も配って呼び掛けをしているということが一つ。そして実際の納税の状況もお示しをくださいました。

市長が言われたように、特設のホームページを立ち上げておられますね。志布志市のトップページを開くと、いわゆるその左側のボタンの一番上の一番目立つ所にこれは用意をされているわけですから、その思いとしてかなりこのことに期待をされているんだなということがうかがえると思うんです。

そして、今お示しをいただいたように、そのホームページも見ていきますと、平成20年度、10件、これは334万5,000円ですね。今、21年度がホームページより1件増えまして、17件になっているわけですが、110万円超えて4,500円ですかね、こういうところまで今きています。そして、県からの分も含めて今お示しをいただきました。金額的に県内で2番目という観点からものを言われたのか、数的にふるさと納税をしてくださった、この志基金に寄附をしてくださった数の上で2番目と言われたのか、少しそこをお示しください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

平成20年度が10件で334万5,000円で、平成21年度につきましては、3月5日現在で17件で1,104万5,000円ということで、県分も含めまして、県内で金額としまして実績が2番目になっているというようなことでございます。

そのようなことから、ふるさと志布志に対する思いを持っていらっしゃる方がたくさんおられるということについては、有り難いというふうに考えるところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 金額で言えばですよ、いわゆる個人で大きな金額を寄附されているわけですから。もうホームページに出ていますからあれですけど、きみまるさんが20年も21年も連続して寄附をされていますね、大きい金額ですね。金額まで入れてませんが、大体分かっています。そういった部分で大きくなっている部分があると思うんですね。僕はやっぱり大事にしたいのはこの件数だと思うんですよ。この件数が県内でどうなんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

件数としましては、21年度分で17件ということでございますが、一番多い出水市あたりで167件ということで、件数は極めてこの出水市に比べますと低いというようなふうには思うところでございます。垂水市でも117件というようなふうに件数ではなっております。

**○13番（小野広嗣君）** やはりですよ、こういった一般質問をしてるわけですから、そこも含めて答弁をするべきじゃないですかね。いわゆる額が大きい、県内で2番目の額ですっていう表現をそのままのみにしていると、ふるさと納税の趣旨が分からなくなるじゃないですか。どんだけの方に呼び掛けて、どんだけふるさとに対して志基金をですね、寄附をしていただくかということが大事なわけですね。それはそれでいいでしょう、今後どうやって取り組むかというのが質問の趣旨ですのでね。

いよいよこういう立ち上げをして、スタートとして金額の面では、結構協力をいただいたということ。だけでも件数で見ても、平成20年度は途中からですよ、10月以降ですよ、そして約半年間ですよ。21年度、今17件ですので、丸1年かかって件数的にそんなに伸びていないちゅうことでしょ、要は。周知が弱いということはもうはっきり出てるんですよ。金額的に大きくても件数的には伸び悩んでいるという現実があるわけですね。だから、例えばそういう郷土会の所で散らしを配って、それからお願いをしますよという呼び掛けも当然大事でありますけれども、挑戦的に取り組んでほしいって冒頭に言いました、挑戦の姿勢で。いわゆる税収に悩んでいるわけでしょう。自主財源もなかなか厳しい中で、いろんな事業をやらなきゃいけない。さっきもありましたよね、6番議員の方から祭りの件でもありました。ふるさと納税等こういったものも使って、いわゆる手厚くできないのかというものが背景に多分あったんだろうと思うんですね。

ですから、そういったことを考えたときには、いわゆる待ちの姿勢ではなくて、攻めの姿勢でチャレンジをしてほしいというのが、今回の私の質問の実は趣旨です。

そういった面から見たときには、例えばですよ、本市の小・中・高を出られて、市外に出られて一生懸命生活をしていらっしゃる、そういった方々の御実家があるわけですね、志布志に。そして、御両親がいらっしゃる、兄弟の方がいらっしゃる、そういった地元の方々からの情報発信ということを含めてお願いをするという方法が一つあると思うんですよ。

もう一つは、やはり志布志に進出されてきて、転勤族でありますけれども、志布志で3年とか5年とか暮らして、第二のふるさととしての思い出が残ってる人、公務員の方々でもそうです。学校の先生方、二十歳の成人式の時になると、中学校の時の先生がビデオメッセージを出されますね。ああいったメッセージを見ていくと、志布志で暮らした時の思い出というのが本当に吐露されています。そういった方々にも呼び掛けていくことによって変わっていくんじゃないのかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私どものふるさと志基金の応募、募集につきましては、ホームページ等を活用して、そしてまた郷土会を利用して広報等を行って協力の呼び掛けをしてきたところでございます。そのような意味合いからしまして、今お話がありますように、実績としまして件数が伸び悩んでいるということにつきましては、そのようなことだなというふうに改めて考えたところでございます。

今お話がありましたように、私どもはさまざまなチャンネルがあるというようなことでございますので、そのいろんなチャンネルを活用させていただきながら、更に広報をしていきたいというふうに考えます。

**○13番（小野広嗣君）** 待ちの姿勢ではなくて、いわゆる攻めの姿勢、チャレンジしようと、そしてより多くこの志布志のいろんな事業のことを内外に知っていただこうと、そういうことにやはり思いをいたすときにですよ、いろんな知恵が出てくるし、またいろんな自治体の取り組みということも見えてくると思うんです。

最初市長が言われました、出水市の問題、そして垂水市、こういった取り組みでこういう件数になっているのかという部分も含めてですよ、リサーチすればいろんな知恵が生まれるわけでしょう。そういったことを含めてしっかり職員が仕事をしながら、このふるさと納税については取り組んでいかなきゃいけないというふうに思うんですが、やり方はいろいろとあると思います。先ほど申し上げたようなことも一つのやり方だろうというふうに思うわけですが。

今回、こういったふうに市長の方から額も挙げていただきましたけれども、またホームページでもお示しになってるんですが、使いみちというのがありますね、4点にわたってですね。この4点に対して希望をして寄附ができるわけですが、観光及び生活環境に関する事業、福祉に関する事業、そして教育文化に関する事業、そしてその他市長が必要と認める事業というこの4点に対しての寄附の申し込みを受け付けるということになっています。そこを問わない場合はもう書かなくてもいいというふうになってるわけですが、例えば複数指定をすることもできるというふうになっているんですが、これ、複数指定がこれまでございましたか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、ふるさと志基金として、用途につきまして指定を受けながら受け付けをしているところでございますが、観光・生活環境につきまして33万5,000円、福祉につきまして538万4,000円、教育文化につきまして453万8,000円、その他市長がということで40万9,000円、特別に指定のないもので317万7,000円ということで受け付けをしております。

**○13番（小野広嗣君）** ホームページに載せている使いみちの指定状況ということから見ると全然合わないですよ。1件増えてはいますけども、全然合ってませんよ。

**○議長（上村 環君）** 課長が答えなさいよ。

**○企画政策課長（溝口敏久君）** 今ありましたホームページにつきましては、若干、一月ごとに更新をするんですが、今市長が申し上げたのは3月5日現在ということの数字でございまして、そして一部ちょっと説明の不足がございましたが、福祉につきましては21年度で一部取り崩しをいたしましたので、114万5,000円取り崩しをいたしております。その差額でございます。

**○13番（小野広嗣君）** 20年度で10件、21年度で17件ということで、1件しか変わらないんですよ、件数はね。福祉の事業のこともどこに使ったかも分かっています。そういった面から見たときに、1件の変化なのに、今、合わした四つの事業とも額が違うんですよ。一つ二つの事業で違うんだったら分かりますけど、おかしいじゃないですか。

**○議長（上村 環君）** 答弁準備のため、しばらく休憩します。

○

午後 3 時 32 分 休憩

午後 3 時 33 分 再開

○

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○企画政策課長（溝口敏久君）** ただいま申し上げました分については、県を通じての関係が含まれておりまして、申し訳ございませんでした。ホームページに掲載しておりますのは、直接市にあった分だけということで、その差額でございます。よろしくお願いいたします。

**○13番（小野広嗣君）** そういうことであろうというふうに思っていたところですが、市長の方からそういう答弁がなされましたのでね、あえて聞きましたけども。

先ほどの質問ですけども、複数にわたって使用目的のために寄附をされた方はいらっしゃるんですかね。

**○企画政策課長（溝口敏久君）** 福祉と教育に一番大口の方がいらっしゃいました。この方が800万円の400万円ずつということでしたので、その方が複数になると思います。

**○13番（小野広嗣君）** 大体、皆さん想像ができると思うんですよね。金額と、そして件数から見たときにどういった状況なのか、大体議員の皆さんも想像できたと思うんですが、やはりしっかりと今後、広げていかなきゃいけない事業だろうと思ってるんですが、そういった中で県内のいわゆる市町村がそれなりに条例を作ったりしてですよ、こういった基金を受け入れられるようにしていますね。そういった中で事業を展開する。先ほど市長の方からも、健康診断・相談用の体成分分析器購入事業ということで一つの事業を展開してるんですが、各自治体がやっているものをずっと見ていくと、金額の多寡にかかわらずさまざまな事業を展開してて、一事業にとどまらずもう10個ぐらいの事業の展開をしているところがある。そういった中では、うちとしての、志布志市としての事業の展開というのはまだ一つしかやっていないという、ここらはどういう状況なのかをお示してください。なぜそうなっているのか。

**○企画政策課長（溝口敏久君）** 今回のこの事業につきましては、それぞれ今までもしてきましたけれども、小さい金額で小さいのにとという話もあろうかと思いますが、本年、2年間しまして、先ほどお示ししましたような金額になりましたので、今課長会等も通じまして、関係各課でそれぞれ事業の協議をしていただいて、今度の6月の肉付け予算にはお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** ここ1年半の流れを見ていくと、どういうふうにこのふるさと寄附金のですね、志寄附金の使いみちを当局が考えていくのかという姿が見えてこないわけですね。いわゆる基金の受け入れとしては四つの方向付けがあると。だけれども、今回使った事業というのは本当に小さな、言えば事業ですね。必要ではあるかもしれないけど、小さな事業。だから、しっかり基金として組み上げていって、かなりの額、例えばここでは1,400万円強ですけども、これが2,000万円、3,000万円ぐらいまで積み上がるのを見て、ボンと大きな事業をするのか。それとも今言われたように6月の補正では、各課に諮って上がってきたものに予算付けをするという方向なのか、その方向性が少し見えないうのがあったわけですね。どういった状況を想定して市長は考えていらっしゃるのか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この志基金の用途につきましては、基金条例を施行した時から使用については、各課で希望するも

のがあれば準備をしてほしいということの指示を重ねてきているところでございます。

現在のところ、ただいまお話しましたような形で福祉の関係で使用したということでございますが、基本的にはある一定の額がたまった段階で使用したいということで、先ほど課長の方が答弁しましたように、6月の補正で提案できるものがありましたら、そのものについては提案をしていきたいというふうに考えております。

**○13番（小野広嗣君）** なぜこういうことを聞くのかといいますと、一方である程度、ここで言えば1,400万円強ですよ、1,400万円強の基金ができた。その段階でいわゆる各課に落として、いろんな事業をいったん吸い上げて、しっかり査定もしながら落としていくという考え方が一つありますね。もう一方では、その取り組みいかんによってはですよ、先ほども祭りの件が出ていました、イベントでもいいでしょう。あるいは大きなプロジェクトを考えて、そのプロジェクトを考えることを情報発信して、いわゆる寄附を募るという方法もあるわけですよ。

だから、そこらの考え方というのをどういうふう持っているのかというのをまず伺っておきたいんですよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

基本的にはある一定の額がたまった時点で、この目的に沿った形の使用をしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 僕はですね、ある程度たまって、それを使い切りみたいな形でやって、そしてまたたまるのを待つという方法もあるかと思いますが、僕はできればそういう使い方と、一方では、例えば半分、半分でもいい、基金とずっと積み上げていって大きな事業に取り組むと。そしてそのことを、寄附してくださった、福祉であれば福祉で寄附してくださった方々にお返しするというのも大事なんじゃないのかなというふうに思いますけど、そういった選択肢はありませんか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回、お話ししておりますように6月の補正で提案したいということでございますので、そのものにつきまして、どのような形で御提案できるか、まだ現在のところではないところでございますのでお話しできないところでございますが、今ありましたように半額程度は基金として残しておきながら、そしてまた大きな事業をしていくということも一つのやり方だなというようなふうには改めて今、認識させられたところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** しっかり担当課、あるいは課長会等も含めてですね、いろんな意見を出し合いながら取り組んでいただければいいと思うわけですが、今回の質問の趣旨は、こういった基金を本市の今挙げられている四つの分野につぎ込んでいくという方向性と、もう一つは、いわゆる市外から寄附をしていただいて、その基金の額が増えていくということがすごく大事、そのためにはどういう取り組みをすればいいのかという一方側の知恵ということがあると思うんですね。

例えば、今回、小さいという言い方はおかしい、大事な事業ですけど、先ほど市長が言われた体成分の分析器ですか、装置を購入された、それに使ったわけですね。福祉に関して今回使ったわけですよ。



ね。福祉に関して使ってくださいって言われた方々に対してはそのことをやっぱり、こうやって使いましたってお返しすることによって、ああこういうふうに取り組んでくれたんだなということで、毎年ではないかもしれないけど、しっかりこうやって返事が来るのであれば、また寄附したいなっていうふうになると思うんですよ。そこらに対しての対応はどうなっているんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私どもはこのふるさと納税につきましては、市報等で随時紹介をしているところでございます。ということで、今後ともこのふるさと納税に伴います基金を何らかの目的に使用したとなれば、そのことにつきましては、当然その寄せられた方につきましては案内を申し上げたいと、そしてまた引き続き御協力をお願い申し上げたいということの文書についても併せて発送したいというふうに考えます。

**○13番（小野広嗣君）** やはりですね、そういったことが大事で、1回きりの寄附金になる場合もあるでしょうし、引き続き志布志市とずっとつながっていくという在り方も考えていく上では、そういった取り組みも大事だろうと思うんですね。

それともう1点、同じ角度ですが、いわゆる5,000円以上には市報しぶしを1年分送っていく、そしてかごしま応援者証ですかね、そういったシステムを採っていますね。これが、額が例えば1万円だとか、3万円だとか、あるいはもっと大きな額、それはもう一律でいいんでしょうけど、いわゆるそういった方々に対しては地元のものですね、特産品とか、そういったものをしっかり幾らかでもお返しをしているという自治体もありますね。そのことによってふるさとをまた感じていただいて、そしてまた来年も頑張る寄附をしようというふうなつながり方になっている所があるんですが、そういったことに対する協議はどうなされているんですかね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

各地区でいろんな形のお返しというか、御礼をするというようなことがとられているようでございます。

本市におきましては、ただいまお話がありましたように市報を5,000円以上寄附された方につきまして、1年間の進呈をしているということでございます。

そして、かごしま応援寄附金と同様に応援者証を発行いたしまして、このことによりまして県内の公共施設の利用料金の割り引きを受けるといえることができるということになるかと思えます。そして、市内でもボルベリアダグリの温泉施設と蓬の郷の割り引きサービスが受けられるようお願いはしてあるところでございます。

本市の特産品等について、どうしようかということについても協議をしたところでございますが、現在のところではそのような取り扱いは考えていないというようなことでございます。

**○13番（小野広嗣君）** どうやってこの志寄附金、ここに都市部からですね、都市部に限らないんですけど、都市部からお金を入れていくかという、こういった趣旨が冒頭申し上げたようにあるわけですね。こちらから流れていくということはほとんどないわけですので、そういった観点から見たとき

に、この控除がありますね。こちらから出した場合はここで控除が受けられるわけですが、そういったものがありましたか。

**○税務課長（外山文弘君）** 御質問の趣旨は、逆に志布志市に住んでおられて他の市町村にされたというケースの御質問だと思うんですが、今まだ申告の途中でございますが、一応、今受けた申告の状況で聞き取りをしますと3件ほどはあったということですが、それは従来の国税レベルでのユニセフとかそういうところへの寄附だということで、具体的にどこどこ市という形の寄附金は今のところ目にはしてなかったということで、最終的に来週以降入力作業に入りますから、そのあたりなるとまた具体的に分かると思います。今のところでは、そういう状況でございます。

**○13番（小野広嗣君）** 分かりました。

とにかく、ホームページのいわゆるトップページの一番左側の最上段にふるさと納税というコーナーをしっかり作って、そこから志布志市の状況が見れるようになっているわけですので、見掛けはそこに特化しているように見えますけれども、中身を一つ一つ聞いていくと、まだスタートして1年半ですからね、これからなんですけれども、ただどう見ても待ちの姿勢に終わっているなど、やはり受け身だなどという気がしてならないものですから、冒頭申し上げましたように本当に攻めの姿勢ですね、この我が町にこのふるさと納税で呼び込んでくると、そして併せて人まで呼び込んでいくようなですね、流れを作っていくっていただきたいというふうに思っていますので、そういう方向で努力をしていただきたい。

次に移りたいと思います。

本庁と支所の関係、役割分担等も含めてサービス等が市民に滞ることなくやっていかなきゃいけないということで、応援態勢等も含めてとってきたと。多数市民が集中して混雑した状況もあったようには聞いているということで、今後そういうことがないようにですね、やっていくということもありましたが、実は市長、今年になってからもですよ、我々の市長選、市議選ありましたね。そして期日前の投票等もあって、特に志布志支所においてはすさまじい期日前の数で、そして平日でも結構多かったというふうに今お聞きをしているわけですね。そういった中で、かなりの方々が待たされて廊下で数珠つなぎになっていると。そういった状況の中で、2名しか入れない態勢をとっているわけですね。2名ずつ入っていただくという態勢になっています。それ以上は入れないという流れになっていますので、待たれてる人の中から、やはりまだなのという形で入ってこられたりして、そこで少しひともんちゃくあったりしてますね。

そして、待合所の方でもそういった苦情というのは相当あって、そういったものをお聞きになった市民の方からもいろいろと声を出していただいたわけですが、いわゆる支所で受け止める態勢が余りにも少なすぎると。そして、例えばですよ、代筆の方が入ってこられると、そこに対する対応で人が二人、三人要るわけですね。そうすると、地域振興課に連絡を取って降りてきてもらわなければ間に合わないわけですよ。そういったことは、もう本当に当初から僕は想定できたと思うんですよ、志布志支所を利用される人の数から見れば。いわゆる買い物にちょっと来たついでに来られる、あるいは

いろんな理由があるんでしょうけど、旧志布志町民じゃない方、有明、松山の方々、そういった方々も含めて見える。中には、投票用紙は持ってなくてそこで始まるといったケースも結構あったんだろうと思います。

そういったことに対して、人的態勢が本当に取れてないなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市長選、市議選の期日前投票の受け付けは、1月25日～30日まで支所の1階の会議室において職員が4名～6名と、それからパート2名の体制で、パソコン3台を用いまして随時入場者の受け付けの事務を行ってきたところでございます。

今議員がお話になりましたように、混雑した時があったということで、通路のいすの方で10分ぐらい待っていただいた状況もあったようでございました。このことにつきましては、本当に一時的ではありましたが、御迷惑をお掛けしたというふうに思っております。ということで、私どもとしましてもそれなりの対応をして、準備をしてきたということでございますが、今回の場合予想以上に期日前投票の方々が多かったんじゃないかなというふうに改めて反省するところでございます。今後はこのようなことがないように、十分対応を考えた形での期日前投票の体制を作っていきたいというふうに考えます。

**○13番（小野広嗣君）** この期日前もですよ、制度がスタートして以降ですよ、だんだん周知が進んでいって、当初はそんなになかったと思うんです。選挙のたびに増えてきてるんだろうと思うんですが、そういったことを見込んで、その事務量も含めてやはり手を打っていくのが行政の側のサービスを低下させない仕事だろうと思うんですね。そういったかなりの方々の苦情があったということをお聞きすると、やはり残念でならないなあというふうに思うんですね。

志布志支所に関しては、交通災害の共済金の手続きであるとか、税の申告の時期であるとか、あるいはこの転入・転出の時期であるとかさまざまに節目節目で大変忙しい状況がある。そのときに応援態勢を組むという方向性も一つあります。しかし、一方ではやはり、例えば臨時職員を入れるとかです、いう体制も組めるわけですね。

市長、今回総務委員会で議論された内容が市長に届いているかどうか分かりませんが、市単独ですよ、緊急雇用対策で3か月間雇用しようという方向付けをしていますね。昨年の2月に話をしているみたいでございます。確認をしました。そして、その結果、20名の雇用を想定してたんだけど、松山支所、志布志支所、本庁を含めて、総務課の方からその緊急雇用の趣旨も含めて落としとありますね。連絡をしてあるわけですよ。課長会でもそのことは述べられているわけですね。結果、20名のうち5名の雇用体制しか取れなかったと。今回も不用額がごっと出てますよ。そういうことを考えたときに、志布志でもですよ、こういった事務量が増えるということは分かってるわけですから、臨時職員として、雇用として上げてくるのが筋じゃないですか。どう考えられるんですかね、その辺を。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員御指摘の内容につきましては、総務委員会での内容につきましては報告を受けているところでした。

このことにつきましては、今お話がありましたようにもっと真剣にそのことにつきましては予測をしながら、対応すべき内容ではなかったかなと。そしてまた、募集をするわけございますので募集の期間というのが決められるわけでございますが、それに至らなかったときは直ちに、2次募集、ないしはまた募集の内容について変更をすべきものであったというふうに考えるところでございます。

このことにつきましては、事業の趣旨を十分理解しながら、そしてまた市民の方々に十分なサービスが提供できるような形の体制というものを今後は指導していきたいというふうに思います。

**○13番（小野広嗣君）** まさしくですよ、志布志支所にはですよ、ハローワークもございますね。志布志支所におると、あそこらを行き来しますといかに雇用のことで御相談に見えてる方々がいっぱいいらっしゃるのかというのはつぶさに感じますよ。そういった状況を見て、総務課からこういった話があったらそこに、例えば志布志支所各課の方々もそういったものは見ていらっしゃるわけですよ。何とか仕事を用意できないものかと、そういう発想ですよ、乗っかってくるのが僕は当たり前だと思うんですよ。それさえもせずにそのままになっているというのは、本当に市民の、いわゆるこういった仕事がないということで困っていらっしゃる。3か月間でもですね、その3か月間仕事ができるだけでも、その間にまた仕事を探そうといったことができるわけですよ。そこに藁（わら）をもすがるような思いで見えていらっしゃる方々もいるわけですよ。それができない。

これ、去年の2月、課長会で説明をやったわけですね、予算を組む前にですね。そして、それ以降上がってこなかった、20名の枠に対して5名分しか上がってこなかったと。そのことに対して、今市長が答弁されたように再度、再度ないですかという働き掛けをしたんですか、どうですか。

**○総務課長（中崎秀博君）** ただいまの質問でございますが、21年度の緊急雇用対策につきましては、港湾商工課の補助事業の関係に上乘せをして、市の単独で20名を予定をしていたところでございます。

1月中旬に、1月19日でしたか、緊急雇用の庁内に対策会議も設けまして検討をいたしましたところでございます。そのような中、各課の要望が20名に對しまして14名ありまして、ハローワークの方と市の広報紙に公募をかけたところでございます。そういった中で今回の市の単独の公募につきましては、志布志市内に住所のある方で平成20年4月1日以降に失業された方というような条件の下で、パートを11名、3か月と4か月、それと環境パトロールということで14名の募集を行ったところですが、期限も4月1日から6月30日と7月31日までというふうに期間の方も区切っておりました。そのような中で5名の雇用に至ったというような状況でございます。

考えられるところによりますと、内部の方で検討したんですが、今回緊急雇用ということで、原則3か月間ということで雇用日数も短いということで、失業給付等を支給されている方には受け入れられなかったというふうに整理いたしているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 今、そういう状況で分析をされているのであれば、その段階ですよ、予算

枠は取っているわけでしょう。残っているわけですがね。それに対して、いわゆる緩和をして再度募集をするという方向性は考えられなかったんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の場合、21年度の取り組みということで、4月1日から募集というような形で期間を区切って募集したということで、結果的には5名しか雇用できなかったということになったわけでございます。この結果を見て、改めて再募集すべきだったというふうに反省するところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひですね、当初の考え方としては市長、市長も理解をされて、本市の仕事を探してですね、悩まれてる人たちを少しでも救済しようという思いから国の補助事業プラス上乘せをしてですね、提案をするという形でスタートをしているわけですが、その後がですね、ちょっと厳しかったなというふうに思うわけです。

今後はそういうことのないようにですね、していただきたいし、何を言いたいのかというと、やっぱり現状を知ってほしい、職員の皆さんに現状を知ってほしいというのがあるんですよ。どうしてもいろんな職員の方々と話をすると、よく市民感覚のある方と、そうでない方がいらっしゃいます。本当に庶民の生活のことを実感として分かってらっしゃる方、そうでなくてその苦労を全然分かっていない、分かろうとしないとまでは言いませんけど分かってない人、こういうのがありますね。

だから、志布志支所であるハローワークの所を行ったり来たりすると、その状況がよく分かるんですよ。そういったところからいろんな考えが生まれて、どうすればいいんだろうかという知恵が出てくると思うんですね。そういうことをやはり考えていっていただかなきゃいけないという思いからも申し上げているところであります。

あと、いろいろといろんなことを今回お聞きしたわけですが、例えば、志布志支所の場合は電話がかかってくるケースもすごく多いわけですね。そして、交換手の方が例えば電話に出られる、対応をして各課につながるわけですね。しかし、相手側の方々が高齢者であったり、いろんな方々がいらっしゃいます。そこで説明をして長話、どこにつなぐかということが分からずに長話になっていくと、これ、地域振興課につながりますね。地域振興課の方が出ると、相手はそこかっというふうに思われるわけですね、交換手ではなくて課が出るから。そこでいろいろと話をしていくとそこからまた回さなきゃいけないときがあったりすると、いわゆる職員であって何で分からんのだというようなことになるんですね。ですから、ここらももっとですね、解消できる道はないのかなというふうに思うんですが、そこらはどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまのお話をお伺いしましたところ、高齢者の方と、そしてまた担当が不明確な場合に交換の方に相談しながら取り次ぎをお願いしているというようなことのケースだというふうに思われます。そのようなときには、交換の方で判断してその担当の方に取り次ぐということになるわけでございますが、担当の方でも判明できない場合は当然地域振興課の方にいったんおつなぎすることになるのかというふうに思います。

もっと今後、その内容等について十分把握できるよう交換の方の指導というのもしていかなきゃならないというふうに感じたところでございますが、そのようなケース等につきまして、今後どのようなケースがあるか十分把握をしながら指導をしていきたいと思っております。

**○13番（小野広嗣君）** 市長が言われたようなケースも当然あるわけですが、逆にですね、地域振興課がすべてを受けてしまうということは無理なんですよ、要は。ですよ。電話がふさがってて自動的に地域振興課に流れる、地域振興課の方が取ってしまう、取らざるを得ないんですよ。そのときに、所管でないから答えられない、ある程度までいくんだけど、ある程度まで話をしとって話が複雑になっていくと分からないから、途中から所管課へ回しますとなると相手はびっくりするでしょう。そういったことを何とか解消できないかと言ってるんですよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

確かに電話につきましては、交換でない形で取るということがあるかと思っております。そのときに、次の所管の方に回すというふうには当然とられる措置だというふうに思いますが、そのときに電話をかけられた市民の方が十分そのことについて理解していただくような電話の対応というものについて、マニュアル等を作成しまして指導をしていきたいと思っております。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひそのようにですね、ちょっと現場の状況をチェックしてですね、対応方を考えていってほしいと思うわけですね。

本庁と支所との役割分担ということがあります。そして、支所の方からもいろんな声の本庁の方へ上がりますね。その声に対して反応が遅かったり、反応しなかったりということがあるようであります。そして、しっかり支所の現場で上げた声の本庁へ届いているのかと、話さえ聞いてもらっていないんじゃないのかとかそういった声を聞きます。そういったことに対しては市長、どういう感覚で見ているのでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本庁、支所間の連絡につきましては、密にするということが前提でございますので、そのような形でされているというふうには考えるところでございますが、内容等につきましては本庁で対応しなければならぬ内容があるかというふうに思います。それらの取り次ぎにつきまして不十分な形でされれば、今お話がありましたように不信感を持たれると、サービスが十分されないという形になろうかというふうに思いますので、そのことにつきましても指針、マニュアル等を定めて今後指導していきたいと思っております。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひそういった方向で、現場をしっかり見ながらですね、仕事をしていていただきたいと思うわけですが、細かい話になるんですけど、志布志支所は事務量が多い、そして来客者も多いという、それを前提にして話をしているんですからね。それに対して例えば、細かい話になりますけれども、例えば窓口であったり、そして室内で業務をしておったにしても、例えば女性の香水、香水ですね、香水がきつくて窓口業務に行っているのと支障を来したというケースも過去にあったと思うんですが、そこらはどう認識されていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その件につきましては、総務課長の方に報告があったということで、その後協議をしまして対応をしたところでございます。

[小野広嗣君「具体的に」と呼ぶ]

○総務課長（中崎秀博君） 支所の件での話だと思いますが、総務課の方にも相談があったところがございます。そのような中で、支所と連携をしながら、当然支所の方でも指導があったかのように伺っております。総務課の方でも指導の方をした経緯はあります。

○13番（小野広嗣君） 今総務課長が答弁された対象者は、何名ですか。

○総務課長（中崎秀博君） 1名でございます。

○13番（小野広嗣君） 現在、進行形はないですか。

○総務課長（中崎秀博君） 総務課の方では把握をいたしておりません。

○13番（小野広嗣君） 支所長どうですか。

○志布志支所長（吉野健一君） その件に関しましては、職員の方から相談もあり、また総務課の方にも相談をしたところでありまして、実際志布志支所管内のことであるということでありましたので、私の方からじかに注意をしたところであります。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 現在、逆に今度は市民あるいは職員、両面からですね、そういったことでの苦情は支所長のところに上がってませんか。

○志布志支所長（吉野健一君） 今の質問に関しましては、今のところじかには受けておりません。

以上です。

○13番（小野広嗣君） なぜこういった細かいことを聞くのかというと、例えば市民が見えたときに、そのことによって印象を悪くしますね。それにアレルギー反応を起こす人もいますね。今度は逆に、職員と職員の中でそういったことに対して敏感な職員がいらっしやると、そのことで仕事ができないというところまで悩まれる方もいるわけですよ。そこはどうですか。そういった話はありませんでしたか、支所長。

○志布志支所長（吉野健一君） 確かにおっしゃるとおりやはり花粉症、あるいはそういうアレルギーに対してもものすごく敏感な職員もおまして、そのことについては苦情を受けておりましたので、そのことを含めて注意をしたところであります。

以上です。

○13番（小野広嗣君） ということは、僕は先ほど人数を聞きましたよね、じゃあ人数は、例えば、香水のにおいがきついでということで注意を受けた方は1名じゃないですよ。

○志布志支所長（吉野健一君） 今の件にお答えいたします。

私がじかに注意をしたのは1名でございます。

以上です。

**○13番（小野広嗣君）** 総務課長が認識されているのは窓口対応の方ですか。それとも、いわゆる職員が集中している所で仕事をされている方を想定して答えられたんですか。

**○総務課長（中崎秀博君）** 志布志支所長が回答した方と同一人物だというふうにとらえております。

[小野広嗣君「窓口ではないのかな」と呼ぶ]

**○総務課長（中崎秀博君）** 窓口の職員ではなかったと思っております。

**○13番（小野広嗣君）** じゃあ掌握ができてない部分があるんですよね。まあいいです。窓口対応でもそういった方が出ていますよ、実際。出て、それまで香水をつけていらっしやっただけど、そのことを指摘されてしっかりそれから、つけるつけないの問題じゃない、その方がもうつけないという方法をとられたらしいんですけどね。そうやって窓口にいる、窓口から変わった人もいらっしやると、そういった話も耳に入っているわけですね。そのことがどうだこうだじゃないんですよ。だから、一つ一つ仕事をしていく中で周りの人、その人も全然悪気はないんですからね、悪気はないけれども、周りの人がすごく敏感に反応して仕事が手につかないという状況になっていくと、それは市民サービスの低下を来すでしょう。そういった人事的な配置、あるいは人事までいかなくても場所を少し変えてもらうとか、そういった手の打ち方というのはすごく大事だろうと思うんです。

どうですか、市長。細かいことを聞いているようですが、大事な視点だと思っているんです。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

女性の場合、身だしなみということで、香水をつけられる方がおられるかというふうに思います。それはお互いにマナーを守って、そして相手に対して不快感を持たれないという限度の中でされるべきものかというふうに思います。

そのようなことで、お互いに職場の中で気まずい雰囲気になるということについては、本当に残念なことでありますので、そういったマナーをきちんと守った形での身だしなみに取り組んでいただきたいというようなことを指導していきたいと思っております。

**○13番（小野広嗣君）** そのことに特化してからめて言うわけじゃないんですが、その事務量の問題も含め、あるいは支所と本庁との連携、言っていることが伝わってないんじゃないとか、いろんな要素が相まる。そして、個人的な問題も相まる。志布志支所においては、うつ的なものもあって2年前に職員も亡くなっていますね。

そういったことも含めて、本当に監督する立場である市長というのは、特に松山支所、志布志支所、この支所となっている所に対する配慮というものをしていかないと、いわゆる職員間でもそういう気持ちがあるんですよ。本庁に声を上げてても全然理解をしていない、こっちはしっかり志布志支所としての現場の声を上げているのに反応がない、遅い、そういう声が挙がってくるんです。こちらにくるんですね。そういったことに対して、そこをしっかりと、連携ということを言われました。効率的な連携、そこをもう1回お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身もそのことにつきましては特に注意を払って、職員がスムーズに仕事ができる環境づくりと



ということについては気を遣って、そしてまたいつもそういった環境を醸成しようというふうには心掛けていてるところでございます。

そのような中で、直接的に職員にヒアリングをいたしまして、現在の仕事の環境、そして仕事の量、そしてまた自分のこれからの希望というものを聞く場を、志布志支所、松山支所については一人一人、昨年1年間かけてヒアリングを行ってきたところでした。その中で、私自身は感じたんですが、極めてどの職場もどの課も良好な関係で仕事が行なわれているなというふうには感じたところですが、しかしながら今お話があったように、もっともっと深めた形でヒアリングがされたならば、今お話があったようなことについても私の方に直接届けられるようなことになったのかなというふうには思ったところでございます。

今後ともそういった形での職員の意見聴取というものには努めていきたいというふうには考えます。

**○13番（小野広嗣君）** この連携がしっかり取れてないことが、そのまま市民サービスの低下を来すわけですので、ぜひそういった連携が密に取れるようなですね、配慮をしていていただきたいというふうに思います。

少なくとも志布志支所、全体がとまでは言いませんけど、職場においては大変な仕事量であると。そのことが本庁は分かっているのかと、課長に言って課長から伝わってるんだろうかと、課長に対する疑心暗鬼にまでなってくるんですよ。あんまり言うと、上の方にあまりものを言えないということで引込んでしまう人たちだっているわけですね。だから、やっぱり声なき声というのがあるということを知った上でですね、配慮をしていただきたい。しっかり、だから適正な事務量というのを正確につかんだ上での配置。

ある意味で、仕事量が今後ますます増えてきますね。そして正の職員は減っていくという、本当に反対方向へ行くような流れの中で仕事をしていかなきゃいけない。その指揮を執らなきゃいけない市長の立場というのは十分理解をするわけですけれども、やはりそこには適材適所、職員の能力の向上、そしてあるときには先ほど言いましたように、緊急雇用の、わざわざ一般財源から繰り込んでしっかり対応しようという、そういった臨時職員への配慮とか、そういったものをしっかり手を打ちながらですね、仕事をしていていただきたいというふうに思います。

次へ移りたいと思います。

粗大ごみの関係で市長の方からも答弁をいただいたわけですが、いわゆるこの粗大ごみの回収方法がなぜ今のような体制になったのかというのはもう十分、分かりすぎるぐらい分かっています。ごみ出し困難者対策としてもこれはかなっていますし、僕もそのことに関しては旧町時代から、そういう方法をとってほしいということも言ってきております。

しかし、ここへきてですね、ここ一、二年ずっと声があったわけですが、いわゆる今の体制は、電話をして我が家に来てもらうということ。この電話を平気でできる人はいいんですよ。がんがん1品であっても来てくれと言う人もいますよね。たまってから電話できる人もいます。ところが、そういうふうには自分の所に二つ三つの品を取りに来てくれて、家まで来てくれてということが言えな

い、言いづらい方々っていうのが結構いらっしゃるんですよ。そういう方々の中から、ある集落ではまとまってそういう意見が出ています。そういった中から、できれば2か月に1回でもいい、今の体制をとりながら並行して、2か月に1回か3か月に1回でもいいから、ステーションで、集積所で出して回収をしてもらう方法はないのかと。家電リサイクル法なんかもう周知されてきて、当初のようにはないわけで、皆さん理解をされているから、そういった垣根はもう越えられているというような意見まであるんですね。そういった声に対して、市長、どう思われますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

高齢者の方々になりますと、極めて遠慮深くなられて電話もしづらいという方がおられるというのは、本当に十分認識するところがございます。ということで、じゃあそのような方々に対してはどうしたふうにすればいいのかということで、ごみ出しお助け隊みたいなものが設置されていたところがございますが、このことについてもやはり電話をして頼まなきゃならないということで、活用がなかなか図られないということになるかというふうに思います。

となれば、やはりある程度のグループ化を図った形での収集というようなことになるかというふうに思いますので、今後はこのような形でのこの粗大ごみの収集ということにつきまして、その地域、あるいはその地域をまたどういった形でくるのか、あるいはその代表の方をどういった形にするのか、またその日程等についてはどういったふうに組めばいいのかということにつきましては、内部で協議をさせていただければというふうに思います。

**○13番（小野広嗣君）** 今、市長の方からグループ化という話もあったわけですが、その単位をどの単位にするのかという問題もありますね。例えばですね、今の現段階では隣同士ですよ、出し合って、そして志布志であればミヤウチさんのところへ電話して、来てくださいというふうに言う、これも駄目ですもんね。NOなんですよ、NO。二人でもグループといえるんですよ。でも、これが今NOという回答で来てるんです。ですから、向こう三軒両隣で、いわゆる日にちを決めてこの日に取りに来てくださって言えばそれで済みそうなものが、なぜ済まないのかっていう素朴な疑問がこちらにも来るんですが、そこらに対する回答はどうなりますか。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** そういうケースもある、申し込み方の問題がいろいろあると思います。

現状については、今、小組合長さんを集めた会議です、実は19年7月から、ちょっと我々広報が不足をしているなあと感じはするんですが、グループで申し込んでいただけるように一応措置をしております。ただその場合ですね、自分のごみには責任を持ってもらうということで、例えば四、五人集まられてもいいんですよ、お二方でもいいんですが、場所と申し込みの方法、代表で立ち会っていただくという方法を今とっております。ですから、この辺の周知をもうちょっと図らなければならぬというふうには考えているところでございます。

ですから、中には有料の物が結構ございまして、そういうものにだれが出したと、そういうふうにご書いていただいて出すと。ただそういうことがなかなか御高齢の方は難しい、ですからちょっと代表

の方を選んでいただいて、その方に一応立ち会っていただくというような方法を今とっております。

**○13番（小野広嗣君）** 今、課長が言われたような方法を19年から出してるけど、周知が足りない。利用実態はどうなんですか、市全体でのそういったことに対する利用状態。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** 粗大ごみの合同回収という形で今統計を取っているんですが、19年7月から開始しまして、合計で今約27件ぐらいございます。内訳については、集落での申し込みが17件、集合住宅とそういう形で集まったのが5件、個人の集合で申し込みが5件ということで、合計で27件ほどでございます。

もう少しこのあたりをですね、周知をしなきゃいけないというふうに反省しておるところです。

**○13番（小野広嗣君）** 本市の集落の数からみたときには、全然周知が足りないという状況だろうと思うんですね。ですから、その方法がいいのかどうかという問題も当然あるわけですね。いわゆる一方では、玄関まで来ていただくということでこんな有り難いことはないと思っていらっしゃる高齢者の方々もいるわけですよ。まさしくごみ出し困難者に対するすばらしい手当でどと思うんですね。一方では、冒頭で申し上げたようにそういったことを自分のためだけに使っているのかというような方、そして役所に電話一つすることがおっくうになる方、さまざまいらっしゃる行政の側も大変なんだけども、そこに対してしっかりだけ配慮していかないと、ごみの山になるでしょう。実際、家の中がごみだらけというところまで膨らんでいったという所もあるわけで、そこらに対してはどのような認識をされていますか。

これは市長が分からなければ、課長でもいいんですけど。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** 実際ですね、今、御指摘のような事例が結構あるところですよ。ですから、そういう民生委員さんとか地域の方から通報がありまして、そういう場合にはすぐ職員が立ち会って行っております。そして、その方に一応中を見ていいですかということで、これはこうですよと分別の仕方、お分かりにならなければ市の方である程度その職員を派遣しまして、その辺の分別収集というのを何件かやっております。ただ、今後こういう形が増えてきます。ですから、できますれば、今後分別のお助け隊とか、ごみ出し困難者対策事業などがございまして、民生委員さんとかそういう地域のここの実状が分かっている方から情報を得るという形をとって、そういう家庭に対してそういう手助けをするという形をとっていければということは今考えておるところです。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひですね、今までの体制が周知が足りないのが一つと、もう少し発展的に市民の粗大ごみの搬出の在り方に対して利便性を考えてあげるという配慮ですね、こういったものを併して今後早急にですね、検討を加えて手を打つと。そして一方で、声として挙がっている、2か月とか3か月でもいいから、その集落のステーションに集めるという方向付けはどうかと。市民の意見も意見として結構出てるんですよ。集落単位で出ている所もあるんですよ、そういった声も。もうまとまってるんですね、そういう話で、ぜひそうやってほしいと。そういうこともしっかり、市長、含めて、受け止めて早急に検討に入りたいということと、あともう1点、日曜日にできないのかという問題があるんですね。そこらに対して、場内での検討というのは今まではどこまでいって

るんですかね。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** 日曜日については今のところやっておりませんが、その辺につきましても今後、ちょっとその辺がどうなるかということですね、多くの方が休みですから立ち会うことが可能かなと、そういう観点もありますのでちょっと協議をします。

**○13番（小野広嗣君）** それもあったんですよ。あったからそれをやれというだけではないんですが、やはり粗大ごみの日曜収集というのは、すごく求められつつありますね、ですから、そういった声に対してしっかり声を聞くシステムを作って、多いようであれば対応をしていくということも考えながらですね、進めていっていただければと思います。

あと不法投棄の関係ですが、先ほど市長の方から年間四、五十件の通報があったということ、そして本年度が8件、うち4件が警察で検挙されて、また起訴されている分もあるという話もありましたが、具体的にですよ、こういったごみステーションだけではなくて、いわゆる目立つ所には置かないわけですので、市内をパトロールもされていますが、総点検運動みたいな形でやってここは特に多いとか、そこに対してしっかり手を打たなくなるとか、その辺はどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

不法投棄につきましては、警察等にも対応してもらったりしまして、このことの処理には努めているところでございますが、この対応されない分については、例えば環境パトロールによりまして、不法投棄については処理するというようなこともあるわけでございます。それらのものにつきまして地図に落としまして、この場所については特に多いということについては、現在もその箇所の特定ができております。今後はこの地区を中心にして、不法投棄の防止のための呼び掛けを重ねていかなければならないというふうには考えております。

**○13番（小野広嗣君）** 今、市長の方からお話がありましたように、不法投棄の箇所のマップ、マップが出来上がっているという理解でいいですよね。その数はどのくらいになるんですか。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** 我々、マップに落とししております、合併後ですね、今のところ52か所、地域で申し上げますと志布志地区で20か所、有明地区で18か所、松山地区で14か所でございます。どういう所が多いかという御質問がございましたが、谷底とかやぶ、それとカーブがありまして、茂みのあるカーブの中、そういうものが過去ございます。あと林地でございます、林ですね。ですから、そういう所で見つけましたら、まず市有地であれば市の方である程度、市の土地ですからこちらの方で一応撤去しますけれども、民有地であれば本人の方に連絡をするという形をとっております。

**○13番（小野広嗣君）** 分かりました。52か所ぐらい、言えば不法投棄マップという形で落としとすると。そこで改善をされた、この52か所で改善されたケースは何件ぐらいあるんですかね。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** 19年、20年、21年度、3か年で今のところ15件ほど解決をいたしております。これは警察の方も十数件ぐらいございますので、その中にはだぶっているケースがありますので、合わせて約30件ぐらいはこの3か年程度で解決をしているということでございます。

**○13番（小野広嗣君）** パトロールもしていただいているんですが、人目につかない所、場所、そし

て人目につかない時間、こういった所がやっぱり一つのネックになると思うんですね。パトロールで言えば夜間パトロール、こういったものはどんな実態なんですか、今。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** 夜間のパトロールというのは今のところ行っておりません。ただ、おっしゃるとおり夜間に捨てられるケース、これはポイ捨て等が結構多いんですが、そういうものがあります。ただ、従来ポイ捨てかれこれありましたけれども、そういう環境パトロールによります収集をしますが、19年度が12.6 t、20年度が10.5 t、21年度が8.9 tと、パトロール、そういう成果は出ていると、少なくなってきたと思います。

**○13番（小野広嗣君）** お話を聞くと、決して努力されていないわけではなくて、搬出量としては減ってはきてると。ただ、あくまでもそれは事後の対策ということですよ、発見をしたということ。防止をする動きということは全然弱いという。これ、やっぱりもう場所はある程度特定をされているわけですので、夜間パトロール等に取り組めるのであれば、いわゆる防止にもつながるわけですよ。当然もうモラルの問題なんですけど、それをここで議論しておってもしょうがないから、要は先手で打っていくためには、夜間パトロールも含めて、そして市民のいわゆる監視ですね。今も通報があったりするわけですが、監視するシステムですよ。こういったものを作り上げている自治体もあるんですよ。そういったものを取り入れて、少なくとも事後ではなくて、不法投棄をまずさせないという流れをきっちり作り上げてほしいと思うんですよ。どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま課長の方からマップを作成しているということで、そのポイ捨てごみが特に集中する所については特定ができているところでございます。その所には多分、夜に捨てられるケースが多いというふうに思っております。

ということで、ポイ捨てごみをなくするためには、やはり監視というような形から取り組みが必要かというふうに思っているところでございます。今後、今回御提案しようとしておりますICT関連の事業でこの地域にITの光ケーブル通信網が確立されとなれば、そのことにつきまして監視の、あるいは防犯のためのカメラというものの設置が市内全域で可能になるかなというふうには考えているところでございます。

今後、そのことにつきまして構想がまとまりましたら、また御提案を申し上げまして、審議を得たいというふうに考えます。

**○13番（小野広嗣君）** この件については、今市長が答弁されたような方向で、ぜひ取り組んでいていただきたいというふうに思います。

じゃあ救急医療情報キットの件について、昨年6月に質問をして、協議をしたいということでありました。

まず、先ほどの答弁は答弁でよろしいんですが、社協を通じて緊急連絡カードというのを、全体的にはまだないですけどね、されているということで、ただこういった取り組みをされている自治体というのは結構あるんですが、プライバシーの問題であるとか、目立つ所へ置かなきゃいけない部分も

あって、結局プライバシーの問題になると。そして、紛失をするという問題もあって、いざ火急のときに役に立たないという状況も報告をされているようであります。

そういった意味からいったときに、市長の先ほどの答弁は答弁でいいんですが、状況を見ながら取り組んでいきたいという答弁をしっかりとなさっていますので理解はするんですが、昨年6月に提案をして以降、なぜ今回再度したかというのは、当然繰り返してやっていくわけですが、昨年6月定例会以降、全国的に先進自治体という言い方があの当時はされてますけれども、そういった先進自治体を研究させていただきながらありましたが、急激に導入がもう進んでるんです。その情報をいっぱい握ったもんですから、あえてまた再度質問をしたんですね。そして、そういったことも含めてその先進自治体の状況というのを学びたいという答弁をされましたけれども、現物等も含めて、あるいはそこに行ったりしてお話を聞いたりとかそういったことまでなされましたか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、今年度につきましては社会福祉協議会での取り組みがなされていたということで、この内容を確認しながらこのキットについての取り組みをしていきたいというようなお話をしてきたところでございます。ということで、全国の事例ということにつきましても勉強を重ねさせていただいているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** その状況を、例えば職員がじかに実施しているところ等を聞き取りでやり取りがあったのか、あるいは足を運んだのか。そして、そういった現物も含めて市長は手に取って見られたのか、そういったことでしっかり協議がなされたのかというのを聞いてるんです。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現実にその先進自治体に研修に行ったり、あるいは現物を確認したりということについてはなされておりました。

**○13番（小野広嗣君）** しっかりとした議論は、僕はなされてなかったんじゃないかというふうに思えてならないんですよ。なぜかという、救急医療情報キットという言い方を。命のバトンという言い方もされましたね、商標登録されて。確かにそのとおりなんです、もう今は発展的に改善が加えられて、救急医療プラス要援護者支援、こういった角度でもこの命のバトンをもう利用するような状況になっているんですよ。そこは御存じでしたか。

**○市長（本田修一君）** そのことについては、理解はしておりました。

**○13番（小野広嗣君）** ですから、本会議でしっかりと先進自治体の状況を見ながら検討を加えていくと、そしてそういった答弁もまたされているわけですので、1回きりではなくてしっかりと、市長がそこまで仕事はできません。受け手の担当課がですね、情報をしっかりと入れながらですよ、見ていくと刻々と変わっていったるんですよ。市民サービスですよ。市民の命を守るために、いわゆる市役所の方々が心を砕いていって、改善が加えられて発展的にいい方向へ今移っているんですね。

なぜそうなったか、要援護者も含めて。6月も言いましたように、冷蔵庫の中に入れるというのがネックなんですよ。いわゆる阪神・淡路大震災の時にいろんなものが崩壊しましたね。冷蔵庫の中の

ものだけはほとんど残ってるんです。そういった観点からも、この情報キットの中に要援護者のための支援策も含めて入れ込むことによって、救急医療対策も含めて両方かなうんだという方向で今進んでいると。そのことに対して、志布志市民の高齢者だとか障がい者だとか、一人で暮らしていらっしゃる方々、そういった方々に対してその思いを持って接していくならば、そういった情報が入ってきて、市長の理解というのはもっともっと進んでたんだろなあというふうに思うんですね。

大体どのくらいで手に入ると思いますか、市長、この命のバトンは。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 金額的には500円前後だと思っております。

**○13番（小野広嗣君）** 思ってるんじゃないくて、確認をとりましたか。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** パンフレット等がまいったときに確認をとっております。

**○13番（小野広嗣君）** いわゆる、例えばこの市で取り組んで3,000個必要だと、あるいは5,000個必要だとなって、まとめていくと300円でかなうんですよ。もうその数字は出てるんですよ。だから、そういったものを正確につかんで協議をするのとそうでないのとは、違うでしょう、市長の判断も。市長、答弁を。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

当然事業をするときには予算立てをするわけでございますので、見積もりをしながら予算立てをして、予算が多額に上がるとなれば、ちゅうちょせざるを得ないということになるかと思えます。安価でこのような形のもので確実にできるとなれば、すぐさまできる事業だというふうには考えます。

**○13番（小野広嗣君）** 冒頭言われました、状況を見ながら、今社協を含めて進めてる。

ただ僕も言いましたように、これは置く場所によっては即見れるわけですので、プライバシーの侵害にもなるんですよ。そして紛失する可能性がある。玄関わきに置いている所もあったみたいです、自治体によっては。だから、よく紛失するという、いろんな問題点が指摘されているわけです。

一方でこれは、もう冷蔵庫であればどんな家庭でもほとんどあると。そして、ドアを開けて裏側の壁、表は駄目ですからね、それがあるといって入られますから。いわゆる、裏側にその命のバトン、情報キットがあるとドアの表示がある、そして冷蔵庫にもそのシールがはってあると、それを駆け付けた救急隊員が見て、それを確認してから開けるわけですから、プライバシーの侵害も起こらないと。そして、どういった災害があっても冷蔵庫の中にはある。そして、この災害のときの要援護者という観点からいけば、その方が、駆け付けた救急隊員が、2階のどこにいらっしゃるのかということまで書いてあれば、2階にぱっと駆け付けられるとか、そういったシステムまで今発展してるんですよ。

ですから、そういったことをしっかりとらえながらですね、取り組みに向けて進めていただきたいというふうに思っています。やはり駆け付けたときに、災害でもそうだし病気でもそうだし、その方が一人住まいであったり、障がい者の方であったり、かなり重い病気であったら本人とのやり取りがもうできないわけですからね。できないことで、どうしようかという間に時間はたってしまうわけですよ。そこが手際よく解決することによって助かる命というのがいっぱいあるということですね、認識をしていただきたいと思います。最後にどうですか、答弁をお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

このキットに盛り込む内容につきまして、関係者と協議をしていかなければならないかというふうに思います。そしてまた、その更新についてはどのような形で更新をしていくのかということについても十分協議をした上で取り組むことが必要かというふうに思います。

いずれにしましても、特に消防との協議というのが必要になろうかというふうに思いますので、すぐさま協議を開始しまして、早いうちに取り組むことを目指したいと思います。

**○13番（小野広嗣君）** 市長の方から前向きな答弁をいただきましたので、ぜひですね、高齢者の方々がさまざまに不安を抱えて生きていらっしゃると思いますね。ひとつは災害がない方がいいんですよ、そしてそういった救急隊に来ていただくような病気で倒れることがない方がいい。でも高齢者の方々、お一人で暮らしていらっしゃるの方々、障がい者の方々、そして災害弱者の方々、そういった方々はさまざまな不安を抱えて生活をしていらっしゃると思いますね。そういった中にこういった命のバトンで守られる可能性があるんだということがあれば、その不安を少しでも払しょくすることができるわけですね。そういったことの観点からも、こういった施策に前向きに取り組んでいただければというふうに思っています。

教育長の方に答弁をまた求めることになりましたが、先ほどこの中1ギャップのことについては御答弁をいただきました。

本市で取り組んでいらっしゃるさまざまな、この中1ギャップだけではなくて、不登校児童に対して、あるいは問題児に対しても、問題行動を起こす方々に対しての取り組みも合わせての答弁だったろうというふうに思うんですが、今ですよ、教育長、全国的に議論になっているのは、議論というか取り入れられつつある、ほとんど毎年毎年増えつつあるのは、小中一貫教育、これが不登校児を救済する道である、あるいは中1ギャップを救う道であるというふうに言われていますが、本市の教育委員会等では学校当局を含めて、この小中一貫教育に関してのとらえ方はどうなってるんでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

そのことにつきましては、平成21年3月議会で御質問がありましたので答弁したこともございますが、小中一貫校のですね、いい点というは今おっしゃるような点もあるわけでございますが、いろいろな問題もありましてですね、例えば、教員配置一つとりましてもですね、小学校に配置した先生が中学校の指導もできる、中学校に配置した先生が小学校の指導もできるというような形をとらないといけませんので、そうしますと当然教員の複数免許を有する人を配置しなければいけないというようなことも出てまいります。そして、学校行事等を小学校ときちんと合わせていかないとバラバラになってしまうというようなこともございまして、いろいろあるわけですが、決してこれも悪い方法ではないと私も思っておりますが、現実に本市に当てはめた場合に、具体的にどこがそういうことになるだろうかと見てみましても、それぞれ一長一短ございまして、今のところ小中一貫校をつくる形での考えは、教育委員会でも話し合いにはなっておりません。

今、それを県内で一生懸命やっている市は薩摩川内市がやっておるわけですが、ここは目的はもち



ろん小中一貫で、生徒指導の問題もあるように聞いておりますが、あそこの場合は統廃合を含めた学校の存続問題の方がウエイトがあるような話も聞いておりますので、やや生徒指導という面では希薄じゃないかなと私は理解しております。

**○13番（小野広嗣君）** 今、教育長の方から答弁がありました薩摩川内市、ここは私の同僚議員がいるんですよ。まして教員あがりなんですね。ですからよく話を聞く機会があるんです。実は、今教育長が言われている観点とは全然違い、中1ギャップの解消のためにというウエイトが大きいんだという話をしっかり僕は聞いていますよ、本人からですね。いわゆるこの4・3・2ですか、こういう緩やかな移行ということを含めてやっていくことによって、子供たちもすごく変わってきたという報告もされています。それは、小中一貫教育をすぐやるというのはできないですね、施設の問題もあります。そして、今言われた教員の数の問題もあります。ただ、考え方として小中一貫教育という方向を先に持ちながら、そしてその前のできることは、小・中の連携ですよ、ここをどうやるのかという問題がありますね。今、いろんなことをやって、中学校の先生が小学校に降りてこられて2年間一緒に授業をやると、そして教科担任制にするとかして、国語、英語、数学、社会、ここに力を入れて、一緒に今度は2年間が過ぎると中学校に上がっていくということで、その中1ギャップを解消していくというのがはっきりもう出ているということがありますね。

まあ見てみますと、いよいよ横浜市が12年度、大阪市も11年度から全市で実施をするということが明らかになって、今で千数百校に上っているわけですが、ここが入ってくると900校、ここだけで。そうすると、もうここ一、二年で2,000校が小中一貫教育を目指していくという方向になっているわけですね。それはやはり、増え続けていっているこの不登校対策、問題を起こす子供に対する対策、こういったものが背景にあるんだという、これは都会であるがゆえにという問題もありますが、地方でも先ほど言われたように、小学校での不登校児より中学校へ上がったそれが跳ね上がる。全国的にも2倍に跳ね上がっていますね。こういった問題の解決のためには、先ほど言ったように中学の先生が小学校で2年間、一緒に繰り上がっていくとスムーズにいくという観点もあるんですが、その辺はどうですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今、議員の御指摘の面も十分考えられます。そしてまた、大変いい方向として考えられるわけですが、先ほども私ども申しましたように、小中一貫をする場合の経済的な負担の面も、ある試算によりますと耐震の工事よりもその方がかかるという試算もございます。

そういうこともありますし、また今私どもが調査をいたしましたところでは、このいわゆる不登校の原因ということを見たときに、まさしく授業が分からない、それから家庭に問題がある、あるいは生活習慣が乱れておると、あるいはコミュニケーション能力があまりないと、あるいは家庭の経済状況に問題があると、あるいは友達の関係、先生との関係と、そういうことがまさしく複合的に、複合脱線と私は呼んでおりますが、複合脱線的に絡み合っていますね、そしていわゆる不登校であったり、あるいはいじめであったりという問題行動を引き起こしているという分析を、私、先ほどこの御質問

をいただきましてから二、三の中学校に聞きに行ってみました。そしたらそういうことで、やっぱりこういう問題があるようですということでありましたので、なるほどなということ、今、私どもが進めておりますさまざまな取り組みをもう少しやってみたいなと思っておりますし、小中一貫につきましても、まだどこにどういう形が進められるかということについても具体的には研究しておりませんので、経済的な問題、あるいは施設の利用の問題等、連携そのものはやっていますから、もう既に小学校の先生が中学校に行ったりということは、いわゆる小中連携の指導研究というのはもう実際にやっておりますので、それを越えてまさしく連携して小中一貫という形の教育については今のところはまだ志布志市では進めておりませんが、今後また来年度から統廃合が推進協議会なるもの等を立ち上げましたときにも、そういうことも含めて議論をしていただきたいと、このように考えております。

**○13番（小野広嗣君）** じゃあ逆に聞きますけれども、先ほど志布志市でこれまで取り組んでみえてる中身を説明をいただきましたが、そういった取り組みが一生懸命されてるとは思いますが、こういった中1ギャップ、不登校対策にどこまで効果をもたらしてるのかということをお示しをください。

**○教育長（坪田勝秀君）** 具体的に何人減ったとか、あるいは何人どうだったということは、その年年、その学年学年で非常に流動的でございますので、今日私ここにデータを持ってきておりますが、去年までは少なかったところが今年度は増えていたり、3年前は多かったのがこうだったりということで、非常に生徒たちの心というのが今の社会情勢を反映したかのように揺れ動いております。ですから、私どもが今やったこの事業が即こういう効果があったと、10人減った、20人減ったということが言えないのが誠に残念であります。私どもといたしましては今やっていることをまさしく歩留まり一歩という気持ちで、先生方、あるいは地域の方と一緒に、速効的な方法というのは私はこの教育にはなかなか見つからないと、こういうふうを考えておりますので、根気強くいろいろな協力をいただきながらやるしかないかなというふうを考えております。

**○議長（上村 環君）** ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

**○13番（小野広嗣君）** もうあと一、二点で終わりたいと思っておりますが、中・長期的なものを見ていかないといけないということで、東京のある地域ではこの小中一貫教育を中1ギャップ対策、不登校児対策のために組み入れていった。その結果、いわゆる小学校から中学校に上がる流れが、過去のデータから見ると3倍だったものが1.5倍までに減ったというデータがちゃんと読めたと、しかしそこにくるまでには7年間かかったんだという報告がなされているようであります。

だから、教育長が言われるように教育の成果というのは中・長期的に見ていかないとなかなか出ていかないということですが、当然いろんな情報を仕入れながら我が町の教育にあたってらっ

しゃると思うんですが、やはりこれまで本市が取り組んできてきた内容でも、なかなか中・長期的に見ても変化が見られないのであれば、そっちの方は落として、新たな先進自治体で取り組んでるそういったもの、データでしっかり上がってるのであればそこに切り替えてみようかということも大事だろうと思うんですね。そういった点はどうですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

先ほど申しましたように、新年度にそういう推進協議会等も打ち立てますから、そちらの方でも中高一貫も含めて、本市の学校の在り方も、あるいはまた進むべき方向も十分議論していただくことになろうかと思っておりますので、私は今、小中一貫を積極的に進めるということは、今のところまだ個人的には考えておりません。やはりギャップという言葉が、ちょっと後ろの方で先ほど答弁でもお答えいたしました、小学校時代に30分勉強しててですね、中学校にいても30分しかしない、そういう状況、家庭、調査があるんですね。それではね、私は授業が分かるわけがないと。やっぱり10分でも20分でも、中学校になったんだから少しは勉強していこうという気持ちも先生方にはやっぱり身に着けて、子供たちにですね、先生方の御指導でしていただかないと、それはなかなかついていけないだろうと、内容が豊富になりますからね。そういう学習の仕方も同時に子供たちにある程度は、やっぱり中学校に入ればずっとバリアフリーじゃないんだねと、いくらかこう、さすが中学だなというようなことをある意味でやはり、必要以上に大きすぎる格差というのは問題であります、やっぱり少しは段差があって、小学校から中学校に上がり、中学校が終わって高校に入り、高校から大学に入ったときには、やっぱりある程度のその手ごたえというんでしょうかね、そういうものが子供たちにはなければ、将来社会に出たときにすっかり道に迷ってしまうというふうになるのではないかというようなことは思っておりますので、また十分、ギャップ解消と同時にですね、考えてまいりたいと、このように思っております。

**○13番（小野広嗣君）** 分かりました。

嬉野市がですよ、小学校から中学校へ上がる子供たちに春休みの宿題ということを昨年からスタートをさせましたね。これは、一つは気が緩みがちであるというそこに油断が生じる、そして中1ギャップの問題、そして小中連携を解消をするためにしっかり取り組んでいこうと。いわゆる、小学校を卒業してから中学校に入学するまでいわゆる二十日間ぐらいある。そして、中学校に入ってから1週間ほどはしっかり勉強する期間がない、いわゆる1か月間ないんだと。このことが子供たちの気の緩みを生み、そして突然授業が始まると分からなくなるという。だからしっかり、締め付けにならない程度、1日にペーパーA4で1枚、そのくらいを課題にして、国語、英語とか数学とか理科とか簡単に取り組めるような内容、緩やかな内容で取り組みを始めてますね。そういった自治体によっていろんな工夫をなされています。

この件については、教育長はどう思われますか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

そういう学習時間の確保といいますか、いわゆる見切り発車で小学校から中学校に子供たちを送り

込むというようなことがないようにということですね、鹿児島県では今度の新型インフルエンザの流行に伴いまして、長期休業中には学校の実態に応じていわゆる学習ができるというふうな緩和がされましたので、学校によっては今後授業数、例えばインフルエンザ、あるいはまた台風かなんかでですね、学校を休んで、そして何時間か授業ができなかったという場合は、学校であと数時間、夏休み、冬休みに入って、あるいは後でもできるというふうに、今までできなかったんです、そういうことが。そういうことができるようになりましたので、今後また市内の学校でもその制度を利用して、子供たちの学習の遅れを取り戻す工夫ができてくるのではないかと。少しでも、一歩でも半歩でもそういうふうにして、中1ギャップ、あるいははじめ、不登校等をなくす工夫をしていきたいと、このように考えております。

**○13番（小野広嗣君）** 冒頭申し上げましたように、未来を託する志布志市の子供たちをですね、しっかり守り育てていくと、そういう観点から質問をさせていただいたところでございます。

しっかりと今後とも教育委員会の方も学校と連携を取りながら、今回申し上げましたそういった問題の解決にあたっていただきたいと思います。

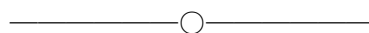
以上で終わります。

**○志布志支所長（吉野健一君）** 先ほどの小野議員の質問で電話交換手の業務についてお尋ねがありましたが、説明できませんでしたのでおわびしまして申し上げます。

志布志支所には2名の交換手がありますが、その2名の交換手が対応しきれなかった分について、地域振興課の方に流れてくるわけですが、その電話は外線である呼び出し音と、ランプが点滅いたしますので、これは外線からきている電話だということが判断できます。それで、職員は外線の電話ということでスムーズに聞いて関係課につなぐということが出来ますので、説明不足でございました。

以上でございます。

**○議長（上村 環君）** 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。



**○議長（上村 環君）** 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後 5 時02分 散会

平成22年第1回志布志市議会定例会（第4号）

期日：平成22年3月11日（木曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

丸 山 一

岩 根 賢 二

立 山 静 幸

長 岡 耕 二

**出席議員氏名 (24名)**

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

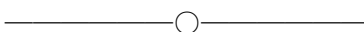
市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 木佐貫 一 也
農 政 課 長 白 坂 照 雄	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 吉 野 健 一
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教 育 総 務 課 長 五 代 豊 一
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

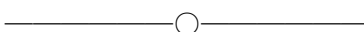
○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、4番、丸山一君の一般質問を許可します。

○4番（丸山 一君） おはようございます。

通告に従い質問をいたします。

市長は、所信表明の中で国際バルク戦略港湾構想について、志布志港は輸入港としての認識が高く、今後輸出に対しての取り組みが地域の発展と経済の振興に大きな弾みになると述べておられます。

私もこのことに関しては同感であります。

そこで、国や県はどのような構想を描いておられるのか、それに対して市長はどのように連携を取り、確定させていくように考えておるのか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

丸山議員の御質問にお答えいたします。

国土交通省におきましては、平成21年10月26日に各分野の有識者で構成する国土交通省成長戦略会議を設置し、海洋、観光、航空、国際展開、都市住宅の5項目を検討課題に掲げ、本年5月の最終報告に向け検討がされているところでございます。

その中で、港湾分野といたしましては、海洋国家日本の復権を検討課題に掲げ、検討がされております。

このことは、1914年の開通以来、大西洋と太平洋を結んできたパナマ運河が通過船舶の増加とその大型化に伴い、2014年完成予定で運河拡張工事が開始され、その工事の完了により、新パナマックス船、その全長約245m、満載喫水約15.3mの通過が可能となり、今後バルク貨物の輸送が大きく変化しようとしていることに対応するためのものであります。

国は、国土交通省成長戦略会議の下に国際バルク戦略港湾検討委員会を平成21年12月15日に設置し、大型船による一括大量輸送となる港湾の選択と集中により、物資の安価かつ安定的な輸送を実現するため対象とする品目をおおむね穀物、鉄鉱石、石炭に定め、選択する港湾についての評価項目、選定基準の作成等について検討がなされているところでございます。

志布志港におきましては、その後背地に日本の食料供給基地である南九州地域の広大な農地と畜産

地帯を有していることから、昭和60年の若浜地区しゅん工に伴い、配合飼料工場やサイロが立地し、その港内に配合飼料コンビナートが形成され、志布志港外貿貨物取扱量の約50%が配合飼料の主原料であるとうもろこしの輸入となっているところでございます。

その原料を使用し、平成20年度実績で約265万 t の配合飼料が生産され、南九州地域の畜産地帯へ供給されているところでございます。

このように志布志港のバルク貨物の取り扱い、南九州地域にとっては極めて重要な役割を担っていると認識しておりますので、今後も志布志港の更なる利便性の向上に取り組んでいく所存でございます。

国際バルク戦略港湾の選定につきましては、現時点のスケジュールでは4月に公募が開始される予定であると同っておりますが、応募をするのは港湾管理者である鹿児島県となりますので、鹿児島県が志布志港を応募するよう働き掛けるための取り組みや、応募後は選定していただくよう各関係機関、団体と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

しかしながら、国際バルク戦略港湾に選定されますと、当然港湾施設が改良されることとなりますが、このことについては現在その荷役業務に直接携わられる事業所への影響が大きいものと考えますので、現在その関係民間事業者様とも協議を進めているところでございます。

**○4番（丸山 一君）** 今、市長の答弁にありましたとおりですね、我々志布志港の後背地はかなり広大でありまして、その中であと第2、第3の方とリンクしていきますので、次に移っていきたいんですけども、市長の戦略としてですね、この国内に2か所しか選定されないというバルク港として可能性が高いのか、はたまた知事の意気込みがどうなのかを再度お伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

国土交通省九州地方整備局、そして鹿児島県、そして志布志市の三者合同で先ほどもお話ししました民間企業の方とのヒアリングを行ったところでした。その中で、国際バルク戦略港湾に指定されるというふうになるとなれば、港湾が整備されることになって大量一括輸送が可能となると、その結果調達コストの低廉化が見込まれると、そしてまた、当然今お話にありましたように志布志港は、その背後に大規模な畜産地帯が形成されているということでもありますので、飼料の需要が大量であるため、国際バルク戦略港湾として有力な候補地であるということの民間の方々のお話があったところでございます。

当然、このことにつきましては国の方でも、飼料の取り扱い港といたしましては国内で第3番目に位置する港ということでございますので、選定の際にはそのことは大きな力になるというふうには認識するところでございます。

そして、さらにこの港につきましては新たな整備、特に航路の維持というようなことでマイナス16mから17mの航路が必要と、当然バースもそういったふうになるわけですが、そのような整備が必要ということになるところでございますが、その整備について志布志港につきましては、他の港に比べて安価な形で整備が可能であるというふうに国土交通省の志布志の港湾事務所の所長さんのお話も伺



っているところでございます。

そのようなことから、かなりこの港湾の指定については可能性が高いというようなふうを考えております。

そしてまた、そのことを前提としまして鹿児島県の伊藤知事におかれましては、積極的にこのことについては応募に対応していくというようなことをお話をされているところでございます。

**○4番(丸山 一君)** そうなりますとですね、志布志港の港湾整備だけではなく、志布志港を取り巻くインフラ整備に関してもですね、かなりのスピードアップが望まれるわけですが、今の高規格道路と東回り縦貫道のみではなくて、ほかの道路等に関してのインフラ整備についても弾みがつくんでしょう。伊藤知事は今、県の中で志布志港のみをターゲットに考えておられるのかお伺いをいたします。

**○市長(本田修一君)** お答えいたします。

国は、民主党政権に変わりました、新しく公共工事についての整備の方針を変更しております。選択と集中というような言葉で、現在行われている事業については継続していくというようなことが前提となるわけでございますが、その中でも特に集中して整備をしなければならない所について、整備をするんだというような方向性を持っているようでございます。

この港湾関係につきましても、現在重要港湾というものが全国に103か所ほどあるところでございますが、その港湾整備についても今後はすべての港湾について整備をするということではなく、重点港というようなふうに変更して指定をし直しまして、全国で40港ほど指定をし直そうというような形で、それに外れた港については新たな公共投資は行わないというような方針を示しております。

まずもって、その重点港の指定を受けることが、私どもの志布志港としましては第一課題というようなふうを考えております。

現在、志布志港はその中で取扱高におきましては、全国で第31位という位置付けでございますので、この点についてはまずクリアできるのではないかなと。それが前提となりまして、今お話ししております国際バルクの戦略港につきまして指定を受けるための準備をするわけでございますが、そのことがされれば、今お話があったように当然その戦略港なるもの有効に利活用されなければならないということで、その港に至るアクセス道路の整備についても必要な公共事業ということで、民主党政権におかれても重点的に整備を図っていただけるものと考えているところでございます。

**○4番(丸山 一君)** それでは、次の農業行政とですね、リンクいたしますので、次の質問に移りたいと思います。

所信表明の中で、仮称ブランド推進課は何を想定しているかについてお伺いをいたします。

有明町内には、「有機農業実践のまち有明」という看板をあちこちで散見いたしますが、これはいつごろのことなのか、どのように取り組み、どのような結果が生まれたのか、そしてまた現在継続されているのか、単なる一過性のものであったのかお伺いをいたします。

**○市長(本田修一君)** お答えいたします。

旧有明町では、平成10年6月にかごしま有明町有機農業推進協議会を設立いたしまして、事務局をあおぞら農協園芸事業部に置きまして、農業を魅力ある産業として確立するため、有機農業に対する生産者等の意識高揚、有機栽培の実践、並びに耕畜連携による土づくりを中心に環境保全型農業を推進し、ブランド化による農家所得の向上に努めるということを目的として設立がされております。その後、平成18年1月の合併によりまして、志布志市有明町地区有機農業推進協議会に名称を変更しております。

設立当時から旧有明町では、良質の有機たい肥の活用、無農薬、減農薬で栽培される農産物の推進をしてきておりました。特に、あおぞら農協の甚兵衛倶楽部では、この推進協議会の活動によりまして、あおぞら一丁目を核に鹿児島市内のスーパーにも直売販売を行うなど、本市の有機質を生かした土づくりによる農産物のブランドを確立したというふうに認識しております。

このように甚兵衛倶楽部の充実、地産地消の確立等、無農薬農産物の生産供給などある程度果たしてきたのではないかとというふうに考えております。

今後、市全体に化学肥料や農薬に過度に頼らない土づくり、ふん尿を資源として循環させる有機的な農業等、市内でも実践されておられる方々の情報収集、調査、研究を行い、普及など協議し、有機質資源を活用した農業への取り組みを推進していくために、昨年10月に志布志市循環型農業推進協議会を設立したところでございます。

このような取り組みをいたしまして、旧有明町時代から設立、そして事業化、また目的を達成するための活動をしてきたものを引き続いて本市でもやってきているということでございます。

**○4番(丸山 一君)** 今、市長の答弁の中にありました循環型推進協議会という人たちのメンバーが分かっておれば教えていただきたいと思えます。

**○農政課長(白坂照雄君)** お答えいたします。

メンバーにつきましては、ピーマン農家等、有機栽培を実施されている農家の方々をメンバーとして構成しております。

[丸山一君「何件ぐらいなの」と呼ぶ]

**○農政課長(白坂照雄君)** すみません、件数的にちょっと資料をここに持ち合わせておりませんので、後ほど答弁いたします。

**○4番(丸山 一君)** 今の答弁でありましたとおりですね、ピーマン農家と有機栽培農家ということですね。

私の知る中でですね、いろんな人たちが有機農業に実際携わっております。後で質問の中にも出てきますけども、かなりの人たちが実際取り組んでおります。考えてみれば私らもその一員かなと自負しているわけですが、ぜひですね、この協議会の力をもちまして進めていきたいと思えます。

有明町のかぼちゃ部会の人たちもですね、かなり興味を持っておりまして、ぜひ教えてくれというのがあります。

それと、牛の肥育農家の人たちもぜひ話を聞きたいというのもありまして、ちょっとまだ今は時間

調整をしているわけですが、そういう人たちもですね、お互い連携を取っていけばかなりの大きな組織になっていくんじゃないかと思うんです。

市長は所信表明の中で、仮称ブランド推進課を設置をし、官民連携の下、地場商材を世界市場へ発信できるよう積極的な取り組みを実施していきますとありますが、ピーマンやいちご、メロン、ちりめん、はも等をPRしていくのか、また本物づくりを行うとありますが、この本物づくりというのは何を意味するのか、そのためにつくる仮称ブランド推進課は何をして、どのような位置付けなのか、そこにどのような職員を配置をするのかについてお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、経済を取り巻く環境というのは大きく変化してきており、地域経済を維持発展し続けるためには、地域資源を効果的に活用しながら本市固有の価値を発掘しまして、他地域との明確な差別化を図って志布志市全体のブランド化というものが急務ではなかろうかというふうに思います。

ブランドというものにはさまざまなとらえ方があるかと思えます。単に地場産品をブランド化させる方法と、地域に良質なイメージを付加させ地域全体をブランド化させるということによって、その地域で生産された産品の付加価値を高めるという場合もあろうかと思えます。

今回、私が提案いたします仮称ブランド推進課ということにつきましては、地域全体のブランド化を図っていこうというものでありまして、市民の皆さんが愛着と誇りを持てるまちをつくるとともに、ブランド構築を通じまして市民からは誇れる地域、住みやすい地域というもの、地域の外からはあこがれる地域、住んでみたい地域ということなど、今以上に高い満足度と良質なイメージを有する魅力的なまちづくりを目指して好循環を生み出していこうということで、それらのことによりまして持続的な地域経済の活性化を図っていこうとするものでございます。

現在、各課におきまして、志ブランドを確立して地域の活性化に向け各種事業に取り組んでいるところでございますが、さらに志ブランド開発に向けて関係課や地域、各種団体等との総合調整を行いながらブランド施策を構築する課を設置していこうというものでございます。

現在のところ、その陣容につきましては、まだ決まっていないところでございますが、課設置に向けて業務の範囲や内容等を精査しながら、その精査するためのプロジェクトチームをとりあえず立ち上げていきたいというふうに考えているところでございます。

**○4番（丸山 一君）** 市長の答弁にありましたけども、地域全体をイメージアップするというとらえ方でよろしいですかね。

既設のですね、ピーマンとかいちごとかジャガイモ、さつまいも、それとか深ねぎ部会もそうですし、にんじんとかですね、いろいろ人たちがおりまして、例えばその中でブランド推進課をつくり上げていくのであれば農産物に関してはですね、やっぱり営農指導をする職員が必要だと思うんですよ。実際ですね、さまざまな相談がありまして、私が対応をするんですけどもなかなか自分で分からないところがいっぱいありまして、旧改良普及所ですね、今岩川にあるあの施設ですけども、ああいう所に問い合わせをしたりですね、農政課の職員にちょっと調べてもらったりするわけですけども、や

っぱりその中で農業に関してはですね、営農指導員というのも絶対必要だと思うんですよ。

今、現在の職員の中にはですね、営農指導をできる職員というのは実際おられるかどうかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、職員にもそのような営農指導ができる技術員というのは配置はしているところでございます。

畜産、そして園芸、お茶ということで、特に専門的な部門については配置がされているということでございます。

今お話がありますように、確かにそのブランド化を図っていくということになるとなれば、特定の作物について特別に指導をしながら、連携を図っていきながら他と区別されるような作物に仕上げていかなければならないと、そのことによってブランド化がされていくということになるかというふうに思います。

そのことにつきましては、十分関係機関と連携を取りながら、そのような形の結果が出るような指導体制というものは構築しなきゃならないというふうに考えるところでございますが、私自身が特に思うのは、現在さまざまな分野で、特に顕著な形でそのような取り組みをされておられる方が多数この地域にはいらっしゃるということでございます。そのような方々の取り組みというものを参考にさせてもらいながら、そのことを全体的に普遍化していく、普及させていくというようなやり方もあるのではないかなど、そのやり方の方が全体の底上げにつながっていくのではないかなというふうなところを考えているところでございます。

多分そのような方々は、私どもの職場にいる営農指導員、あるいはJA等の営農指導員、あるいは普及センターの職員という方々のレベルをはるかに超える形で現実に営農に取り組んでおられると、そしてまた成果を上げておられるというようなことがございますので、その方々の技術力、そしてさまざまな事業展開に対する取り組みというものを参考にさせていただきたいというふうに考えております。それらの方々のお力をお借りしながら、またこの協議会にも入っていただくというような形をとっていただきながら、全体の作物に対するブランド化が図られるものに仕上げていきたいというふうに考えるところでございます。

**○4番（丸山 一君）** このブランド推進課の仕事をですね、進めていくために、これは企画の仕事がかなりのウエイトを占めるんじゃないかと思うんですよ。

今、市長が答弁されたとおりですね、JAさんであったりとか、既設の畜産農家であったりとか、営農農家であったり、いろんなさまざまな団体とですね、お互い連携を取りながらですね、これは進めていけばと思います。

次にいきます。次、農業行政の中の2ですけども、乳酸菌を使った豚ふん尿による有機栽培作付けを畑かん営農に生かせないかについてであります。

一昨年、2番議員の質問に対しての答弁ですけども、市長も見に行き、まだまだ研究の段階で本当に効果がある内容であれば地域内の環境の浄化、そして経営の効率化につなげていきたいと、昨年の

私の質問に対しましては、それから1年たったということで皆様方の取り組みがそろそろ結果として、成果として出てきて、データ化していった、それに基づき行政はどのように対応していけばいいか研究させていただければと思いますと言われておりますが、その後、取り組む姿勢というのは全然見えてきませんし、職員にもそのような態度は見られないわけですが、どのように現在認識されておられるのかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

グルンバで大量培養をされました乳酸菌を用いて本来なら腐敗していた物質を発酵させて、そしてそれを活用して連作障害、土壌腐敗、病原菌、ミネラル不足を解消するという土壌改良について非常に効果があるということにつきましては、実践された方々から聞いているところでございます。

そしてまた、耕畜連携の典型的なパターンとして有効な手段であるというふうに考えます。

グルンバ以外でも、有機質資源など地域資源を活用した栽培が今後増えてくる傾向であります。環境に配慮した農業が普及していくことが本市の農業振興に、発展につながるというふうに思うところでございますが、行政が特定の栽培技術を普及していくということになれば、さまざまな検証、研究というものを行って関係機関等の協議を踏まえるということで、慎重にならざるを得ないということも御理解いただければというふうに思います。

このようなことであるわけですが、私自身もそろそろこの普及については本格的に取り組んでもいいのではないかなというふうには認識しているところでございます。

**○4番（丸山 一君）** 市長の今答弁の中で、そろそろ取り組んでいってもいいんじゃないかということをおっしゃったけども、実際ですね、この「現代農業」の3月号ですけども、これに私が載っております。実際ですね、もうちょっと写真写りがよければよかったんですけども、元が悪いので、まあこれだけかと思うんですけども、実際我々が取り組んでいるやり方というのがですね、約6ページかな、にわたって載っております。そのタイトルがですね、「茶葉から増やした乳酸菌液で、におわないふん尿液肥ができた」と。「ふん尿を微生物で生かす」、その中で6ページにわたって、去年の12月29日の日に本社の方から取材にまいりまして、その中で私がずっと説明したのが実際載っております。この本が出てからですね、日本各地いろんな所から問い合わせ等がきます。それと、この間来られたのが和歌山とか岡山、熊本からはですね、わざわざ見たいと、どういうもんかとか、どういうことをやっておるのかという形でぜひ現地を見たい、その養豚場もこれ立山養豚が載ってますけども、立山さんの所もぜひ見てみたいということで、私が説明をしたところ、これはすごい方法だと、ぜひ私らも取り組みたいというのでですね、非常にそういう対応で忙しい毎日を送っているわけですが、実際ですね、これはすごくいい方法なんです。ですから、今市長の答弁にありましたとおりですね、もうそろそろ真剣に取り組んでいったらどうかなと思うんですけども、再度市長の姿勢をお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

「現代農業」の記事につきましては、私も拝見させていただいたところでございます。この「現代

農業」という雑誌は、私も以前農業をしておりましたので長年愛読させていただいておりました。

「現代農業」というふうに書いてありますが、現代の化学肥料を使う、化成肥料を使う農業と若干違う形の農業を目指している雑誌というようなふうで認識していたところでございます。いわゆる有機というような農業を全国各地で実践されておられる方を紹介していきながら、より日本人の健康という観点からの食づくりというものの構成、それらのものを構成して雑誌として販売されているというようなふうで認識していたところでございます。

そのようなことで、現代の農業という観点からすると、いわゆる大量生産というような農業とは若干違う形の農法がずっと紹介されていたということでございます、そのようなものではあるわけでございますが、私どもが今から今後、いわゆるブランド化の中で、この有機というもの、循環というもの、環境というものを真剣に考えて、そしてそれを実践していこうというような流れの中では、この「現代農業」に紹介されているような農法というのは極めて参考になるというようなふうで考えるところでございます。

そのような中で、丸山議員がこの雑誌で紹介されたということにつきましては、本当に素晴らしいなど、有り難いなというふうに思うところでございます。

そしてまた、議員をはじめとしまして、各種の農家の方々が、取り組みを実践されておられる方が増えてきているということ、そしてまた実績が上がってきているということでございますので、それらの方々を中心としまして協議会等を結成していただきまして、推進が図れる方向を探っていきたいというふうに考えます。

**○4番(丸山 一君)** 私どもがですね、今取り組んでいる有機農法に関しまして、実証例なんですけれども、実際絹さやがですね、去年の9月に定植をしたもの、大体12月ぐらいで終わるわけですが、私の育てた絹さやはですね、化け物でありまして、まだ下からですね、新芽がいっぱい出てきて花が咲くんですね。ですからこれも、やっぱり豚ふん尿は後効きのたい肥ですので、その影響なのかなと思っております。

それと、深ねぎもですね、大阪市場におきましてはかなりの最大評価を頂いております。

あと、昨年ですね、連作障害でにんじんに輪っかができたような品物ができたわけですが、それも相談がありまして、その人は約20町歩振りました。その結果、去年の暮れから収穫したにんじんはですね、かなり高品質で色乗りも良く、品質的にもすごくいいものができたと非常にその人も喜んでおられまして、にんじんを一束持って来られたんですけども、馬じゃあるまいしこんなに食べねえやとか、僕らは冗談で言ったんですけども、非常に喜ばれております。

富乃宝山用のさつまいもを作られた方も、化成肥料なしで豚ふん尿だけでいきました。線虫駆除をすることもなく、かなり高品質の芋ができたというのが実証例であります。

そういうことをですね、私は畑かん営農という形で生かしていけないかと考えております。

例えば南部畑かん、北部畑かんですね、4,909haですかね、に通水がそろそろ始まるわけですね、一部は始まっていますけども。そうなったときにですね、今、畑かん地帯に土地を持っておられる方た

ちがどういう作物を作っているのか、また、畑かんの方でそういう指導が僕はないような気がするんですけども、実際、現実的にその指導はされておるのかをお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

畑かん営農の推進につきましては、本格的な通水が始まったということで、このことについては特に営農ビジョン等を定めまして推進を図っているところでございます。

ただ、その中で具体的にこういった形の作物形態にするのかということにつきましては、ただいま実証ほを設けながら、そのことについてデータを重ねているところでございまして、具体的にこれはいこうというような形のもの展開はまだできていないところでございます。

そのような意味合いからすれば、今お話がありましたような、このグルンバを活用した営農体系が作られるとなれば、そのことが実績として検証されるということになれば畑かん営農作物の推進のために非常に大きな力になるというふうには考えるところでございます。

**○4番（丸山 一君）** 今、実証例としてやっておられるということなんですけども、実際我々がもう実証は私の試験農場です、いろいろやって結果も出しております。

今までの維持する農業からですね、今度はもうかる農業という形に転換していかないことには農家の人たち、また新規参入する人たちもですね、なかなか増えないと思うんですよ。その中で、もうかる農業といいますと、まず経費削減が一番なんです。化成肥料を使いますと大体最低でも五、六万円、それプラス線虫駆除とか農薬散布とかありますので七、八万円ぐらいかかると思うんですよ。それをローリー散布することによりまして大体1反歩1万5,000円、近場で1万5,000円ちょっと、遠場で2万円ぐらいになるかと思うんですけども、大体1反歩当たり五、六万円が浮くわけですね。1反歩で五、六万円が浮きますと、1町で50万円～60万円ぐらい経費削減になると。10町で500万円～600万円ですよ。100町歩になりますと5,000万円～6,000万円ぐらいお金が浮くというか、お金が出ていかないわけですね。ですから、そういうことを考えますとかなりの経費削減になるというのが実際もう計算上できております。

実際、昨年がですね、約50町歩ぐらい振りましたので、そうすると計算上でいきますと、2,500万円～3,000万円ぐらいが経費削減になったという形になりますので、できればですね、これを推進して、皆様に実証例として私たちがいろいろ聞きに来られたときに説明をしますとかなり喜んで帰られる。

実際、今の農業はですね、なかなかばくち的な意味合いがあって、値段の高いときもあれば安いときもある。その中で、経費削減という形が一番分かりやすい説明なんです。しかも、ほぼ無農薬に近い感じでできますよと言いますと、一生懸命ですね、目の色を変えて説明に聞き入っておられますので、ですからできればですね、早い機会に我々と協議会を設立されてですね、ブランド確立のためにも、ましてや環境にやさしい農業を確立するためにもですね、それを営農活動に生かしていければと私、考えておりますので、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次にいきます。今の内容とリンクするわけですが、食料供給基地として志布志市を含む大隅半島の農地を生かせないかであります。

国際バルク戦略港湾構想の中で国は、後背地に食料供給基地を持つ南九州と北海道の港が有力視されているということでありますし、市長もまた南九州地域を食料供給基地として位置付けておられるようであります。曾於東部・南部4,900haを含み、大隅半島の農地を整備して、そこを安心・安全な食料供給基地とすることにより輸入超過の港から脱却することになります。

ましてや、さんふらわあはですね、毎日出港しておりますので、そのコンテナ何個分かに新鮮な有機栽培の野菜を積み込んで大阪市場へ送りますと、今現在向こうでもかなりの高い評価を受けておりますので、いいんではないかと考えております。

要は、農家の人たちにですね、ましてやこれから農業に取り組もうとしている人たちに対しましてもやる気を起こさせるためには、所得向上になるということ、先ほど言いましたけども経費削減等によりまして、作物を何を作るかという形をいろいろ我々も研究しておるわけですが、そういうことを示すことにより方向性は違ってくるわけです。

そこで、食料供給基地として大隅半島の農地を生かせないか、それについて市長がどのような考えを持っておられるか。ましてや、ほかの市の関係機関とですね、県の出先機関とかそういう所とどういう協議をされておられるのかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

食料供給基地ということになれば、当然今進められております畑かんが完了した後にそのような機能が本格的に発揮されるんじゃないかなというふうに考えます。ということで、畑かん事業につきましても、曾於地域畑地かんがい営農推進本部と曾於畑地かんがい農業推進センターを中心としまして、先ほども言いましたように営農ビジョンを作成しまして、その営農ビジョンに向かって受益農家と関係機関が一体となりまして、その推進に取り組んでいるところでございます。

その中で、農家への聞き取りや水利用の推進をしているということですが、このことにつきましても厳しい状況というふうなことでございます。

そしてまた、新たな産地、新たな作物等を選定してもうかる農業の方向性を示すべきというふうなことでございますが、本市の施設野菜の中心品目であるピーマンやいちご、メロン、土地利用型作物の茶等を軸に産地の拡大を図っていこうというふうには考えております。ピーマンやいちごにつきましても、農業公社と連携しまして新規参入者の確保、育成をしているということでございます。

そしてまた、経営熟度が高くなってきました農業者につきましても、規模拡大を図っていただくように、法人化への誘導ということをしております。

昨年からは曾於地域で生産される野菜取り引きの情報を交換する場としまして、曾於地域畑地かんがい営農推進本部が主催となりまして、そこの野菜マッチングフェアを開催しております。この交流会を通じまして、契約取引で販売できるような形にして農家の収益向上、経営の安定を図ろうというふうなふうにしております。

このフェアに本市から7組織が参加しておりまして、この交流会の後に本格的な取り引きということについては現在まだ情報が入っていないところでございますが、こういったものを重ねながら起爆



剤となりますように、更に取り組みをしまして契約栽培等が進むようにもっていきたいというふうに考えます。現在のところ、そのルートとは別ではございますが、キャベツを生産する任意の生産組織もできておりますので、このようなものは積極的にバックアップしていきたいというふうに思っております。

そのようなことで、関係機関と連携しながら食料供給基地の創出というものにつきましては、取り組みをしているところでございます。

**○4番（丸山 一君）** 今、市長の答弁の中にありましたけども、食料供給基地としての取り組みは一生懸命やっているということで、ただ形がいまいちであるようでありますので、交流会等ですね、動きをまた活発にしていきたいと思えます。

実はですね、有明町の黒豚を中国の方に持っていきまして、そこで大きなお店のシェフとか、中国の金持ちの人たちに参加していただきまして、何て言いますかね、黒豚がこういうもんだというのでですね、試食会を実際にしてもらったんですよ、向こうで。そしたら、大隅の黒豚はこんなにおいしいのかと大好評であったという報告をいただきました。その中で、中国には年収1,000万円以上の人たちが1,000万人以上いるということでもありますし、ましてや彼らが今、秋葉原に来たり、沖縄に来たりしてプラズマテレビなんかを土産として30台も50台も買って帰るような時代でありますので、私が密かに考えておるのは外貨獲得と、私は考えておるわけですが、実際ですね、黒豚が大好評でありましたので、それに抱き合わせをしましてですね、この大隅の地の安心・安全な営農で作ったですね、食材を抱き合わせでいけないかなあという今考えておりますので、食料供給基地としてのですね、整備等を急いでいただきたいと思えます。

それではですね、次の3の住宅用火災警報器の設置状況についてお伺いをいたします。

3月の使送便の中に住宅用火災警報器の散らしが入ってございましたが、このことは皆様に知らしめることになるわけですが、なかなかですね、普及には結び付かないんじゃないかと思えます。前回も私言ったんですけども、例えば消防団員が各戸別訪問をして回ってきます。それと、自治会とか公民館の総会とかああいう所ですね、やって進めた方が、だれかしらがですね、プッシュした方が、「ああいいですよ」という形になるわけですよ。ただ散らしを見ただけではですね、見ただけで終わっちゃう気がするわけですよ。我々通山自治会もですね、今度の日曜日に総会をするわけですが、その中で議題の中にこれを入れておまして、我々自治会員は全員警報器の設置をするようにという形で協議をしていこうと思っているわけですよ。

昨年私の質問に対しまして、設置率が去年の3月で11.4%であったということですが、現在どのような設置状況になっているのか、全体的な数字、それと町別の数字が分かればお示しいただきたいと思えます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

住宅用火災報知器の設置につきましては、平成23年6月1日までに義務化ということになるわけですが、残すところあと1年2か月余りとなってきたところでございますが、今お話にありま

したように思うように設置が進んでいなかったということで、昨年9月2日に大隅曾於地区住宅用火災警報器設置推進対策本部が消防組合に設置されたところであります。

組合の調査によりますと、現在の設置状況は本市で33.3%となっております。旧志布志町で23.1%、旧有明町で36.4%、旧松山町で45.7%となっております。全体で33.3%です。昨年の2月末の設置率が11.4%でありましたので、全国平均の52%には及びませんが、現在の段階では伸びてきている状況でございます。

市の取り組みとしましては、大隅曾於地区住宅用火災報知器設置推進対策本部の推進計画に基づきまして、火災予防運動週間に合わせて設置確認の台帳を基にしました消防団員による設置の推進や、市の広報紙及びホームページへの掲載などの取り組みを行っているところであります。

さらに、2月の自治会使送におきまして、住宅用火災警報器の設置推進の散らしを作成しまして各世帯へ配布を行いまして、併せて自治会長さんへ自治会での取り組みをお願いしたところであります。

また、消防組合におきましても、職員が自分の地域の自治会には率先して設置を推進する取り組みも行われているところでございます。その成果が顕著に出てきているところでございます。

今後、大隅曾於地区消防組合と連携しながら、さらに市の広報紙等で火災警報器の必要性を呼び掛けながら効果的な設置推進の対策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

**○4番(丸山 一君)** 全体で33.3%、志布志町が23.1、有明が36.4、松山が45.7という数字でよろしいんですね。これはいつの段階ですかね。

**○市長(本田修一君)** 3月3日のデータでございます。

**○4番(丸山 一君)** 3月3日の段階で全体的に33.3%ということですが、あと1年ちょっとしかないのですね、あと67%ぐらいいくのかなという危ぐの念があります。

ですから、先ほど市長の答弁の中にもありましたとおり、消防団員と、あと自治会の人たちに働き掛けをしていきたいという形ではありますが、現在の自治会の人たちで、じゃあそれをPRしようとかいう形になっておるのか、どういう感触を受けてるのかお伺いをいたします。

**○市長(本田修一君)** 自治会につきましては、先ほどもお話ししたように各世帯へ散らしを配布して、自治会長さんへ自治会での取り組みをお願いしたということでございます。期限が来年の6月1日ということになってきておりますので、この期限に近づくにしがいまして関心度が高まってきて、設置度が高まってくるのではなかろうかなというふうには思うところでございますが、そのきっかけというものを私どもは、どんどんどんどん機会をとらえて広報等を含めた形でしなきゃならないというふうには考えているところでございます。

先ほどお話ししたように、消防組合においても職員の方で取り組みをしたと、自分の住んでいる自治会に対して率先して取り組みをしたというようなことでございますので、本市におきましても市の職員がそのような形で取り組み、そしてまた設置の促進ができるような形のものを考えていきたいというふうに思っております。

**○4番(丸山 一君)** この住宅用火災警報器ですけども、我々の地域もですね、通山地区も、高齢

化率はかなり低いんですよ。3割を切るぐらいです。ただその中でですね、我々自治会184世帯ありますけども、その中で70歳以上の人たちが実際80人ぐらいおられるわけですね。その中には独居老人であったり、高齢者世帯であったりするわけです。ですから、そういうことを考えますと万が一ですね、そういう火災が発生したりとかいうときにはもう対応できない人たちも結構いらっしゃるわけですね。若い人たちは新興住宅地の方にかなりおられます。既存の我々自治会の区域内は、先ほども言いましたように高齢化率がかなり高うございます。ましてや、今度の選挙におきまして私も有明町外の区域を回りましたが、市内を見渡してもですね、各ローカル地方に行きますとかなり高齢化率が高いなど。それと廃屋も結構多いです。

それと、限界集落という言葉がよく飛び交っておりますが、実際限界集落ではなくて、あと5年か10年したらこれは消滅集落だなという感触を受けておるわけですよ。

ですから、そういうことを考えますとぜひですね、この住宅火災警報器というのは、期限は来年の5月31日でありますけども、なるべく早くですね、設置率100%を目指して頑張っていただきたいと思っています。

それでは、次のLEDの進ちょく状況についてお伺いをいたします。

実はですね、正月明けだったと思うんですけども志布志町の樽野の所を回っておりましたところ、電柱によじ登っておる連中がおりまして、見てたら防犯外灯みたいなのを付けてるわけですね。ちょっとこう、今までは僕は棒タイプですけども、ちょっと、何ちゅうんですかね、ここに資料がありますけども、何とかタイプだったんですけども、エバーライト50という感じですね。その電気工事をしている連中に聞きますと、知り合いでしたのでいろいろ聞きましたところ、これはLEDではないよという感じやったですね。せっかく防犯外灯を設置するのであれば、今からはLEDの時代なのに何でLEDではないのかと不思議にその時思いました。しかも400灯以上設置をすると、1灯当たりが4万幾らですかね、それを5万円ちょっとで400灯以上を設置をするんだと、いろいろ調べたところそうでありました。確かあれは予算は4,500万円だったと思うんですけども、なかなか数字的に合わんなどという感触を実際抱いておりますし、LEDは私が質問をしてからですね、庁舎内も全然進んでないような感じがいたします。

先ほど開かれました地球温暖化対策のためのサミットでは、先進国が80%のCO2削減を宣言をいたしました。その対策として、家庭では白熱電球よりも電球型蛍光灯やLED電球に変えていくのがベターであると、私自身も考えておりますし、その会議でもそういうことが言われておりました。

ただ、価格差が大きくていまいちだと思っておりますけども、白熱電球が100円、電球型蛍光灯が1,200円、LED電球は大体、今安くなりまして約4,000円ありますが、消費電力は6分の1、8分の1になるわけですよ。ましてや、寿命を調べてみましたところ白熱電球が1,400時間、電球型蛍光灯が1万時間、LEDは4万時間と、費用対効果を計算しますとLEDの方がずっと得になるわけですね。ここに私がいろいろ資料等を集めてきたわけですが、シャープや東芝の価格表の資料等がありますけども、以前と比較しまして随分安くなっております。

そういうことを踏まえましてですね、現在、市の方で取り組んでいるLED設置状況をお示しをください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

このことにつきましては、20年9月議会で御質問があったところでございます。行政としましてLEDの普及推進につきましては、温暖化防止、CO2の観点から前向きに考えなきゃならないということでしたが、今お尋ねになりました設置状況につきまして、現在の段階では信号機につきまして志布志警察署の管内では100か所以上のうち、LED仕様の信号機は20か所ということでございます。

今後、国道220号、県道、主な幹線道路で適時LEDを使った信号機に変更したいというようなことでございました。

市での機関では、志布志町の三角公園と大原分譲地内の公園に2基LED対応の外灯を設置してあります。

街路灯につきましては、内部協議をいたしまして、通常の街路灯となったところでございます。20年度の繰越事業で行いまして、地域活性化・生活対策臨時交付金事業の中で、志布志地区内に480基の道路の照明灯を設置したところでございます。

この設置の計画時にLEDを光源としました照明灯も設置すべきではないかというようなことの検討をしたところでございますが、コストが高いと、それから光の広がりや単一方向で狭いということで、この街路灯の目的からしますと、更に光の広がりやを求めようとしますとLEDの球を各方向に取り付けなければならないということで、これによりましてコストが更に高くなるのではなかろうかということで、整備が遅れている志布志地区を早急に整備しなければならないというようなことから、今回はなるべく多くの照明灯の設置をしようということでLEDの照明灯の採用に至らなかったということでございます。

さらに、庁舎内のLEDの設置につきましては、財政面から導入コストが軽減されると、そしてまた電力料金で相殺されるということになるわけですが、この期間が16年かかるということでございまして、そのような面からLEDの設置について進んでいない状況でございます。

また、先ほどもお話しましたように従来の蛍光灯の器具に比べまして、従来の蛍光灯が反射光が広いということに比べまして、LEDの場合は反射光がないという部分で照射の角度が狭いということから暗く感じるというようなことでございまして、現在の配列のままで交換した場合に現在の照度が保てるかどうかということの懸念もございまして、現在進んでいないところでございます。

ということで、今後LEDの設置につきましては、コスト的な面を十分考えながら取り組みをしていきたいというふうに考えるところでございます。

**○4番（丸山 一君）** 今、市長の答弁の中にありましたとおりですね、LED照明の弱点としまして光が直線的にいくんだという感じで私もそれは理解をしております。であればですね、例えば廊下等の蛍光灯はそれでもいいんじゃないかと思うんですよね、天井ですから、直線であるということは下に

光が落ちるだけですので。そういうことを考えますと例えば、倉庫内とか廊下とかいう所に設置をしたらと考えてるんですよ、とりあえずはですよ。全体を僕はやれと言っているわけではないんですよ。消費電力も約8分の1という感じでありますので、それについて市長はどうお考えでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど、コスト的に取り戻すには16年かかるというようなお話をさせていただいたところですが、技術革新がどんどん進んでいくということですので、当然時を追っていきにしたがひまして、このLED自体がまだまだ安くなってくるというようなふうには期待するところでございます。そのようなものを見ながら、今後は今お話がありました誘導灯、それから廊下ということにつきましては、設置を進めてまいりたいというふうに考えます。

**○4番（丸山 一君）** ここに資料がありますけれども、京都府長岡京市は環境都市宣言をいたしまして、その中でLEDを導入をしております。実際2010年度の当初予算にですね、96万円を計上して、その中で35基ですよ、ということは、1個3万円弱ですよ。今回市が設置をしたエバーライトはですね、5万2,000円ぐらいですかね、私が計算してみたところ1基当たりが5万2,000円なんですよ。

この長岡京市がですね、モデル地区を設定をしております、その中でとりあえず35基しようじゃないかと、96万円の予算計上をしたというのが実際あります。

それと、同じ長岡京市でですね、長岡中央商店街振興組合というのが一村一品大作戦全国大会で銀賞を受賞をしております。これは商工会の人たちが中心になりまして「子供たちの未来を照らせ」というテーマの下にですね、設置をしたというのがあります。

そういうところをいろいろ考えてみますと、先進的にですね、もう実際取り組んでおる自治体もあるわけですよ。ですから、今市長が誘導灯と廊下等には設置をするという形ではありますが、できればですね、こういう長岡京市なんかをですね、参考にさせていただきまして、できれば市内にですね、どっかモデル地区を設けまして、消費電力の問題とか、台風等のことも考えられるでしょう、それとかコストの面とかですね、消費電力の面とかそういうところをいろいろ試行錯誤する。やっていくためにもですね、モデル地区を設定してやっていく気持ちはないかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在本市では、環境省が募集しております「チャレンジ25」ということにつきまして応募をしております。それは、CO<sub>2</sub>の削減25%を達成するためにさまざまな取り組みを通じて、積み重ねをして25%を達成するという自治体の募集をしているということでございまして、そのことについて本市は応募したということでございます。その中でLEDにつきましても、推進をしていくというようことで、そのLEDの設置によりまして、CO<sub>2</sub>の削減を目指そうというようなことの募集につきまして項目に加えております。ということで、蛍光灯をLEDに市内の事業所が替えられるとすれば、全体では3,649 tのCO<sub>2</sub>の削減になっていくということでございまして、この効果がかなりあるということでございますので、このことについては積極的に取り組みをしようというような方向性は持っているところでございます。

ただ、今お話ししましたように、まだコスト的な面から考えますと財政との兼ね合いもございますので、そのことを十分に配慮しながら、考慮しながら取り組みをしていきたいというふうに考えます。

**○4番（丸山 一君）** 市長、もう一度ですね、「チャレンジ25」に応募をしたということでありませよね。確かあれについてはですね、応募をすることによってそれを達成したらかなり利点と申しますか、何かいろいろあったような気がするんですけど、あれはどういうことがあったのですかね。

それと、本庁、支所2箇所をですね、含めまして、庁舎内を全部LEDにしますと、確か相当の二酸化炭素削減になると思うんですけど、もう一度その分かっておれば数字をお示しいただきたいと思うんですけど。

**○市長（本田修一君）** チャレンジ25につきましては、環境省が募集をする「チャレンジ25地域づくり事業」ということで、さまざまなCO<sub>2</sub>の削減対策を集中的に実施することで地域全体の排出量を大幅に削減し、こうすれば1990年と比較してCO<sub>2</sub>の25%の削減はできると、2020年になるわけでございますが、25%削減ができるという明瞭なイメージを与えられる地域づくりを促進するための事業ということで、私どもも応募したということでございます。ということで、これはチャレンジという言葉が冠せられますように、さまざまな取り組みを組み立ててやっていくというようなことでございます。そして、そのことでCO<sub>2</sub>の25%の削減が達成されるという自治体を認定しようというような事業でございます。

ということで、今お話ししましたように、この取り組みをすることによりまして、先ほども言いましたように市内の事業所、そして市内の世帯の半数、事業所の半数、世帯の半数をLEDに替えることによりまして、8,298 tのCO<sub>2</sub>の削減になるという試算はできております。

そして、庁舎内につきましては、本庁のみ把握しておりますが、蛍光灯の排出量につきましては529 t、LEDになりますと176 tというようなふうに約3分の1に軽減されるということになるろうかと思っております。

**○4番（丸山 一君）** 本庁舎のみの把握では、529 tがLEDにすると176 tの削減になると、正しいんですかね。

**○財務課長（溝口 猛君）** ただいま市長の方が排出量の削減ということで、二酸化炭素の排出量につきましては、蛍光灯が529 t、LEDになれば176 tと約3分の1削減されるということでございますが、これは16年間での試算でございます。と申しますのは、我々が試算しました段階では、コストがペイする期間を16年という試算をしております。その中での試算でございます。

**○4番（丸山 一君）** 終わります。

**○農政課長（白坂照雄君）** 先ほどの循環型農業推進協議会のメンバーでございますけれども、メンバー的には農政課、畜産課、農業委員会、それとJA、それと県の方の畑地かんがい農業推進センターと農家代表の22名で構成されております。

**○4番（丸山 一君）** 後で何か紙に書いて。あんまり早かったで写しがならん。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

次に、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○17番（岩根賢二君） それでは質問を始めさせていただきます。

「継続こそ力」をスローガンとして掲げ、2期目の当選を果たされました本田市長の所信表明について4項目ほど、最初に一括して質問をいたします。

まず初めに、市長は所信表明の冒頭で1期目の課題や反省を踏まえ、2期目の市政運営に取り組むとし、地域の課題を一つ一つ解決に向かわせることができたとしながら、行政の努力だけでは限界があり市民の協力が必要だとも述べておられます。

そして、大きな夢と挑戦としてごみの資源化率日本一、健康づくり日本一、日本一の情報技術先進地の三つの日本一で志布志ブランドを確立していきたいとし、前段の最後の方で初心に返って市政の課題に取り組んでいきたいと結んでおられます。

これから2期目をスタートするに当たって、すばらしい心構えだと思います。しかし、1期目で残された課題として何があるのか、反省すべきは何かについては一言も述べてありません。これでは、本当に初心に返っておられるのだろうかと疑問を抱かざるを得ないのであります。1期目の所信表明で述べた課題の中で、これとこれは達成できました、これはまだ道半ばであります、これはまったく手を付けられませんでした、だから2期目にはこう取り組みますと、そういう姿勢を示すことが2期目の市長としてのあるべき姿ではないでしょうか。それこそが選挙期間中、市長が訴えてこられた「継続こそ力」の意味するところなのではないのでしょうか。

選挙の時に訴えてきたことを実践することこそが、選ばれた市長としての責務だと思うのであります。先ほども申しましたが、今回の所信表明では1期目で残された課題や反省点についてはまったく触れられていませんけれども、1期目で掲げた政策については今後取り組む考えはないのか。また、取り組むとすれば、どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

2点目として、本市は徹底したごみの分別やマイロードクリーン大作戦、サンサンひまわりプラン、5R運動の推進、レジ袋有料化等、環境問題については他の自治体より一歩も二歩も進んだ取り組みをしており、「環境のまち志布志」は、国内はもとより海外でもその名を知られるようになってきています。

所信表明にあります低炭素社会チャレンジ25に向けての取り組みや、環境モデルタウン構想などへの積極的な姿勢は大きく評価できるものであります。

これらの環境政策への取り組みについて、全国の他の自治体からの研修視察が相次いでいるということも耳にしております。これらの自治体としての取り組みと併せて、本市では民間でもエコ的な取り組みをしている企業や団体があります。例えば、若潮酒造の温水を利用した温水プール、あるいはハネパックの廃熱を利用した蓬の郷のおふろ、志布志畜産にあります大型の太陽熱温水器、大隅衛生企業の生ごみや廃棄木材等のたい肥化工場、あるいはサンケイ工業志布志事業所の焼ちゅうかすと建設廃材を利用したたい肥や培養土の製造など、市内には環境に関連した事業所がかなりあるのではな

いかと思います。

これらのうちのいくつかと市民の皆さんの資源ごみの分別の様子の見学や地元の豊富な食材による食事などをセットにして、志布志エコツアーとして情報発信をすれば、志布志ブランドの確立に拍車が掛かるとともに、市外からの入り込み客の増加にもつながるのではないかと思います。

1年後には九州新幹線が全線開業して、鹿児島から福岡まで80分、大阪まで4時間でつながるということなどを踏まえて、このようなエコツアーを企画していく考えはないかお尋ねをいたします。

3点目として、事業仕分けについてであります。

所信表明では、昨年政府が行った事業仕分けを必要に応じて導入し、適正な予算の配分と無駄のない市政運営を行うための市民参加型の改革を進めるとあります。私は、事業仕分けについては必要に応じてという消極的な姿勢ではなく、まず仕分けをするんだという積極的な姿勢を打ち出すことが大事ではないかと思っております。

市長も御承知のことと思いますが、鹿屋市では2年前から事業仕分けに取り組んでおり、1年目には5億2,000万円、2年目には4,400万円のコスト削減ができたという報道もありました。

この事業仕分けは、コストの削減はもとより事業の必要性や積算根拠をしっかりと確認することや、補助金や負担金、あるいはイベントなどのあるべき姿を探ることで質の高いスリムな行政につながっていくと考えます。

行財政改革の一環として事業仕分けを積極的に実行に移してもらいたいと思いますが、この事業仕分けをどのように実施していく考えかお尋ねをいたします。

4点目として、よろず相談室の設置についてであります。

市役所は文字どおり市民の役に立つ所でなければなりませんし、行政は市民のあらゆる要望にこたえて政（まつりごと）を行わなければなりません。この場合のまつりごとはお祭りではなくて政治の「政」でございます、申すまでもありませんが。

同僚議員との過去の質問のやり取りの中で、市役所の仕事は業種でいえば何になると思いますかという質問に市長は、サービス業であろうかと思えますと答弁をされました。それはそれで正解だと思いますが、果たして本市の市民に対するサービスは十分だと言えるでしょうか。

昨日も窓口の対応や電話の受け答え等について、質問がありました。

市民の皆さんは、ここの市役所が気に入らないから、よその市役所に行くということはできないわけでありまして。だからこそ、民間以上に市民の皆さんが本当に満足しておられるだろうかということに常に意識をしながら職務を遂行していかなければなりません。プロの職員として市民に満足を与えることができたか、あるいは市役所の仕組みが市民に満足していただける仕組みになっているか、そしてその仕組みどおりに仕事ができているか、これらのことを常にチェックするシステムを作り上げていく必要があるのではないのでしょうか。手続きや相談に来たが、どこに行けばよいか分からないと、そういった声にこたえるだけなら現在置かれている玄関入り口の総合窓口でいいかもしれません。しかし、迅速で的確な対応、つまり緊急な対策や処置が必要な場合や複数の課にまたがるような案件、



あるいは行政そのものへの要望や不満の声など市民が気軽に安心して相談できる窓口として、よろず相談室を設ける考えはないかお尋ねをいたします。

以上で、最初の質問を終わります。

**○市長（本田修一君）** 岩根議員の質問にお答えいたします。

所信表明について、過去4年間に掲げた施策で実行できなかったものについては今回触れられていないが、どうするのかというような御質問かと思えます。お答えいたします。

私は今回の所信表明において、市民の皆様の御理解と御協力により地域の課題を一つ一つ解決に向かわせることができたこと、また、まだまだ解決しなければならない問題や課題があることを申し述べたところでございます。過去4年間に掲げた施策のうち、特に懸念しておりますのが総合的な新自治会システムの構築があります。市民と行政が一体となって時代の変化や市民のニーズの多様化に地域住民が自主・自立性を確立できる新自治会の構築については、今の自治会が形成されるまでの過去の経緯もある中、細心の注意を払いながら推進策を御提案し、市民の理解を得ることが重要であると考えます。現在自治体の在り方検討会において、その推進方法を議論しているところであります。

まちづくりの指針であります第1次志布志市振興計画の目標達成の検証をまちづくりの方針である七つの基本目標に基づく25の個別目標ごとに昨年11月に行いまして、その検証結果の概要を市民の皆様にも市報12月号でお知らせしたところであります。

今後の市政運営への取り組みについては、第1次志布志市振興計画のそれぞれの政策に基づく各種事務事業に引き続き取り組み、平成20年度に導入しておりますところの新しい時代に対応した行財政運営を実現するための手法である行政評価制度を十分に活用しながら、計画実現のために最大限の努力をしてみたいと考えております。

次に、環境のまち志布志をアピールするということでエコツアーの企画をする考えはないかというような御質問でございます。お答えいたします。

エコツアーの企画をするということについてでございますが、現在、環境政策関係の視察受け入れ状況につきましては、ごみの減量化、サンサンひまわりプラン、マイロードクリーン大作戦、バイオマスタウン構想など環境保全活動や美化活動など環境政策関係で県内外から、また外国からの視察団を受け入れています。

平成20年度から平成21年度2月末現在で、53団体、565人を受け入れており、この中には海外からの4団体、49人の視察団もあったところでございます。その経済効果を試算してみますと約1,000万円の効果になるようでございます。来られた方々、視察団の方々は志布志市の取り組みに対して多くの質問をされ、また港湾や焼ちゅう工場や、お茶などの地場産業の紹介等も行っているところであります。中には視察のリピーター等もあり、口コミで本市視察の意義等が伝わっているところであり定評を博しているところでございます。

このことは、本市が取り組んでいる環境政策の成果として生み出したものであり、「面倒くさいのすすめ」を提唱し、生活スタイルの見直しを呼び掛けていることなどが起因しているものと考えている

ところでございます。このことは取りも直さず、私たち市民一人一人の環境に対する取り組みが各視察団を入り込み客として迎えていることになると思うところでございます。そして、このことは市民の協力のたまものであり、市長としまして心から感謝の念に堪えないところでございます。

このようなことから、この貴重な取り組みを更に生かすためにも、議員から御提案のあったエコツアーについて研究してまいりたいと考えております。

次に、事業仕分けについて、必要に応じてではなく、積極的に取り組むべきではないかという御質問でございます。お答えいたします。

地方分権によりまして市町村の役割は拡大し、権限移譲などにより事務事業は増大しております。一方で、市町村の財源は経済情勢の悪化なども含めて一層厳しい状況にあります。

こうした中で、本市では簡素で効率的・効果的な行財政システムの実現のための一つの手法として、平成20年度より行政評価制度を導入し、事務事業評価を全庁的に行い、評価結果を予算編成や基本計画及び集中改革プランの進行管理と関連させて取り組む体制づくりを構築してきたところです。厳しい財政状況の中で、行政活動の改善を目的として定常的に実施されるのが行政評価であり、事業仕分けは、深刻な財政危機や特定の目的のための財源ねん出の必要性に直面したときに予算や事業費の削減を目的として実施されるものと認識しております。

その意味から、今年度は補助金の見直し等につきまして、事業仕分けの制度を取り入れたいと考えているところでございます。補助金については社会情勢の変化に伴い、その目的や内容について随時見直しが行われるべきであります。一度補助メニューができるとそれらの見直しがされにくく長期化、既得権化してきておりますので、平成20年10月に策定しました補助金制度等に係る指針に基づき事業仕分けに取り組む、無駄のない市政運営を行うための市民参加型の改革を進めるものであります。

日ごろから適切かつ有効に行政評価を実施しまして、事業評価に頼る必要がないというようなことにするのが肝心かと思いますが、そのことについても積極的に取り組みたいというふうに思います。

4番目にお尋ねになりました、よろず相談室の設置の考えはないかということにつきましてお答えいたします。

市民の皆さんが安心・安全に、住んで良かったと思われるようなまちづくりが私の基本理念でございます。住民ニーズも高度化、多様化する中で、常に新しい発想の下で迅速かつ丁寧なサービスに心掛けるよう職員をお願いしているところでございます。

そのような中で、市民の皆様から寄せられる様々な相談に職員や専門の相談員を配置しまして、より適切な相談窓口を開設しているところであります。開設している相談窓口も女性相談、消費生活相談、生活保護面接相談、障がい者相談、社会福祉協議会が行う心配ごと相談、法務省から委嘱を受けて行う人権相談等多岐にわたり、相談日等についての周知は広報やホームページ、防災無線により行っております。

近年の相談内容は多種多様で、高度化してきていますので、現在開設している相談機関が密接に連携・協力し、相談体制の質的向上につなげてまいります。また、相談業務の所管もそれぞれに分担し

ており、相談内容によっては関連して対応できるものがあれば事務事業評価により統廃合や連携し、相談者の視点に立ち、信頼され安心して相談できるきめ細やかな相談窓口の整備に努めてまいります。

現在、庁舎入り口に総合案内コーナーを設置しまして市民の問い合わせに対応していますが、更に案内サービスの拡充を図り、相談窓口の案内についても住民ニーズに迅速かつ的確に対処できる体制を構築してまいります。

**○17番（岩根賢二君）** 一つずつまた質問を続けたいと思いますが、市長が今申されました1期目で残された課題の中で、新自治会システムの構築ということには触れられました。これは、私も過去2回ほどですね、市長の第1番目のマニフェストじゃなかったかということで質問もいたしておりますが、それについて今答弁があったわけですが、これは今私が質問したから答えがあったわけですね。そうではなくて何かの形で、先ほど市長は検証の結果を広報でもお知らせしたということではなかったけれども、やはり2期目ということで継続を訴えておられる市長ですから、1期目はこうでしたということ何かの形で公表をされた方がいいのではないかなと思うわけですね。

そして、1期目で残された課題の中には、市長が平成18年に初めて所信表明をされた時には、この新自治会システムだけではないんですよ。述べられた中で私が拾い上げただけでも10項目ぐらいはできていない項目があります。それらについては、もうその時だけの言い放しでいいのかと、やはりそれではいけないと思いますよね。

そういう反省といいますか、反省を含めてこれからまた更にどう取り組んでいくんだと、それこそが継続なんだよということを示される考えはないですか。今日この場でということじゃなくて、何かの形で市民の皆さんにお知らせをするということについての考えをお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回選挙戦に当たりましては、新しく私が取り組もうとするものにつきましてマニフェストに盛り込み、市民の皆様方にお話ししながら信任を受けたということになろうかというふうに思います。

今お話がありますように、第1次志布志市振興計画の中に、私が1期目のマニフェストについては盛り込みをしたところでございます。そして、その振興計画の検証というものを先ほどもお話ししましたように、昨年11月4日の日にまとめまして、そのことにつきまして市報に概要を御報告申し上げたところでございます。その中に先ほどもお話がありました自治会のコミュニティの在り方につきまして、現在検討委員会などを設けまして、そのことについては取り組みをしていると、そして今後もこのことについては引き続いて検討を重ねているということで報告をしているところでございます。

そのようなことで、主なことにつきましては、検証結果につきまして報告をさせていただきまして、今後課題として解決できなかったものについては方向性を示しているというふうに考えるところでございます。

今お話がありましたように、更に別な形で示す考えはないかというようなことでございますが、重点的なものにつきましては改めて課題として取り組むと、方向性というものもお示ししてもいいのかなというふうには考えたところでございます。

**○17番（岩根賢二君）** 今後、公表をしていくということも考えていいのかなということで、非常にあいまいと言いますか、そういう答弁ですが、やるということでお答えいただけますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお話をしましたように、11月に振興計画の検証結果ということでまとめをしたところでございます。その中で、今後また更に推進が必要だということにつきまして、今後の課題というような形でそれぞれまとめをしておりますので、これらのものにつきまして、すべて市民の皆様方にお示しするのがいいのかどうかということも少し内部的に整理をさせていただきまして、その中で特に関心が高いものにつきましては改めて、課題、そしてまたこれから取り組むべき方向性というものをお示ししたいと思います。

**○17番（岩根賢二君）** 関心の高いものという言葉がありましたけれども、私は市長の所信表明といえますか、そのことについては、みんな市民は関心が高いんですね。ですから、所信表明で言ったことができているから今後はこうしますというのを項目別に出してくださいよ。それを希望しておきます。

それと、次のエコツアーに関してのことですが、エコツアーに関しましては先ほど市長の方からなる説明がございました。53団体が視察に訪れて1,000万円の効果があったというふうな説明がございましたが、これについては答えとしては実施するような方向で研究をしていきたいということがございました。検討というのは、市長が検討すると答弁した分については、後日また報告をすると、検討した結果こうでしたということで報告をするという約束事みたいなのがありますが、研究した結果というのはどうされるんですか。

**○市長（本田修一君）** 先ほどは研究してまいりたいというふうに答弁したところでございますが、内部的にまだエコツーリズムということだけでなく、私どもはグリーンツーリズムということの取り組みも現在やっているところでございます。そのグリーンツーリズムとの整合性、そしてまた、より効果的なツーリズムというものを少し内部的に協議しなければならないというようなことで研究させていただきたいというふうにお答えしたところでございますが、いずれにしてもグリーンツーリズムももう始めるということでございますので、このエコに関するものにつきましても組み入れながら、取り組みをさせていただきたいというふうに考えます。

**○17番（岩根賢二君）** 取り組みをするという方向で理解をしたいと思いますが、グリーンツーリズムという言葉が出ましたので、以前、いつの時点というのはちょっと覚えていないんですけども、ブルーツーリズムという言葉も出されたことがありましたよね。そのことも含めて考えていくということによろしいですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在グリーンツーリズムと、それから昨日お話がありました農業支援のサポート制度というものもあったりしまして、それらのものを私どもの町でどのような形で受け入れるのか、そしてどういった位置付けをするのかということについては、まだ整理ができていないところでございます。そのよう

なことで、今お話がありましたブルーツーリズムにつきましても、十分その内容等を加味させていただきまして、この志布志に一人でも多くの方が訪れていただける町として売り出せる内容というものを組み立てていきたいと考えます。

**○17番（岩根賢二君）** これは、前向きな答弁だと理解しますので、これぐらいでやめておきたいと思いますが、一つだけエコツアーに関しまして、多分これは市民環境課の担当ということでよろしいんですか。市民環境課と港湾商工課とこのことについて連携をされて検討されたのか、その点をお伺いします。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** お尋ねは、そのエコツアーについて市民環境課と港湾商工課が連携してということですが、現在今取り組んでいる、ツアーじゃないんですが、先ほど市長が申しあげました53団体、そのほかにまだ2団体ぐらいございまして、それを積み上げますと、先ほど市長が申しあげたのは視察団の数でございまして、そのほかのものがございまして、それを合わせますと大体55団体ぐらい、1,200万円ぐらいの経済効果もあるようであります。しかしそのことについては、具体的に港湾商工課の方とまだ詰めてはおりません。

先ほど議員の方からどのような内容と、いろんな照会がございました。現在は、まず環境の方面から申し上げますと、地域のごみ出しの状況をまず見ていただき、そして若潮酒造さんの焼ちゅうかす、そういうものを有効利用したサンケイ工業の取り組み、またそれを利用した今度は松山の有機工場での取り組み、そういうものを一連の流れの方で視察団の方には御紹介をしていると、そういうこととございまして、説明を市で行うというような流れでございまして、今の形ではほとんど市民環境課の方で対応いたしているということとございまして。

**○17番（岩根賢二君）** 十分対応はできているということですが、そういう入り込み客ということ考えた場合は、やはり港湾商工課としても関連してくるんじゃないですか。そういう考えはないですか。

**○企画政策課長（溝口敏久君）** 今、各課の連携ということがありましたけれども、市民環境課と港湾ということとございましたが、庁舎内にこのグリーンツーリズムを含め、そしてまた定住対策も含めまして、現在庁内で検討委員会を立ち上げております。その中で、このことについても今議論をしているところでございまして、具体的な方向については、今後その中でまた連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えているところでございまして。

**○17番（岩根賢二君）** 前向きにまた検討も重ねていただきたいと思います。

次に、事業仕分けに関してでございますが、市長の方では今後、今年度についてはということだったですかね、補助金の見直しをまずやりたいということとございましたが、これは市民参加型のということで申されておりますが、具体的にはどのような形でされるのか。その市民というのはどのようにして選ぶのか。また、どのような形といいますかね、その事業仕分けをしているところの傍聴ができるのか、その辺についてお答えをお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市民参加型になるのかどうかということでございますが、市独自の手法で今後仕分けを行うということでございまして、その仕分けをしていただく方につきましては、補助金の事務事業に直接かかわりのない有識者、例えば大学教授、あるいはその他の市民というものを用意しております。いずれにしましても、現在取り組んでいる行政評価のマネージメントシートを活用しました仕分け作業ということを考えております。

そして、またそれが公開されるのかということでございますが、当然このことにつきましては、公開の場で議論していきたいというふうに考えております。

**○17番（岩根賢二君）** 今、その補助金に関係のない方、有識者を入れるということでございましたけれども、この市民については公募をされるんですか。

**○市長（本田修一君）** 公募も考えております。また、当然こちらの方から願ひする方もあろうかというふうに思います。

**○17番（岩根賢二君）** 公募のほかにこちらから願ひする方もあるということでしたが、いろんな資料を見させていただくと同じようなメンバーの方があちこちの委員会とか入っておられますね。そこら辺も一考していただきたいと思いますが、いかがですか。

**○市長（本田修一君）** 当然、仕分け作業ということになりますと、ある程度さまざまな形で認識が深い方というようなことを願ひするということになるかというふうに思います。

そのような意味合いから、いろんな団体、機関に重なって願ひしている場面が多いというのは認識しているところございますので、幅広くこのことについては人材を求めたいというふうには考えております。

**○議長（上村 環君）** ここで昼食のため休憩いたします。

—————○—————

午前11時58分 休憩

午後1時10分 再開

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

丸山議員より発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

**○4番（丸山 一君）** 先ほどの一般質問の中で「—————」という言葉を行いましたけども、「外貨獲得」という言葉に訂正をお願いしたいと思います。

**○議長（上村 環君）** ただいま、丸山一君から午前中の会議における発言を訂正したいとの申し出がありました。発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって議長の許可を得てすることになっています。

ただいまの丸山一君からの発言訂正の申し出はこれを許可します。

—————○—————

**○17番（岩根賢二君）** 事業仕分けに関しまして、もう1点ほど質問をしたいと思います。

市長が所信表明の12ページで申されていることについて、理解し難いといいますが、文章が難しいのでちょっとお尋ねをいたしますが、12ページの上から3行目、「また」というところで「組織体制や定数管理とも連動した行政経営全体の組織の潜在的な能力を最大限に発揮するための体系を構築して」と。もう読んでてさっぱり私は意味が分かりません。これの中身を説明をしていただきたい。

それと、私が質問通告をしておりますところの「市民参加の事業仕分け制度を必要に応じて導入し」という所のこの「必要に応じて」というのは、先ほど答弁はあったわけですが、もう一遍「必要に応じて」という、その意味をちょっともう一度示していただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

所信表明の12ページ、3行目からでございますが、これは率直に言って、行財政改革を進めながら、そしてその結果として市民の福祉向上、サービス向上に資するための体制を最大限に発揮できるための構築をしていくんだというようなこととお話してるところでございます。定員適正化計画、あるいはその他の行財政改革等も行政評価システムといったものも取り入れながらやっていくというような内容でございます。

それから、「必要に応じて」というようなことでございますが、今回取り組もうとしているこの仕分けにつきましては、まだどのような形で進めたらいいかということにつきましては、その進め方につきまして協議を重ねているところでございます。基本的には国会で、あるいは市民の方を仕分け人として入れてというようなことになるわけでございますが、この仕分けにつきましては、他の事例等もまた参考にさせていただきながらやりたいと。そしてまた、今回すぐさま取り入れられる仕分けにつきましては、補助金の見直しということについて取り組めるというようなことではないかというようなことで、できる範囲でのところからというようなことで、「必要に応じて」というようなふうに表現をしているところでございます。

**○17番（岩根賢二君）** いろいろできる範囲でやっていくということで、必要がなかったらしないということじゃないんですね。やりますよということで理解していいわけですね。

それと、この「行政経営全体の組織の潜在的な能力」というのは何なんですか。全体的な説明はありましたけど、ここの「組織の潜在的な能力」というのは何を指しておられるんですかね、そこをお聞きします。

**○市長（本田修一君）** 当然これは、市役所の組織というものは市民のサービスの向上、福祉の向上というものに資するために組織が体系化されるというふうに認識しているところでございます。そのような意味からの潜在的な能力というようなふうに御理解いただければというふうに思います。

**○17番（岩根賢二君）** はい、分かりました。

それでは、次のよろず相談室について再度お聞きいたしますが、私は先ほどの市長の答弁を聞いて、しまったなあと思ったんですね。何でかという、私が聞きたい答えとは全然違ったんです。それで、私はより具体的に書こうかなとは思っていたんですが、これも具体的かなと思ってたんですけども、私がよろず相談室という言葉を使っているのは、現在の玄関にある総合窓口、受付ですね、

あれと、例えば千葉県の松戸市に「すぐやる課」というのがありますが、それを一つにしたような部署をイメージして質問をしたつもりだったんです。一般質問の通告をした場合に、よく執行部から電話がかかってきたりするんですけど、これはどういう内容なんですかということで尋ねてくる電話があるんですが、今回はその電話も何もなかったということで理解されているんだろうなと思って、私なりの原稿を作っておったんですが。

私がよろず相談室というのは、例えばですね、転入届に来られた場合に、いくつもの課を回っていろいろな手続きをしなければなりません。その場合にお客様があちこちに、あっち行ったり、こっち行ったりとすることではなくて、その相談室に来れば各担当の職員がそこに来て全部手続きをしてあげるとい、そういういわばワンストップのサービスですね、そういったもの。どこの窓口に行けばいいのか分からないとか、あるいはひょっとしたらたらい回しにされるのではないかなとかいう不安な気持ちで市役所に来られるのと、よろず相談室というのがあってあそこに行けばもう大概のことは何でもしてくれるよというふうな部署がある中で市役所に来られる場合と、その精神的な安心感といえますか、それは全然違うと思うんですよね。そういう意味で、このよろず相談室、私の言葉、勝手に作った言葉だったんですけれども、それがちょっと通告にふさわしくなかったのかなと反省をしているわけですが、そのような部署を作っていただけないかということでございます。

市長がよく言われます、この志布志に住んでいて良かったと、またここに来てみたいというふうな、そういうふうな町にするためにはそういう部署があってもいいのではないかなと思っているわけです。

市長が先ほど答弁をされたいろんな消費生活相談だとか、女性相談室だとか心配ごと相談とか、そういう相談の部署とか、そういう日にちが設定されて相談が受け付けられているということは知っていますけれども、私が申し上げているこの相談室というのはそういうことではなくて、今私が申し上げました、例えば「すぐやる課」みたいな形の部署を作っていくべきではないかということをお尋ねしたかったわけですね、いかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

よろず相談室につきましては、ただいま議員お話のような内容だということで改めて理解できたところでございますが、現在先ほども答弁いたしましたように、さまざまな相談に市民の方々が訪れられるところでございます。それらのことにつきましては、最近は特に専門的な内容のものが増えてきているということで、先ほどお話ししましたような、それぞれの専門に分けた形で相談の窓口が設けられているというようなことでございます。

今お話されましたような形で市民の方々が市の方に要望に、対応を求められに来た際には、現在の段階では総合案内のコーナーを設置しておりまして、そちらの方から相談内容につきまして、要望内容につきまして聞き取りをして担当の方におつなぎするという形でされておりまして、その案内を受けた担当の課の方では、すぐさまそのことにつきましては市民の方の要望ないしは相談に迅速かつ的確に対応できるような体制になっているというふうに考えますので、今お話がありましたような「すぐやる課」に類するもの等の設置につきましては考えていないところでございます。



**○17番（岩根賢二君）** 考えていないとはっきりと申されましたので、がっかりとしたんですが、兵庫県小野市の例をちょっと挙げてみたいと思いますが、ここには「市役所は市内最大のサービス産業である」というスローガンが掲げているそうです。

そして、電話などで苦情や要望が寄せられると職員が直ちに現場に駆け付けると、直ちにですね。その電話をした住民の方はその速さに驚くそうです。そして、その場で処理できるものは処理をして、すぐにできないものについては、いつまでにやりますと期日を決めて返答をされるそうです。その期日までに結論が出ない場合は、必ず中間報告をされるそうです。これらの対応により市民は安心して何でも相談できるということでございます。これこそが市民の目線に立った市民のためのサービスであり、市役所のあるべき姿ではないかなと思います。

市長は先ほどは、迅速かつ的確に対応しているとおっしゃいましたが、そういう部署や担当の方もおられます。確かにぱっぱとやってくれる人もあります。ところがそれは私は、半分には満たないと思いますね。大方は頼んでもいつ来てくれるか分からない、来たとしてもいつ来てくれたのかも分からない、結局来ましたよということを見に来ましたよということを見せずに勝手に見て帰ってる。そして、どのように処理をしてくれるかということも分からない、何度も問い合わせをしてやっと返事が来る、その返事すらもらえないこともある。私もいろいろ問い合わせやらお願いやらして、まだ二、三件の返事をもっていないのがあります。詳しくは言いませんけれども、そういうことがあるから質問をしているわけです。

本当に迅速に的確に処理がされていると市長は思っておられるんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身は常々職員に対しましては、迅速かつ的確に、そしてまた親切かつ丁寧にというようなことを接遇の基本として、そしてまた仕事をする際の基本として心掛けて職務に専念するよということをしてしているところでございます。

そのようなことで、職員は十分そのことについては認識しているものと思います。しかしながら、今お話がありましたようなケースはないということはないのではないかなというふうに思うところがございますが、その際には苦情というような形で私どもの方に寄せられるというようなふうには考えるところでございます。

そのようなことで、それぞれそのような苦情等について対応があった分につきましては私の方にも報告がございますので、改めてそのことについては取り組みを的確にするように指導はしているところでございます。

**○17番（岩根賢二君）** 先ほど私が兵庫県小野市の例を挙げましたね。そのことを市長は聞かれてどう思われましたですか。

**○市長（本田修一君）** すばらしい取り組みというふうに感じるところでございます。

**○17番（岩根賢二君）** すばらしい取り組みだということで評価をいただきました。

そのような市にしたいなという気持ちにはならなかったですか。

**○市長（本田修一君）** 当然、そのような形で市民の方々が高い評価を得られる市役所づくりというものは考えているところでございます。

今回、改めて市長就任後3月の朝礼でもそのようなことを職員の皆さんにお話しまして、そのような市役所を目指しましょうというようなことをお話を申し上げたところでございます。

組織体制については、新しい組織体制を構築してというような考えはない上でそのような話をしたところでございます。

**○17番（岩根賢二君）** 組織づくりはされない、組織の変更はされないということだと思いますが、所信表明の中で「ブランド推進課」を設置するということを申されましたけれども、私はそれと同じぐらいにですね、こういう部署を作り上げていくということはおっと大事なことはないかなと思っております。

市民の役に立つ、本当にこの小野市の例を見て私はびっくりしたんです。電話をしたらすぐ現場に駆け付けると、市民がその速さに驚くと。私は今まで市役所にいろいろお願いしてそういうことは、1回はあったかな、ほとんどないですよ。そういう体制になってないからですね、できないとは思いますが、やはりこういう体制づくりをするということは、私は市民のための市役所のあるべき姿だと思います。そういう組織の変更はしないと申されましたけれども、検討する余地もないですか。

**○市長（本田修一君）** 私自身、先ほどもお話ししましたように、市の職員全体にこのことについては、それこそ日本一の市役所を目指そうよというようなお話を申し上げたところであります。日本一の市役所というのは何かというと、待遇で日本一にしましょうよと、その待遇で一番分かりやすいのはあいさつ、返事を徹底してやりましょうよということをやまず申し上げたところでございます。

そのことの取り組みの成果を果たしていきながら、今お話がありましたように迅速に対応するというのもその項目に加えていいというふうには感じるところでございます。

このことにつきましては、全市の職員が心掛け、そして対応すべき内容だというふうに考えます。

**○17番（岩根賢二君）** 市長は先ほどから何回もそういう話を職員にしているということですが、非常に申し上げにくいことを言いますが、子供は親の言うとおりに育たない、親の言うとおりに育ちますよということがありますね。市役所で一番トップにあるのは市長ですよ。市長が自らそういう態度というか、そういう動きをされれば部下の皆さんは付いて来るんじゃないかと思えます。そういう意味で、市長が率先垂範してそういう行動をされるということについてはどうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

まさしくそのとおりでというふうに認識しております。そのことを私自身も心掛けて、すぐさま対応するようにはしております。

ただ、私自身でなく部下に指示してそのことについての対応を命じるときもございますので、その流れの中で少し対応が遅れてしまうということもあり得るかと思えます。しかしながら、今お話がありましたようにできるだけ迅速に対応できるような心構え、そして現実的な行動というものを職員み

んなができるような体制をつくっていきたいというふうに思います。

**○17番（岩根賢二君）** 終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

次に、12番、立山静幸君の一般質問を許可します。

**○12番（立山静幸君）** 通告に基づき順次市長に質問をいたします。

所信表明の「人と物がゆきかい豊かで生活重視のまちづくり」について、(1)の仮称ブランド推進課の設置条例案は何月の定例議会に提出して、何月から実施する考えかありますが、私は平成21年3月、第1回定例会の一般質問で、曾於地域全体が連携して農畜産物の曾於ブランド産地の確立を進めるべきと考えるがと題して、市長に質問をいたした経緯があります。

回答として、現在志布志ピーマンを志布志ブランドとして県に申請中である、今後畑地かんがい営農推進センターと連携しながら志布志ブランド確立に努力したいという回答でありました。

今回の市長選挙のマニフェストでは、志布志市の農・畜・水産業の振興は志布志港の振興とともに欠かすことのできない最重要課題であります、新しい志布志市の農水産業は、安心・安全・本物で他の地域と絶対的に格差のあるブランド品を作りますとあり、畜産、お茶、ピーマン、いちご、水産物及び加工品の4年間で目指す年度まで示されております。

また、所信表明では「志布志市は現在うなぎの生産量が日本一、茶の生産量は九州で2位、畜産を中心とする農業全般への諸施策の実施と実績は県内においても上位に位置しております。中でも、鹿児島ブランド産地に指定を受けているピーマン、生産量県内一のいちごは本市を代表する作物です。また、ちりめんじゃこ、はも等の水産物も豊富で、南九州地域の食料供給基地として重要な地域となっております。この豊富な地域資源を有効に活用し、本物づくりを行うために仮称ブランド推進課を設置し、官民連携の下、地場商材を世界市場へ発信できるような積極的な取り組みを実施してまいります」と表明をされております。課の設置までしてブランド推進を実施したい意気込みはすばらしい思いで、考えであると思います。そこで、何月の定例議会に提出し、何月からこの課を実施される考えかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** 立山議員の御質問にお答えいたします。

今回、私が改めてブランドの構築、そして推進について必要というような考えに至ったということにつきましては、先ほども別の議員の御質問にもお答えしましたように、さまざまな産品について、そしてさまざまな業種の方々がそれぞれブランドの確立を目指しておられると、そしてまた私自身に何とかそのブランド確立について取り組みをしてほしいというような御要望が重ねられてきたところでもあります。そのことを改めて志布志で確立をするとすれば、どのような形で取り組みがされればブランドの確立ができるのかということ考えたときに、地域全体としてのブランド化が図られれば、それぞれの産品についてもブランドというようなものが付いてくるのではなかろうかというようなふうに考えまして、取り組みをすべきかというふうに至ったところでございます。

そのようなことから、このブランドというものにつきましては、地域全体の取り組みであると、そ

してまた、市民の方々にとりましてはこのブランド構築を通じて誇れる地域なんだと、住みやすい地域なんだという認識をしていただくと、そして地域の外の方からはあこがれる地域なんだと、住んでみたい地域なんだというような認識をいただきまして、今以上に高い満足と良好なイメージが醸成される魅力的な町にしていくためにこのブランド推進課を立ち上げるということに至ったところでございます。

単品、あるいは一つの業界だけのことではなく広域的にわたる地域全体のブランド化ということで、改めてブランド推進課を立ち上げようということでございます。そのために4月に庁舎内にプロジェクトチームを立ち上げまして、7月の課設置に向けまして6月議会に御提案させていただきたいというふうに考えているところでございます。

**○12番（立山静幸君）** ただいま6月議会に提案し、7月から実施ということの回答がありましたが、市長の選挙中のマニフェスト等を考えて、3月には提案できなかったのかですね、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身も、なるべく早くこのことについては立ち上げをやりたいということで、当選直後、副市長を始めとする関係職員と協議をしたところでございますが、このブランド推進課の担う業務が多岐にわたるとございまして、まだその調整をしながら取り組みをすべきだということになりまして、少し時間を頂いたところでございます。

**○12番（立山静幸君）** 私は、3月で退職者もいらっしゃると思います。それを補充されるための異動もあるんじゃないかと。そういうことを考えますと、この3月に提案されて、職員の異動も課の設置に伴って異動もするというのが一番ベターなことではなかったかと。また、今回異動をして、課の設置がされれば、また7月には異動をしなければならないというようなことになりませんが、その辺の市長の考えはどうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

4月には、今お話がありましたように退職職員の主に補充等に伴う人事の異動等がなされるということになろうかと思えます。

また、改めて6月には私自身がマニフェストに掲げた項目につきまして、さまざまな御提案を申し上げるということをお話しておりますので、そのことに伴う人事の配置というものも若干必要ではないかなというふうに思っております。

この課の設置につきましては、当然大きな人事の対応になると思われまますので、このことも含めた形の対応というものを頭に想定しながら取り組みをしていきたいというふうに思います。

**○12番（立山静幸君）** この推進課を設置するのに、今の課を1課減らしてされる考えなのかですね、それとも1課増やす考えなのかですね、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 現在のところでは、このブランド推進課の設置につきましては新しく増やすということで考えております。

**○12番（立山静幸君）** 1課増やすということは、今の現状に逆行するんじゃないかということは考

えられませんか。人員削減化とかいろんなことに対して逆行するという考えはないですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、定員適正化計画に基づきまして、人員の削減を行っているところでございます。これは、平成18年1月1日に比較しまして、23年4月1日には50人減らすということで、それに向けて削減が進んでいるところでございます。当然そのことにつきましては、順次粛々と進めていると。それから、課の削減あるいは係の統合といったことにつきましても、私どもは集中改革プランに基づきまして、そのことについては取り組みをしているということでございます。

このことに取り組む前提というのは、効率化を図っていきながら、現場の職員を増やしていくんだというようなことが前提になっているものというふうに認識しているところでございます。構成としまして管理職が多いというようなことがございますので、この管理職の数を調整しながら、現場の職員の比率を増やしていくということが前提になった集中改革プランになっているというふうに認識しているところでございます。

そのことを十分認識しながら、その流れに逆行しない形での課の設置というものは考えていかなければならないというふうに思っております。

**○12番（立山静幸君）** 参考のために曾於市の推進室にお邪魔して、今までの1年間の推進方法等を聞いてきたんですが、あそこは室といっても経済課の中に室長さんがおって、係長さんがおって、係がおって3名態勢でやっておられる。そして、あそこは商工観光課も経済課の中にあって兼務をさしてやっているというような状況でありました。

ここも課の設置となりますと、今まで一般質問をされた方々の市長の答弁を聞きますと、市全体を含んだブランド推進課をつくるんだというようなことであれば、相当の職員を配置しなければならないのではないかと、二、三名の課というのは考えられないのではないかと思っておりますが、いろんな言えば農家、あるいは商業関係とかいろんな方々の推進協議会を曾於市はつくって、その中で課の検討委員会等もされているようでございますが、そういうことをしますと、その二、三名の課というのはどうだろうか考えるんですが、その人数的な市長の考えはどうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、今後プロジェクトチームを立ち上げてということで考えているところでございます。その中で業務の内容を明確にしながら、そこで必要な人員の確保ということを進めていかなければならないというふうに考えます。現在のところ、まだ何人ということは想定していないところでございます。

**○12番（立山静幸君）** 市長の思いも市民の思いも一緒だと思います。今まで質問された方々も農業に対する思いが質問をされております。

そういうことで、課の設置までされるわけですので、充実した課をですね、このプロジェクトチームでですね、立ち上げていただくように希望をしておきます。

次に、(2)番目の和牛生産、肥育日本一の取り組みを目指す考え方を問うてありますが、所信表明

で畜産振興については、「一昨年、鳥取県で開催されました全国和牛能力共進会において、志布志市から出品された牛が総合評価群部門の種牛群で一席となりました。志布志市はこのような立派な成績を挙げる牛を育てる育成者や優秀な牛の育つ地盤が整っておりますので、新たな挑戦として、優秀農家・技術者の育成に取り組み、和牛生産・肥育日本一を目指す取り組みを行ってまいります」と表明をされておりますが、現在の肉用牛、肥育牛の頭数を踏まえ、どのような取り組みを実施される考えかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

近年の県の共進会等の状況を見てみますと、合併しました平成17年度は志布志地区からの出品牛が、18年度は有明地区からの出品牛が、19年度は松山地区からの出品牛がいずれも県内一となります農林水産大臣賞を受賞しております。そして、今お話がありましたように全国和牛能力共進会において種牛群で一席となる牛が出たというようなことで、志布志市では立派な牛を育て上げられる育成者や、そしてまた優秀な牛の育つ地盤が整っているというふうに認識しているところでございます。

しかしながら、今日の経営環境は構造的不況によりまして、極めて厳しいものがあるところであります。この厳しい経営環境に打ち勝つために日夜経営維持に奮闘されている農家への支援策といたしまして、市が新たな挑戦となる和牛生産・肥育牛日本一を目指すことを宣言していくことが飼養農家や関係機関と連携して積極的に取り組むことになると、そしてまたそれが農家の所得の向上と市政振興につながっていくというふうに考えるところであります。

そのようなことで、現状はそのようなことでございますが、生産力というものは他に勝るとも劣らないものがあるということでございますが、肥育力につきましては、まだまだ地力が整っていないというのが現状でございます。このような意味合いから、この方面に更に力を尽くしていかなければならないというふうに思います。

市内で生産された子牛が市内で肥育され、そしてその子牛に付加価値を付けて出荷されていくというようなことで、この中で市内のと畜場で処理能力があれば、志ブランドの構築において更にその面で効果的な取り組みが可能になるのではないかなというふうに思っています。

ただいま御質問がありましたように、具体的な取り組みにつきましては、市内における肥育力の向上対策ということになるわけでございますが、幸い既存農家の肥育開始や拡充見込みに加えまして、新たな法人の設立により肥育経営を始めたい旨の申し出が現在あるところでございます。

市内において肥育素牛の需要が拡大すると、子牛生産にも好影響を与えるものでありまして、飼養頭数の拡大にも通じることが期待されます。その中で多頭飼育農家の育成において、現在あおぞら農協の繁殖実験センターでの取り組み等も生かしていきたいというふうに思います。

そして、平成24年度に全国和牛能力共進会が長崎県で開催されますので、この共進会へぜひ出場を果たしたいと、そしてまた出場して日本一の達成を目指したいというようなことを考えているところでございます。そのために、技術職員として経験された嘱託職員を確保しながら技術指導力を強めて、優秀農家、技術者の育成に努めたいというふうに考えております。

**○12番（立山静幸君）** 優秀な農家の育成に努めるには技術者の育成も必要だというようなことでございますが、法人の申し込みについてですね、ちょっと詳しく教えていただければ有り難いと思います。

これは、市長が畜産のJAの研修会があった時に何か話をされたということで、私も畜産課に聞いたんですが、これはまだ発表できませんというようなことですね、集落内で尋ねられたのをまだ返答していないわけなんです。この辺ももう少しですね、詳しくお知らせ願いたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 今、お話がありましたように、まだ詳しくはお話できないところでございますが、法人の設立の予定ということで2社が申し込みがされているところでございます。ただいま、このことができるための各方面への調整を重ねているところでございます。農協系統に属する法人につきましては和牛を3,000頭、そして系統外の法人につきましては、和牛1,400頭、F1を600頭ということで、こちらは2,000頭の予定の肥育経営の開始をしたいという申し出が来ております。

**○12番（立山静幸君）** 農協が草野に肥育センターをするということは総会で打ち出されているんですが、その後どうも先が見えておりませんが、何か知っていらっしゃったらですね、お伺いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** その計画につきましては、私どもも認識しております。しかし、今申しましたこの系統の農家の法人とは別個のものになっております。

**○12番（立山静幸君）** 先ほども種牛のことも出ましたが、我が志布志では優秀な種牛の農家さんもいらっしゃって、非常に今その種牛が曾於郡内あるいは県内で種の引っ張りだこが始まっているようでございます。

そのような、先ほども所信表明の中でありましたけれども、そういう優秀な農家を育てていくのも重要であると思うんですが、先ほど肥育についてを特に取り組んでいくというような話もあったわけですが、現在肉用牛の飼育頭数が8,178頭であります。その中で4頭以下の農家数が、923戸のうち460戸が4頭未満の肉用牛の生産農家であります。

こういうことを考えますと、日本一にするためには、高齢者の方々がほとんど4頭以下の飼育だと思うんですが、この人たちがだんだん辞められていくということが想定されます。これらのことを補うためにはやっぱり多頭飼育農家を育成しなければならないと思うんですが、そのような方々へですね、市長は支援策も考えてと答弁がありましたが、ぜひこのような肉用牛の多頭飼育のしやすいですね、環境の整備はできないのかですね、お伺いたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、繁殖牛の50頭以上の方々が23戸ほどあられるということで、そしてまた和牛肥育の平均の飼養頭数は160頭ほどということであるようでございます。これらの方々が今後、本市の畜産、和牛の振興に努めていただくということになるかというふうには思うところでございますが、現在、今お話がありました4頭以下の方につきましては、また更に増頭ということについては、かなり厳しいというふうには認識しております。

ということで、増頭を目指される方につきましては、環境整備につきまして、例えば畜舎の整備につきましては、ドーム型の畜舎の整備について補助事業を設けていると、あるいは優良素畜の保留についても優遇策を設けながらこのことについては助力をしていると、そしてまた公社事業の取り組みを積極的にしまして、この事業を活用される方についても対応をしながら多頭飼育を目指していただくというようなことで、資金面、そして制度面でのさまざまな育成策を講じているところでございます。

**○12番（立山静幸君）** 先ほど商社系のこともありました、これに求めてもらうにはやっぱり敷地等がですね、要るんじゃないかなと思うんですが、これも市長の耳に入れておきたいと思うんですが、インフラテックの敷地が柳谷にですね、3haあるわけです。そこも買い手を見つけていらっしゃるというようなことでございます。そのような場所もですね、市内にやっぱり見つけていく必要があるんじゃないかと思うんですが、ぜひですね、まだ土地等が決まっていなければですね、そのような場所も見させていただきたいと思っております。

それから、私が今集落内を見て回りますと、若い人たちが仕事をやっておって、共同作業をされておって、仕事があるときには仕事に行ったりしていらっしゃる所があるんですが、このような、今までもいろんな共同の機械とか貯蔵庫とかそういうのには補助があったんですが、3戸なり4戸の農家の方々がですね、一緒にパドック牛舎でも造るような、そして共同作業をしていくようなですね、集落営農と申しますかですね、そのような取り組みもですね、考えていただきたいと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 今お話がありましたような集落営農ということについては、そのような事業の展開というのは現在想定はしていないところでございますが、ただ、今まで補助事業の導入に際しましては、組合を設置していただきまして、共同作業というような形で組合設置をしていただきながら有利な補助事業の導入をしていただいているところでございます。

今後とも、その希望される方々がどのような形態なのか、相談を受けさせていただきましてふさわしい事業を見つけていきたいというふうに考えます。

**○畜産課長（中崎章文君）** 補足をいたしたいと思います。

今、市長が申しましたように各補助事業等につきまして、国県事業については、生産組織による導入、あるいは場合によっては一企業であれば導入できるというようなものがあるわけですが、そういった事業等の中で適切に導入いただくように推進、対応をしているということですが、併せて市の単独でのパドック牛舎等への個人経営ではなくて、共同利用の形態でコスト低減をすべきじゃないかと、そして機械等についても共同利用でというふうな議員の御提言ですが、そういった声も農家の方から最近承っておりますので、今後十分意見を賜りながら協議を進めていって、先ほど市長が申しましたように適用できるというものがあれば十分こたえていきたいというふうに考えております。

**○12番（立山静幸君）** ぜひですね、4頭以下の農家数も半数以上、肉用牛についてはですね、半数以上ですので、その辺の取り組みも十分していただきたいと思います。



それと、法人の2社についてはですね、非常に規模も大きゅうございますし、農家のモデルともなると思いますので、ぜひ実現をされるようにですね、努力していただきたいと思っております。この件については終わります。

次に、3番目の志布志の名物づくりの開発に努めるために農水産物加工研究会を再度立ち上げる考えはないかありますが、所信表明では「うまいものコンテストを実施し、地元の食材によるこでしか食べることができない志布志の名物づくりの開発に努めてまいります」とあります。

3月に入りまして、食に関する南日本新聞の記事が多く掲載をされております。鹿児島、鹿屋では、金融機関による「鹿児島の食、売り込め」、「大隅の食材売り込め」と題して商談会や展示会が開催をされております。いちき串木野市では、食マップ作り高校生に試食してもらってマップ作りをするという記事も出ております。霧島市では龍馬御膳やおりょう御膳等、県内の至る所で食に対する取り組みが実施されているのが多く3月に入って掲載をされております。

私は、志布志の名物づくりの開発について、旧有明町で平成12年から20年度まで続いておりました農産加工研究会みたいなですね、食堂関係者や農水産生産者、あるいは加工業者等を含むですね、人たちが、名物づくり研究会を立ち上げてもらいたいと、こういう趣旨で一般質問をするところでありまして。

この12年から20年度まで続いた有明農産加工研究会では、ささやかではありますが、女性起業者も何人か出ておるようでございますので、そういう加工研究会はできないか伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

農産加工研究会につきましては、志布志市担い手育成総合支援協議会のアクションサポート事業におきまして、本年度に女性認定農業者を中心に結成され活動しております。アクションサポート事業につきましては、国の直轄事業で、全額国からの交付金を担い手協議会が受けて実施しております。そのため、農産加工研究会に対する事業費につきましては、協議会からの農産加工研究会に対して補助金を交付するのではなく、必要と思われる経費を算定して予算化して協議会が直接払っているということでございます。

このことは、農業経営の安定化を図る上で地域の特産物を加工した農産加工品の生産販売というのは、市場価格の影響を受けないことや規格外品の高付加価値など地域農業を推進する上で有効な手段ということであることから、農産加工研究会の必要性を考慮してこのようなことになったということでございます。

そしてまた、本市が推進しております男女共同参画と市農業の更なる発展につきましては、女性の経営参画と女性ならではの感覚に基づく新たな事業体制の確立にあるという考え方から、女性による起業を視野に活動しているところでございます。

このことにつきましては、今後3年間の活動をした上で、24年度以降につきましては、新たに協議していきながら展開していくというようなふうになっております。

**○12番（立山静幸君）** 有明にあった加工研究会が合併してからも3年間続いておったんですが、農

政課では食改善のグループと大体一緒の研究会の人たちだというようなことで、もう補助金は出さないということでやむなく解散になったわけであります。

そして、今度は担い手農家の補助事業が全額あるというようなことで、21年度でいきいきネットワークとして4部門で40名ぐらいの認定農家の中で組織をされているようでございます。加工研究会もその中に入って、10名以内というようなことで、志布志の栗原直子さんの所で加工の研究もされているようでございます。私は直接は行っておりませんが、関係の担い手農家の奥さんに聞いてみましたら、なかなか忙しっせえにあんまり出席はしいちよらんとあ、というようなこともありました。しかし、いいことですので頑張っってやっているとところすというふうなことであります。

しかし、この部会には地産地消研究会、あるいはグリーンツーリズム研究会、農業経営研究会とこの農産加工研究会が40名ぐらいの担い手の奥さん方でされているわけですね、女性の方で。

これはこれとして非常にいいことでありますが、やっばし先ほども申しましたとおり、理由は食改善と同じ人たちだと。それもですけども、やっばし目的を持って活動をしているわけですのでですね、金額もわずか年間15万円ほどの補助金でありました。そういうことを考えますと、これは全額国の予算だと言われましたけれども、十五、六万円、20万円ぐらいのですね、補助金を出して、別にですね、やっばし食堂関係者の方とか、あるいは消費の方とかですね、いろんな人たちも交えたですね、やっばり加工グループが必要ではないかと。そういうことによって先ほども申しましたが、一人でも二人でも女性起業が増えて、志布志の加工品ができると思うんですね。今、研究会に参加をされて、10年近くされた方々がみそ加工をしたり、もちを作ってもちを蓬の郷に出したり、あるいはさつまいもを利用しただんごを作ったりですね、今、出していらっしゃるわけですね。そのようなこと考えますと、これはこれとして別にですね、この農産加工研究会は立ち上げる考えはないか再度お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

旧有明町の農産加工研究会、有明町加工研究会につきましては、21年で解散というふうなところになったところでございます。20年度の総会で21年3月に解散ということになったところでございます。今お話がありましたように、生活改善グループのメンバーと重複しておって、その活動の内容がはっきりしないというふうなことがあって解散になったということでもあります。その会員の方々が、そのうちの3名が独立されて加工販売をされているということにつきましては、これはすばらしい成果じゃないかなというふうには思うところでございます。今後は、今お話ししました市の農産加工研究会と一緒になれまして、一緒にネットワーク化をされて、その活動の幅を広げていただくようなことをしていただければというふうに思います。

そしてまた、新しくこの研究会に入りたいという方につきましては、参加が可能ということでございますので、積極的に参加がいただけるような呼び掛けもしていきたいというふうに考えます。

**○12番（立山静幸君）** この研究会に参加できると申されましたけれども、認定農業者でないといけないということはないんですか。

**○市長（本田修一君）** 事業の始まりでは担い手協議会だったことから、対象者は認定農業者に限定したということであるようでございます。

その後、本年度からにつきましては耕作放棄地対策協議会の方で実施する予定というふうになっておりますので、対象者を別途補充するということは可能ではないかというふうに考えております。

**○12番（立山静幸君）** 22年度から耕作放棄地対策協議会、市長が先ほどの答弁では3年間はこれで進めて24年度からは新たな対応をするということだったんですが、それとの関係はどうなんですかね。これは、耕作放棄地は農業委員会関係の予算ですかね、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど少し答弁が不足しておりました。この担い手協議会による事業につきましては、事業仕分けによりまして22年度から廃止になるところでございますが、その分につきましては、耕作放棄地対策協議会によりまして23年までは継続できる見込みになったということでございます。

**○農政課長（白坂照雄君）** お答えいたします。

耕作放棄地対策協議会の事業につきましては、現在農政課の所管の中で農業委員会とタイアップしている事業でございます。23年度までは継続されるということで、ただいま市長の答弁があったとおりでございます。

**○12番（立山静幸君）** 再度お伺いをいたしますが、この今10名で組織されている中に新たに希望者があれば入れるということですか。

**○農政課長（白坂照雄君）** 中身の見直しをして、入れる方向性で協議していきたいと考えております。

**○12番（立山静幸君）** 入れる方向性ということですが、農家以外の方でも入れるということですかね。

**○農政課長（白坂照雄君）** この事業につきましては農業に関する事業でございますので、農家以外はちょっと入れないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

**○12番（立山静幸君）** 消費者という立場ではどうですかね。

**○農政課長（白坂照雄君）** ちょっとそこについては、事業内容の中身を精査してみないとちょっと分からないところでございますので、後ほど調査してみたいと思います。

**○12番（立山静幸君）** ぜひですね、せっかくこのような加工研究会もありますのでですね、これに希望者の方はぜひ参加さしていただいてですね、志布志市のいろんな加工・開発にですね、努力されるようにですね、希望を申し上げまして一般質問を終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

ここで2時45分まで休憩いたします。



午後2時28分 休憩

午後2時46分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、長岡耕二君の一般質問を許可します。

○14番（長岡耕二君） 頑張れという話もありますし、早く終われという話もありますし、あとは答弁次第でやっていきたいと思えます。

それでは、通告しておりましたので質問させていただきます。

今回の市長選挙、市議選挙がありました。これを通じて市内全域をくまなく回り、市民の皆さんと直接対話する機会が多かったと思えますが、市民の皆さんの声を謙虚に受け止め、さまざまな視点から所信表明もされていますが、市民との対話の中で特に印象に残ったことなどありましたら答弁をお願いします。

また、それを4年間の行政の中でどのように生かしていくのか伺います。

また、今回の選挙の投票率を見て市長はどのように感じられたか伺います。

次に、農業振興について伺います。

同僚議員も質問の中にもありましたが、いろいろと重なる部分もありますが、この地域は農業が主産業であります。一昨年から世界的な不況やデフレ傾向で豚肉、牛肉などが売れず、と殺された半分は冷凍庫へ直行便というそのような結果、冷蔵庫は満杯でどうしようもない状態である。大根、白菜、かんしょ等、大豊作で安くて売れずに生産農家は困っている。この現状をどこまで把握されているか伺います。

また、ブランド推進課を設置し、日本一の農産物生産を行ってとあるが、供給と需要のバランスを考え、作った物をどうやって売っていくのか、売り方も大切なことだと考えます。農産物を使っても売れない時代に、どのように取り組んでいくのか具体的に伺います。

昨年度までであった畜産経営緊急対策事業であります。地元産の肥育素牛を導入した場合1割の補助金が出ておりましたが、この事業は肥育農家にも生産農家にも大変有り難い事業であったと思えますが、今回の22年度の当初予算には計画がなされていないが、引き続き畜産経営緊急対策事業に取り組む考えはないか伺います。

後は一問一答方式で行います。

誠意ある答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） 長岡議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、今回の市長選挙を通じてどのようなふう感じたか、そしてまたどのようなふうに進めようというふう考えたかということでお尋ねでございました。

お答えいたします。

今回の選挙を通じまして、市内全域くまなく回り多くの市民の皆様と直接お話をすることができました。市民の皆様の声に謙虚に受け止め、耳を傾け、住んで良かったと思ってもらえる地域づくりの必要性を改めて感じたところでございます。

市内、至る所で進行している高齢化など、まだまだ解決しなければならない問題や課題が山積しており、行政の努力だけでは限界があることもまた事実でございます。

市民の皆様からさまざまなお話を聞きまして、改めて地域の発展には何が必要かと考えたときに、そこには教育・文化の振興や福祉の振興というものも十分考えなければならないところでございますが、最も重要なものは経済・産業の振興というものになるのではないかというふうに考えたところでございます。

そして、このような激動の時代に、どのような地域に、どのような町にしていくことにつきましては、マニフェストという形で市民の皆様にお示したところであります。

それは、1番目に、人と物が行き交い、豊かで生活重視のまちづくりをしていきたい。2番目に、安心・安全なぬくもりと元気なまちづくりをしていきたいと思います。3番目に、1期目に引き続き行財政改革をより一層推進していきたい。4番目に、教育・文化の咲き誇るまちづくりにしましょうという四つの公約を掲げたところであります。

先般の所信表明でもお話ししたとおり、この四つの基本的な考え方にに基づき、志布志市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向け、輝かしい志布志市の明日と市民の豊かな生活を目指して、職員と一体となり全力で2期目の市政運営に当たってまいりたいと考えたところであります。

次に、投票率についてお尋ねでございます。

今回の市長選挙につきましては、投票日当日は63.61%と低い投票率でありましたが、1月25日から30日まで執行されました期日前投票が16.96%の投票率であったため、総体での投票率は80.57%でありました。これは、合併直後の前回の選挙よりは2.25%下回った結果ではありますが、昨年から今年にかけて執行された県内の市長選挙の中では最も高い投票率となっており、市民の市政に対する関心の高さを感じたところでございます。

次に、農業経営を取り巻く環境の厳しさにつきまして、認識というようなことでございますが、現在の農業の厳しさというものにつきましては、一昨年の世界不況のあおりを受けて景気低迷等の影響により消費者の買い控え、消費の落ち込み、若者の他品目への移行等の影響によりまして、農畜産物の価格が低迷している。そしてまた、在庫の量が増加しているというような厳しい現状だというふうに認識しております。この状況につきましては、その状況を踏まえながら、今後本市の農業振興発展のために各種事業の導入、そしてまた市単独事業の有効活用というものを模索しながら取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、畜産経営についてお尋ねでございます。

畜産経営緊急対策事業につきましては、経済不況や配合飼料の高騰等、厳しい経営環境の中で生産基盤を維持してもらうことを目的に国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を活用しまして、平成21年度2号補正で措置した事業となりました。予算額3,897万円で繁殖牛、生産豚、乳用牛を対象としまして、優良種畜保留導入対策と肥育農家の素牛導入支援と出荷支援の対策を講じたところであ

ります。

優良種畜保留導入対策におきましては、子牛価格や豚価が低迷する中ではありますが、優良種畜の確保につながったというふうに判断しております。

また、肥育出荷支援対策につきましては、国の肥育牛経営安定対策事業、いわゆるマルキン事業を補完する形で支援したところでございます。

次に、肥育導入支援対策におきましては、市内産子牛を対象に導入支援を行い、優良な肥育素牛の確保と併せて子牛価格の引き上げにもつながったというところであります。

特に肥育農家の方から、今まで導入をためらった優良な素牛を今回の事業のおかげで導入をすることができ、出荷成績の向上が期待できるとの声があり、経営継続に向けた意欲の向上につながったものと考えておりますし、肥育部会から事業継続の要望もあるところであります。

国の経営対策関連事業につきましても、概要は示されたものの詳細な内容が不明なところもあり、農家の方も不安なところがあると思いますので、少しでも支援につながるような対策が講じられるよう6月補正に向けて協議を進めているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

**○14番（長岡耕二君）** 今、市長から答弁がありました。市長の地域の声を聞かれたものが所信表明の方にもくまなく入っているというふうに理解いたします。その中で私も今回、市議選を一緒にやってきたわけですが、その中で住民の声をいろいろと聞く機会がありました。

今回は、私たちの市議選は地域が取っ払われて全市で選挙戦をする今回の選挙でしたが、その中でやはり自分で気づいたことが、地域はなくなったがやはり地元志向がかなり強いということを感じました。

その中で、ほかの地域も少し回りましたが、志布志の市街地の話をちょっと聞いてみますと、市長とは見解が違ふかもしれませんが、私が聞いて一番考えたのは、私たちが市議選をやっておりますが、それよりかなり市長選に市民が興味を持っておられたということでもあります。

その中で、やはり私が一番住民の声を聞いたのは、志布志市街地では庁舎問題でありました。その中で一番多かったのが、4年間で庁舎がなくなってこの町がさびれたというかなりの意見を聞くことが多かったです。やはり、志布志の人口がやはり半分近くあるということで、市街地を形成していたその町が衰退していくのを4年間でかなり実感されたという住民の声がかなり多かったです。

それと、市長も志布志の開発は港の開発、そして背後地の農村の発展だろうというふうに、基本的には私もそういうふうにとらえております。その中で、港の方と数人会う機会がありましたが、やはりそれに関連してここまで、今までの同僚議員の中で庁舎問題を議論する時に、何ら問題はないというのが市長のお答えでした。その中で、行政でやる方は余り支障はないかもしれませんが、港湾の皆さんにとっては、自分たちの仕事の中で行政へ話したいことがいっぱいある、それを伝える機会がないというのが、その港で働かれている住民の声でありました。

そういうことを、まだいっぱいありますが、この2点について市長はどのように、住民の声にどういうふうに考えられるか、そして市長が市長選の中でそういう話をされた方はいらっしやらなかった

か、その点だけお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

志布志の上町通りを中心とします通りが衰退してきていると、商店街がさびれているということにつきましては、市長選ということだけでなく、私が市長就任の期間中、このことについては議会からお話があったところでございます。そのようなことで、私自身もそのことにつきましては、いかにこの現状を打破するべきかということにつきましては、さまざま取り組みをしてきたつもりでございますが、時代の流れということになろうかと思いますが、現状ではこの衰退については止められ難い状況であるというふうに感じているところでございます。

しかしながら、私、市全体を見回してみたときに、確かに旧商店街の通りにあります上通りにつきましてはそのようなことに、空き地が目立つ、そしてまた駐車場が目立つ、そしてまた空き家が目立つというような状況でございますが、目を町原、大原に転じて見ますと、その地域には新しい住まいが建てられているというふうに感じているところでございます。

そしてまた、別な議員にもお答えしたところでございますが、市の山間部を、農村部を回ったときに、特に高齢化が進んでいるというふうなふうに感じたところでございます。市長就任時は29%ぐらいの高齢化率であったわけでございますが、現在30%を超える高齢化率ということで、わずかな高齢化率の割には農村部の方がかなり高齢化が進んできているというふうなふうに感じたところでございまして、この高齢化を見たときに、その移動が、市内の中でも移動があったのではないかなというふうに感じたところでございます。

そのようなことで、このさびしくなった、さびれてきたというお話につきましては、私自身も何らかの対応が必要ということで、地域の皆さん方とお話をさせていただきながら、今後も取り組みをさせていただきたいというふうにと考えているところでございます。

そして、港湾関係の方々とは、私自身は年間何回もお話をする場が設定されているところでございます。志布志港の中の事業所の方々とは、志布志港関係の事業所で構成します志布志港湾振興協議会やコンテナ関係の事業者で組織します志布志港コンテナターミナル会というのがございまして、こちらの方で新年のあいさつの訪問や、そしてまたその方々との幹事会、総会、そして新春賀詞の交歓会、あるいはスポーツ交流事業や各種懇親会ということで話をする機会が度々あるというふうには思っているところでございます。

また、特に志布志港のポートセミナーを開催しておりますので、こちらの方で市に立地されておられます企業の方々との懇談会というのも開催しておりますので、この機会にも志布志港に進出されている方々ともお話をさせていただいている機会があるというふうにと認識しているところでございます。

いずれにしても、さまざまな要望等、そしてまた行政とともに今後進まなきゃならない課題等については、一緒になって取り組みがされているというふうにと認識しているところでございます。

**○14番（長岡耕二君）** 市長におかれましては、時代の流れというふうにと受け止められているかもしれませんが、やはりあの町に住んでおられる住民の方々というものはですね、やはり私なんかもちよ

っと気づくんですが、やはりそういうどうすればいいかということと一緒に協議することが大事ですが、やはり話を聞いている中ではですね、やはり、今まで活気があったというわけでもありませんが、街並みを形成していった商店街というのがですね、やっぱりさびれていくというところを目の当たりにして、やはり市長は何らかの手を打っていると言われますが、やはりそこに住んでいる住民の方々というのは、そういうふうにとられてないところはあるのかなと。その住民の人なんかの意見を聞いていますと、なるほどなあというところがありますので、やはりそういうところには十分耳を傾けて、今後やってほしいというふうに考えています。

そして、港の方は今コンテナがかなり増えてまいりますが、志布志には港に荷物が着く。そして、飼料コンビナートのえさの部分ですね、志布志で処理されますが、志布志ではやはり冷凍庫、そういうところが、倉庫などがやはり交通面も含めて都城の方が便利だということも荷役の方々は言われます。高速道路のあの周辺に倉庫、冷凍庫などがかなり増えて、志布志では港で荷物を降ろして、そのままコンテナシャーシーで引いていく、そして向こうで仕事があるということで、志布志はかなり仕事が少なくなっているというのが現実だそうです。やはり、そういうところもやはり現実を把握して対策をとるということが大事じゃないかなというふうに私は受け止めています、市長はどのようにお考えですか、伺います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、志布志港の方に保管の倉庫ということで、横浜冷凍様の方で設置されているようでございます。この倉庫につきましては、横浜冷凍様におかれましては九州管内に13の物流センター及び冷凍工場を保有されており、鹿児島県内には志布志市のほかに鹿児島市、南九州市、枕崎市、指宿市に保有されております。平成9年7月に稼動しました志布志物流センターの保蔵収容能力は1万tでございます、県内では一番の能力になっております。

しかしながら、平成17年9月に九州管内で3番目の冷蔵収容能力2万tの都城物流センターを九州自動車道都城インターチェンジ近くで稼動されたということでございまして、高速道路のインターチェンジに隣接する安価な工業団地が都城市内にあったということ、そして横浜冷凍様の大規模なエンドユーザーがその近隣にあったということが大きな要因であったのではないかとこのように認識しております。

そのようなことで、今お話があるような流れが今とられている点ではないかなというふうに思いますが、いずれにしましてもこの倉庫等の設置につきましては、それらを業とされる方々がどの地が便利かと、そしてまたそのエンドユーザーがそこにおられるかどうかということが一番の要因かというふうに思うところでございます。そしてまた、当然そこにそういった倉庫が建設される用地があるかどうかということも必須条件ということになろうかというふうに思います。

そのような意味合いから考えますと、今回開港いたしました新若浜港には11haの分譲地が用意されております。この新若浜港の分譲地につきましては、倉庫用地ということで整備が進められておりますので、今後はこの地を今お話しましたような関連の企業に営業を重ねてまいりたいと考えるところ



でございます。

**○14番（長岡耕二君）** 物の動きはそういうふうにとらえていいかと思えます。

そして、港湾の関係者の皆さんが言われることに、やはり直接言われた部分が、港湾の機能は志布志に置いたほうがいいんじゃないかという意見もありましたが、それに関してはどういうふうに思われますか、伺います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまの件につきましても、今まで何回も御議論をいただいたところでございます。

私自身は市長という立場で、担当課を指揮するというようなことをしておまして、そのことから担当する課長が私の近くにいないということになれば、かなり内部的にもその機能が不全に陥るんじゃないかなど。特に、今後この志布志港の振興につきましましては県・国と折衝を重ねていくというような場面も多くなってくると、そしてまた当然そこに荷役される方、そして流通される方々も集まってもらって協議を重ねていかなきゃならないということになりますので、スピーディーな動きができる体制というものが必要ではないかなというふうに考えるところでございます。ということで、今後も現在の体制のままで取り組んでいきたいと考えるところでございます。

**○14番（長岡耕二君）** 市長の立場ではそういうふうにとらえた方がいいかなというふうにはとらえています。やはり、港湾関係者の皆さんがちょっとしたことを相談に行くとき、ここまで来る機会とやはり身近な所にあることとですよ、やはり行政の側からというんじゃなくてですね、やはり住民の声を吸い上げるという気持ちが私は必要じゃないかなというふうに考えています。なぜかと言いますと都城の方々が、荷物が近くにあるから倉庫が成長するというのも一部あるかと思えますが、やっぱり人と人の流れだろうというふうに考えています。やはり、その人の言葉を借りて言いますと、志布志の行政の方々はやはりコマースが下手だなというふうに言われます。何でもか私もいろいろと質問させていただきますと、都城の行政の方々はやはり電話でしょっちゅう、営業と申しますか、セールスをされると。やはりあれだけされれば荷物もありますが、やはりそういうところを自分たちの行政だけで考えなくて、その人たちがいつも声を掛けられる場所と申しますか、雰囲気と申しますか、そういうのをもうちょっと大事にする必要があるんじゃないかと、私はその人の話を聞いている中で気づきましたが、市長はどのようにお考えですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身は、先ほども言いましたように港湾関係の方々とは年に何回も、極端な話をすれば一月に1回ぐらい顔を合わせてお話をさせていただいているということで、疎遠ということではないというふうに思っています。ましてや担当の者はしょっちゅうお会いしているんじゃないかなというふうに感じているところでございます。そのような中で、まだまだ足りないよというようなお話でしたら、その接し方が悪いと、意見、要望のとりまとめ等が悪いというようなふうに考えますので、そのことにつきまして少しまだ工夫を加えながら対応を重ねていきたいというふうに考えるところでございます。

**○14番（長岡耕二君）** ぜひ、そういう部分と庁舎の部分もひっくるめて、いろいろ話を進めてほし

いと思います。

それでは、この部分はちょっとまた機会があるごとにお話させていただきますが、庁舎の部分でちょっと私が質問するのを忘れておりましたので。

ちょっと考えてみますと、やはり住民の方々が志布志の4階ですね、建設、産業振興室、そういう所が、やはり農家の方や、人数が少ないせいか道路の不具合などを相談するとき、やはり現場にいてだれに相談すればいいかということを考えることが多いということで、帰りにうちに寄ってそういうことをいろいろ伝えて帰られる方々がおられます。そのとき、やはり私なんか電話したり相談するんですが、人数が少ないせいかやはり留守が多いというのは当然だと思います。範囲が広いから当然だと思いますが、そういう住民の声というものをもうちょっと大事にできるシステムはとれないか伺います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

お話のとおり、旧志布志町の役場の時の職員の数と現在の職員の数では半分ほどに減っているということで、かなり少ないなというようなふうに市民の方々は感じられるというふうに思われるということにつきましては、同じ考えでございます。しかしながら、私どもは合併いたしまして、職員適正化計画に従いまして職員を減らしていくという方向性、そしてその職員を減らしていくことで住民のサービスを維持していくんだということの目標を定めてきておりますので、職員が減ってきたから、寂しいからどうかしてくれということについては、もっとお話を申し上げまして、私どもはそのような形で合併して、そして皆さん方に対するサービスが低下するようなことのないような体制をとっているんですよというようなことのお話をもっと必要かなというふうに思うところでございます。

そのようなことで、従来でありましたら顔見知りの職員がたくさんおられたかもしれませんが、特に他の町の出身の職員が混在するというような中では、顔見知りの職員も少なくなって、来られた方がだれに話を直接すればいいのかというようなことについては、戸惑いがあられるということについても同じように思うところでございますが、そのようなことを感じられないような形の接遇というものをそれぞれの職員が心掛けて、来られた市民の方にすぐさま対応するような接遇の在り方をしていければ少しはそのような寂しい思いは和らぐのではないかというふうに考えるところでございますので、別の議員のお話でもありましたように、市民の方に対する接遇につきましては特に心掛けて、親切、丁寧に、そして迅速かつ的確というものに取り組むよう職員を更に指導してまいりたいと思います。

**○14番（長岡耕二君）** 私もそうと思いますが、もし私が市長であつたら、港湾商工課は志布志に置いた方が、住民の声、それに反応するところはスムーズに行くのかなというふうに私は考えていますが、そして建設、農政というものも、やはり本庁も大事ですが、やはり住民の声を聞くためにはもう少し充実した産業、建設両方の内容の充実も、やはり人員の削減だけではなくてですよ、やっぱり住民の声に反応できる体制を私はとったほうがいいんじゃないかなと。もう1回お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

合併後、本庁、支所の機能分担ということで、支所につきましては、特に窓口機能は低下させないということを前提に業務の改善を進めているところでございます。そのような意味合いから、市民の方々が来られた時にその窓口の申請等の手続き等については、現段階では従前の役場時代と変わらない形でサービスの提供ができていますものと考えます。

そして、港湾商工課につきましては、ただいまお話ししましたように分庁というような形での設置となれば、そのことで逆に港湾の関係の方々に御不自由をお掛けする場面が出てくるのではないかとこのように考えるところでございます。

**○14番（長岡耕二君）** この問題はまた機会あるごとにとらえて、先に進みたいと思います。

次に、今回の投票率に関してですが、市長は80%で良かったというふうに考えられるということで、私もそういうふうにとらえております。市民の皆さんの声を聞いてみますと、やはり全体的には8割であったが、住民の皆さんに聞いて本当だろうかということで私も投票率を見せてもらいまして、やはり志布志の方でありましたが、投票率は50%しか志布志はいつてないなあとこのことを言われましたので、私も見せていただきまして、本当だなあというふうに錯覚を起こしたわけですが、市長が言われましたように期日前投票を入れますと8割いくということで、了かなというふうに考えています。

それは、私もなぜかといいますと、やはり住民の皆さんが市長選にかなり興味を持っておられて、やはり市長の公開討論などを拝見させてもらっていろいろと考えたとき、今回はかなり投票率がいいなというふうに私も感じておりましたが、まったくそのとおりだということに気づきましたが、やはり志布志の市街地の投票率を全体で見たとき、やはり投票率が低いということは、住民の一人の言葉を借りてみますと、やはり身近な行政とっていないんじゃないかということ懸念された方がおられました。全部じゃありませんが、そういうところを市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども言いましたように総体で80.57%ということで、結構いい形の投票率、関心の高い投票率というふうになったのではないかなというふうに思ったところでございます。

議員がお話になりましたように50何%での投票率というようなことが発表され、そのことについて危ぐしたところでございますが、実際においては期日前投票がかなり高い形であったということで、総体で80.57%となったということにつきましては、当日朝、午前中どしや降りがあつた中でもこういった高い投票率になったということで、市民の関心が高かつたということではないかなというふうに思っています。

地域的にばらつきがあるということは当然でございますので、そのことにつきましては、それぞれの地域でどうだったかということをそれぞれ考えなきゃならない内容かなというふうには思うところでございます。

**○14番（長岡耕二君）** 私もそういうふうに少し似ている部分がありますので、ここは投票率の方はおいて、次に進めさせていただきます。

農業振興についてであります。やはり市長がマニフェストに掲げておられます事業とか、所信表

明に書いておられるこの部分を見まして、夢が大きいなというふうに気づきました。その中で、現実をどのように把握されてるのかなというふうにほかの面で気づきました。

やはり去年の年末を考えたとき、九州管内は冷凍庫は満杯だということで、入りきらないというのが現実でありました。豚肉は大変価格も下がり、売れ行きが鈍いということでと場関係者の皆さんと年末に話した時、入れる所がないよ、と殺しても食べてくれんもんになって、人間何食べてんだろうという、冗談まじりに言われました。そして、この地域は焼ちゅう用のかんしょの生産地であります。そして、その中で焼して、その中12月ぐらいまで生かんしょを使って、後は冷凍用かんしょとして貯蔵して、ふかしたやつをですね、そのふかしたやつを入れる冷凍庫がないというのが現実でした。やはり大豊作ということではありましたが、やはり農家にとっては行き先のない農産物を作って大変不安がられておりますが、本当昨年だけであればいいんですが、やはり豚肉は政府が調整保管で冷蔵庫に入れて価格調整をやっている、まだかなり年末の豚肉はそのまま残っている。そして、今と殺するが、と殺もちょっとずらしているというのが現実だそうです。

やはり、作ることも日本一でいいかもしれませんが、その対応というものをやはり真剣に考えてやらないと私は限界があるだろうというふうに考えていますが、市長はその点をもうちょっと掘り下げてお話してください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

豚肉につきましては、一昨年来の景気不況に伴いまして消費が減退しているというようなこともあります。病気によりますワクチンの接種が可能になり、生産率が向上した結果、生産頭数が増えて調整保管になったというようなふうに聞いております。

そのようなことで、豚肉につきましては何年かのサイクルでそのような状況が生じているということにつきましては、私も養豚業をやっておりましたので、今回そのような局面に至ったということにつきましては、大変な状況だというふうには認識したところでございます。

そのようなことで、そのことが別の作物に影響したということについては、今回初めて知ったところでございます。かんしょにつきましては、昨年豊作になりまして、焼ちゅう用のかんしょにつきましても、でん粉用のかんしょにつきましても、畑で処理されないまま、収穫されないまま残っているということで何とかしてほしいというような要望も承ったところでございます。しかしながら、焼ちゅうにしましても、そしてでん粉用にしましても計画生産というようなことで計画量以上のものにつきましては、なかなか受け入れ難い状況であったというようなことでございまして、その結果焼ちゅう芋につきましては、極めて品質の選定が厳しい状況になったというようなふうに聞いております。そしてまた、その焼ちゅう芋を貯蔵するために冷凍庫が不足したということにつきましては、今回改めて認識したところでございます。

そのようなことで、農作物につきましては天気に左右されて生産過剰になるということにつきましては、農家の方々は十分そのことは認識された上で営農をされているというふうに考えるところでございます。私どもとしましては、そのような状況のときに何らかの救済ができる対応策というものを

農家の方々、関係機関とともに考えて対応していくのが私どもの行政の在り方ではなかろうかというふうに思うところでございます。

**○14番（長岡耕二君）** 豚肉についてはですね、病気の関係というのも、市長、それもあるかもしれませんが。私が聞いたのはですね、高級の黒豚が売れない、高いやつが売れないと。牛肉もしかりです。

そして、かんしょのことにつきますとですね、農家自体が契約栽培されている。そして、でん粉もされていると。焼ちゅう用の原料が相場で四十五、六円であります、それを処理するのに行き先がなく、でん粉工場へ行く。その単価はですね、でん粉で農家さんが政府と契約している分は33円です。そして、政府と契約していない焼ちゅう原料はたったの8円です。私もかなり損をして処理しましたが、産廃でやりますとトン当たり2万円、私が換算して、私が処理したのが40 t ぐらいです。160万円が幾らになりますかね、その価格ですよ。処理するだけです。農家さんは大変な状況ですよ。

また、私も芋の価格調整で、今度決算で21年度の補正予算を見せていただきました。その時、かんしょの基金が出されるということで、620万円ほどでしたね、準備されておりました。そして、その対象が440 t ほどでした。数字はちょっと忘れましたが、その対象がJAさんを通じてないと基金の対象にならないと。440 t ちゅうたらですよ、一農家が出すぐらいの量ですよ。何万 t あるのかなと私は考えました、何千 t かなって。大まかに計算したときがかなりの量が処分されたはずですよ。やはり、そういうところを見たとき、基金の対象としてJAさんが悪いというんじゃない、やはりその基金の体制というものも、やはり予算化しても、予算計上しとったんだが使ってないということ自体ですよ、やはり時代の流れに合っていないんじゃないかなというふうに私は考えてますが、市長はそこはどのようにとらえておられますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

昨年のかんしょの生産の状況につきましては、気象条件が良かったことにより生産過剰になったというような状況であるかと思えます。

野菜価格安定制度の内容につきましては、国の野菜価格安定事業は野菜生産出荷安定法に基づいて、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安全に資することを目的とし、さらに特定野菜等供給産地育成価格差補給事業は、野菜の需給及び価格の安定上、野菜産地から出荷される対象野菜について一体的な事業を実施するということによりまして、安定的な供給を図って農業の発展と消費生活に資するということになっております。

また、県の安定事業につきましても国の事業を補完する制度というふうに位置付けられておまして、事業主体が社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会にありまして、目的が定められてまして、この制度につきましては、生産者が農協、経済連を通じて対象市場群に出荷した野菜または登録生産者が対象市場に出荷した野菜の価格が著しく低落があった場合、その価格差について安定基金を交付するというようなことになっておりますので、JAの方に利用されている、そしてまたJAの出荷が共販率の3分の2以上の要件がある方についてのみ支給されたと、交付対象になったということ

でございますので、現実的にはそのことの適用を受けない方がたくさんおられたというふうに認識するところでございます。

**○14番（長岡耕二君）** やはり、そういうところをですよ、やはり行政は時代の流れに合った政策というものをとって行って、農家のためになる施策というものを準備するのが、私は時代の流れでそうだと思いますが、市長は今後そういうところを、ブランド推進室とかですね、やはり日本一とかされるんだったら、その対応というのもしっかり時代の流れに合った政策をとって行く準備をされる気持ちはないか伺います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ブランド推進課で推進しようという作物につきましては、安全・安心・本物というようなものをキーワードにしたものを作っていたきたいということで、いわゆる他と差別化できるものを作っていたくような形の方向性をとって行くということになるかというふうに思います。しかしながら、そのようなものでも生産過剰になった場合は、価格の低落があるというようなふうには考えるところでありますので、そのような事態になったときには何らかの形の経営の安定対策というものについては、取り組みが必要かと思えます。その場合には、市独自の事業、あるいはまた県・国等であればそれらのものを十分考慮しながら対策を考えたいと思えます。

今お話ししました安定基金の事業につきましては、関係機関、そしてまた関係農家が一体となって事前に基金を積み上げていくということになりますので、実際その場面になったときに適用が受けられない方がおられるということにつきましては、先ほどお話し申し上げたとおりでございます。この安定基金の適用を受けようとするということになれば、常日ごろからその対応をそれぞれの農家の方々が心掛けてしていただくことがまず前提条件となるのではないかなというふうに考えます。

**○14番（長岡耕二君）** ぜひそういうことをとらえてください。

農家はですよ、もうかれれば作るんですよ。こういう危機があるもんだから投資できないんですよ。やはりそういうところを、やはり行政でできることはできる形ですよ、進めるのが振興だろうというふうには私は考えています。ぜひそういうところを対応を考えながら日本一の農業を進めてください。

そして、これと関連いたしまして、今市長が言われていますが、地産地消の問題であります。国会議員の先生方とも話して、この牛肉をどういう形で売ればいいかなということでは言われましたので、学校給食においしい牛肉を食べさせてくださいよと言って、それで何か予算が付いたということもありました。やはり、そういう学校給食などにはかなりのおいしい牛肉をやるとか、おいしい豚肉、かねてにない黒豚を食べさせるとか、そういうところもやはり検討の材料なのかなというふうに考えていますので、ぜひそういう方面も考えてほしいと思えます。

それと、今私たちが志布志町のころから十数年間、アピアでまるごとうまかもん市というものを春と秋にやっておりますが、市長は御存じですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

そのうまかもん市につきましては、私は、何回か忘れましたが、参加というか、見学はさせていた

だいているところでございます。そのうまかもん市に限らずアピアではさまざまな企画がされ、そして販売促進のためにたくさんのお客さんが来ていただく取り組みがされているようでございます。すべてのことに私も参加したいというふうには思っているところでございますが、すべてのものに参加できているところではないということについては御理解いただければというふうに思います。

**○14番（長岡耕二君）** 私が何でこれを言ったかといいますとですね、やはり新しい事業新しい事業を入れるのもいいんですが、現在ある事業といいますか、みんなが取り組んでいることにもですね、少し目を向けていただきたい。そして、地域活性化を考えたとき、もう少しアピアの問題も考えてほしいというのもひっくるめてですね、話したわけですよ。

市長は、質問の中にはないですが、アピアの利用というのを1年間にどのくらい、見に行くこともですが、購入された経験というのはどのくらいありますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私、オラレが開設されて以来、度々オラレの来客の状況というものが気になって行くところでございます。月に2回ぐらいは行ってるかなというふうには思ってます。

そして、買い物につきましては余りしていないところでございまして、ただ個人的に申し上げますれば、ひまわり券、そしてびろう振興券というものを私どもは利用しておりますので、それらの買い物については、妻がアピアで買い物をしているようでございます。

**○14番（長岡耕二君）** ぜひあそこも利用してくださいよね。

そして、やはりうまかもん市もたまにはのぞいてくださいよ、どんなものを売っているのか。私の知る限りでは、はもを売ってますよね、漁協の方々が。そして牛肉も売っています。いろんな物を売ってるんですが、現実を申しますと牛肉1頭売するのに2日間じゃ売れませんよ。その中で、行政の皆さんにも無理して買ってもらえるときがあります。やはり数年続けておりますが、かなりのお客さんもリピーターも付いていますが、かなりの損もしています。1頭の牛を、70万円から100万円ほどの牛肉を売っていますが、半分しか売れないときもあります。その処理に大変困ってます。売れるときもあります、昨年の秋の場合は半分やっとなら売ったというのが現実です。やはりこういうこともですね、やはり農業振興の中で今ある事業もかなり見直してやっていけたら、かなりの部分が、新しい仕事をするということですが、そういうところにももうちょっと目を向けてほしいというのが現実です。どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

うまかもん市につきましてかなり御貢献していただいているということにつきましては、本当に有り難く思うところでございます。

私自身は、新しいもの新しいものということではなくて、今あるものをいかに活性化させるかということについても腐心しているところでございます。新しいものを立ち上げるよりも、今あるものを活性化させる方がずっとやりやすい、エネルギーも少なく済むというふうに考えておりますので、そのことにつきましても、いろいろな事業につきまして、見直しをするときにはそのような観点から

取り組みをさせているところでございます。

**○14番（長岡耕二君）** ぜひそういう見直しの方もお願いいたします。

それでは、次にいきます。

これは私が競り市に行った時の話です。選挙前は市長も来られて一生懸命いろんな話もされたが、選挙が終わったら近ごろは見らんごったなって、そして長岡さん、市長に伝えてくださいよって言葉の中に三つありました。その一つがこの畜産緊急対策事業のことです。

市長が日本一の生産・肥育をやりたいということは当然だと思います。その中で、やはりこの事業というのはですね、やはりたった1割にしか見えませんが、生産農家の売られる方々も、市長、市場を想像してみてください。ここに1頭の牛がいます。志布志市産です。この牛はいいなあと思って競争するけど、自分の能力では買えない。そして、1割増しで買ったとき、その牛は成績がいい、そういう牛を肥育農家を買うわけですよ。市長の答弁の中にも一部ありましたが、やはりそれによって肥育の成績が上がると、それがこの地域のブランド化じゃないかなというふうに考えてます。森山先生が、今回の事業でマルキン事業が合併、二つが一つになって、対策として農家さんが負担が出てくる、これは大丈夫かなと、農家さんが支払えるかなと心配されていました。行政に聞いてみますと、まだ政府からいろいろな内容が来ないからまだ分からないということもありますが、その農家さんが一番心配しているのは全国平均ということです。鹿児島牛はいい牛肉が取れますが、かなりほかの銘柄からすれば安いんですよ。神戸牛、松坂牛、近江牛、何十年の歴史の中でブランド化されています。神戸牛が100万円ときは、鹿児島牛は70万円～80万円ですよ。今までは鹿児島牛のいい牛も、産地表示がなかったから神戸牛でかなり売れてました。それが鹿児島牛でしか売れません。全国平均でいきますと、鹿児島牛は全国の平均とされますとかなりランクが落ちますので、その基金の問題でもそういうところが出てきます。

やはり、そういうところをやはり考えて、この事業をまず継続されるのか、もう1回伺います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市場につきましては、また機会をみて行きたいと思っておりますので、どうぞ農家の皆さん方にお伝えください。

そして、この事業につきましては、本当に各農家からいい事業だったというお褒めを頂いているところでございます。ということで、今現在も価格的に低い水準でございますので、この事業につきましては引き続いて行いたいということで、6月補正に向けて準備をしようかというふうに考えております。

**○14番（長岡耕二君）** 6月補正でやるということですが、この空間というのが空きますよね。さかのぼって継続するということは考えられませんか。もう1回お願いします。

**○畜産課長（中崎章文君）** まだ協議をいたしていないところですが、昨年7月の2次補正につきまして緊急対策事業を措置したわけですが、その時の優良種畜保留導入等につきましては、1月からの導入の分を対象にさせてもらっております。なお、肥育の導入につきましては7月からの実施でござ



ございましたが、今後、財政当局あるいは市長等と十分協議をして取り組みをしていきたいというふう  
に主管課としては考えます。

**○14番（長岡耕二君）** 市長、どうですかね。ぜひ市長の答弁を聞いて、今月も市場に行ったときは  
報告しておきます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま担当課長の方から話をしましたように、このことについては、6月補正でお願いしようか  
というふうにご検討いただいております。今までこのことについては、かなり生産者の方、そしてま  
た出荷される方、そして購入される方、喜んでいただいているという状況がございますので、さかの  
ぼってこの事業については、財政的に可能かどうかということも含めて協議をさせていただきまして  
提案をさせていただければというふうに思います。

**○14番（長岡耕二君）** ちょっと答えが濁ったような気がしますので、正確に今話し合ってくださいよ、  
そんな余計に何億も要する予算じゃないですよ。去年で5,000万円ぐらいだったかな、どひこやったけ、  
2,000万円ぐらい、それぐらいですよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま財政の方とちょっと打ち合わせをしまして、やる方向で補正については御提案を申し上げ  
たいということでございます。

**○14番（長岡耕二君）** 今のあれで納得いきますかね、農家さんは。前向きにぜひやるということ。

**○市長（本田修一君）** さかのぼってというようなことの内容だということでございますが、そのこ  
とにつきましても対応する方向で御提案を申し上げるということでございます。

**○14番（長岡耕二君）** どうも、ちょうど4時になりましたのでこれで終わらせていただきます。

**○議長（上村 環君）** 以上で、長岡耕二君の一般質問を終わります。

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後4時01分 散会

平成22年第1回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成22年3月12日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

東 宏 二

金 子 光 博

平 野 栄 作

本 田 孝 志

**出席議員氏名（23名）**

1番 平野 栄作	2番 下平 晴行
3番 西江園 明	4番 丸山 一
5番 玉垣 大二郎	6番 坂元 修一郎
7番 鶴迫 京子	8番 藤後 昇一
9番 毛野 了	10番 立平 利男
11番 本田 孝志	12番 立山 静幸
13番 小野 広嗣	14番 長岡 耕二
15番 金子 光博	16番 林 勇作
17番 岩根 賢二	18番 東 宏二
19番 小園 義行	20番 上村 環
21番 鬼塚 弘文	22番 丸崎 幹男
24番 野村 公一	

**欠席議員氏名（1名）**

23番 福重 彰史

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市長 本田 修一	副市長 井手 南海男
教育長 坪田 勝秀	総務課長 中崎 秀博
情報管理課長 徳満 裕幸	企画政策課長 溝口 敏久
財務課長 溝口 猛	港湾商工課長 萩本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏史	税務課長 外山 文弘
福祉課長 津曲 兼隆	保健課長 木佐貫 一也
農政課長 白坂 照雄	耕地林務水産課長 立山 広幸
畜産課長 中崎 章文	建設課長 中迫 哲郎
松山支所長 上原 登	志布志支所長 吉野 健一
水道局長 井手 佐喜雄	会計管理者 楠川 昭博
農業委員会事務局長 大園 朗	教育総務課長 五代 豊一
学校教育課長 山口 幸彦	生涯学習課長 小辻 一海

**議会議務局職員出席者**

事務局長 今井 善文	次長兼議事係長 徳田 弘美
調査管理係長 坂元 正知	議事係 武田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

○議長（上村 環君） 市長より発言を求められております。

○市長（本田修一君） 昨日の長岡議員の一般質問に対します答弁の中で、若干表現が適切でなかったところがありましたので、訂正させていただきます。

「—————」と発言したことにつきまして、より望ましい表現ということで、「妻が買い物をしている」というふうに表現を訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

—————○—————

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。

—————○—————

### 日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、18番、東宏二君の一般質問を許可します。

○18番（東 宏二君） おはようございます。

私は、平成21年12月定例議会において質問した件につき、市長の明確な答弁がありませんでしたので、その後、市長としてどのように対処されたか、市長の姿勢をお尋ねしたいと思います。

第1項目の中核国際港の指定の機能は十分かということでございますが、志布志港は、九州で二番目の中核国際港として位置付けられている中、昨年3月、新若浜コンテナヤードが供用開始されました。国が検討している穀物バルクバラ積みの国際拠点港（ハブ港）の指定を県と市も目指し、要望されていることが明るみになっております。拠点港に指定されれば、港湾整備など数百億円の規模の公共事業のほか、出入港する船舶の増加、関係企業の増加・集約等も期待されると思います。

先般指摘しました、港湾水域と漁業権とのつり合いをどのように対処されたのか、市長の見解をお伺いします。

また、市長は、志布志港ポートセールス推進協議会の委員、国際航路利用促進協議会の会長としての御意見もお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

東議員の御質問にお答えいたします。

前回御質問があった際、航路設定につきましては、海上安全交通法及び港則法に基づき設定することが考えられるが、海上安全交通法に基づく設定につきましては、海域が東京湾、伊勢湾、瀬戸内海とされていることから、適用区域外にある志布志湾は設定が困難であること。次に、港則法に基づく

設定につきましても、特定港に限定されていることから、準用港と位置付けられている志布志港において、航路を設定することは困難であるとお答えしたところでございます。また、その際、志布志港の入港船舶数につきましては、年間約2,500隻で、そのうち内航船が約1,750隻、外航船が約750隻、外航船のうち、外貿コンテナ船が約420隻であり、1日に1.5隻か2隻であるため、漁船の安全確保については漁協と協議をしていきながら指導を重ねていきたいとお答えしたところでございます。

そのようなことから、関係課が志布志漁業協同組合に出向き、この航路設定について協議をしたところでございます。漁協といたしましては、漁船の安全確保に努めるため、外航船入港時に水先案内船の航行による入港船誘導を検討してほしい旨を関係機関へ要望し、協議をされていること。そして、現在、入港船舶の情報が漁協へ入らないため、関係機関と協議し、今後、連絡体制の整備を図っていくことなど、前向きに検討されていることの報告を受けたところでございます。

そのようなことから、この問題につきましては、漁業振興との兼ね合いもございまして、今後も漁協と協議を進めながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

そしてまた、議員お尋ねになられましたように、今回、国際戦略バルク港の指定を受けようということで、県とともに国に働き掛けを予定しております。このことにつきましては、この指定が受けられるとなれば、国内でも有数のハブ港になるということでございますので、ぜひとも指定を受けるべく推進活動を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。その指定が受けられるとなれば、当然この志布志港は、更に外貿船舶が往来する港となるということになりますが、このことにつきましては、およそ10年ほどかけての事業ということになるかというふうに思いますので、直接的に指定を受けてからすぐにそのような船舶の往来が増えるということについては、当面はないものかというふうに考えるところでございます。

**○18番(東 宏二君)** 前回の答弁と同じようなことでございますが、港則法第37条の1項、「港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる」ということでございます。これは、鹿児島保安庁の部長さんが港長ということでございますが、昨日も4番議員の方からハブ港が出たわけですが、これは準用港だから航路指定ができない。であれば、今後そういう動きがある中で、やはり今のうちに特定港への格上げ、あなたが要求しないことには、これはどうにもならんわけですよ。市として、今準用港だから格上げをするような要望を出さないと、今からですよ、10年ぐらいの動きでそのハブ港が動くということでございますが、その前にもう新若浜は、コンテナヤードはもう供用開始されているわけですがね。5万トン級の船が入るように、ちゃんと岸壁も整備され、現在入っているわけですがね。その辺のことは市長でも分かっておられると思うんですが、私が今言っているのは、準用港だから特定港に格上げするべきではないかということなんですが、その辺の働き掛け、市長はどう認識されていますか。

**○市長(本田修一君)** 特定港につきましては、ただいまのお話にありますように、港則法第3条第2項によりまして、きつ水の深い船舶が出入りする港と。そしてまた、外国船舶が常時出入りする港

ということで、政令で定められているということでございます。

志布志港の現状に照らし合わせてみますと、新若浜港の整備に伴いまして、きつ水の深い船舶が入りできる港の条件はクリアしているというふうに認識しておりますが、外国船舶が常時出入りする港の条件につきましては、平成19年度の外国船入港隻数が約750隻であることから、1日当たりに換算いたしますと2隻程度であるというふうに、常時と言える状況ではないというふうに認識しております。どちらにしましても、関係機関との協議が必要な案件でありますので、政令で定めるというふうに条件付けられているということから、容易に手続きできる性質のものではないのではないかというふうなことでございます。

ということで、現在の段階では、そのようなことで特定港につきましては格上げというのは難しいというふうな状況でございますが、今お話がありますように、国際ハブ港に指定されて、そのような船舶の往来が増えるということが実際になるとなれば、そのような指定は受けられる、容易になるというふうには考えるところでございます。

**○18番（東 宏二君）** いずれにしろ、政治的折衝の中ですよ、やらないといけないということなんです、それは分かっております。今の状況を市長は把握されていますか。やはり大型船が来るとですよ、漁船なんかはですよ、危険なことが多いんですよ。大きい船はすぐには止まれません。やはりそこを、事故が起きてからはですよ、遅いということは前も言いましたがね。だから、やはり市長の考え方ですよ。今、外国船が1日1隻か2隻しか入ってないと言われるけど、まだ今後ですよ、コンテナなんかの量もですよ、増えてくるわけですので、今のうちに手を打つとかないですよ、今、準用港から特定港に申請をお願いをして、すぐ許可が出るわけじゃないでしょう。その辺を言ってるんですよ。早く事故の起きない前に、大きな事故が起きない前に早くそういう段取りをしておかないと、やはりその時点になった時には、まだそういう指定になってないということになればですよ、やはり遅れてきますがね。その辺のことを言ってるんですが、どうですか。

**○市長（本田修一君）** 現在の段階では、まだまだ外航船の船舶の数が少ないということで、特定港の指定には難しいというふうなことでございます。将来的には、多くなれば、そのようなことをとらなきゃならないというふうに考えるところでございますが、その中で、それでは安全性についてはどういった形で確保するかということにつきましては、漁協の方とも十分そのことについて協議を重ねまして、漁船が安全に航行できるような形の対策というものにつきましては、関係機関とともに取っていきたいというふうには考えるところでございます。

**○18番（東 宏二君）** 全然市長は分かっておられませんね。同じ答弁をしたって、私は理解できません。

私が言っていることは、何度も言うようですが、今のうちに動かないと駄目だということなんです、分かりますか。今のうちに動いていかないと、手遅れ、特定港の認定を受けるのが遅れてしまうということで、今からいろんな形でですよ、動かないことにはですよ、どうしようもないですがね。海上保安庁とか水産庁の双方の意見の食い違いがあるかもしれません。でもですよ、やはり地元市長

としての、その意気込み、姿勢ですよ、これは。そこが、答弁はやっぱり同じようなことをゆやいが、分からんとですかね。その辺をもう一回、前向きに取り組むということでもいいんですけども、やはりそういう漁業者の方々が今日も傍聴に来られていますよ。やはり興味があるわけですがね。それを私が言ってるのに、今船が入らんから、まだできないとか、そういうことじゃないですがね。私が言っているのは、そういう段取りを早くしとかなないと手遅れになるということですよ、どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

特定港の指定につきましては、現在の段階では、まだまだ指定が受けられる段階でないということでございます。

そしてまた、今後、実質的にそのような船舶の往来が増えてくるという見込みが立ったとき、あるいは増えてきたときには、すぐさまそのような手続きというものは必要かというふうには考えるところでございます。

**○18番（東 宏二君）** 今、市長が答弁されるのは、何も出さないで、今の状況では無理だからということで、その時点になったら申請をするというようなことですよ、今の答弁では。

申請を出してみないと分かりませんがね。船が現に外国船も入ってきているわけだから、その辺で、やはりその取り組みをしていかないといけないということですよ、私が言っているのは。今の規定の中では、今市長が言われるように、それは駄目かもしれません。だけど、やらないうちに駄目と決め込んだら駄目ですがね。一応そういう手続きを踏んでみて、駄目なときには後でまたそういう時期になったときにですよ、やればいいことですがね。まず今はそれに取り組むことが大事じゃないですか、その辺のそこはどうかね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお話しましたように、このことにつきましては、関係機関とも十分お話をさせていただきまして、現在の段階では、まだまだ基準に満たないというようなことでお答えしているところでございます。

**○18番（東 宏二君）** 同じ答弁しか出ませんね。私が言っているのは、まだ航路指定というまでは言ってませんよ。やはり準用港から特定港を上げて、今の危ない、危険度の高いその漁船を守るためには、やはりそういうことも一つの手法だと私は思っているんですよ。だから、あなたが動かないことには、これは漁協が申請するわけにもいかんし、行政の中ですよ、取り組んでいただかないといかんわけですがね。だから、その辺はですよ、やっぱり検討、いろいろな協議をしながらですよ、今から協議していくと言われるけど、もう12月議会でもそのことは私が言いましたがね。だから、まずは準用港だからということだったからできないと。であれば、特定港に格上げしなきゃいけないということですがね。特定港に格上げをするためには、政治力、手段が要るから、あなたがやはり先頭になって、手続きをしないといかんということですがね。今の状況を市長は、たまには港へ行って見えますか。朝早く行って見てくださいよ。バッチは帰ってくるし、底引きも帰ってきたり、今から建て網を揚げに行ったりとか、いろんな船が出入りがすごいんですよ。その辺のことは認識してますか、

どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身も度々漁協にはお邪魔しまして、いろいろお話を聞くところでございます。そしてまた、安全な港湾の維持ということにつきましても、先日も漁協内で事故があったようでございますので、その際には、すぐさま駆け付けて現場の状況等を十分把握させていただいたところでございます。

そのような中で、安全航行につきましては、十分注意して図っていかなきゃならないということでございますので、このことにつきましては、漁協の方とも十分協議をしながら、そのことについては努めさせていただきたいと思っております。

**○18番（東 宏二君）** 漁協の関係者の方も来られておられますよね、今日傍聴に。この私と市長の話の中でですね、私がこういう質問をしているわけですが、やはりその辺も漁協の関係者の方は認識されていると思うんですよ。我々、漁民の方に聞くとですね、やはり急いでくれという声が多いんですよ。分かりますか。やはりもう今、漁業に従事されている方々もですよ、大分年を取られまして、若い人も中にはおられますが、やはり危ないと、網を揚げる時に大きな船が来て、横波を受ければですよ、危ないということも言われているんですよ。そういう漁民の方の声をですよ、あなたは分からないんですかね。だから、やってみますということでもいいですがね。やってみて駄目なら仕方ないことですがね。その辺の取り組み方ですよ、市長の。どうですか。

**○市長（本田修一君）** 先ほどからお答えしますように、特定港の指定につきましては、現状ではまだまだその水準じゃないということでございます。そしてまた、港内の船舶の安全運行につきましては、十分漁協とも協議を重ねながら、そのことには努めていきたいということでございます。

私どもも、漁協と十分そのことについては話をさせていただいているところでございます。

**○18番（東 宏二君）** 小さいことを言うんですよ、建て網をしているところに大型船が来て、網ごと全部持っていくんですよ。普通の漁船であれば、へらに巻き付くと異状が出て走らなくなるんですよ。だけど大型船はエンジンが大きいから、もう網もなんも持っていくのは何回もそういう被害が出てくるんですよ、現実に。その辺も把握されていますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員がお話になられたケースについては、私自身は把握していないところでございますが、別の件で、そのような事故等があったということについては報告を受けているところでございます。そしてまた、そのことについては、関係者でその対応について協議が進められているという報告を受けております。

**○18番（東 宏二君）** 何度言ってん、こら駄目ですね。市長がそうやる気がないということが、今日の傍聴者の方も分かるでしょう。やはり私が言っているのは、取り組みをしてみてくださいということですがね。あなたは書面の上で、できませんからできませんからと言うだけですがね。それじゃなくして、取り組みをして駄目なときは仕方ないですがね、その時期が来るまで待たないかんわけですがね。その取り組みをしますか、してもらえませんかということですがね。



もう一回聞きます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

準用港から特定港へ格上げというようなことで、私どもは関係機関と協議を重ねてきたところでしたが、そのようなことから、ただいまお話ししますように、まだまだそのレベルに至ってないというようなことで結論となりましたので、今そのような形でお答えしているところでございます。

船舶の安全航行につきましては、特に注意を払いながら、漁協とこのことについては努めてまいりたいと思います。

○18番（東 宏二君） 協議をされた、どこで協議をされた、いつされた、何回されましたか。その辺が分かっておれば、教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

特定港への指定の変更につきまして、このことにつきましては、関係機関と十分な協議が必要ということで保安署とも協議があったというふうに聞いているところでございます。そしてまた、漁協とは何回か、前回の質問のあった後に協議をさせていただいているところでございます。

○18番（東 宏二君） 何も海上保安庁にも、そういう準用港から特定港の話もしてないですがね。だれも担当課は発言できませんがね。漁協とは協議をされたかもしれませんよ。このことについて、鹿児島島の港長である海上保安庁の保安部長と協議しないことには、これは前に進みませんよ。場内で協議したって一緒ですよ。

○議長（上村 環君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午前10時26分 休憩

午前10時30分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[何事か言う者あり]

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 御質問の件にお答えいたします。

議員からのこのお話がありましてから、担当課、私どもも港湾の関係で担当しておりますが、併せまして耕地林務、そういう担当と海上保安署の方に、この航路設定の件について確認をしたところですが、これまで市長が答弁いたしましたように、もろもろのその制約の中で、今の状況の中ではなかなか困難であるというような、そういう確認報告を受けたところでございます。

○18番（東 宏二君） それは前のことでしょうか。私は今、航路を指定しなさいとは言ってませんがね。私は、準用港から特定港の格上げを段取りしてくださいますと、今のうちしておかないと遅れますよということを言ってますがね。今の答弁は、航路指定をするということの言葉ですがね。それじゃないですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

準用港から特定港へ港の指定を変更して、そしてまた、その後に航路指定をするというようなことで、このことについては海上保安署と話し合いをされたということでございます。そして、その際に、準用港から特定港へ格上げということについて、どのような要件が必要かということについて確認をされたというようなことでございます。

**○18番（東 宏二君）** あんまりあいまいな答弁をしないでくださいよ。あなたは協議をしたと言いましたがね、何も協議をしてないのに。ただそういう打診をして、聞いただけのことですがね。やはり協議をして、今私が言って、前の時は航路指定をできないかということと言ったんだけど、今回は、それは分かってますよ、できないのは。準用港から特定港に上げて、特定港から、その次の段階へ走らにゃいかんわけですがね。それを、今の私が言っているのは、特定港に指定をするような働きをしてくださいということですがね、何が難しいですか。取り組んで駄目なときは駄目でいいですがね、その取り組み方ですよ。私の言っている質問が分かりませんか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

前回御質問があつて、そしてまた、今回御質問ということでございますので、更にこの特定港へ私どもが格上げができるかどうかということにつきましては、関係機関と十分話し合いをさせていただければというふうに思います。

私どもが希望として、特定港へ上げてほしいというような希望があつたとしても、現段階でそのレベルに達してないというふうに明らかに分かっているということになるとなれば、そのことについては、まだ時期を待ってしなきゃならない内容かというふうに思います。

**○18番（東 宏二君）** 明らかになつてるかなつてないかじゃなくして、取り組んでみてくださいということですがね。駄目なときは仕方ないことですがね。だから、姿勢として市長が指示をして、鹿児島保安庁の部長さんにそういうお願いをして、文書でもいいですがね、出して、まだその時期に来てませんよと言われれば仕方ないことですがね、私はそれを言ってますがね。取り組みをまずしないことには、結果は出ないでしょう。その取り組みをどうされますか、してもらえますかということですがね、そのことですよ。何も前の12月議会の一般質問のことは関係ないですよ、これは3月議会ですよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私どもは、さまざまな案件につきまして、さまざまな機関に書類を作成し、そして要望を重ねるということでございます。その提出する前段階では、当然その提出されたものが採択されるということが前提になって提出するわけでございますので、その事前の段階で、かなりその申請されたものが要望どおりにかなえられるということがきついと、難しいという状況があるとすれば、もっと別な形でそのことについては取り組みをしなきゃならない。あるいは、先程来お話ししますように、時期を待ってしなきゃならないという内容になろうかというふうに思います。

**○18番（東 宏二君）** だから、今の答弁でいいんですよ、取り組んで駄目なときは、その時期を待たにゃいかんと。あなたは、それを言わなかったですがね、今やっと言いやったですがね。でしょう。

だから、やってみないと、だから、その取り組み方を市長はされますかということを知っているわけだから、その辺をもう一回明確に答弁してください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先程からお答えしますように、時期が到来したら取り組みを開始したいと思います。

**○18番（東 宏二君）** 何度言ってん一緒じゃ。

次、入ります。

動きをしてくださいね。

2番目の漁業者に助成支援はできないかということで、昨年も志布志港漁業の実態について質問しましたが、3か月過ぎた今日、市長として何か妙案は考えられたのか。

志布志の第一次産業の中の漁業、もちろん近隣住民の食生活に大いなる貢献をしているのは事実でございます。農業と漁業との格差、本田市長は、4年間に公平・公正な事業の執行、補助、助成はいかがであったか、お聞きいたします。

農業等の事業費、補助等は、漁業者にほど遠い状況だといわれておりますが、今後、漁業者にどのような政策や支援等を考えられるか、見解をお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

漁業振興につきましては、振興を目的とした助成支援につきまして、これまでも漁協と協議を重ねまして、漁協に対しまして必要に応じて助成支援を実施してきております。

漁協との協議を重ねてきた中におきましても、漁業者に対する直接的な助成支援に関することにつきましては、協議がされなかったところでございます。

また、近隣市町の状況からも、継続的な漁業者個人に対する助成支援は実施されていないようでございます。

これらの状況から現段階におきましては、漁業者個人に対する助成支援につきましては、ただいまの段階ではないところでございます。

今後につきまして、また更に必要に応じて、漁協と協議を重ねながら、このことにつきましては考えたいというふうに思うところでございます。

**○18番（東 宏二君）** 12月議会と答弁は一緒です。

私は、12月議会で言ったのは、新年度の予算編成に当たり、一般会計から漁業関係者には一つの支援もないということを言ってますよ。それに対して3月議会の予算を見てみると、一つもありません。はもの宣伝費ぐらいです。今回の3月議会でも、農政に対しては3議員の質問があります。その中でいろいろな補助が出ています。漁業者に対してですよ、ないということは、おかしいんじゃないですか。今、組合員がですね、100人ぐらいおられるんですよ。今、全国的に油の高騰、漁獲不振、魚価の低迷、漁業者は大変苦しんでおられるんですよ、その辺は分かっておられますか。あなたも漁業者の方から票をもらっている一人ですよ、その辺は考えてますかよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、私も漁業をされる方に今回の選挙につきましてもさまざまな形でお話を申し上げ、御支援をいただいたというふうには感じているところでございます。

そして、今後、漁業振興について、いかにすべきかということにつきましては、いろんな形で話をさせていただいているところでございますが、現在の段階では、個人的な形でその支援というものはとられていないということでございます。

農業の場合、個人的に補助をするということがあるわけでございますが、すべて一律に助成をしているということではなくて、その助成する内容が当然、振興につながっていくというのに対して助成支援がされているということでございます。経営危機的な形の支援につきましては、別途、例えば利子の補給とかそういった形で、すべての方に対応できるような内容のものをしていくというようなことでございます。

**○18番（東 宏二君）** あのですね、市長、港がどんどん大きくなり、貨物船がどんどん入ってくる、ですね。一方は栄えて、漁業者の方はどんどん漁獲も減ってきてですよ、とれなくなっているんですよ。底引き船でもですよ、燃料を大体一回操業されれば、400リッターから500リッター使われるんですよ。今、単価が分かりますか、重油が幾らするか。この前上がって62円するんですよ。3万から使うんですよ、油を。とってきた魚、3万ちょっと、漁業者は大変なんですよ。また、沖合いにこうこうと明かりを照らして停泊している貨物船が、多い時には七、八隻、二、三日停まっている。建て網を入れても、明かりの所に魚は行くんですよ、とれないんですよ。そのことで全体的に差がないようにするためには、今私が言いましたがね、漁に行かれる人に油を補助すればいいわけですがね、一部を。行く人がもらえる、行かん人はもらえんわけだから、平等ですがね。その辺の考え方は間違ってますかね、どうですか、市長の考え方は。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今お話がありましたように、原油高騰が一昨年からありまして、漁業をされる方につきましては、特に漁を短縮されると、あるいはやめられるというような内容で対応されたというふうには聞いてるところでございます。

そのことにつきましては、私どもも漁協とお話し合いをさせていただきまして、何らかの対応が必要ということで、漁協の燃油タンクの整備につきまして、財政の支援をさせていただいたところでございます。

今後とも、そのような形で緊急的に、また総体的に危機的な状況が発生するということになれば、そのことにつきましては、何らかの、どういった形の対応が必要か、漁協とも十分協議をさせていただきまして、対応させていただければというふうに思います。

**○18番（東 宏二君）** 12月議会で、予算編成の時期だから、一般財源から一回も補助をしてないから、支援してないからと言いましたがね。そのことで今ごろ話し合いをするち、もう予算で出てこないかんわけですがね、違いますかね。

私は、この前言った質問書の写しを全部持っています、言ってますよ。その中で、今回の予算編成

の中で一つも出てない。今私が言ったように、漁民の方は大変厳しいということ、油ばかりじゃないんですよ、網もやはり高いんですよ。その辺のことを漁協と話し合いをして、あなたたちが支援が、気持ちがあれば漁業者にどうするのがいいですかということを話し合いじゃなくして、何を望んでおられますかということぐらいいんじゃないですか。あなたが今言われるのは、支援は基金からの支援ばかりですがね、違いますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

原油高騰につきましては、その折々にやっていきたいということでございます。そして、このことは、漁業関係の方のみならず、すべての産業の方に影響している内容でございますので、そのことにつきまして、私どもができ得る範囲内での対応というふうになるかというふうに思います。

そのような意味合いから、漁協の燃料タンクの整備につきましては、基金の方から充當いたしまして、対応させていただいたというようなことになろうかというふうに思います。

私どもは、基本的には、漁業振興というような形で何らかの事業が可能かどうかということにつきまして、漁協とも話し合いをいつもさせていただいているところでございますので、そのような方向性が必要と、このことについてはこのような対応が必要ということが明確な形で出るとなれば、そのことについては前向きに対応したいというふうには考えているところでございます。

**○18番（東 宏二君）** もう前向き前向きという、何回聞きますかね。話し合いも聞きました。既にその話し合いをしていないと、もういかん時期ですがね、6月補正でいくのか、それは分からんけど。だから、市長が言われるのは漁業振興、振興になるんですよ。私もこの前も言いましたがね、市場に行って、たまには朝行って、その漁を見てくださいと。油が高いから、合わんから、行かんですよ、みんな。でしょう。合わんもんな仕事はせんですがね、朝寝で寝たましですがね。だから言うのは、そういう活気がある、漁業の方々も後継者をつくるような形ですよ、やはりそういう支援をしていて、漁に出ていただいて、やっぱり漁協がにぎわうような、魚がいっぱいとれるような形をとっていくのが行政ですがね、違いますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私も本当に何回か朝市、朝の競り市を見させていただきまして、漁獲高が少ないということを感じているところでございます。その原因というものを考えたときに、さまざまな要因があろうかというふうに思います。まず、漁獲高を増やしていくと、そしてまた、魚価の価格が下落しているということに対する何らかの対応を必要とするということ、それらのことを根本的に解決していかなければ、この志布志の漁協の振興にならないというふうには十分分かっているところでございます。それらのものをいかにして取り組むべきかということにつきましては、漁協と話し合いをさせていただいてと。そしてまた、でき得れば私どもは、漁家の方々が本当に安定した形で、そして安心した操業ができるという経営形態をとっていただきたいということについては、私自身市長に就任してから、そのことについては腐心してまいりまして、例えばびろうの直販所の開設とかそういった形で取り組みをさせていただいたり、先ほども言いましたように、タンクの設置、あるいは女性部の方々がさばき

をされる加工の所の整備とか、そのようなものにも努めさせていただいたところでございます。

今後とも、そのような要望等を承りながら、私どもはでき得る支援はとっていきたいというふうには考えるところでございます。

**○18番（東 宏二君）** あのですね、市長、あなたは、しているしていると言われますが、あれは志布志町時代の基金の1億円の積み立てから全部使っておりますがね、そうでしょう。一般財源からは一つも使っていないですがね。我々、予算書を見ても、水産振興には出てませんがね。みんな旧志布志町時代の1億円の基金を使って、残高も今は少なくなっていると思いますよ。前聞きましたから大体分かりますけどね。だから、漁業者が活気ある、若者も後継者もできるような形の支援をしないと、漁業に行かれる方々は、漁に出ても赤字だからということで行かれないんですがね。行かれないから、また港を整備した関係で海は汚れる、魚はいなくなる、潮の流れが変わってくる、被害を被っているんですよ、すごく。一つの企業が繁栄すれば、一方の事業は衰退するんですよ、その辺は分かっていますか。だから私は言っているんですがね。百何十人おった組合員も、正組合員が80人ぐらいですがね。その辺を理解されておられて答弁されてるんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身は、今お話があったような状況ということにつきましては、常々伺っているところでございます。

それで、じゃあ漁業振興、漁家の経営安定というようなことについて、いかにすべきかということについても、いろんな形でお話し合いをさせていただいているところでございます。

やはり根本的に考えてみるとなれば、その漁獲高の低迷ということが一番の原因かというふうには考えるところでございます。そのことの解決を図っていくということについて、今後協議をさせていただくと。そしてまた、そのことが結果として成果が出るとなれば、後継者の方々も育っていくというような状況になるのではないかなというふうには考えるところでございます。

**○18番（東 宏二君）** あのですね、先ほども言いましたが、やはり漁業者個人には、その補助はできないと、してないと。農政の方では、畜産とかいろいろな形で振興はされている。これも漁業振興という形ですればですよ、漁に行かれる方の燃料の一部補助、組合員の方々もそう言われています。油が高いから、魚がとれないから、合わないからということです。分かりますか。だから、その補助を、行った人だけ補助すればいいんですがね。それは漁協で分かることですがね、漁協で燃料も入れられるわけだから。その一部補助、全部と言いませんよ、私は。一部補助をしてあげて、やっぱりその漁業振興にもっていくのが行政じゃないですか。私はそう思いますが、市長の考え方は違うんですかね。

**○市長（本田修一君）** 先ほどもお話ししましたように、原油高騰につきましては、世界全般、そしてまた日本全般、皆さん大変な経営危機に陥ったというようなことになろうかというふうに思います。そのような意味合いからしまして、そのことについては非常に対応が難しい内容になっているということであろうかというふうに思います。

本市におきましても、農業振興の中でも、特に油類を使って農業の経営維持をされておられる方が多数おられるということでございまして、その方々に対しましても特段、原油高騰というような状況の中で、そのことに対しまして助成をしたということはないところでございます。ということで、私どもとしましては、漁業振興という観点からしましたときに、何らかのその振興策というのがあるとなれば、そのことに対しましては、対応させていただきたいということでございます。

**○18番（東 宏二君）** あのですね、意味が違います、今の答弁は。ハウスの方には、ハウスを設定するときに補助がありますがね。ないですか。船を造るときに補助をしますか、市が。ハウスの設備をするときには補助がありますがね。漁業者だから、どういう形で助成、援助ができるかということを行っているわけだから、農業とは違った形ですがね、漁業は。そしたら、市が網を買って補助してあげるんですか。でしょう、全然今の答弁は違ってますよ。私は、農業に助成をするのが駄目だと言っていないよ。それは結構なことです。けども、今まで水産業にはそういうことがないから、思い切った施策で、今厳しい時だから、それをやっていただけないだろうかということをおっしゃるがね。何で農業と比べるんですか。農業のときはしてありますがね、ハウスを造るときも。その辺どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

漁船とか漁具等につきましては、国・県においても特段の補助はないということであるようでございます。

漁業の近代化資金ということで、融通助成事業で漁船・漁具等の購入の際の借入金に対する利子補給事業等は設けられているようでございます。その場合、市としましては、県による利子補給分を差し引きました個人が負担するべき貸付金利子に対しまして、農業制度資金利子助成を参考にしながら助成していきたいというふうには考えているところでございますが、現在のところ、この対象者はあまりいないということでございます。

そのようなことで、今お話がありましたようなことで、今後、新しく何らかの事業をされると、振興というようなことで取り組まれるということになるとなれば、私どももそのことにつきましては十分関係機関とも、それから類似団体等も参考にさせていただきながら、取り組みをさせていただければというふうに思います。

**○18番（東 宏二君）** 私が今、漁業者は厳しいから、今船どん造るような漁民の方がおられますか。そういうことじゃないですがね。今、漁業が大変だから、今新しい新船を造って、今から漁をしましょうという人はだれもいませんよ。その県の資金の利子補給とかいろいろ言われますが、現に漁業者が困っているから、そのことを私は言ってるんですがね。だから、漁業の関係者の中でも、やはり一番平等なものは、燃料を一部助成してもらえれば、我々も漁に行って、ある程度の赤字はあるかもしれんけど、前よりも漁に出る日も多くなるし、また市場も活気づいてくるんだということをおっしゃるんですよ。今はあんた、この不景気に船どん、2,000万も3,000万も出して造る人はいませんよ。だから、現実に今厳しいから、そのことをお願いをされているんですが、その辺は市長、分かっちゃい

やっでしょう。分かっちゃいっやっでしょう。ほんなら答弁をどうぞ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先程来お話しますように、原油高騰等につきましては対応は難しいというようなことをお話しているところでございますが、経営改善、経営維持というようなことにつきまして、ほかの部門でも利子補給事業というものについては取り組みをしておりますので、今後、漁協ともその点につきましては協議をさせていただきまして、取り組むことができるかどうかについては、協議を重ねてまいりたいと思います。

**○18番（東 宏二君）** よく協議をしてですね、やはり漁業者の方も、その声を吸い上げて、漁に行かん人にはやらんでいいわけだから、行く人にやるわけだから、そうでしょう。みんな平等ですがね。行っきゃらん人も行っきゃいごっないかもしれんですがね、でしょう。その辺をやはり漁協とよく話し合いをしながら、関係者の方も来ておられますので、このことは聞いておられますので、課長、しっかりやってくださいよ。課長、しっかりやってくださいよち、分かっていますか。

そういうことで堂々巡りなことでございますが、昨日市長に要望書ということで、「はつぎく」のあの網の損害とか、ブロックの不当廃棄とか、要望書が来ているが、このことに対して、市長はどう思われますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

要望書につきましては、関係機関とこのことについては話し合いがされているようでございます。志布志漁協を窓口として、このことにつきましては対応が適切かというふうに考えますので、そのような方向を、また漁協とも話し合いをさせていただければというふうに思います。

**○18番（東 宏二君）** こういう形で大分時間も過ぎております。いろいろな形でですね、やはり市ができるものであれば、やはりそういう助言もしていただきたい。やはり困っておられる。だから、漁協が理事会の中でどういう判断をされるか分かりませんが、やはり漁協の許可なくしては港湾事業はできないということは知っておられますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

当然、この志布志港の港湾の漁につきましては、関係者の中で調整されるべき内容であるというふうには認識しております。

**○18番（東 宏二君）** あのですね、今日も私の一般質問の中で、こういう漁業のことを言うということでもございましたら、漁協関係者、また漁民の方々がですよ、いっぱい関心を持って来ておられるんですよ。あなたの答弁をどう思われたか分かりませんが、漁協とそういう協議をしていくと、燃料を含めた形の中で協議をしていくということでもございますので、漁協関係者の方々もですよ、やはり遠慮なく、行政ができるものに対しては、やはりしていただきたい。また、市長としても、やはり初めての一般会計からの出資もいいんじゃないですか。基金だけ使うと、基金もまたいろいろな中で使うこともありますよ。基金を取り崩したらですよ、どんどん減っていきませんがね。だから、基金はまた基金で残しとって、やはりそういう一般財源から出資できるような形をですよ、とっていかな



いとですよ、漁業者の方は大変ですよ。その辺を漁業者の前で、来ておられますので、はっきりと答弁してください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

基金につきましては、年次を経るに従いまして、その目的に沿った形で支出しておりますので、減ってきている状況でございます。

そのことでもって、基金につきましては、今後も目的に沿った形で使用させていただくということになるわけですが、別途、何らかの形で事業が必要ということになれば、そのことにつきましては対応は考えているところでございます。

**○18番（東 宏二君）** 市長の方で担当者といろいろな形でですね、漁業に従事されている方々、また漁協の方々がですね、納得いくような政策を実現するようお願いをします。意気込みはありますか。意気込みがありますか。ありますか。あるということで、終わります。言ってください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先程来何回もお話しますように、私自身も漁業をされる方、そしてまた、漁協の方々ともお話し合いをさせていただいたところでございます。皆さん方の御意見・御要望等を十分賜りながら、そのことを生かした形の漁業振興というものをやっていきたいというふうに考えるところでございます。

[東 宏二君「終わります」と呼ぶ]

**○議長（上村 環君）** 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。

次に、15番、金子光博君の一般質問を許可します。

**○15番（金子光博君）** それでは、通告に基づいて順次、市長に質問をしていきます。

今回の選挙によってお互いにですが、市内を隅から隅まで現状を確かな自分自身の目と五感で、いろんなことを感じられたと思いますので、そのことを念頭におきながら答弁をしてください。

まず、空き家対策についてですが、農村部に限らず街中にも、一部を除いてですが、至る所に空き家が散見されましたが、景観の改善や崩壊、火災防止のため、また市内産業の活性化を図るため等の観点からも、危険廃屋の解体撤去を進めるために二、三年の期限付きでも補助制度は考えられないか、答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）** 金子議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、市街を含む周辺地域におきまして、管理放棄されました老朽家屋が存在しまして、保安上また衛生上、危険かつ有害となっているところでございます。そのようなところが見受けられるところでございます。

昨年的一般質問でもお答えしましたところですが、家屋等の撤去に関しまして、保安上危険な建築物等に対する措置といたしまして、建築基準法において特定行政庁が、規模に応じ特殊建築物及び事務所等、これらに類する建築物について、損傷、腐食、その他の劣化が進み、現状放置により著しく保安上危険となり、また衛生上有害となる恐れがあると認められた場合は、当該建築物又は、その敷地の所有者に対して、相当の猶予期間を付けて当該建物の除去、改築、修繕等、その他保安上又は衛

生上必要な措置の勧告をすることができ、その勧告に係る措置を命じることができるというふうになっているところでございます。

しかしながら、特殊建築物以外の一般住宅等の家屋の処理につきましては、建築基準法の改正に伴い規定がなくなったため、現状では、あくまで廃屋等の所有者・管理者に除去等をお願いするしかないところでございます。あくまで個人の所有財産処分に関する事等の問題により、これまでに県内においても措置命令等の行政執行までに至った経緯はないようであります。また、管理放棄された家屋の多くが、所有者消息不明で、また私有財産の侵害にも当たる可能性があるため、所有者に状態改善のお願いをするなど、間接的な対応もできず、地域住民から寄せられる苦情や改善要請に対処できていないのが現状であります。

本市におきましては、現在のところ、危険家屋除去等に伴う助成制度はありませんが、まず市内の空き家の状況を調査し、現状を把握した上で、市民の安心・安全の確保や市内の景観及び住環境の向上を図るために、関係各課による内容等の協議を行い、危険廃屋の解体撤去に係る補助金の導入について進めてまいりたいと考えております。

なお、保安上、また衛生上緊急性を要するような場合には、行政が私有財産に対して安全措置をとることができるようにするために、法整備を鹿児島県の市長会を通して国への要望を今後行ってまいりたいと考えます。

**○15番（金子光博君）** 一般的な建て前論を今答弁していただきましたが、お隣の曾於市でですね、もう今年の新聞に載っておりましたので、皆さん御存じのはずだというふうに思っております。特に松山地区ではですね、新橋の方は、曾於市との境を接しておりますので、曾於市のいい情報はどんどん入ってきます。「曾於市ができて、我げえはないごてでけん」というようなことをよく言われます。そして、今回回ってみますと、合併に対しての批判も、特に新橋地区ではよく声に出して言われます。そのことを市長もよく耳にされたと思いますので、そのことを含めて、再度答弁をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

曾於市につきましては、今回の地域活性化・経済危機対策交付金事業を活用されて、21年度の単年度事業ということで危険廃屋解体助成制度が導入されまして、また来年度においても、継続して市単独として事業がされるというようなふう聞いていただいております。

そのようなことで、特に、今お話がありましたように新橋地区の方々が、そのようなお話があるということにつきましては、そういう状況かなというふうには認識しているところでございます。

市としましては、先ほどもお話ししましたように今後、その内容につきまして調査を進めまして、その上で今後対応をしていきたいというふうに考えるところでございます。

まだ、その廃屋等の状況というものにつきまして把握ができていない状況でございますので、まず、そのことについて努めさせていただきたいというふうに考えます。そして、そのことができましたら順次速やかに、この補助金の導入についても進めてまいりたいというふうに考えます。

**○15番（金子光博君）** それでは、いつごろ着手して、内容がまとまるのが大体いつごろになるのか、そのことをお願いします。

**○建設課長（中迫哲郎君）** まず、市長が答弁されたみたいに空き家の状況を把握ということで、曾於市では、各自治会長さんの方に空き家の情報を聞いたりというようなことを行ったとは伺っております。

本市も、いろんなところで把握をしていきたいということになりますと、今から若干日数を要しますので、それがまとまり次第、できれば6月の補正ということで、市長の方とも打ち合わせをしたところでございます。

**○15番（金子光博君）** じゃあ、そういうことで早めに、そういうことの手立てをひとつよろしくお願いしておきます。

次に移ります。

道路行政についてでございますが、市道の案内標識は十分だと考えておられるのか、答弁をお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

道路案内標識につきましては、20年3月議会におきまして議員から御助言にありました、曾於市の事例を参考にいたしまして、平成20年度に森林環境税公募事業で県道など主要幹線道路を中心に、市内全域119か所に設置したところであります。

設置しました場所ですが、市内各地区を案内できるよう主要な道路の交差点に設置したところでございます。

また、道路改良工事におきましても、案内が必要と思われる主要な交差点に、志布志港など主要な地区を案内するための大型の道路案内標識を設置しているところであります。

これらの整備によりまして、案内標識の設置については、必要に応じて対応しているというふうに考えておりますが、今回設置しました場所のほかに案内標識が必要だという場所があった場合、現地調査を実施しまして、必要かどうかということ判断して対応をしていきたいというふうに考えております。

**○15番（金子光博君）** 私は十分だと考えられておりますかということ聞いております。今回、私たちが隅々まで回りました。行ったことのない所まで行きました。ここはどこかよと、運転手やら後ろに乗っているウグイス嬢やらと話もしました。知らないうちに串間の方まで入っていたり、大崎を走っておりました。後で知人が見つけて「おまいだ、どこを走っちゃったとよ」というようなことでした。そういうことを、市長は熟練の運転手が付いておりますからね、そういうことはなかったかもしれませんが、じゃあ案内標識は、何のために、だれのためにあるんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

当然、案内標識でございますので、ある一定の目的とされる地にたどり着けるように案内標識があるかと思えます。そしてまた、当然それは、その地に至る経路を知らない人のためにあるというふ

うには思うところでございます。

**○15番（金子光博君）** でしょう。だから、その人たちが、自分たちの行きたい所に不安が感じられずにストレートに行けるように立っているわけですからね。都会であれば、だれでも聞く人はいますよ。田舎に行くと聞く人がいないわけですから。

それとですね、我が志布志市は、観光入り客数100万人というようなことをうたっております。それと、ほかの市と違うのは、本所の位置がほかの市と違うんですよ。ほかの市は、その市の中心、人口の密集地に本所の位置が大概ありますが、我が市は違いますよね。だから、いろんな人から苦情も聞いたりするわけですよ。本所の位置を変えるわけには簡単にはいきませんよ。案内板ぐらいですね、全く地理感のない人が来るわけですからね。地元の人には要りませんよ。入り客100万人を一日でも早く達成したいというふうに市長は考えておられるわけでしょう。だから、そういう人たちに対して、やさしいまちづくりをせんないかんわけですがね。

もう一回お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

案内標識につきましては、それこそ角々に設置すれば、それで十分目的の所にたどり着けるということにつきましては、そういうことになろうかというふうに思うところでございます。

しかし、限られた財源の中であるという事業でございますので、今お話しましたように、119か所に設置させていただいたということでございます。

それで事足りるかどうかということにつきましては、人それぞれによりまして内容が違うのではないかなというふうに思います。標識がない時代というのを考えたときには、それこそ今お話がありましたように、その周辺におられる方に聞くとか、あるいは手元に地図を持って、地図に従って行くとかいうふうにされて、目的の地にたどり着かれたんじゃないかなというふうに思いますが、そのような意味で現在私どもは、21年にこのことが整備されたということにつきましては、一歩前進ではないかなというふうに思っています。

今後とも、そのことにつきましては、充実をしていきたいというふうには思うところでございます。今現在立てられております案内板につきましては、木柱でございますので、もし標識が足りないと、まだまだ明示されない箇所があるということがあれば、補強は可能でございますので、そのことについては努めさせていただきたいというふうに考えます。

それから、この本庁舎に至る経路につきまして、まだまだ足りないというような御指摘でございます。そのことにつきましては、私自身も若干よそから来られた方がたどり着くには不足しているなどというふうには思うところでございますので、今後、関係課と協議を重ねながら更に充実を努めさせていただきたいと思っております。

**○15番（金子光博君）** 冒頭に申しましたようにですね、今度市長も隅から隅まで回られたから、いろんなことを気づいておられるんじゃないかと思って質問したわけですが、20年度にですね、一般質問をしまして、その時はですね、財源のひねり方ずい曾於市から聞いて、ここで言いましたよ。地元

産の木材を使えば県からの補助もあるんだということで20年度に119本、確かに立ててもらいましたよ。それでも十分でないから私は言っているんですけども。言ったらするけど、21年度は0本ですよ。言わなせんと。そげな姿勢でよかとでしようかね。

志布志市のですね、本所なり、文化センターもありますね。去年あったことなんですが、私の友人が東市来の湯之元におります。議員もしておりますが、保護司をしております、去年11月ごろ文化センターで人権を考える会のシンポジウムが大きなのがありましたよね。伊崎田まで来て、私はあその前の庭で待ちよったんですよ。伊崎田まで来て、あそこずい来つとに1時間から上かかったですよ。普通、本所の近くに文化センターはあるからですね。その友人はカーナビが付いてなかったから、そのことも一つはあれなんですけど、本庁に来て、このふるさと祭りがちょうどあった時でしたよ。テントがずんばいあいだよ。そこに来て、それからまたUターンして、ホテル枇榔ですよ、あそこに来てですね、あそこでまた間違うて、中学校通りを下に下りてですね、武家屋敷群のあそこに入って、またあそこずい下りたもんじゃと思ってですね、またUターンをしてもらって、そして文化センターまでようやくたどり着いたんですよ。

じゃあ市長ですよ、あっちん方にですね、薩摩半島の日置市ですが、松元なら松元、吹上なら吹上のね、どこにですよ、こっちん人たつがさっさっ行けますか。行くのに不安ですよ、やっぱり。近くまでは行きますが。伊崎田に来てから私は電話でこう何回もやり取りをするんですけど、それでも間違うんですからね。勘がないから、まったく土地勘がないから。そういうことですので、ひとつ皆さんの意見をしっかり聞いてですよ、自分も感じられたと思いますので、的確な指示をやってくださいよ。

もう一回お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今お話になられた件につきましては、本当に残念というふうに思うところでございます。お話がありますように、明らかに方向性が示されている案内板が目につくような状況ということがあったら、すぐさま目的地にたどり着けたというふうには思うところでございます。

そのようなことで、まだまだ不足しているというふうには感じますので、順次このことについては整備を進めさせていただきたいと思っております。

**○15番（金子光博君）** しっかりやっていただきたいと思っております。

次に移ります。

市道を覆っている雑木の状況をどのように考えているか、御答弁をお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市道を覆っている雑木につきましては、特に大型車両の通行に支障となり、不便を来していることにつきましては、私自身も認識しているところであります。

必要な箇所につきましては、維持作業班や建設業者に依頼し、伐採を実施しておりますが、民地の場合、基本的に土地所有者にその維持管理義務があるため、市が勝手に伐採することはできず、なか

なか進まないところであります。

市報にも、市道周辺の土地所有者の方へ伐採など維持管理のお願いを掲載し、協力を呼び掛けているところでもあります。

市としましても、道路管理者として市道の利便性向上のために、高所伐採は行っていかなければならないと考えており、維持作業班を集中的に投入し、できる箇所から計画的に実施していきたいと考えているところでございます。

**○15番（金子光博君）** 計画的に実施されていないから、私はこう質問をしておるわけです。実際、民地等でどのような努力を實際されておるのか、そのことについて答弁願います。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 今年高所伐採というのを19か所ほど実施しているところでございます。内訳は、松山地区が10か所、志布志地区が7か所、有明地区が2か所ということで、19か所を実施して、地元の方の了解を得ながら実施しているところでございます。

**○15番（金子光博君）** 松山が10か所ということでしたかね。松山についてはですね、うんにゃこりゃどもこもいかんないというような所は、そうないと思うんですが、市長、前にも言いましたようにですね、足元が一番悪いですよ、私が見たところでは。やっぱりそこら辺のことを地元の方から何人ももう声を聞いています。だから、私はこのことをあえて取り上げたんですよ。どっかに手が着いたあかしが見えたら、しないと思っておったんですけども、やっぱり民地の所は、そんな交渉が必要だということは分かっておりますよ。だから、その交渉をいつ、だれが、どれくらい交渉したのかを私は聞いているんですよ。そのことをちょっと教えてください。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 議員がおっしゃる所は、伊崎田地区の宮塩地区の所かと伺っております。私も現場の方を見に行きまして、大体基準となります電話柱の線などの高さからしますと、かなり電話柱線より下の所に木が覆いかぶさっているというようなことでありますので、必要ということは感じたところでございます。そういう意味で、距離的にも長い所の伐採でありますし、そういうことを考えますと、かなり集中的に投資しなければ解決しないかなということを感じたところでございます。

今回、市長の方からも高所伐採につきましては、どうにかしろということで緊急雇用対策の方も検討いたしております。その中で交渉ができるような人員も確保しながら進めていきたいということで、御理解願いたいと思います。

**○15番（金子光博君）** しっかりやっていただきたいというふうに思います。もうあんな状態になるとですね、こんな雨風の後には、こんなもう枯れ枝が道路の真ん中に落ちていますよね。そうすると、ああいうのを放つとくと、枯れ枝が車に跳ねられて側溝に入り、そして雑木ですから全部葉がしっちゃれますよね。葉がしっちゃれて側溝が詰まって、大雨が降ったときには、当然水があふれて路肩が決壊するということに自然とつながっていくわけでしょう。そうすると、災害が起きらなくてよかといが災害が起きるわけですから、当然、災害復旧をせんないかん。うっせ銭ですがね。やっぱり道路ぐらいは、しっかりと太陽が見えるような感じですね、やっぱり車は走った方がよかですよ。市のマイクロの運転手も、屋根をこさぐと担当課の人たちに怒られるから、やっぱり運転にも気を遣

うわけですよ、天井をこさがないようにですね。そうずっと真ん中を走りますよね。そうずっとカーブの辺なんて当然危ないですがね。毎年毎年せんでいいわけですからね、30年に一回、一度思い切ってやってあげば。しっかりやっていただくようお願いしておきます。

次に移ります。

県道柿ノ木志布志線（柳橋～弓場ヶ尾間）の進ちょく状況と今後の見通しはということで、4年前の初めての時に質問いたしまして、現在では、4年前はどげんやったっけというぐらいきれいになって、スムーズに走れて、特に松山地区の尾野見・泰野の人たちには、非常に目に見えて進ちょく状況が上がってきたので喜んでもらっております。

今後がどうなっていくのか、そのことについて答弁をお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

県道柿ノ木志布志線につきましては、議員も御承知のとおり合併後におきまして、志布志市の最重要路線として地区土木協会等につきまして要望を重ねてきたところでございます。そしてまた、地域の方々、地域の議員の方々を中心に要望がされた結果、今お話がありましたような形で非常に喜ばれるような状況になってきているというふうに認識しているところでございます。

平成19年度までは、県の地方特定道路整備事業によりまして改良がなされ、市も負担をしておりましたが、平成20年度から地方道路交付金事業になり市の負担金がなくなったところでございます。平成21年度は、昨年5月29日に柳橋から400m間の関係地権者に工事説明会を実施しまして、その後、個別に用地交渉に入り、現在、用地取得率は全体の98%になっております。残りの地権者につきましても、引き続き県と協力しながら交渉を重ねまして、平成22年度には用地取得完成を目指してまいります。

そしてまた、工事の進ちょくにつきましても、全体事業量1,400mのうち、平成20年度までは全体の50%の700m、平成22年3月末までで77%の1,080m完了予定です。残りの23%の下柳バス停付近から柳橋までの320mを平成22年度に実施しまして、完成の予定としております。

**○15番（金子光博君）** 22年度中に橋の所までは、いったん松山側の所は完成するというところでございます。となるとですね、今度は下ん方になるわけですよ。当然、22年度に橋の所まで来て、鬼塚製茶さんがありますよね。あそこの所まではどう計画をされておるのか、分かっておったらお知らせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

22年度で完了となれば、引き続き市道への接続の部分につきまして工事が必要かというふうに考えるところでございます。この区間につきましては、私自身も少し意外な気がしたところでございまして、この路線につきまして1期工事と2期工事に分かれていたということになっておったようでございます。ということで、1期工事が完了した後に2期工事については取り組むということになっておりまして、今回完了がされますので、2期工事の着手を早急をお願いしたいということで、残り800mの市道昭和弓場ヶ尾線までの部分につきまして、改めて昨年11月、県庁におきまして土木部次長を

はじめとする関係課へ、市の最重要路線として整備の推進を強く要望したところでございます。

そしてまた、平成21年度第4回鹿児島県議会定例会におきましても、地元県議によりまして、志布志港の利用促進と周辺道路の整備促進について一般質問がされまして、地域住民の皆さんからも積極的な要望があるというような内容で質問がされております。

今後は、更に県議等の協力をいただきながら、早期の採択、そして実施へというようなことになるよう努力をしてみたいと考えます。

**○15番（金子光博君）** ぜひそういうことでお願いをしておきます。鬼塚製茶より下の方に行きますと、住宅が密集しておりますのでね、あそこについては予算がたくさんかかって、年数がかかるというようなことは理解できますので、とにかく1年の空白期間ができないようにですね、今の市道の昭和弓場ヶ尾線に、どっかちょうどいい所に取り付けができるように、継続的に地元県議とも連携を取りながらですね、努力を怠らないようにしていただきたいというふうに思います。

もう一回お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この区間の整備につきましては、昨年11月に地元の帖五区の公民館長さん、そしてまた地域の住民の方々からも要望書という形で正式に提出がされております。そのことをもちまして、私どもは県に対しまして要望を重ねるところでございます。

今お話がありましたように、県議とも十分連携を取りながら、この路線の早期の整備促進については、要望を重ねてまいりたいと思います。

**○15番（金子光博君）** それと、市長、もう一点ですね、知っておられるのか知っておられないのかわかりませんが、工事発注のですね、指名業者に、今やっている所の3工区、弓場ヶ尾第1工区、第2工区、第3工区と3分割で工事が発注されておるわけですが、これにですね、1工区が指名が12社、2工区が14社、3工区が13社というふうに県から指名があったわけですが、これにですね、要件を満たしている松山の業者が1社も入ってないんですよ。3工区ともですよ。有明の業者は入っております。せめてですね、県がするわけですからね、そういう差別をしてもらっちゃ困るわけですよ。同じ土俵に上って相撲をとって、負けたとなら仕方がないですよ。土俵に上がりがならんわけですから。自分たちのことに例えると、おやっどんげえ遊び行たなら、気に入った子どものしはぎなけ上げらせっ、気に入らん子ども外であすじょけというようなこっですよ。ざなき上がってからくじを引かせっ、一番よかやちにゃ、そら特別なごちそうをせんならよと、いうようなこっです。外にうっちゃかれた人はかわいそうなもんですよ。そのことをどういうふうに考えられますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

県の発注事業でございますので、私自身は直接的には、この内容については知らないところでございました。

ただ、今お話を聞いた感じでは、公平に市内の業者を指名していただきたいというふうには考えたところでございます。



**○15番（金子光博君）** 業者にしてもですね、あまり県に対して強く言えないわけですよ、立場的に弱いわけですから。それと課長にしても、行政マンとしてはやっぱり県の職員の方が、本当は同じかもしれませんが、普通考えたらですよ、ランクが違うようなことになって、課長なんか人の良さそうな顔をしていますから、あんまりそう強くも言えませんよね。だから、こういうときには、市長がしっかりと県に言ってもらわれないかんですよ。そら、もちろん地元の県議も言われると思いますけれども、市長は市長で、自分たちの子供を分け隔てをせんごっしてくれというようなことを強く言ってもらえますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

公共工事の発注につきましては、国・県の事業につきましては、地元業者を優先して指名していただきたいということは、いつもいつも要望をしているところでございます。

そのような中で、私自身としましては、市内の業者というようなことになりますので、旧町区域の単位ということではない形で指名をお願いするというところに要望はしたいというふうに思います。

**○15番（金子光博君）** そげなんこっじゃねとです。有明がですね、外れて、松山が入ったとならよかですよ。有明はもうほとんど外れてますがね。あそこの境は松山に接しているんですよ。だから、松山の業者はしんきないわけですよ。そのことを十分くみ取っていただいて、県に申し入れをしていただけますかということをおは言っております。

再度お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

発注される事業の内容によりまして、その指名がなされる範囲が限定されるというふうに思います。そのことは、地元の状況というのを十分勘案した上で指名していただくようお願いはしたいと思っております。

**○15番（金子光博君）** 私が言った意味は十分分かれたというふうに理解しますので、しっかりとお願いしておきます。

副市長には通告はしておりませんでしたけれども、この道路については、ほかのだれよりも愛着があられると思います、当初の建設部長ですのね。副市長として、この件につきまして側面的にどういふふうな力添えをしていただけるのか、そのことについて決意をひとつ聞かせてください。

**○副市長（井手南海男君）** 当該道路につきましては、私が建設部長をしている時からの大きな課題でありまして、議員の方々ともども、これの実現に傾注してきたということでもあります。

あと、残りの区間がございますけど、そのことについて早期実現を図るべく努力をしていきたいと、そのように考えています。

**○15番（金子光博君）** ひとつよろしく願いをしておきます。

市長は、いろんな意味で今度の所信表明に、日本一をたくさん掲げておられます。やはりそのことを実現するためには、いろんな裏付けが必要になってまいります。予算であったり、人材であったり、建て前論だけでは乗り越えていけないことも多々あると思います。しっかりとそのことを志布志市のお

やじだと思って、先ほど東議員も必死になってそのことを訴えておりましたけれども、十分そのことを肝に銘じた上で、いろんな施策に取り掛かっていただきたいというふうに思います。

行政は、各種の事業を行う上で、何のために、だれのためにやっていくのか、市民の声を生かした行政運営をしているのか、はたまた役所の御都合で仕事をやっていないか、最大の住民に対するサービス機関であることを常に忘れないで、それぞれの仕事をしてほしいというふうに思います。そのことを要望して、私の質問を終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、金子光博君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

—————○—————

午前11時51分 休憩

午後 1 時10分 再開

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、平野栄作君の一般質問を許可します。

**○1番（平野栄作君）** 初めての質問で緊張しておりますが、通告書に基づきまして質問を行います。

まず、シルバー人材センター事業についてであります。

シルバー人材センター事業につきましては、昭和61年、高齢法の施行に伴い、この事業の育成を国及び自治体が推進することが責務として位置付けられました。そして、今日に至っているところであります。また、設立当初の理念は、現役世代を引退した高齢者に対して、地域社会との交流促進の機会を通じて自己の生きがいの創造を図るという点に主眼を置いておりました。しかし、高齢化社会が進展してきている今日におきましては、地域活性化の一翼を担い、福祉の受け手から社会の担い手へと、その存在価値も高まってきているところであります。

本市においても、旧有明町で平成6年11月、志布志町におきましては平成8年4月、松山町では平成12年4月に、それぞれシルバー人材センターが設置されております。事業の重要性と効果への期待感というものについて共通した認識があったものと思っております。その後、市町村合併に伴いセンターも統合という形になり、現在に至っているところでございます。そしてまた、事業の育成及び支援が行われているところであると思っております。しかし、昨今の経済不況の影響により、国は事業仕分けにおいて予算の縮小という方向を打ち出し、平成22年度からは国からの予算については厳しいものとなっていく方向性のようでございます。

県内におきましては、36のセンターが、それぞれ地区の特性を生かした活動を推進しているところであり、厳しい財政状況の中にもありながらも工夫を凝らした事業を展開し、登録している会員の希望に沿った運営を展開しております。

センター事業の最大の目標は、高齢者の健康をいかに維持していくかということと、高齢者の持つ豊富な経験や知恵といったもので地域社会の活性化を推進する点にあると思っております。

当市における高齢者福祉行政の中におきまして、シルバー事業とは、どのような位置付けにあると思われるか。また、これまでの事業展開により、どのような効果があったかという点について、答弁をお願いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 平野議員の御質問にお答えいたします。

シルバー人材センターは、高齢者の方々が長年培った経験や知識を生かしながら、地域社会の中で働くことを通して健康の保持や生きがいを充実し、積極的に貢献していくことを目指している団体があります。一線をひかれた高齢者の方が、経験や知識を生かしながら地域社会の中で働かれるということは、健康管理にも気を付けていらっしゃるのではと思います。その点からしますと、医療費の抑制にもつながっているのではないかと判断しているところであります。

高齢化社会とはいえ、地域社会の担い手としてボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、元気な地域づくりの一員として期待もしているところであります。

課題でございますが、補助金の減額や事業量の減少もあり、運営面の厳しさはあるようでございます。事務局でも、そのことは認識されており、職員の一致協力の下、経費削減や事務の効率化に努められていると思っております。

**○1番（平野栄作君）** シルバー事業は大変地域にとっても有効な事業であると思っておりますが、今市長の方からもありましたように、補助団体ということで、なかなか厳しい運営が迫られているようです。補助事業ということにつきましては、本来ならば自分たちで活動できるまでの間の補助ということになるかと思っておりますが、実費弁償という形での事業を展開しているということと、高齢者の医療費の減額にもつながっているということで、市の施策の中でも一番重要な位置に位置するのではないかというふうに、自分としてはとらえているところでございます。

そこで、今後、センター事業の方向性といましては、市長としてはどうのお考えをお持ちでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話ししましたように、このシルバー人材センターの事業につきましては、また設立目的としまして、非常に私ども行政の立場としては有り難いというふうに考えているところでございます。特に、健康保持のためにさまざまな形でこのシルバー人材センター事業に参加されておられると。そしてまた、ボランティア活動にも取り組んでいただいているということにつきましては、改めて感謝申し上げるところでございます。

今後も、この趣旨を十分生かしていただきまして、更にその取り組みを深めていただければというふうに期待するところでございます。社会参加を通じまして、本当に改めて元気な地域づくりの担い手として取り組んでいただくということを御期待申し上げたいと思います。

**○1番（平野栄作君）** 今、シルバーに対する期待が大変大きいということのようでございますが、しかし、統合いたしまして、統合当時500名を超えていた会員数が、今現在では下回っているというふうに聞いておりますが、これは言葉で言いますと、志を持ってセンターに入会したが、なかなかその

志を達成するような内容ではなかったというようなことで離れていかれているのかどうか、そこ辺りの実情はちょっとお計りすることはできませんけれども、確かに会員数が減少傾向にあるというようなことは聞いております。これは、センター事業への魅力というものが若干近年欠けてきているのかなというふうに個人としては考えているところでございますが、この点については、いかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

会員数につきましては、お話のとおり平成18年度では446人でありましたが、21年度では418人ということで減少気味であるということについては認識しているところでございます。そのことが、シルバー人材センター全体の経営の中でどのような意味を占めるかということにつきましては、まだ詳しく把握してないところでございますが、いずれにしましても、このシルバー人材センターに入会される60歳以上の方が、何らかの形で仕事をしたいというようなことから会員に入られて、その機会が若干少ないということで別な形で取り組まれているのかなというようなことも考えるところでございます。

**○1番（平野栄作君）** シルバーにつきましては、仕事のあっせんということが第一、働くことを通じて生きがいをつくるということでございますので、仕事の提供ということが第一なのかなとは考えております。

そこで、会員数が減った要因につきましても、いろいろお話を聞きますと、仕事が少なくなっている。これは全国的な傾向でございまして、どこもこの経済状況の中です、厳しさが増しているのは実情だと思っております。また、頼まれる方も、人件費というものが一番コストがかさむということで、なかなか敬遠されていくということも分かっておりますが、そういう中におきまして、市としても何らかのバックアップなりができていっているのかどうか、そこら辺りはいかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市といたしましても、このシルバーセンター事業につきましては、十分協調しながらやっていきたいということでございまして、指定管理者制度の受託をしていただくというような形での御協力もいただいているところでございます。ただ、今お話がありましたように、他の業界の方々もきわめて厳しい状況ということがございますので、そちらの方の事の状況も十分勘案しながら、市の事業につきましては、委託につきましては、考慮をしながら対応しているということを御理解いただければというふうに思います。

**○1番（平野栄作君）** シルバー事業は、今、全国展開をしてきております。市町村合併ということになりまして、設置数につきましては、数的には減ってきておりますが、そしてまた会員数についても、今現在伸び悩んでいるのが実情だとは思っております。

こういう中ではございますけれども、今後、高齢化がますます進展していく中で、重要性がますます増してくる分野ではないのかなと。特に、元気な高齢者をいかにつくっていくかという部分において、シルバー事業というのは魅力的な部門ではないのかなというふうに考えているところでございます。

そこで、他の関係機関との連携を図ることによりまして、高齢者の問題のワンストップ機能、総合的な窓口といいますか、あらゆる高齢者の相談窓口として活用できるような体制への移行、そういう形で考えられたことはございませんでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先程来お話しますように、元気な高齢者、健康の保持というような観点から、このシルバー人材センターの事業については、目的については十分理解しております、そしてまたその機能性を生かしていきたいというふうに考えるところでございます。

昨今では、高齢者の閉じこもりの防止や介護予防という観点からも、組織の機能を再認識されているというふうに思っておりますので、こういった面からも、更に強化をしていただくような取り組みをしていただくようお願いを申し上げたいというふうに思います。

**○1番（平野栄作君）** シルバー人材センターには、非常にいろいろな能力を持った方、そして職種を通していろいろな経験を積んでこられている方々、たくさんいらっしゃいます。

そして、今後、子供たちの育成、少子・高齢化の中でそういう部門にも関連付けていける部門ではないのかなと思っております。

あと、老老介護という言葉もございますが、今、福祉家事とか、そういう方面におきましての事業展開もなされているところだと思っております。今後ますます高齢者が増加していく中で、元気な高齢者がそうでない高齢者を支える社会づくりということが、今後急務になっていくのではないかなと思っているところです。

そこで、どうしても元気な高齢者をたくさんつくっていく、そして、確かにその一方では、元気でない高齢者の方々も出てまいります。そういう部分についての受け皿というのはたくさんありますが、元気な方々がまたそうでない方々をサポートしていく、そういう部分。そしてまた、高齢者がですね、自分が求めているものに対して、いろんな窓口がたくさんあります。ですけれども、どこに行ったら自分の求めているものに出会えるのか、そういうことがなかなか分からないというような声も聞いておりますので、そういう意味合いの中で、シルバー人材センターの活用というものは考えていらっしゃらないでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

高齢者の方々が、このシルバー人材センターを中心としまして御自身の健康維持は当然のことながら、社会参加のために何らかの形で貢献されたいというような御希望があられると。そしてまた、そのことについてどのような形の活動ができるかということについて、その対応の窓口というか、そのようなものをというようなお話かと思いますが、このことにつきましても、先ほどお話ししましたように、今後また、介護予防あるいは閉じこもりとかそういった面からも、この組織の機能の充実というものが考えられているようでございますので、そういった観点から、事業を充実していただきまして、そして、お元気な高齢者の方々に担い手としてなっていただくような取り組みということを、今後シルバーセンターの中で協議をしていただくようお願いしたいというふうに考えるところでございます。

**○1番（平野栄作君）** 大変前向きな考え方ということで理解いたしました。

非常にですね、元気な高齢者、やりたいことはたくさんあるけれども、どこに行けば相談ができるのか、そして、どういうものがあるのかということがですね、なかなか把握し得ないというような方々の声をたくさん聞いております。ですから、そういう意味合いの中で1か所に行くと、高齢者関連のものについてはすべてが分かる、ボランティアにしてもですね、環境問題にしても、できる分野というものがすぐ分かって、自分がすぐその場に飛び込める、そういう体制が今後は必要になってくると思っておりますので、ぜひ前向きの方をお願いをしたいと思っておりますのでございます。

シルバーについては最後になりますけれども、志布志町の会員の方々からですね、志布志にありますワークプラザが、職員が本所に異動になった。経費削減という意味合いの中でですけれども、そういう中で非常に使いにくくなってしまったという話を多く聞いているところであります。ワークプラザは、有明と志布志、2か所あるところでございますけれども、ワークプラザにつきましては国の補助等もございまして、会員の拠点施設ということ、それと憩いの場、それともう一つは、簡易作業の実施の場と認識しているところでございます。シルバーワークプラザを活用することによりまして、屋内でもできる作業そういうものが可能になってくると思っております。そういうものでまた事業量の増加ということも見込めていくものではないかというふうに考えておりますが、今後の活用につきましても改善することは検討できないものか、お尋ねいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

志布志市のシルバー人材センターは、合併後、機能の充実というようなことで組織再編というようなことの取り組みもされているところでございます。そのような流れの中で、今お話がありましたように、ワークプラザにつきまして職員を本所の方に異動させながら、その機能を維持させていくというような体制がとられているところでございます。このことにつきましては、会員の方々に御不自由がない形で、そしてまた、事業の展開に支障がない形でというような形の組織再編がされているというふうに聞いているところでございます。

今後も、十分そのことにつきましては注意を払いながら、会員の方々に御不自由がない形の組織体制を努めてまいりたいと考えております。

**○1番（平野栄作君）** 会員の活動に支障がないということでございましたが、相当支障があるように承っているところでございます。今まで気兼ねなく使っていたところが、朝、職員がかぎを開けて、その後はまた閉められると。また夕方は、かぎを閉めにくるというような形での活用ということ。それと、なかなか高齢者の方々というのは、公の舞台におきまして発言が出ずに、自分の意思をなかなか表面に出せないというような部分もあるようです。そういうことからいたしましてもですね、もう少し配慮をしていくことが必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身は、理事ということで、そしてまた、理事長にはしょっちゅう、そのような立場からお話を受けて、また会員の方からも、さまざまな御意見を聞くところでございます。

今お話になられたことにつきまして、組織の再編がされた直後には、そのようなことをお聞きした時もあったところでございますが、そのことにつきまして、十分会員の方々にも御理解いただけるようにしていただくということを要請したところでした。

現在でも、そのようなことで御不自由な面があるとすれば、改善をしていただくよう会に申し述べたいというふうに考えます。

**○1番（平野栄作君）** 先ほども申しましたが、ワークプラザという施設につきましては、簡易作業もできる施設でございます。そういう中で、朝から夜までずっと詰められて作業ができれば、朝夕の施錠で済むんでしょうが、そういう中ですね、非常に会員の方々が足を踏み入れにくくなったというような声も聞いておりますので、アンケートなりそういうものの実施等を通じて、なるべく会員の意向に沿った施設という形での活用をお願いしたいと思っております。

また、本所であります有明のワークプラザにおきましてもですが、作業場という広い室内がありますが、なかなかそういう作業が実施されていないのが実情ではないかと思っております。確かに外部からの作業量というのは今後も減り続けていくと予想されます。そういう中であればあるこそ、そういう屋内でできる作業とか、また自主的な作業、そういうものを自分たちで築いていく必要も出てくるのではないかと思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

シルバー人材センターの会員の方々が、自らそういった形で現在の受注の状況を心配されて、内部で仕事をつくっていただけるという状況については、本当に有り難いというふうに思いますので、そのことにつきましては、十分支援できるような体制をつくってまいりたいと思います。

**○1番（平野栄作君）** 先ほども高齢化に対するワンストップ、総合的な窓口ということを行いました。やはりそこに高齢者の方々が実際にいて、そういう日常的に会えるというような場面が常時あることによりまして、一般の方々も、その施設なりシルバー人材センターに寄りやすくなってくるとかなというふうに考えております。やはりそういう方々が率先してですね、この事業というのをもう少し拡大していく必要もあるし、そこに携わっている職員の皆様方も、更に勉強を重ねていただいて、高齢者の方々のニーズに合ったような仕事の開発ということも今後ずっと検討していただければ有り難いなというふうに考えているところでございます。

非常に多くの方々が、この事業についてはですね、賛同はしているものの、なかなか自分たちに合ったものがないというような声が聞かれておりますので、そういう職業、仕事先、そういうものの開拓、並びに今後、県下のセンターを見ますと、自主事業として自分たちの力で事業を開拓しているという所も多数あります。そういう中で当市のセンターにおきましては、そういう事業の展開というようなものについては、どういう形で進めていращやるのかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 現在、本市のシルバー人材センターにおきましても、掘り起こしの事業には取り組みをしているところでございます。そのようなことから、今お話がありますように受注の発掘、掘り起こしということにつきましては取り組みをしているところでございますが、先ほども言います

ように、なかなか経済全体が冷え込んでいる中で、そのことにつきましては厳しい状況というようなふうには考えているところでございます。

**○1番（平野栄作君）** センターにおきましては、市の進める環境問題につきましても積極的に推進をしてきて、現在に至っているところでございます。そして、有機農業に関しましても、自主的に生産等もですね、実施してきておりますが、聞きますと、ここ1年程度その事業からも何か撤退してきているというようなことになっているようでございます。そう多くの購入者というか、たい肥とかそういうものの購入者は少なかったと聞いておりますけれども、やはりそういうところに有機的取り組みということで、そういう品物を求めていらっしゃる方もいらっしゃるということは事実でございますので、そういう方面の事業の復活とか、取り組みの推進とか、いうことについてはいかがでしょうか。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 事業の展開につきましては、シルバー人材センターの内部で協議して、どういう取り組みをしていくか最善の方法を考えていると思います。

先ほど言われました、自らが考え出していかなければいけないと。これは、補助金をもらうために国に申請して、企画提案をしながら補助金を獲得していく必要がある。それによって運営費も出てくるわけですので、今議員おっしゃられたような子育て支援の充実、それから高齢者の介護の問題に対しても、どういう取り組みを自ら考えていかなければいけないか、その企画提案の中で協議を自らしてもらって、それを国に申請していく、そういう手立てが必要ではあると思います。そういう点での企画提案に対するどういう取り組みが今後市として必要かということは、我々の方からもサポートはしていけるというふうには思います。

**○1番（平野栄作君）** やはりシルバー事業というのは、補助金をもらって運営している団体であります。また、市の方からも多額の補助金が出ているようでございますので、やはり市の施策に乗った形での事業展開、それと、それが地域の方に喜ばれる、そういう形でのつながりが今後必要になってくるかと思っておりますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思っております。

次に、体育施設の指定管理について質問いたします。

本市におきましては、平成19年4月から指定管理者制度が導入されました。体育施設については、2団体が現在管理を行っております。この制度につきましては、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理を民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするとされておりますが、3年が経過いたしまして、次年度に新たに公募が行われ、また現在実施している団体が継続されることが決まっているようでございます。

体育施設につきましては、その規模や利用状況等異なる点はあると思いますが、その管理内容についても、利用者が使いやすい施設として民間の持つノウハウを駆使していくことが必要になってくるかと思っております。

当市には、城山総合公園運動施設、有明体育施設、志布志運動公園運動施設の3施設があり、今さ



つき申しましたように、2団体が指定管理を実施しているところでございます。指定管理制度に移行することで経費の削減が図れるということでしたが、どのように図られているかという点と、指定管理者制度に移行してメリットは、どういうメリットがあったのかということをお尋ねいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

本市の体育施設につきましては、ただいま議員御指摘のように、平成19年度から指定管理者制度を導入いたしまして、松山の城山総合公園及び有明体育施設は、社団法人志布志市シルバー人材センターに、志布志運動公園は志布志市公共施設等管理公社に、それぞれ管理を依頼しております。いずれの施設におきましても、旧町時代から委託管理されていた管理者でありますことから、経験のある方を中心に管理運営がなされておまして、全般的には、円滑な管理運営で推移してきたのではないかと認識をいたしております。

しかし、指定管理者制度導入の当初は、条例が一本化されたことから、管理運営面において利用法や手続き、あるいは各種申請等に従来の方法との違いがあり、利用者にも戸惑いがある、幾つかの苦情が寄せられたことは聞いております。そこで、生涯学習課や各教育分室並びに指定管理者等と協議を重ねまして、各種大会の年間予約受付、市内利用者の優先予約、スポーツ合宿等の休館日の開館、早朝利用の実施など、利用者の声を反映できるよう、その都度改善を行ってまいりました。

また、本年度は、次期指定管理者の公募に当たり、総括管理人の配置や修繕料の精算方式の導入などの見直しを行いました。そして、先の12月市議会におきまして、来年度から3年間の指定管理者の指定について、議会の議決をいただいたところでございます。

今後とも、利用者の意見を広く聴取いたしますとともに、指定管理者とも協議を重ねながら改めるべきところは改めて、そしてまた、利用者理解していただくことは十分に説明をして理解していただき、利用者が使いやすく、愛される運動施設となるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○1番（平野栄作君）** 条例の方も一本化されて使いやすい施設になっているというようなことでございますが、この指定管理に移行してですね、実際市の経費というものの削減がなされているのかということについて、再度お伺いいたします。

**○生涯学習課長（小辻一海君）** 経費節減ということの御質問でございますけれども、燃料、それから、いろいろな空調関係の燃料とか、そういうもんで大分節減をされております。それと、報酬関係等も市のいろいろな報酬関係に照らし合わせてやっておりますので、大分その方も低減されているようでございます。

それと、先ほどメリットということで質問がございましたけれども、このことにつきましても、今までは直営の場合は、ちょっとしたことで担当者が現場を確認した上で判断をし、市の予算等を見積もりを行って、いろいろと執行にちょっと決裁等で時間がかかったわけでございますけど、今度は軽微な修繕や改修等もすぐやれるということで、その辺りにも利用者の意向に即対応されるということ

が図られたようでございます。

以上でございます。

**○1番（平野栄作君）** 経費面では、若干の節減がなされているというふうに承りました。

メリットということを出したわけなんですけれども、結局は人件費的、その担当の方々がその部門から外れるということで、ほかの仕事ができる、そういうところがメリットになっていくのだろうと、思っているところでございます。

しかし、当初まだすり合わせがうまくいっていなかったためか、苦情にしても指定管理者ではなくて、教育委員会なりにダイレクトに来て、それがまた指定管理者に戻って、それからまた協議をするというようなことであったように記憶しているところでございますが、現在、そういう流れというか、やはり指定管理を受けた以上は、その施設の管理者ということでございますので、苦情かれこれそういうものについては、指定管理者に届き、それを今度は協議をした上で、また教育委員会なりそういう所と調整等を図っていくということが基本になっていこうかと思っておりますが、その点は改善がされているのでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

具体的にそういう苦情といいますか、クレームといいますか、そういうものが出てこなければ何とも申し上げられませんが、具体的にそういう事情が出ましたら、今議員御指摘のように、指定管理者あるいは私ども担当課、それからまた教育分室等、関係者と話し合いを詰めまして、そして改善をしていかなければならないだろうと。そうすることが利用者の便利な施設になっていくのではないかと考えておりますので、その都度改善に努めてまいりたいと、このように考えております。

**○1番（平野栄作君）** 改善が図られているということで認識いたしました。

と言いますのが、当初、指定管理と言いながらも、なかなかその指定管理者の範囲、そして教育委員会の範囲というのが定まっていなかったと。そして、市民の方々もそれを熟知しないままに指定管理に移行しているものですから、苦情の矛先がどこに向かっていいのかわからないというようなことが多々あったのではないかなど。やはりそこは一元化して、管理者の元にやはりダイレクトにそういう苦情なりが届いて、それが大きな問題であれば、やはり教育委員会なりと相談をしながら改善をして、利用のしやすい施設になっていくのが当たり前だというふうに考えておりますので、ぜひそういう方向で今後も、市民の使いやすい施設として機能していくように努力していただきたいというふうに考えております。

それと、もう一点なんですが、二つの団体が指定管理をやっております。規模も違うわけなんですけれども、取り扱いというのは、3施設ほとんど同じというふうに理解してよろしいでしょうか。管理内容とか、先ほども申されましたが施設の開放時間の取り扱い、それから休日等の開館、そういうものの取り扱いというのは、どこの施設に行っても同じような取り扱いということでよろしいでしょうか。

**○生涯学習課長（小辻一海君）** 前はまちまちなところがございましたけれども、現在は改善されま

して、同じような形態で行っているところがございます。

以上でございます。

**○1番（平野栄作君）** と言いますのも、有明と松山と志布志と3施設あって、取り扱いが違うというようなことも耳にしておりましたので、やはり同じ施設であれば、同じ取り扱いをしていくのが原則だというふうに考えております。それが、市民の方にも戸惑いがなくなるのではないかと考えておりますので、ぜひそういう形で、ますます使いやすい施設にしていただきたいと思いますと思っております。

それと、あと施設の設置者である市と、あと指定管理の責任分担といったものが定められていると思っております。それと併せて、設置者と管理者との事務分掌といいますか、そういうものというのは、あるものでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

指定管理の制度につきましては、私どもの方に公の施設に係る指定管理者制度に関する指針というものを定めておまして、そのことに基づきまして指定管理を行っているところがございます。そのような意味合いから、このことに基づきまして、すべての指定管理をしている施設については、行政と、また管理を行わせる機関と、そしてまた受託する機関とは同じ内容で、またそれぞれのことが改善される形をとっているところがございます。

**○1番（平野栄作君）** 一応施設につきましては、条例等がございまして、それに基づいて管理を行っていくということになっていると思っておりますが、条例にうたってあっても、利用者の利便性が高まるのであれば、そちらを優先したいが、どうしても条例があるというような点があるかと思っております。極端な言い方をすれば、今はもう改善されているということでございますが、8時半からの開館ということ、10時に閉館ということに体育館についてはなっておりますが、やはり大会とかいうものがあつた時に、どうしても担当としては早くから準備を進めたい。ですから、7時に開けてくれとかいう要望等も多々あつたと思います。そういうことが条例では、確かにもう8時半からというふうに決まっております。でも、利用者側サイドに立つと、開けてあげたいという気持ちになっていくと思っておりますが、そういう場合には、協議という形ですか、それとも、もう指定管理者に任せていくのか、状況に応じて、そこら辺りをお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

**○生涯学習課長（小辻一海君）** お答えいたします。

先ほど申されました開館時間の早朝のかぎを早く開けるとか、そういうのは今まで示されていなかったわけでございますけど、今回から指定管理料の中に、公募の積算という形で早朝開館並びに休館日等の開館も協議をいたしまして、開けるということをしております。その中でも、積算ということで指定管理料の中にも含まさせていただいているところがございます。

**○1番（平野栄作君）** よく条例があるからできないという回答があつたように記憶しておりますが、その条例というものは変更になっているわけでしょうか。

**○生涯学習課長（小辻一海君）** 議員申されましたとおり、やはり条例がネックになっているところ

もあるようでございますけど、そのところは市長が認めるという、その他の中でありますので、市長にお願いしまして、市長と協議をして、そして指定管理者の方々と協議をしているところでございます。

以上でございます。

**○1番（平野栄作君）** 大分改善が図られてきているということで認識いたしました。

次に、有明のB&G海洋センタープールについてでございますが、利用者の方々から非常に天気の良い日、室温が高くなると。そして、天気が続くと水温が高くなって、泳いでいるとのぼせるといったような声が聞かれるところでございますが、見てみますと、非常にハウス状態と。一般的であれば、ああいう施設にはならないんじゃないかなというふうに考えるところでございます。前はシート張りということで、中の方に熱が通らない仕組みになっていたと思いますが、改善とかいう考えはありませんでしょうか。

**○生涯学習課長（小辻一海君）** 御答弁いたします。

このB&Gプールの室温、水温の高さということも利用者の方からお受けいたしまして、日よけ等をかぶせたり、そしてまた温度を下げるために換気扇を中に昨年設置したところでございます。

以上でございます。

**○1番（平野栄作君）** 換気扇が設置されているということでございますが、設置後の室温というのは何度ぐらい下がっているのでしょうか。

**○生涯学習課長（小辻一海君）** この点につきましては、ちょっと何度下がったかというのは、まだちょっとこっちで検討しておりません。失礼しました。

**○1番（平野栄作君）** これは高い時でなんですけれども、40度近くになっていたとっております。また、水温も31度、競技用プールは26度が普通というふうに聞いておりますけれども、異様な高さだと思っております。特にB&Gにつきましては、保育所からの利用というのも結構あったわけなんですけど、大分利用も少なくなり、志布志の方の温水プールの方に行っていらっしゃると。せっかくいい施設で使いやすい状況にあるわけですので、改善できるものであれば改善し、利用者増を図った方がいいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

B&Gのプールにつきましては、やや老朽化した面もあるのではないかと考えておりますので、今後、場合によっては抜本的にもう少し改善をしないと、今現在、先ほど課長が申しましたように、応急的な対応はいたしておりますけれども、これでは不十分ということになりますれば、また再度角度を変えて施設の点検をしていかなければならないことが生ずるかもしれないと、かように考えております。

**○1番（平野栄作君）** 非常に利用したいという方々はたくさんいらっしゃるわけなんです。でも、そういう状況の中で、こういう天気の良い日に40度、水に入ればまだいいのでしょうかけれども、室内に入っただけでもびっくりするぐらいの温度、特に高齢者なんかにはですね、負担が掛かるのではな

いかなと思っております。ぜひ改善をお願いしたいと思っております。

あと、施設につきましては、どの施設もなんですけれども、建設以降、相当年数が経過してきております。老朽化、それがもう顕著に出てきているものもあると思っております。また、それを補修するということになると、予算規模としても相当ばく大なものになっていくとは考えておりますが、どうしてもこういう施設というものは、長い目で見て管理をしていかなければいけないと思っております。また、施設とか備品等につきましては、大体耐用年数というものが設けられておまして、時期が来れば大体は交換をする。交換をしなくても長く使える品物もあると思いますが、特に人命にかかわるような備品とか補修箇所、そういうものについては早急な対応が急がれるわけなんですけども、どの施設におきましても、やはり長期的な補修計画そういうものが必要な気がします。特に指定管理となって、他の団体が管理をしていくとなりますと、管理をする方についても相当な責任、負担が出てまいります。そういう中で設置者である市の方としては、そういう大きな補修、備品の交換、そういうものについては市の責任になってくると思っておりますが、そういう長期的な補修計画とか、あと、今急がれる補修部分とかいうものがあると思っておりますが、そこら辺りの改善というのは、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

**○生涯学習課長（小辻一海君）** 議員申されました補修関係でございますけど、3施設の老朽化も指摘されているような状況でございます。今回は、このことがありまして、早急に利用者の意見を聞いて修繕するということで、前50万円で修繕料等を組んでいたわけでございますけど、それを100万円から150万円ということでお願いして、指定管理料の中に含まさせていただきました。そして早急に対応するというので、また、そのことにつきましては、もし年度内にそれを使い切らなかったという場合は、年度末で精算をしていただくということでお願いしてあります。

それと、先ほど申されました老朽化に伴いまして、いろいろな工事等が出てくるわけなんですけども、それは早急に、急ぐものは急ぐものから早くということで、財務課、また市長等にもお願いして、早急な対応をしているところでございます。

以上でございます。

**○1番（平野栄作君）** どうしてもこういう施設というものは、造ってしまってそれで終わりではなくて、時間が経過するにつれて不具合が出てまいりと思っております。その中で、特に人命にかかわるもの、火災関係とかですね、そういうものについても大分不備な点があるように聞いているところでございますが、やはり多くの利用者が来ます。大会とかそういうのになると何百人という単位での参加者ということになるかと思っております。そういうときに、もし火災が発生して、そういう装置が作動しなかった、そういうことがあっては大変なことになっていくと思っております。ですから、そういう人命にかかわる部分についての修繕とか交換とかいうことについては、多分対応はなさっていると思いますが、どのような形で対応をされているのか、お尋ねいたします。

**○生涯学習課長（小辻一海君）** 議員申されましたとおり、人命にかかわることは最優先だと思っておりますので、今回もAED等も各施設に取り付けたところでございます。そして、そういう火災等

の点検等につきましては、指定管理者等に強く申し出て、そういう不備な点がありましたら、すぐこちらの方に報告してくれということをお願いしてあるところでございます。

以上でございます。

**○1番（平野栄作君）** 対応がなされているというふうに認識いたしました。

非常火災放送設備等について、前、不具合があったというふうなこと、それと、有明につきましては自家発電機。でも、施設の老朽化具合から見ますと、大変な投資をしてまでそこを完備するというのは非常に一方から見ると、無駄な部分も出てくるのかなとは考えます。しかし、防災上はどうしても設置が必要と義務付けられております。ですから、そういう部分につきましては、やはり対応策ということも考えておかないと、やはり予算がなかったでは、もし何かがあった場合には大変なことになるのかなと。ですから、やはり予算の中でそれに対応できるぐらいの機能を持ったものを持つべきだというふうに思っておりますが、その点については、いかがでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今議員の御指摘のとおりでございます。私どもといたしましては、現在の持っている既存の施設等を十分点検をし、そしてまた、早め早めに補修し、あるいはまた買い替えるということ等を進めながら人命第一に、そして利用しやすい施設となるように努めてまいりたいと思います。

いくらそういう準備はいたしましても、事故というのはいつ、いかなる時に起きるか分からないわけでございますので、また指定管理者の方々にも十分、例えば訓練とかですね、救助訓練とか、そういうようなことができるものについては、そういうことも訓練を経た方々が仕事に携わっていただければ有り難いというようなこともまた施設管理者の方々にもお願いをしながら、両方併せて、そして有効に使えるように努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

**○1番（平野栄作君）** よろしくお願ひしたいと思っております。

施設は大変良好な状態で保持されていくのが当たり前ということ、そしてまた、そこを気軽に使って、スポーツ振興にも生かしていかなければならないし、体力の増強、健康維持といった面でどんどん活用していただきたいと思いますと思っておりますので、ぜひ整備を進めていただきたいと思いますと思っております。

最後になりますが、一点だけ伺いいたしますが、有明の芝につきましては、もう大分年数が経過してきており、もうほとんどが草というような状況になっております。そういう中で利用される方々からも、松山は結構、近年芝の張り替え等もやっていると、有明の方はできないんだろうかというような問い合わせもあるところでございますが、今後そういう改良とか張り替えとかいうような計画というのはないのでしょうか。

**○生涯学習課長（小辻一海君）** 議員申されました、この芝の件でございますけれども、この芝につきましては、志布志の方の芝、それから松山の方の芝、相当あるようでございますので、今のところ、志布志の方の合宿面等の芝の方にはちょっとかけているんですけど、こちらの有明の方の芝に関しては、今のところ予算化されていないです。だけど、このことについては、指定管理の中でも一つ修繕

の中でお願いしていておりますけれども、なかなか予算的、大変な費用になるようでございますので、この辺りも、また予算的な部分ありますので、今後その芝の面については、いろいろと検討をさせて、私たちも前向きに進めさせていただきたいと思うところでございます。

以上でございます。

**○1番（平野栄作君）** 非常にいい施設があるんですけども、青々として近づいて見たら草だったというような声も大分聞いております。やはり芝というのは管理が大事、日常の管理が大事だというふうに考えております。いろいろ業者に聞きますと、年間何百万という維持管理費が実際ならばかかるということで、大変な経費になっていくというのはもう非常に分かっているわけなんですけれども、やはり利用する方々が楽しんで利用できるような施設というのが望ましいかと思っておりますので、なるべく早い段階でそういう形に移行していただければ、利用者の方々も満足していただけるのではないかなというふうに考えております。

指定管理を導入することで利用者がますます利便性が高まりまして、スポーツ振興が図られることを祈念いたしまして、質問を終わらせていただきます。

**○議長（上村 環君）** 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

ここで、2時15分まで休憩いたします。



午後2時07分 休憩

午後2時16分 再開



**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、本田孝志君の一般質問を許可します。

**○11番（本田孝志君）** 私は、通告しておりました、志布志市議会議員の高額な報酬50%カットについてということで一般質問を申し上げます。

日当制導入について条例改正する考えはないかということで質問いたします。

我が市は、市債の残高が、平成20年度で232億円、今のこの平成22年度の当初予算が約161億円でございますが、それを上回るだけの市債の残高がございます。そして、我が国は約868億円でしたか、の国債の借金がございます。私は、これを考えるときに、先ほど申しました私たちの市議会の報酬が、ただいま、議会議長が月額40万2,800円、そして副議長が31万6,600円、議会運営委員長が30万8,500円、そして一般の議会議員の月額が29万4,000円でございます。そして、私が年間のですね、18年度の私は欠席が1日もございせんが、年額、18年度が報酬まで給与と賞与等が400万7,346円、そして19年度が464万3,730円、そして21年分が464万3,730円もらっております。そして、21年度もまだ3月までであるところですが、今月を19万4,000円もらったとして457万6,110円、4年間で私も市議になりました、1,787万916円いただいております。これをですね、私は条例改正をして、約50%カット。というのも、この根拠はですね、4年間で約186日でしたか、180何日だったと思います。そして、私

はこの50%カットというのは、ですから、それと議員の議員活動を約180日ぐらいみて、合計230とした場合、日当1万円として、約460何万、先ほど申しました、平均しますとですね、460万ぐらいになりますので、議員活動が180日ぐらい、出た場合が、その議会、常任委員会に出た合計が約50日ぐらいということで、230日ということで、460から半額すれば、230に条例改正できないものかということで、市長に質問しております。

どうか市長、その辺を回答願います。

**○市長（本田修一君）** 本田議員の質問にお答えいたします。

議員報酬につきましては、50%ほど削減した形で報酬の改定はできないかというようなことでございますが、現在、議員報酬につきましては、月額のまま積算をいたしまして、そして年間の報酬とさせていただいているところでございます。

議員報酬を削減する方法といたしまして、月額制のまま暫定的に削減率、そして期間等を定めて行う方法もあろうかというふうに思います。そのような自治体において取り組みというものについては、現在同様の取り組みがされている所があるところでございますが、この状況につきまして、人事院勧告によります一般職の給与の変動、市の財政状況等を勘案しながら特別職の給与と併せて適正な議員報酬額を考えていくという必要というふうになりますので、ただいまお話になられましたような形で私どもは現在考えていないところでございます。

**○11番（本田孝志君）** ではですね、ただいま全国でそういうこともあるということではございましたがですね、我が市は、この前のこの平成22年度の当初の予算、そして条例改正の中で、条例の制定ということで議案第12号で、志布志市長等の給与の特例に関する条例の制定についてということで3月3日に提出がございまして、市長の説明によりますと、財政健全化に向けた取り組みとして、市長、副市長及び教育長の給与の減額措置を講じるため、その期間及び率を定める必要があるということでございました。10%カットということでございましたがですね、そこら辺りの兼ね合いをもう一度お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今議会に市長等の給与の特例に関する条例の制定についてお願いをしたところでございます。私どもは、三役につきまして、この10%カットというような形で御提案を申し上げているところでございますが、このことにつきましては今お話されましたように、財政状況等のかんがみ、そしてまた、私どもが昨年以來このことについては取り組みをしてきたという状況の中で、市内の景気の状況ということについては、まだまだ景気が上向いてきている中ではないという中で、引き続いてそのことに取り組みをしようということを御提案申し上げたところでございます。

その中で議員の方につきましては、考慮しない形での提案ということになったところでございます。

**○11番（本田孝志君）** だから、財政健全化のために、そういうことであればですね、私たち議員も自ら身を削りながら、そして先ほどから、昨日からですか、おとといからですが、一般質問等がなされております。そして、毎回一般質問、志布志市になりまして毎回、約10人ぐらいの方、多い時に



は15人ぐらいの方が一般質問をされました。その中でいろいろと補助金の問題、今日もでしたが、昨日もでした、毎日。また、一般質問の通告書を見ますと、皆さんが補助金ぬくれんな、補助金ぬくれんながなど、いろいろと出てきます、いろんなことで。何事にも補助金をいただきたいという一般質問が多ございます。それに対して、補助金が財政的にそげんのさんかれば、私なんかは、議員の報酬を50%カットして、それに回すというぐらいの気持ちで私は一般質問をいたしております。ですから、ぜひそのようなつもりで、市長も財政的にのさんかれば、ほんなきゃあ市議んしもちった負担してもろおうかいなということが私はあってもいいんじゃないかなと思っております。ですから、条例改正案を出してくださいということでございます。もちろんそういうことであれば、私はです、やっぱりそれは我が身を削って50%カットするがというような気になります。ですから、その条例改正案を出してもらわんなどうもなりませんので、のさんたれば、先ほど言うように赤字も、赤字ですか、市債もいろいろ232億ですか、年間の予算分の少しオーバーですが、オーバーします。最終的には200億ぐらいいいと思いますが、当初予算で160何億です。ですから、そいやれば、後んこつ考えて、やっぱり子、孫に負債を残さないために、今私はできることは、議員としてできることは、私はそのようなことじゃないかなと考えております。

もう一遍お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど特別職の削減ということでお話をしたところですが、それは私ども自身が身を削るというようなことで、財政健全のために少しでも寄与したいと。そしてまた、市民の方々の景気の動向ということにつきまして、きわめて配慮した形の対応をさせていただいているというようなことになっているところでございますが、議員の方々につきましては、私どもとしましても、そのような形で提案ということはできるということにはなるところでございますが、地方自治法によりまして、議員の皆様方の身分あるいは待遇等につきましても、議員の提出権に基づいて議員発議による費用弁償の条例改正という方法もございますので、そのことにつきましても御検討いただければ有り難いというふうに思うところでございます。

**○11番（本田孝志君）** 本音を言えばですね、議員発議が今の状態ではできない状態でございます。ですから、市長が、ぜひ条例の改正案を出していただくと。やはりそれにはですね、市長が一般質問等でいつも言われますが、いろんなことで会合等でもございますが、本会議の中でもございますが、私は日本一、何もかいも日本一になつとおと。であればですよ、このことも日本一に早く、早くと言いませんが、もう二、三か所取り入れています、ぜひ3番目でもいいじゃないですか。5本の指に入ればまだ日本一と私は言えると思います、いろんな問題ですね。ですから、我が志布志市を売るために、まず自ら議員は身を削りながらですよ、やっていけば、市民の皆さん方もいろんな問題で協力されると思います。私はこのことによって、今後これが実現すれば、何十億の、いろんな問題で私は、経済効果と申しますか、そのようなことが市民に恩返しできるんじゃないかなと思ってやっております。そこら辺はどう思われますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今お話ししましたように、でき得れば議員発議によってお願いしたいということもお話したところでございます。

今お話がありましたように、私どもが取り組んだ内容というものにつきましては、10%カットということでございますが、これを50%カットというような形にして、そしてまた、議員の方々にもそのようなことでお願いするということになれば、かなり議論を深めた形で、内部の調整を深めた形での提案をしなければならない内容かというふうに思うところでございます。そのことにつきましては、まだ考慮してない段階ですので、今後、他の特別職の方とも相談をしながら進めさせていただければというふうに考えます。

**○11番（本田孝志君）** ぜひその話し合いをしていただきながらですね、議会のこともどげんかせんないかんがなというようなことにですね、条例改正に向かうようにですね、私なんかは私なんかで、また私は努力していきたいと思っております。そしてですね、そのお金をですね、先ほども言いましたが、私も付け加えておきますと、やはりこの後期高齢者の対策費とか、そして介護保険の助成金とか、9月の一般質問でもいたしましたですね、いろいろと話題に出ている、この後もがんの問題とかいろいろな一般質問がございます。婦人の持つ、そして婦人の対策費、そして少子・高齢化、子育て支援等に、ぜひですね、政府も取り組んでいるが、これもやはり志布志市として5番目でもいいですので、手を挙げて、このようなぜひ方法をとっていただいでですね、本田市長も全国の市長として、そして全国の志布志市の議員が模範として、いい方で有名になるようにですね、私たちも頑張っていきます。よろしくお願ひ申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、本田孝志君の一般質問を終わります。

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 以上で、本日の日程は全部終了しました。

15日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後 2時36分 散会

## 平成22年第1回志布志市議会定例会（第6号）

期 日：平成22年3月15日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
  - 小 園 義 行
  - 鶴 迫 京 子
  - 下 平 晴 行
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第30号 志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第5 議案第31号 財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について
- 日程第6 議案第32号 財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について
- 日程第7 議案第33号 財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について
- 日程第8 議案第34号 財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について
- 日程第9 議案第35号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

**出席議員氏名（24名）**

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

**欠席議員氏名（0名）**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 木佐貫 一 也
農 政 課 長 白 坂 照 雄	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 吉 野 健 一
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教 育 総 務 課 長 五 代 豊 一
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。

1月の選挙に立候補しまして当選をさせていただきました。選挙戦の中で、住民の皆さん方と私は四つのお約束をさせていただきまして、当選をさせていただきました。この4年間、そのお約束をしたことを誠心誠意実現をするために、この議場で当局の皆さんとやり取りをして、全力で取り組んでまいりたいと思います。

今、国会を見てますと、民主党が総選挙で掲げたマニフェスト、いわゆる公約について後退したりいろいろでございます。そのことで約8割近くあった支持率が今は30%台に急落をしていると、そういった状況であります。これは、お約束をしたことをしっかり守っていく、そのことが問われていると思います。そういった意味で本田市長も、この選挙戦、市長選挙の中で大まか4項目、そして個々にはそれぞれありました。その自らお約束をされたそのことの実現に向けて誠心誠意取り組まれていると、ここにおられる職員の方々は、市長の公約実現のために補助職員として全力を挙げる。そのことが、ひいては住民の皆さんにとってよいまちづくり、市長が目指しておられます、住んでよかったと、そういったまちづくりの実現に向かっていくのではないかと思います。併せて、市長と選挙戦を争われた慶田候補も、あなたと約1,700票の差であります。その掲げられた公約、それに対しても数多くの市民の方が支持をしていただいたと。そのことも当選をされたあなたは含んで、これから先の4年間しっかりとこの志布志市のまちづくりをしていってほしいと、そういう思いがいっぱいあります。そういった立場から、私もお約束をしましたこと等を含めて、通告をしていました点について、順次質問をしたいと思います。

まず、第一点目は、所信表明の中で、市長がそれぞれ四つの視点から述べられておられます。人と物が行き交い、豊かで生活重視のまちづくり、二つ目に、安心・安全なぬくもりと元気なまちづくり、三つ目に、行財政改革の一層の推進、四つ目に、教育・文化の咲き誇るまちづくり、こうした施政方針の視点を述べられておられます。

まず最初に、私がお聞きしたいのは、この中で市長が現在の6歳未満までの乳幼児医療費助成、中

学生まで拡充して子育て支援をしていくんだというふうに、あなたが所信表明で述べられておられます。私も選挙戦の中で、このことについては子育て支援という立場から、ぜひそういった中学校卒業まで無料化すると、全国においては高校卒業までやっているという自治体もあります。

そうした中で、今回、市長のこの所信表明では、「中学生まで拡充し」とあります。これは中学校卒業まで私は当然含んでいるというふうに理解するんですが、そこについての市長のまず考え方をお示しをいただきたい。

そして、財源が私が事前にお聞きをしておいたところでは、約5,400万程度プラスされるのではないかとということでございまして、これが今回は骨格予算ということですので、いつの時点でそれがなされてくるのか、併せて、その2点をお願いをします。

**○市長（本田修一君）** おはようございます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

現在、医療費助成制度といたしまして乳幼児医療費助成制度の実施と、ひとり親家庭医療費助成事業制度を、本市におきましては実施しているところでございます。

乳幼児医療費制度におきましては、平成19年4月診療分から、それまでの県の3,000円を超える部分の2分の1助成からを撤廃して全額助成を、ゼロ歳から6歳の誕生日月末日までと拡充しまして、平成22年1月診療分からは小学校就学前月末まで全額助成すると拡充したところであります。

個人負担分の全額助成の取り組みにつきましては、県内でも上位の支援策であったものと考えます。

御質問の医療費助成の中学校までの拡充等についてでございますが、現在までの制度拡充の状況や財政状況等も今後見守りながら、助成対象年齢の引き上げにつきましては、支給対象等の条件整備を行い、実施してまいりたいと考えております。現在取り組み中の事業につきましても、更に周知を図りながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

失礼いたしました。答弁が漏れておりました分につきまして答弁いたします。

医療費につきましては、小学生終了までとした場合に3,000万円程度の増額、そしてまた、中学校終了までとした場合に4,500万円程度の増になるということでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、答弁がありました。これ、「中学生まで拡充し」というこのことは、乳幼児医療の時もありましたね、6歳までとしたときに不公平が生じるということでありました。中学校卒業までというふうに理解していいのか、もう一回お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

前回の乳幼児医療制度制定につきまして、若干このことにつきまして取り扱いの差が出たということでございますので、前回の制度の整備に伴います遺漏をなくするために、今回はきっちりとその辺りがない形で制度制定をしていきたいと思っております。

**○19番（小園義行君）** じゃあ明確に中学校卒業までというふうに理解してよろしいんですね。じゃあ、これ、6月の予算で提案されるつもりか、1年後辺りなのか、そこらについての見通しというのはいかがですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回、私は子育て日本一というものを改めて掲げまして、マニフェストの中に盛り込んだところでございます。そのまちづくりの中で、今回の当初予算の中におきまして、その事業の中の一つでございます、出産祝金事業についての拡充をして提案をしているところでございます。そのことをもちまして、まず第一段階では、子育て日本一のまちづくりについては一歩進んだのではないかなというふうに考えております。

ただいま御議論いただいております中学生までの医療費の助成制度につきましては、もう少し内部で検討させていただきまして、その適用について、どのような形であればいいかということを経査した上で御提案申し上げたいというふうに考えているところでございます。

**○19番（小園義行君）** そのことは理解をしました。じゃあこの任期中、できるだけ早い時期にそれが提案されるものと思って、次に移ります。

市長は、所信表明で、更なる行財政改革を進めるということで述べられておられますね、第三点目にですね。この中で組織体制や定数管理とも連動した行政経営全体の組織の潜在的な能力を最大限に発揮させるための体系を構築してうんぬんということで、志布志市集中改革プランや定員適正化計画を更に推進し、より一層の財政の健全化を進めてまいりますというふうに述べられておられます。

この表現だけを見ますと、一昨日もやり取りがありましたけれども、定員適正化計画を更に推進し、より一層の財政の健全化を進めてまいりますと。これは、まさに人がたくさんいるから、財政が大変困難だというふうにも受け取れるわけですね。これね、私から見たら、職員の人たち、やる気を失いますよ。こんな表現はとんでもないと僕は思う。定員適正化計画をするのは、それなりに進めていけばいいでしょう。これが、より一層の財政の健全化を進めていくと。そういうふうに市長は実際思っておられるんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

財政健全化、そしてまた、財政計画を立てて私どもが市政運営をしているということにつきましては、合併以来の最大の課題になっているところでございます。行政改革大綱に基づきまして、そして集中改革プランに基づきまして、そのことをこの4年間、そしてまた、これからの4年間も進めていこうとするところでございます。

そのプランに基づきまして、定員適正化計画等も作られて、そして実施しているところでございますので、それを原則として一生懸命進めていくんですよというような内容でございます。

**○19番（小園義行君）** まさか人がたくさんいるから財政が厳しいって、そういう認識はないですね。

**○市長（本田修一君）** 人がたくさんいるから、その部分を削減しなきゃならないという前提でしているということではないということでございます。当然、その中では行政の見直し、そして職務の分担の見直しというものを含めていきながら、より適切な形で市民サービスが提供できる体制を構築していきながらの定員適正化計画ということになるかと思えます。

**○19番（小園義行君）** そういう意味では、今市長が職員が多いからそうじゃないんだと、ただ、集中改革プランと、そういう適正化計画含めてですね、あったからそういうふうにしたんだと。でも、こういった表現は、よく気を付けてやらないとですよ、これを日本語そのままにしたら、そういうふうに使われてもしょうがないですよ。ぜひそういう立場でですね、職員の皆さん方、一生懸命あなたの公約実現のために取り組んでいる。いないと駄目でしょう、これ。

そこで、ちょっとお聞きします。この適正化計画だと、23年度当初で約12%減、18年4月1日現在と比較したときですよ、401人おったんですが、それを351人にするということで、平成22年の3月現在では、もう359名ということですね、18年の4月に比するとマイナス42ということで、もう23年度の計画を、今年度定年退職、そして早期退職の方がどれくらいおられるかよく分かりませんが、この351人以下とすると、この目標も、この22年度当初で達成をしていくのではないかとというふうに理解をしてるんですが、そのことの認識は、市長いかがですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本年4月1日の見込みといたしまして、356というふうに見込みを立てているところでございますが、まだ3月末という時点でないと正確にはつかめないということでございますが、現在の見込みとしては、そういった数字になっております。

**○19番（小園義行君）** 356名、これ目標からしますと、もう当然到達しますね、これね。23年度当初という意味ですよ、今市長の答弁聞いてまして。そうしますと、これ更に、351に23年度いきますね、集中改革プラン、国が求めているものについては、もっとまだ残りの5年間で更に削減していくというふうなおつもりなのかどうか、そこらについては、どういう対応をしたいというふうに考えておられますか。

**○市長（本田修一君）** ただいまの定員適正化計画につきましては、23年の3月31日、4月1日をめどに立てているところでございます。ただいまお話がありますように、351人まで削減するという内容でございまして、その後の計画につきましては、今後検討していくべき課題かというふうに思います。

当然、削減していくということにつきましては、行財政改革の中で交付税の削減、あるいは合併により行政の効率化というのがありますので、そのような形の効率化が図れるということが前提になって立てられておりますので、4年たち、5年たち、合併が一応落ち着いたということになるとなれば、また新たな交付税の措置というものが示されるとなれば、そのことに基づいた形の財政計画が立てられるということになると思いますので、それらに基づいた形の新たな定員の適正化の計画というのは立てるべき課題かなというふうには考えます。

**○19番（小園義行君）** 一応5年間のこの目標に基づいて進めていく。そして、あとは来年度以降といますか、そういうことでこれをしていくんだということですが、ここで少し僕は、立ち止まって考えなきゃいけないんじゃないですかね。財政が厳しいからといって人を減らせばよいというものではないというふうに思います。

そこでですね、更に削減していくそのことについては、来年度以降少し検討していくんだというこ



とでありましたので、そこは少し理解をしました。ただ、この中でですね、市長がこういうふう述べておられます。限られた人材でより質の高い行政サービスを提供できる体制づくりのために、職員の資質向上を図るとともに、人事評価制度を導入し、市職員の活性化に努めてまいります。この人事評価制度の導入、これ具体的にちょっと教えてみてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

人事評価制度につきましては、今後、私どもとしまして新たな課題として取り組むべき内容かというふうに思っております。

具体的な内容につきましては、まだ今から内部的に協議を重ねて、その方向を定めようかというふうに考えているところでございますが、基本的には、効率的な行政運営ができるために、その組織体制としてどうあるべきかという観点から協議を重ねてまいりたいと思います。

**○19番（小園義行君）** まだ具体的にはなっていないということですね。所信表明の中でこういうことを表明されるということは、しっかりとした考え方を持っていないといかんということですけど、いわゆるその前段で書いてある、こういうことをするために人事の評価、これがいいかどうかはですよ、僕がかつてN T Tに勤めていたんですけども、成果主義というのが導入されてですね、同じ仕事をしているけれども、その人の能力に応じてボーナスの時に格差が出るんですね。そうすると、お互い見せ合いっこはしないけれども、なんとなく分かるんですよ。そうすると、本当にそれが活性化するかといたら、もちろんあの人に追い付きたいと思って頑張るその人がやればいいけれども、そうでない時は、なんだよって、あんまりモチベーションは上がらないですよ。この成果主義、これ導入したっていうのは、今の日本がこんな状況になっていることを小泉さんの時代で示してくれたじゃないですか。こういう状況になっちゃっているのは、いわゆる評価制度でプラスしたりマイナスしたりすると、そのことが果たしてどうなのかということも、僕はしっかりと考えてこの人事評価制度というのは導入しないと、職員間がばらばらになってしまうような気がして心配をしております。そういったことのないようにですね、これきちんとやっていただきたいと、そう思います。

財政が大変厳しいということの認識が市長にあるなら、議案上程の日に三役のいわゆる特別職の10%削減を提案されましたので、そういう認識があるんでしょう。それだったら、私たち議員も含めてね、これは、自ら率先してやらないといけないというふうに思うんですね。職員を減らせばよいということでもないというふうに思います。無駄を省く、いろんなことをしてやらないと。そのためには、その先頭に立つ市長自らが、しっかりとした財政に対する思いを持ってないといけないじゃないですか。

そこで、財政の健全化ということで私たち議員も含めて、これ1割カット、そういう等々も含めて提案をやってもいいじゃないかと。これは、本田議員の方からも50%カットはどうだということもありましたけれども、それらの議論をして、議会ももちろんそうですけれども、当局としても、それぐらいのお願いをするべきでしょう。

そして、私は市長の退職金について、先の議会等でもやりました、9月議会でしたかね。その時に、

次の任期でその問題は考えると、検討する課題だというふうに答弁をされました。市長の退職金は、1期しますと1,696万円、これももう市長はいただかれているわけですが、現実には、この副市長、教育長等々も含めてですね、それなりの退職金があるわけですし、ここらについても見直しをやっぱりしていくべきだろうと。鹿屋市の市長が新しく替わりました。議会の中で見直しをきちんと約束をしております。しっかり対応してできるんだということでありまして、市長が本当に財政が大変だという思いがあるなら、これについての考え方をお聞きをしてみたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

前回御質問いただいた時に、次の任期でということでお話させていただいたということでございます。まだ今の段階では、そこまで私自身もそのことにつきまして、どのような形で考えていけばいいかということについては考慮してないところでございました。

今後、そのことについての取り組みは、他の団体等も十分調査させていただきまして、そして本市にとりまして、私にとりまして、ふさわしいものというものを精査させて提案させていただくという形をとらせていただきたいと思います。

**○19番（小園義行君）** 今答弁がありましたように、ぜひこの財政の関係で、こういう一層の行財政改革の促進ということであれば、そういったことも含めてですね、対応をしていってほしいと。そういうふうに検討するということでもありますので、精査するということでもありましたので、理解をして、次にいきます。

次は、庁舎の問題ですが、有明本庁、そして志布志・松山総合支所方式を採っているわけですが、現実には、この松山と志布志の総合支所、これを今後どのようにしていこうというふうに考えておられるのか、まず基本的な考え方を市長にお聞きします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

新生志布志市誕生とともに、本庁を有明町に置き、志布志・松山につきましては総合支所方式にするという方針決定の下、本庁と支所の役割分担の定着に向けまして、常に住民の視点に立った公平なサービスに努めてまいったところであります。

私は、1期4年間を通しまして特に感じていることは、松山・志布志・有明、3地域の融和と協調が図られたということを感じているところでございます。このことは、それぞれの地域の特性を生かし、地域間のバランスも考慮しながら市内地域全体の振興を図った成果というふうに考えております。議員の皆様方の御理解と御協力により成し得たことにつきましても、深く感謝申し上げるところでございます。

しかしながら、限られた行財政の資源の下で、ますます高度化、多様化する住民のニーズに適切に対処していくためにも、さまざまな手法を活用しまして、不断に行政改革に取り組み、簡素で効率的・効果的な行政体制を確立することが強く求められているところであります。そのような中で、志布志市組織機構再編計画や志布志市定員適正化計画に基づきまして、更なる再編への取り組みを推進していかなければならないかと思っております。

総合支所方式の弊害としまして、組織の肥大化による問題を解決するために、本庁と支所の機能分担の見直しや、集約できるものについては本庁へ機能集約する方向で進めてまいりましたが、団塊世代の大量退職や定員適正化計画に基づく職員数の減に対応しまして、限られた人員で、より効率的な行財政運営を目指すために、総合支所方式の見直しが喫緊の課題であろうかというふうに思います。

組織機構再編計画と定員適正化計画の最終目標が平成23年4月でありますので、これに合わせまして、総合支所方式から本庁方式に移行するということにつきましても、考えてまいりたいというふうに思います。移行に当たりましては、市民サービスに直結する部門には十分配慮しながら、効率的な行政運営に努めてまいりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○19番（小園義行君）** 今市長の方から、総合支所方式が、この職員適正化計画そういったもの等を通じて職員が減っていく中で大変厳しい状況が生ずると。よって、本庁方式に見直しをしていかざるを得ないという、今ありましたね。これ、今市長は2期目に入られたから、そういうことをおっしゃるんでしょう。大変心配をしております。

市長いいですか、もう一回聞きますよ。現在ですね、平成22年の3月現在で、市長部局がどういう状況かといいますと、本庁、いわゆるここ有明本庁ですね、202名です。そして志布志総合支所47名、そして松山総合支所は35名、こういった状況ですよ。これをですね、非常に私は今、言葉の上では、サービスの低下を招かないとかいろんなことがあるわけですよ。それは言えるでしょう、それは、言葉の上ではですね。でも正直言って、そこの地域に住んでおられる人たちの要求、そういったものに対応するために、どういった事務量があるのかと。これ、最初の一般質問の中でもいろいろありましたが、初日のですね。私は、現在、総合支所方式を採っている志布志と松山で、これだけの人数でね、市長部局、志布志は47名、松山35名、この状況を本当に総合支所方式を採っている今のやり方として、あなた方が決めてこれをずっとやってきた。こんな現状になってるんですよ。

いいですか。18年4月、これ総合支所方式が始まった新年度ですよ。その時に市長部局が、本庁198、そして志布志が66、松山49という状況の中から、今ここにですね、すごく総合支所の方が減りまして、本庁の方にどんどん人が寄る、しかも本庁も適正化計画で削減していきなきゃいけないという状況の中、大変やりくりが厳しい。ずっとこの問題は私は市議会議員になってから、5年後、10年後では遅いですよと、いろんな庁舎問題、位置の問題、見直しをする際にきちんとやらないと、後もって大変なことになりますというふうにずっと投げ掛けて市長に質問してきました。これ、合併協議会で決めたことだから変えませんということでしたが、この現状をですよ、今、志布志総合支所47名、松山35名というこの現状を、それぞれの地域における支所における事務量としては、この職員で大丈夫だというふうに理解されてるんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今お話になられました数字につきましては、市長部局の職員の数ということでございまして、市長部局でいきますと、合計で287名、そのほかに議会あるいは教育委員会、農業委員会、水道局とありまして、総体で361名という数字でございます。

合併直前には、志布志町の方の庁舎には198名職員がおられまして、現在、市長部局でない職員も含めまして92名ということで、およそ半分ほどに減っているということでございます。

私どもは、合併いたしまして、この志布志市が市民にとりまして住民サービスが低下されない形での行政運営をしなければならぬ。そのようなことをするとなれば、どのような組織体制がふさわしいかということで、本庁をこの有明の役場に定めまして、それ以来、市民のサービス向上のために取り組みをしているところでございます。

前提といたしまして、支所においても、市民の方々にとりまして、不便がない形でのサービス提供が図られなければならないということがございますので、私どもは、そのことをいつも念頭におきながら職員の配置についても努めているところでございます。

そのような観点から、ただいまお話にありましたような人員の体制で市長部局としては対応しているということでございますが、そのような体制の中で市民のサービスにつきましては、十分とはいえませんが、機能は発揮できている体制になっているというふうに認識しているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今市長がおっしゃったようにですね、ほかの教育委員会等々を含めて、それぞれのところはですね、もう志布志・松山総合支所にそれぞれおられるわけですけど、実際は松山が全部合わせると41、そして志布志が92という状況です、今おっしゃったとおりです。

これを、今後ですね、市長は総合支所方式を見直しをして、本庁方式に移行せざるを得んという、いつの時点かそれは分からんけれども、来年なのか再来年なのか分かんないけれども。これ正直言って、本庁方式になったときに、松山総合支所と志布志総合支所は、松山支所、志布志支所となるのか。それとも、支所がなくなって出張所扱いになるのか、その出張所もなくなるのか。この定員適正化計画の見直しをする段階で、私は非常にそのことが議論されると思います。松山もなくなってしまうのかな、志布志もなくなってしまうのかなと、それとも出張所扱いになるのかな、こういうことですね。

そのことを踏まえて、適正化計画はいったんちょっと待てよと、人が足りないじゃないのと、本庁方式にしてしまっ、とてもじゃないけど足りないよというときに、立ち止まって考えて、住民サービスの低下を志布志や松山総合支所のところが招かないように、どうなのかということも検討すべきだろうというふうに僕は思うんですね。そういう観点から、本庁方式にしたときに、松山総合支所と志布志総合支所はどうなりますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本庁方式にするということになれば、庁舎機能が1か所に集中すると。そして、本庁以外の庁舎を支所とするというふうになるというふうに考えます。

じゃあ名称の変更ということだけなのかというと、当然そこには機能の見直しということがございますので、そのことにつきましては、今後この本庁方式に変更する中での議論の中で整理をしていくという内容になるかと思えます。

先程来お話ししますように、合併いたしまして、この支所につきましては、本当に私どもは先ほどか

ら言いますように、市民の方々にサービスが低下を来さない形で行政運営していくんだよということを前提にしているわけでございます。当然、そのサービス内容というのは何かというと、支所に来られる、窓口に来られる方々が、スムーズにそのような手続きができて、そして求められる要望についてすぐ対応ができる体制になっているということが前提かというふうに思います。

そして、いわゆる企画、それからさまざまな政策についての内容につきましては、本庁で定めまして、そのことでもって市民サービスが低下をそれぞれで来さないためにはどうするかという部門については、本庁でまとめてやっていくというやり方をしていくということになりますので、その分野でも、支所の方につきましては、サービスが低下を来さない形のもを前提に考えて取り組んでいくということでございます。

本庁自身にしましても、定員適正化計画に基づきまして、職員が減っていくという中での取り組みだということを御理解いただければというふうに思います。

**○19番（小園義行君）** 市長、いいですか、地方自治法を無視してはやれないんですよ。名称がどうだこうだって今おっしゃっているけれども、ちゃんと自治法の第4条、ここにきちんとうたってますよ。そして、行政実例含めて、第155条ちゃんとこれ、あいしてしなさいというふうにならうたってますね。それでは、支所、出張所、明確にそういうものがうたってあるんですよ、これ。ただ単に、あそこは総合支所だとか、支所だっていう形になっているわけじゃないんですよ、これ。しっかりとそのことを踏まえて答弁しないと、とんでもないですよ。本庁方式にするということは、いわゆる総合支所方式じゃなくて、支所にするか出張所なのか、なくすかと、これしかないでしょう。そうなったときに、今の現状を考えたときですね、それぞれ旧松山町地域、旧志布志町地域の住民の数だとかいろんなことを利便性考えて、事務量がどういったことになっていくのかということを考えて、すべて本庁に取ったから事務量はこっちでやるよと。でも、サービスは、直接住んでおられる住民は動かないわけです。そこにまったく人がいない状況をつくり出していいのかということ、本庁方式になるとそういう恐れがあるから聞いているんですよ。違いますかね。これ全部読みますか。

だから、私は本当に今の現状を考えたときに、この総合支所方式をどうするのかと。本来だと、今初めて本庁方式に見直しをしていかなきゃいけないかもしれないという、選挙の公約にそういうこともきちんとうたって、選挙戦を戦わんとはいかんじゃないですか。入ってましたか。総合支所方式を堅持するというのが、ずっとあなたの答弁ですよ、今まで。それを通じて、選挙戦通して、みんなそれがよか、ならちゃんとやる。ここも本来は私はしっかりとマニフェストの中に入れて、人が足りなくなりますけれども、こうしますということを含めてですね、やるべきだったと思うんですよ。本当に今初めて僕は聞いて、ちょっと心配していたとおりのことになっていくなということがあって、今聞いているんですよ。

これから、もう一回言ってください。本庁方式にこれが移行していったときに、松山総合支所と志布志総合支所はどういった形になるのか、そのことだけお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、今後このことについては、皆さん方とも御議論を重ねさせていただくということになるかというふうに思います。そのような中で私自身としましては、当然、合併直後、総合支所方式を採ってきた内容でございますので、本庁方式ということになれば、支所ということになるかなというふうには考えております。そこには、きちんと職員は適正な形で配置されている支所というふうなふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** 今、市長の方から、本庁方式を採ったときも、支所はしっかり置くということで、ここに書いてあります。いいですか、地方自治法の155条ですよ。支所は市町村内の特定地域を限り、主として市町村の事務の全般にわたって事務をつかさどる事務所であり、出張所は、住民の便宜のために市役所又は町村役場で出向かなくても済む程度の簡単な事務を処理するために設置するものである。ここに明確に支所と出張所の違いをうたっていますね。その中で、現在は総合支所方式を採っているから、全般にわたってきちんとこういうことですよ。それなりの人を置いとかなんとかんということなんですよ。

初めて市長が、そういう本庁方式をしていかなきゃいけない、そういうことも視野にしているということでもあります。もし、そういうことであれば、私はずっと4年間、本庁を志布志の総合支所に移していく考えはないかということで市長に質問をしてきました。答弁は一貫してそうだったわけですが、先の12月議会で住民の皆さんの気運が高まれば検討するという答弁がありましたね。そして、市長選挙に入る前の1月17日、公開討論会でお二人のやり取りがある中で、司会者の方からその質問がありましたね。その時、市長は「住民の皆さんの気運が高まれば、アンケート調査や住民投票をして対応する」と、こういうふうに公の席で発言をされました。これは、もう公約ですよ、あの場でおっしゃるということは。だから、この本庁方式に移行していくそういったときには、やっぱり本庁の位置も踏まえて、このアンケート調査をやるとかそういったことを考えないで、いきなり本庁方式にいきますというふうなふうに考えておられるのか、その対処の仕方だけお願いをします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本庁方式に変更するとなれば、また市民の皆さん方に御理解をいただき、そしてまた、その機能とサービスの内容等について十分説明を重ねた上で移行することにしなければならないということにつきましては、当然でございます。それをするために、市民の皆さん方の多方面からの意見は聴取したいというふうに考えます。

**○19番（小園義行君）** 市長は、多方面からいろんな意見を聞きたいということではありますが、私が4年間本当に庁舎位置の問題で市長に届いてませんかと言ったら、「一切届いてない」というのが、市長がこの本会議場でずっとおっしゃってきた答弁でありました。意見の聴取をするということは、真にですね、やらないと、きちんとした形でやらないとですね、届かないことがよくあります。私も今回の選挙戦でアンケートをお願いをしました。たくさんアンケートが回答、ひとつ返ってきました。庁舎位置の問題等々含めてですね、今のままでもよいとかですね、もっとやっぱり移すべきだとか、いろんな声がたくさんありました。その声をしっかり僕なんかは受け止めて、今市長に声としてやる

わけですね。もちろん松山町地域に住んでおられる方々とも意見交換したり、いろんなこともしました。そういった中で今、きちんと意向を聞くということでもありますので、いきなり本庁方式って、こういうことはないということですよ。

だけど、市長は、本庁方式に見直しをしていくと。そういった中で、本庁の位置の問題もしっかりとそのときは聞いてやっていく。私は、本庁をやっぱり志布志の総合支所に移して、それぞれの現在、有明は本庁になってますけど、松山総合支所もしっかりとした住民サービスの低下を招かない形でのものにするとということをした上でやらないと、僕はいけないと思います。そのためには、この職員適正化計画、そういったものもしっかりともう一回立ち止まってよく考えて、見直しをしていく際にしないと、とんでもないことになりますよということを含めてですね、私はぜひ本庁方式に移行していく時に、志布志・松山総合支所に携わる職員の数やら、そのことが住民サービスの低下にならないような形でしっかりとやっていく。併せて、志布志の総合支所に私は本庁を移すというふうな考えは今でも変わっておりませんが、しっかりとこの意向調査をするということを含めて、再度確認をしたいと思います。

アンケートを、そういった中に本庁の移転の問題も含めて、市長、考えておられますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどからお話がありますように、職員適正化計画に基づきまして、職員数が減っていくんですよと。その中で、市の業務が市民サービスの低下を来さない形するにはどうすればいいかというようなことが前提になって、支所の見直し、あるいは本庁舎についての機能ということが議論があるかというふうに思います。当然、その前提としましては、行財政の運営が厳しくなっていくから、その中で無駄なものは削減できる形で取り組まなければならない。そして、その無駄なものの削減の一つの中に、合併いたしまして、その中で業務が分担してかぶっている分について、その分については適正な職員で対応できる内容になるということで、職員の適正化が図られていってきているというふうに認識しているところでございます。

そのような中で、更に今後職員数が削減ということになれば、まだまだ今後もさまざまな市民の方々の要望等もあろうかと思えます。そして、新たな業務も発生してくるということも予測しております。そのような中で新たな次期の職員の適正化計画の策定ということになろうかと思えます。それらに基づきまして今後も、この支所につきましては対応をしていく内容かというふうに思います。そのような段階、時期がまいりましたら、今お話ししましたように、市民の方々の多方面の御意見は聴取したいというふうに思います。そしてまた、その中で、お話にありますように、本庁舎の位置ということについてお話等があれば、そのことについても真しに対応はしていきたいというふうには考えます。

**○19番（小園義行君）** 今市長の答弁がありましたように、ぜひ住民の皆さんの声をしっかりと受け止めて、そのことによって政策判断をしていく。これが、もう間違いのない方向に市政のかじを取っていくということでしょうから、この本庁方式の見直しの時、それは非常に住民の皆さんから見たときに、プラスになったりマイナスになったりする部分がたくさんありますので、そのことについては、

ぜひ今答弁があった立場でですね、やっていただきたいと、そういうふうに思います。ぜひ住民のサービス低下を招かないために、松山町地域も高齢化率、大変高いです。もちろん志布志市、有明、ここもそうですよ。本市がもう30%超えている状況ですのでね、そういったこと等を踏まえて、対応をしていただくものというふうに理解をして、次に進みます。

高齢者福祉の関係ですが、敬老祝金、75歳以上すべてに支給する考えはないかと。この問題も、これまで何回も取り上げてきました。提案される議案として、日本共産党の議員として、また住民の皆さんからいろいろお話をいただく中で、反対をしてきた経緯があります。私は、この敬老祝金、ぜひですね、いい形で事業が執行できたらいいのになあというふうに思っております。

そこで、市長にお聞きをします。この志布志市敬老祝金支給条例の第1条がですね、「この条例は、社会福祉事業の一環として社会の進展に寄与した者の功労を讃（たた）えるため、高齢者に対し、敬老祝金を支給することを目的とする」というふうになっています。

市長にお聞きします。この条例が示している高齢者というのを、どういうふうに市長はとらえておられますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この祝金条例につきましては、ただいま節目支給というような形で取り組みをさせていただいているところでございます。

その中で、じゃあ高齢者ということを考えてなれば、パターンがいろいろあるということございまして、普通でいけば、もう60歳以上が高齢者とか、あるいは65歳以上が高齢者とか、極端に言えば75歳以上が後期高齢者とか、そういった言葉もございます。そういうことで、そのとき、その折にですね、その高齢者というものは考えるべき内容かというふうには考えているところでございます。

**○19番（小園義行君）** そのときそのときで、高齢者は変わりますよね。65歳以上、高齢化率を判定するときは65歳以上、そして、から74歳までは前期高齢者、75歳は後期高齢者と、それぞれくりがあるわけですが、これは勝手につくられたわけですよ、正直言って。一口に高齢者というのは、自分から見たら、それぞれ違うでしょう、私から見ても。75歳の人から高齢者と見たら、もっと上になるんだろうけれども。でも、ここに掲げているこの高齢者というのは、一般的に自分たちが、ああそうだよというものだと思うんですよ。70歳なのか75歳なのか、80歳なのか分からないけれども。この条例でいう高齢者というのは、一般的な意味で、私は75歳以上の方々にこの敬老祝金を支給するときは、まあいいだろうというふうに思っているところです。

市長は、その節目節目で変わると、それはですね、取り方によって変わるんだということを言われました。じゃあ、今回、市長がこの敬老祝金の支給条例、一部改正というに変ですけども、9月1日現在の基準日を設けていたものを、その年度内にそこに達する者というふうに変ったんですね。それで今までの敬老祝金支給条例とまったく変わったわけですが、ただ、その間にですね、満年齢に達する者との条例改正案、提案されたんですね、年度内にね。このことをされた真意というのは、どこにあるんですか。



**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

高齢者の方々は、さまざまな場面でそれぞれお仲間内の会合等があられるということで、その時に自分はこのものの対象になったと、自分は対象になっていないと、同じ学年でやってきたのに何で違うのかなというようなことがあったということをお聞きいたしまして、ということになれば、その当該年度に達する年度の方につきましては、同じ取り扱いがふさわしいというような形で今回改正をさせていただくところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今の市長のそういう思いに至ったというのはやっぱり、公平性というと変ですけど、同じ年代で同級生がですよ、9月1日でもろがなりたい、もろがならんかったって、そういうことじゃまずいなということを感じられたんですよ。そうしたときに、この敬老祝金、少し幅を広げたらですよ、仮に、みんないつ死ぬか分からないわけですけど、僕も含めてですよ、それなりにですよ、敬老の日が来た時に、同じ集落で、私たちも自治会でやります。今年該当した人、あと3年せんと該当せん人、いろいろありますよね。同年代、いわゆる同じ同級生は不公平感があるから、それを解消しようということですけど、一歩前に進んで、これはいいことですよ。だけど、それを少し広げて、みんなが同じ思いで9月15日、敬老の日を祝えたらいいなと思います。それは、私は、75歳以上、今2月27日現在で志布志市が5,666人おられるんですね。この敬老祝金支給条例のこれ見えますと、数え年77歳で3,000円ですよ、そして100歳以上が5万円です。満90歳1万円、88歳が1万円、満95歳が2万円と、それぞれ金額が違うんですね。これまさに一緒にして3,000円、一番低いところの3,000円で計算したときに、1,699万8,000円あれば可能です。今回、当初予算で市長が提案されております1,700万円からの予算があったら、十分可能なんですよ、これ。全員に支給ができて、みんな同じ思いで敬老の日を迎えられる。この方が僕はよっぽどいいというふうに思うんですが、同級生を9月1日以降の人も広げたその思いと、少し年齢を広げて、75歳以上と僕は言ってますけど、75歳以上にしたときに、この予算の枠の中で何ら新たな財政負担が生じるということはないんですよ。一堂に会している人たちに同じ、よかったね、長生きをしてと、もっと来年も頑張ろうというそういった思いにできませんかね、市長。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

節目支給で77歳、88歳、99歳、そしてまた、80、85、90、95というようなことで節目を支給させていただいているところでございます。そのような中で全員対象になるとなれば、予算的には、今年度からすると若干下回った形でできるというふうなお話ですが、通年の敬老祝金の中の予算でいきますと、若干膨らんでくるかなというふうに考えたところでございます。

3,000円、あるいは他の金額というふうな形で全額支給ということになれば、また別な面で私どもが配慮しなけりゃならないことも生じてくるというふうに考えます。このことにつきましては、まだ時間を置いて十分内容を精査させていただきたいと。そしてまた、各関係機関の方々にも御意見を賜りたいというふうに考えます。

**○19番（小園義行君）** これは市長、予算をですね、今回、昨年度からすると約700万円ほど増えたん

ですね。それは、同級生はやっぱり一緒にやろうよということがあって、700万円ほど増えたわけです。それは、この金額がそのまま3,000円から5万円までですか、ここが変わりなくきたからそうですね。これを全部、言葉は悪いけれども、同じ長生きしてよかったという意味で、行政の方からいただいたという、私たちが長生きをしてよかったということを祝ってもらっているという意味でしたとき、一律3,000円としたら、今の予算の中で全員に支給ができますよということを僕は市長に言ったわけで、新たにこの条件の中で3,000円、1万円、5万円、3万円でやりなさいということじゃなくて、一律3,000円にしたら今の予算の中で大丈夫ですよ。これは、まだ9月ですからね、当然、条例改正含めて、いろんなこと考えられても当然だと思うんですよ。いや、やろうと思えばできるという意味ですよ。市長が新たに財源が必要だということだけど、この提案されてる予算で十分私は年寄りの方々は喜ばれると思いますけどね。

こんなことがありました。旧志布志町の時代にですね、私は帖五区という地域に住んでいるんですが、そこのお年寄りの方、懇意にさせていただいてまして、敬老祝金が届くわけですね、当然ね。どうされたかといいますと、こうですよ。その方が敬老祝金をもらいますね。使わずにためていただいて、社協の方に本当に私が長生きをして、こんなお金をいただいて有り難いことだったと、まとめて寄附をされると、こういった話をその方からお伺いしたことがありました。これがなくなったわけですね。節目だとですよ、こないわけで、毎年来ると、そのことで、いただいたものをまた社会のそういう福祉に、私が長生きをしたということをみんなが祝ってくださるそのことの思いにこたえられて、社協に御寄附をされる。すばらしい話じゃないですか、これ。私は、そういったお年寄りの方々の気持ちというのは、まさにそこにあるのではないかと。だから、市長が今回、同級生だけは解消しようといった思いを、少し広げて、本当にこの敬老祝金の条例の目的が示しているそこに沿った形でやろうよということを私は言っているわけですし、今のそういったお年寄りの気持ちをどういうふうにくみ取りますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまのその帖五区の高齢者の方のお話、本当に有り難い、本当に心温まるお話だというふうに認識するところでございます。

高齢者の方々は、本当に長い間、御自身で一生懸命お仕事をされ、そのことでもってさまざまな地域への貢献、社会貢献をされてきた方々だというふうに思います。その方々であるとなれば、なおのこと、また改めてそのことについて社会に貢献したいというお気持ちがあるということについては、十分認識しているところでございます。

その方々に対しまして、私どもは何らかの気持ちを表すということで、この敬老祝金というものを敬老の日にお祝いを申し上げるということにしているところでございます。

そのような意味合いから、すべての方を対象にするということではなく、節目節目、改めて自分がそういった年齢に到達したんだなということをお祝いいただくということで節目にさせていただいているところでございますが、この制度につきましても、合併以降新しく定めた内容というふうになっ

ておりますので、それなりの期間が経過していると。そしてまた、そのことについて新たな検討も必要かということになっているかどうか含めて、内部で協議をさせていただければというふうに思います。

**○19番（小園義行君）** 内部で検討ということでありました。市長、冒頭にお話をさせていただきましたけど、選挙戦の中で本田市長と選挙を戦われた慶田さんのマニフェストにですね、80歳以上、敬老祝金、全員支給というマニフェストが公約として載っておりました。このこともですね、踏まえて、いろんな行政のかじ取りをしていただきたいというふうに冒頭言いましたね。慶田さんのあのマニフェストをちゃんと受け止めて、こっちがいいというふうに投じた方々も多分たくさんおられるわけですよ。そういったことも踏まえて、ぜひ、内部で検討ということでありましたので、ぜひまだ時間もあることですので、市長の方で、同級生までは広げようといったそのやさしい思いをですね、更に広げていただいて、条例が示している高齢者に対しての全員支給と。私は75歳と言ってます。そのことを踏まえて、中身、いわゆるちゃんと場内で検討するというございます、役所の中でですね。ぜひそういったこともくんでやっていただきたいというふうに思います。この敬老祝金支給の事業が、本当に毎年、高齢者の方々から喜ばれる日であるように検討をお願いをしたいと思います。

次に移ります。

女性対策ということで、今回、子宮頸がんのことを少し通告をさせていただきました。

医療費の抑制としては、予防がやっぱり大事だろうというふうに僕は思うんですね。それで、それぞれ行政の方で胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、検診等々をされているわけですが、子宮がん検診等の受診率そういったものは、どれぐらいのものになっているのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま子宮がんの受診の状況につきましては、18年度8.8、19年度10.1、20年度9.8、21年度で15.7となっております。

**○19番（小園義行君）** なかなか1割に届かないという状況で、それぞれ大変ですよ。

私は、健康というのは、一人一人の基本的な人権であるというふうに考えます。すべての女性が、自分の人生と健康を自己決定していく権利を持っている、そういうふうに思います。これは男性もそういうことだと思いたしますが。

今、新聞報道等々で、年間1万5,000人からの女性が子宮頸がんになって、年間3,500人が亡くなっているという状況が新聞報道等であります。私もここに2月の18日付けで「新婦人しんぶん」という新聞、これ新婦人が出しているんですが、そのお医者先生がいろいろお話をされています。日本でも昨年の暮れにですね、ワクチンが承認になって、サーバリックスというワクチンですが、販売されるようになってるんですね。そういった意味で、国が承認したわけですし、そういったものの予防ワクチンとして販売等々がされているわけですが、国からのその情報そういったものが当局に届いているのかどうか、なければいいですけど、どうぞお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

情報ということにつきましては、直接的にはないところでございますが、私どもは、さまざまな情報等を入手しまして、今お話にありましたような子宮頸がんにつきましては、把握をしているところでございます。

**○19番（小園義行君）** じゃあ、そういった認識もお持ちだということで少し質問をしたいと思えます。

この子宮頸がんというのは、あと鶴迫さんの方が詳しくされると思いますけど、そういうウイルスに感染して、それが発症するのは大分時間がたってからということですね。その前にワクチン接種をすることによってそれを抑えていくということで、早い段階でやらないといけないということで、日本の産婦人科学会は11歳から14歳、WHOは9歳から13歳がいいよということで推奨をしているわけですね。このワクチン接種をするということは、お父様、お母様一緒になって、その子供がそのことを理解をした上で正しい知識を持ってそれに臨むということが非常に大事だというふうに思うんですね。そういった点で、女性の子供にそういうワクチンを接種をするということでありますが、先ほど市長に質問しましたけれども、教育長についても、この問題については国や県からのそういった情報、併せて、そういう理解のさせ方といいますかね、理解をどうしていただくかということが大事だろうというふうに思うんですね。そういった意味で、文部科学省や県の教育委員会等からそういった情報、併せて、こういうものを実施することになったときに、どういうふうに学校現場として対応できるのかということを含めて、ちょっとお聞きをしてみたいと思います。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

まず、その前に、現在学校教育で行われている病気の予防という観点からの指導がどうなっているかということについて少し述べさせていただきたいと思えます。

病気の予防についての指導でございますが、これは発達段階に応じて学級活動や保健の時間に行われているところでございます。特に、風邪やインフルエンザ、それから感染性胃腸炎等の集団感染の恐れの高いものが入念に行われているのが実態でございます。

また、保健体育の授業の中では、いわゆる性教育も行われておりまして、性感染症についての指導も中学校では行われております。

しかしながら、今話題になっております子宮頸がんターゲットを絞った指導は、現在では行われておりません。

研究によりますと、子宮頸がんの原因となるウイルスは性交渉で感染するため、性行動を始める前の10歳代の女性へのワクチン接種が効果的であるといわれていることは、今、議員御指摘のとおりだろうと思えます。

公費であれ私費負担であれ、ワクチン接種をする場合には、接種を受ける本人が、その理由や意義を十分理解した上で行わなければなりませんので、いわゆるインフォームドコンセント、十分な説明と同意ということといたしまししょうか、そういったことも見逃せないことではないかと考えております。

平成22年度から、公費負担でワクチン接種をするという地方自治体もあるやに聞いております。

私ども教育委員会といたしましては、先行する自治体において児童・生徒への子宮頸がん予防接種に関する指導がどのように行われているのか、情報を収集して考えてみたいと思っております。

県教育委員会にこの前、打診いたしましたところ、県教育委員会としては今のところ、この子宮頸がんターゲットを絞った指導というのは、まだやっていないということでございました。

学習指導要領も変わりますので、近々そういうことも指導の範ちゅうに入ってくるのかなとは思っておるところでございます。

以上でございます。

**○19番（小園義行君）** 今、教育長の方から答弁がありました。これ、子供たちが正しいことを知って予防をするというんですかね、その意識を持つことが大変大事だろうと思うんです。そういった意味で、これ少しあれですけども、自民党・公明党の政権の時代に学習指導要領が変えられました。その中で、人の体の仕組み、男女の体の違いって、小学校5年生の理科からなくなったんですね。小学校の5年生の理科でなくなりました。そして、2003年のこの改訂では、授精に至る過程は取り扱わないというふうにされたんですね。このワクチン接種というのは、非常に今答弁があったとおり、小学校の段階でそういうことを仮にお願いするということになったら、学校教育の現場としてしっかり認識をしていただいて、将来、子供を産み育てる器官である子宮をちゃんと守っていくという、この大事な部分をどうやって理解をさせていくのかと、していただくのかということが大事だろうと思うんです。そういった意味で、ぜひ、中学校では今答弁があったとおりですが、小学校のその現場の中で、どういうふうにこれを理解させていくのかというのは大変重要なことだと思いますので、今答弁がありましたように、対応をぜひですね、やっていただきたい。そして、子供たちが将来大人になって、これから先の時代を背負っていく子供を妊娠・出産をするというその大前提のところで失わないような予防という意味でやっていく必要があるんじゃないかと思っております。

これは、この対馬先生の話を知ると、ワクチン接種と定期的な検診で100%予防ができるというふうにおっしゃっています。この100%というは僕はびっくりしたんですけども、それはきちんとしたワクチン接種と定期的な検診があることがそういうことになると、二重構えが大事だよということをおっしゃっています。これはまったくそのとおりなんだろうなというふうに思います。

県の教育委員会等からもそういったのはまだ来てないということでありましたが、健康を守るということは、政府や自治体、またあるいは専門家が力を合わせてサービスを提供をして、学校や個人、そしてNPO等をはじめとした、またメディアを通して社会全体が進めていくべきだろうというふうに僕は思うんです。そういった意味で、国に対してこの公費助成のことなんかも、それぞれ全国で先駆けてやっている自治体があります。あと鶴迫さんの方もあるでしょう。

そういった意味で、国に対して、これ、ちょっと高いんですよ、3回ほどしないといけないんです。その金額が高いものですから、全額公費助成ということをやっていますが、これ、まず国に対してそういったものをお願いはできないかという声を、市長、挙げていくべきだというふうに思うんで

すが、そういったお考えはありませんか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

子宮頸がんのワクチンにつきましては、6か月間で3回接種しなければならないということで、きわめて頻繁にしなければならない内容ということでございますので、ただいま教育長の方から答弁いたしましたように、子供に対しましても保護者に対しても、きちんとそのことについて理解が得られた上で接種が受けられる内容かというふうに思います。

そして、このことにつきましては、金額的にも4万円から6万円ということで多額にかかるということでございますので、国に対しましてこのことについての取り組みがされるように、そしてまた、公費負担というような形でワクチンの接種が受けられるような要望はしてまいりたいと考えます。

**○19番（小園義行君）** ぜひですね、これから先のそういう人生の自己決定というのは、一人一人基本的な権利でありますので、女性が大事にされて、そういう命、健康を守っていく。そのために小さいころからのそういう教育と併せて、公費の負担ということでできたらいいなと思います。ぜひ、それぞれ教育委員会においてもそうですが、当局においても、そういう努力をしていただきたいものだというふうに思います。

次に、最後です。公契約条例の制定についてということで質問をさせていただきます。

今回、この公契約の問題をなぜ質問するかと言いますと、昨年12月議会で指定管理者の議案がたくさん提案されましたね。その中で、その指定管理者となったところに対して、法をしっかりと守って働く人のそういったもの等々をきちんとすべきじゃないかということで、受けた側に対して法をしっかりと守ること、このことを契約の中に入れるというふうに本会議で答弁がありました。そのことで質問をするところではありますが、国が今、この公契約法の整備に動かないという状況の中で、千葉県の野田市が昨年9月、公契約条例を制定しました。この公契約に関するこのことは、先ほど言いました委員会の中です、その後の委員会の中で、指定管理を受けた中で働く人の賃金が約4万円ほど下がるというような状況が文教厚生委員会の中でありまして、それは大変とんでもないことだねみたいなのがあって、最終的には市長総括までお願いをした上で、きちんとそれに対してはちゃんとやるということが約束をされたような経緯がありました。

そういう問題を含めてですね、この公契約、これに関するこのことについては、本市も18年の6月議会に1回ほど陳情が出されていまして文書配布ということになってはいますが、市長にそういった委員会等での経緯等を含めて、公契約に関するこの問題と野田市の条例制定、当然インターネット等々で見られると思うんですが、どういうふうにお考えですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

昨年9月に野田市の方で、公契約条例につきまして制定がされたというようなことであるようでございます。その際に野田市の市長は、公共工事の受注に際し、ダンピング競争となっている現状と、その結果として建設労働者の労働環境が悪化している状況ということを国に要望したが、残念ながら対応されていないということで、野田市としては、その条例を制定するに至ったということでございます。

まして、前提として野田市の方でそのような現状があったというようなことがあった上での、このような条例の制定というふうになったのかなというふうに考えるところでございます。

本市の建設工事におきましては、入札制度の改革の中で一般競争入札制の導入ということを行ってきているところでございます。そのような中で、不当なダンピング競争がないようにということで、それを制限する観点から、最低制限価格というものや積算内訳書の提出ということを行っておりまして、結果としましては、この本市においては建設業の労働者の賃金に対しては、しわ寄せがされてないというようなふうに認識しているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 野田市の場合は、今市長がおっしゃったようなそういうことですね。そういった意味で、非常にこの公契約の範囲も、予定価格が1億円以上とか非常に大きな問題のところでの条例がされてますね。これはそれとして、私自身は本市の建設業の中でそういったものが起こっているというふうな認識は持ってないところでありますが、税金を使って、いわゆる例えば指定管理者、そういう公共工事、委託業務含めていろいろありますね。そういった中でワーキングプアといいますか、そういったものを生み出してはいけないというふうな思いがあって、今回これ質問をしているところです。

昨年の議会で議案が提案された後ですね、よくいろいろ調べてみました。そしたら、全国市長会も公契約法の制定を求める要望書を国に、市長出してますね。そして、47都道府県の776議会が意見書の採択を行っています。本市で昨年、先ほど言いました12月議会の委員会審議の中、一般質問等々の冒頭で副市长も、この指定管理者を受けられたところには、きちんとそういう労働基準法のそういったものを契約の中に入れていくというような答弁がありましたね。そういうことを受けて、委員会で審議の過程の中で、4万円もの賃金の引き下げが実はこうだということが議論になりまして、そういったことでは大変税金を使って仕事をしてもらうそのことが、そこで働く人の労働条件が非常にそういうことに低下をしてしまうというようなことになると、これは税金を使って仕事をしてもらう以上はいいものにならなきゃいけないのに、しわ寄せがそこに行ってるというようなことがあったら、これいかんかと思って、ぜひ指定管理者制度を含めたそういうところにおいても、この公契約条例というのがあって、きちんと、いわゆる業者といいますか、指定管理を受けられたところの人たちの指導含めてですね、やれる、そういったものになっていくと非常にいいのかなという思いがあって、私は今日質問しているところでありますが、そうしたことを防ぐためにも、条例の制定というのが必要なのではないのかなというふうに思うんですね。そういった意味で、公共工事に関しての問題と、また指定管理の問題、こういったものも公契約と一くくりに見ると同じようなことでありまして、ぜひそういった状況が発生しないようなものをして、いわゆる業者の方々、また指定管理で受けられるそういう業者の方々も含めて、いいものにしていくという意味から、いかがですかというふうに、市長、お聞きをしているんですけど、再度お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

建設業につきましては、先ほどお答えしましたように、最低制限価格制度の導入というようなこと

から、そのような状況じゃないというふうにお話をしているところでございます。

また、指定管理におきましては、指定管理者の公募をする際に、公募の要件等が定められております。そして、その中で経営についても審査をしまして、その中で業者を選定していくというような流れになっておりますので、その中で働かれる労働者の方の賃金の水準については、適正に見積もりがされた上での経営の内容になっているというふうなふうに認識するところでございます。

**○19番（小園義行君）** いわゆる税金を使って行う事業にかかわる契約であるわけですから、発注者である公的機関というのは、このことで、いわゆるさっき言ったようなですね、4万円も引き下げられるようなそういったこと、ワーキングプアをつくってはいかんと。公的なそういう機関というのは、いわゆる労働者を雇用しているわけでありまして、雇用主、いわゆる使用主ですよ、使用者ですよ。すべての模範にならなきゃいけないわけですよ。

そういった意味から、全国に過去ですね、例えば市長もよく記憶にあると思いますが、2006年、埼玉のふじみ野市で小学校の2年生の子供が、プールの委託管理を受けている所で、事故で亡くなりましたね、排水溝に髪の毛が入って、ずっとそのまんまで駄目だったと。2009年4月、昨年4月に静岡市では、ゴールポストが倒れて、整備不良で青年が、これも死亡しております。どちらも、いわゆる行政の責任がこれ問われているんですね、裁判の中では。管理者として発注したそこがですね。

そういった意味で、私はきちんとそういったものを受けていただいたところにも、約束事というか、きちんと守っていただく。建設業に関しては、いわゆるそういった労働者の賃金もきちんと守るよという入札に関しての総合評価方式、そういったものも含めてですね、これきちんと判断の材料にしていく。そして、いわゆる指定管理者制度においては、いわゆる受けたその金額によって働く労働者の賃金を非常にそういう状況が、この4万円というのは具体的にそこが初めて出てきましたのでびっくりしたことでしたけれども、そういったことがないようにしないといけないと。

私は、職員適正化計画で本市も嘱託職員の方をどんどん入れないと、仕事が正直言って回らない状況になってるじゃないですか。そういったことを考えたときに、自治体としても、いわゆる雇用主ですよ。一方では、ちゃんと模範にならなきゃいけないのに、大変嘱託職員、臨時の方、パートの方含めて低い状況の中にありますね。今回たまたま臨時職員、嘱託職員の通勤費なんかも提案されて、いいことですが、そういうことにならないようにするためにも、ぜひこれは、これから先、国がまだ本当に動かないですけれども、千葉県野田市そういった所が先導を切ってますね、ちゃんとやろうと。そして、市長も参加されている全国市長会もですね、そういった要望書を上げている中で、ぜひ、公的機関が税金というものを使って、働く労働者やそういったところにしわ寄せが行かないような仕組みをつくっていく。そういった声を国にも上げていただいて、しっかり法の整備をしていただくということを、ちゃんと国にも声を上げる。そういった考え方を含めて、本市も条例制定、いきなりというわけにはいかんでしょうが、そういった調査研究含めてですね、やる考えはないか、市長にお聞きします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。



本市において、労働される方の労働環境というものについては、常に担当部署を通じて把握がされているというふうに認識しているところでございます。

そのような中で、今お話がありましたように建設業については、そのような状況と。そしてまた、指定管理者におきましては、また改めて意見を賜りながら、その改善については取り組みが必要というふうには認識するところでございます。

いずれにしましても、労働環境の改善を通じていながら、そしてその組織を活性化していった、最終的には、市民の利便性の提供と、そしてまた、サービスの提供ということになっていくということになりますので、そのことを前提においた形の改善というものを、そして労働環境の改善というものを取りまななきゃならないというふうには考えるところでございます。

そのような意味合いから、今お話がありますように、私どもも全国市長会で更にこのことについては、国に対して要望は重ねていきたいというふうに考えます。

**○19番（小園義行君）** 私たちの新しい任期が始まりました。市長も2期目に入りました。住民目線でやるんだと常々市長がおっしゃっています。ぜひこのまち、この市の主人公は住民の皆さんでありまして、その住民の皆さん方の福祉の向上、そういったものがよく発揮されて、住んでよかったねって、そういうふうに思えるようなまちづくりをこれからやっていくために、この議場で当局の方々と建設的な意見のやり取りをして、前に進めていけるように、これからも全力で取り組んでいただきたい。もちろん私もそのつもりで、これから始まりました任期4年間、全力を挙げて取り組んでいく決意を表明して、質問を終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

次に、7番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

**○7番（鶴迫京子君）** 昼食前の時間帯に、眠くなる時間帯ですが、また今回質問をさせていただく機会を得ましたので、始めたいと思います。皆さん、こんにちは。

今回の選挙戦を通じて、決断と実行をモットーに誠心誠意尽くしますということで、そしてまた、唯一、女性候補としては一人ということで、また女性の議席を確保したいという強い思いを持ちまして皆様に訴えてまいりました。その思いを市民の皆様がしっかりと受け止めてくださいますと、今こうしてこの場に立つことができることを本当に心から感謝申し上げます。それとともに、同時にまた、議員としての責務を果たしていこう、4年間頑張っていこうという決意を新たにしています。

そこで、通告順に従いまして質問してまいります。一問一答方式でお願いいたします。執行部の誠意ある答弁を求めます。

では、まずはじめに、窓口対応についてであります。

このことは、何人もの同僚議員がいろいろな角度から質問されましたので、質問しようと思っていたことと重なった部分がたくさんありまして、答弁を今までお聞きして、ほとんどの部分で理解したところです。

通告していましたので、まず税金の申告時期や転入・転出など市民が窓口集中することがありま

すが、職員の配置は効率的に行われているのか、まずお伺いいたします。

また、窓口対応ということでいろいろ総合的に、全般的なことで気になっていることを市長にお伺いいたします。

例えば、住民から寄せられる苦情や要望についてであります。その処理の方法はどのような取り扱いがなされているのか、取り扱いの本市での現状をお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

繁忙期の窓口対応につきましてであります。税の申告時期におきましては、特に志布志地区で支所への来庁者が多いということで、その対応につきましては関係各課で協議を行ってきたところでございます。

まず、税務課につきましては、税の申告受付に当たりまして、各地区の状況を確認し、これまで1日最大で3会場としておりました巡回相談会場を2会場に減らし、窓口受付職員の確保を最優先しております。

志布志地区におきましては、窓口への来庁者が多いということから、巡回相談を昨年の12回から7回に減らしまして、窓口での受付回数を増やしております。

松山地区へは、例年どおり本庁から2名の職員を臨時的に配置しております。

また、市民環境課におきましては、繁忙期が本庁・支所とも同じ時期であり、相互の応援態勢は取りにくいという状況であります。担当者が休む場合など窓口対応に支障を来す場合は、本庁・支所間で臨時的に職員配置を行うことで対応しております。

他の課におきましても、係を超えた応援態勢をとることで、繁忙期の窓口対応に支障がないように努めているところでございます。

また、苦情・要望の処理につきましては、現在、私どもといたしましては、総合窓口の案内所を設けております。そちらの方に寄せられる苦情・要望については対応していると。そしてまた、市長への便りということで直接的に私自身へ便りが寄せられて、そのことについての処理をさせていただいているということでございます。

**○議長（上村 環君）** しばらく休憩いたします。

—————○—————

午前11時42分 休憩

午前11時43分 再開

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○7番（鶴迫京子君）** 市長の方から答弁がありまして、税の申告など繁忙期の時には、対応がしつかりなされているという答弁でありました。1年に1回必ず税の申告というのはやってくるわけでありまして、この問題は毎年起きる問題であります。今回は窓口の方に2名臨時体制もしまして、17回回数も増やしてということで、いろいろ手を打たれたということでもあります。

この質問をしたきっかけというのは、市民の方が心配されまして、税の申告に行きましたら、大変職員の方が一生懸命されているんですが、お昼の昼食時間帯になっても休憩をとられてないようなことがありましたと。そういうことは、しっかりこの職員のことを気遣ってですね、そういうことを心配されていたのをきっかけに質問したわけでありますが、そのような場合は、どのようになっていますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

苦情ないしは、いろんな形での御不満の御指摘かというふうに心配したところですが、職員を気遣っていただいた形でそのようなお話になったということにつきましては、本当に有り難いというふうに思うところでございます。

私どもといたしましては、この繁忙期につきましては、特に合併以来、合併直後は本当に大混乱したというような状況がございましたので、このようなことが再びない体制をいかにすべきかということで関係課では、この時期にとりましては臨戦態勢と申しますか、特に市民の方に対しまして支障がない態勢をとらせていただいているところでございます。時期的にこのような時期というのは、どうしても職員もそれなりに一生懸命頑張って対応していかなきゃならないということでございますので、食事をとる時間もないということはないと思いますが、若干そのような通常の業務の時間帯とは違う形で頑張ってもらっているということにつきましては、有り難いというふうに私自身は考えているところでございます。

この時期を過ぎれば、また通常の勤務態勢に返れるというようなことでございますので、それぞれの部署におきまして、業務が集中する場合には、そのような態勢もやむを得ないというふうに考えて、職員に対しましては理解を求めているところでございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 市長の答弁で、職員の方も意識をしっかり持って職務をこなされているという姿が見えていますので、このことは一応おきまして、先ほど苦情処理ということで件数をということでしたが、件数もさながら必ずあると思います。もう役所に行きまして、待ち合い室で待っているだけでもいろんなことを耳にしながら待っている自分ではありますが、そういう中で苦情や処理、その苦情や処理というのは、電話などの苦情処理もありますし、また来庁していろいろ要望をおっしゃる方もいらっしゃいますし、手紙・はがき、先ほどの市長への便りとか、いろんな手段があろうかと思いますが、そういう苦情・要望に対して、まず庁内統一した対応ですね。先ほどの対応といいますと、私が聞くところによりますと、対応ということではなくて、ただ現状を述べられたことで、具体的に対応している、取り扱っているということには民間から比べたらならないような気がしますが、本当にそれだけの対応なのでしょうか、もう一遍お聞きします。

庁内統一した記録票とか記録簿とか、その苦情・要望があったときにですね、そのことを毎日しっかり作成して残っているのか。また、苦情処理委員会など民間はありますよね。そういう委員会とか、そういうクレームに対する委員会など庁内であるのかどうか、そういうことをちょっと詳しく具体的にお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

苦情・要望等につきましては、直接的には、その担当する所管で解決・対応というようなことをとらせていただいているところでございます。そして、重要な案件につきましては、私の方に苦情の処理等についてという報告書がまいります。それで私の方で、また副市長の方で目を通しながら、そのことにつきましては対応ないしは指導をしているというようなことでございます。

そしてまた、別な意味で、不当要求というような形で来られる方もおられるということでございます。そのことにつきましては、そのための委員会を設置いたしまして、全庁的な立場で対応するという態勢はできるようになっているところでございます。

**○7番（鶴迫京子君）** ただいま市長の答弁によりますと、不当請求に対しては、そういうクレーム委員会というのを立ち上げているので、そこで全員、苦情・課題を共有して、それに立ち向かって解決策へ導いているということではありますが、普通の住民の方、市民の方は、そういう不当要求などというのは、ないですね。もう日常茶飯事分らないから、要望したり聞きたかったり、苦情となって表れたりするわけでありまして。そういうときに、今お聞きしましたら庁内統一したものはないというふうに理解しましたが、いろいろ私も組織に、医療機関ですが、いまして、そういう自分の勤めていた所だけでなく、いろんな職場で今民間では、苦情処理ということに対して大変敏感になっていまして、それに対するクレーム委員会、苦情処理委員会というのを設置しています。そして、各部署、各課から委員を出して、その中で定期的に定例会を行いまして、全体の組織の中で起きている問題・課題に対して市民が求めているもの、そしてまた、すぐ解決できないものというものを各箇所から吸い上げまして、そのことを全体的に協議して解決の方へ導いて、いろんな対策はないかということをやっています。で、最終的に、それを改善の方向にもっていくということではありますが、まず細かいところから言いますと、その電話や来庁した時のいろいろな苦情とか要望とかそういうのがまず、その都度その都度、その箇所、担当課担当課で別個に統一した形ではなくて対応しているというところで理解しましたが、そうでなくて全庁的に統一して、記録票も統一して、そしてその記録簿など作成して、そしてそういう文書化してやっていくということをとる方向性は考えられませんか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、さまざまな案件・苦情・要望というものが寄せられるところでございます。それらにつきましては、担当する部署で処理、また解決するということが前提になっております。それらのことにつきまして、解決できない分につきましては、副市長ないし私まで文書で事案という形で報告書がまいりまして、決裁をしながら解決をしていっている状況でございます。そして、一つの事案で関係部署がまたがる場合には、直ちに私の方でその関係部署を招集しまして、また担当の方から関係部署に呼び掛けまして、対応を直ちにすることがとられております。

そしてまた、それぞれの案件につきましては、当然、文書として内容を残してきてはいるところでございます。そして、その対応した内容につきまして、全庁的に紹介すべき内容と、そしてまた、今後も発生する可能性が高いものにつきましては、課長会等でそのことが報告され、全庁的に職員が認

知する態勢がとられているところでございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 今の市長の答弁で、全庁的に苦情・要望いろいろな課題・問題が起きた時には対応しているという、庁内の中でのことはよく理解いたしました。しっかりやられているということで、その記録簿も残っているということですね。

そういうことでありますが、市民に対してはどうでしょうか。市民が要望なり苦情を申し出たわけですよ。そのことをどう対応して、いつ、私がこのことを言うのは、内輪ではそういうのをちゃんと残しておきますね、何月何日に受け付けて、こういう苦情・要望を受け付けて、そして申し出の人はだれでって。そして、それをどう解決したか、それにどう当たったかという詳しい内容を書いて、それをちゃんと決裁までいって置いておくということがされてるということで、そちらの方は納得しましたが、そのことを市民に対して、今、すべていろいろな情報公開ということでされている自治体もいっぱいありますし、そのことがしっかり要望・苦情を言ったその市民だけでなく、ほかの市民にも目に触れるということで、市の対応ですね、苦情・要望に対する処理は、迅速かつ丁寧に、スピーディーに行われているんだということが分かるわけですね。それが今の状況では、何ら当事者同士にしか分からないということになっているのではないかなと思います。そういうところはどうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市長への便りの中で苦情・要望等が寄せられた分につきましては、総務課がまとめて関係課の回答を整理して、文書で御回答を申し上げて、理解いただく。中にはまた、市長への便りの中の欄の所で御回答を申し上げているというような状況でございます。ただ、市民の方々へこういった要望がありましたよ、苦情がありましたよということについて、一定の形で公開して、私どもの対応について広報するということについては、今の段階では考えていないところでございます。

もし、その内容について別な方が、あのことについてはどういったふうに対応されたのかということについてお知りになりたい方がおられたら、情報公開条例に基づきまして情報の開示というものはできますので、先ほども言いましたように、文書で整理されておりますので、個人情報に当たらない分については、開示ができるというふうには考えるところでございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 市長は、大変子育て日本一のまち、接遇の日本一のまち、もう日本一を四つだけでなく、もういっぱい聞いているんですね、私。日本一、日本一、日本一で、もう本当に聞いてます。本当に日本一というのはどういうことだと、市長は言葉に発する前にしっかり考えられたことがありますか。この前、オリンピックもありました。4年に一遍です。市長や私なんかも4年に一遍選挙があります。オリンピックに出る選手も4年に一遍ありますが、その日本一になるためにどれだけの努力をして、そして努力をしたにもかかわらず、スケートに例えたら、スケートのただあの何分の間でもう決まってしまうんですね。その4年間の努力も報われないんですね。そういう本当に日本一というのは、そういう日ごろのこつこつした積み上げがあって、日本一というのは、結果じゃないですか。もちろん首長ですので、市長は日本一ってスローガンを挙げるのが首長としてそういうことになろうかと思えます、立場的には。ですが、やはり日本一、日本一っていうのをあんまりたやす

く言わないでほしいような気がします。どう思われますか。やはりこの苦情処理にしてもですよ、情報公開ということで必要があれば情報公開条例があるので、必要な方は申し出て下さいみたいなことですよ、今の答弁は。それでいいんですか、首長。

私は、2年前に自分の娘が就職しましたので、京都に行きました。そして、転入・転出の届けをしました。やはり京都ですね、観光のまちです。もう本当にびっくりしました。その時に待っていました、まず、窓口対応ですのですね。その2年前の窓口対応ということで、座ってもうずっと待っていましたら、まず役所の中の真ん中にやはり総合窓口みたいなものですよ、一人の方が、担当課の方がいらっしゃいました。それこそ私と同じぐらいの年齢の方でした。多分職員OBの方じゃないかなと思ったんですが、京都ですが、大阪弁でしゃべってらっしゃるんですね。そして、市民の方がいっぱいその方の所に、その人が窓口になってるんです。窓口っていったら、全体が窓口じゃないですね、人も窓口ですよ、私はいつも常に思っています。その方が窓口になって、分からない高齢者の方とか、もう若い人たちが見えたら、まずその人の所に行くんですね。そして、その人に「ああ、このことは何な」って、もう京都弁で尋ねてらっしゃるんですね。そして、その方は今度は大阪弁で、方言ですよ、大阪弁でそれは簡潔なお言葉で、ぱっぱっぱって、それこそスピーディーに的確に対応していました。私もそれを見て、すぐそこに行きました。そして、どこに行けばいいのかがすぐ分かりましたし、ああ、なんて、京都というイメージが何かそれでちょっと違ったイメージを受けまして、すごく感動した思いがあります。

そして、そのこともさることながら、今度は転入・転出といろいろ事務手続きを済ませて帰ろうとして、玄関に出たら、掲示板があったんですね。大きな掲示板がありまして、その掲示板をよく見たんですね、何かはってらっしゃいますから。こういう紙がいっぱいはってらっしゃるんですね。何だろうと思って見ましたら、いろんな担当部署ですよ、ここで言えば企画課、港湾商工課とか税務課とかですよ、国保係とかですよ、そこに来た苦情がですね、全部、その苦情に対して処理がされたことが書いてあって、何月何日に受け付けて、どういう苦情があって、そしてまた、自分の役所はどういう対応をいつしたというのをしっかり書いて、それが全部はり出されているんですね。私はそれを見て感激しましたね。ああ、すごいことだと思ひまして、そして、そのはってあるのを見まして、自分も何か自分に似たような苦情とか要望とかそういう適したものは何かないかなと思って探しました。そういう中で、ああそうだよねという共感する、共有する要望・質問もありました。それで、ああ、そうか、こういうことはこういうふう処理されるんだな、ああ、こうすればいいんだということで、もう私自身、それを見た人は、二度と同じことを尋ねなくて済むわけですね。だから、本当にそういう情報公開というのをいとも簡単にですね、やってらっしゃったんですね。

だから、そういうことをもう現実に体験してきましたので、先ほどの市長の答弁としたら、もうすごい差があるような気がしたんですが、どうでしょうか、市長。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話になられました京都市のそういった事例ということについては初めて聞く内容でして、

もしそういうことであれば、すぐさま私も見に行きたいなというふう感じたところでした。そしてまた、その受付の方が、そういった方がおられるということだったら、ぜひお会いしたいなというふうに思ったところでございます。

できることは取り入れてやっていきたい。そしてまた、そのことでもって本当に市民の方々が喜んでいただける、そしてサービスの向上につながっていくということになれば、積極的に取り組んでいかなきゃならない内容かというふう感じたところであります。

**○議長（上村 環君）** ここで、昼食のため休憩いたします。

—————○—————  
午後 0 時 03 分 休憩

午後 1 時 09 分 再開  
—————○—————

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○7番（鶴迫京子君）** 先ほど市長の答弁によりまして、苦情処理・要望などについていろいろ説明があったわけでありますが、やはり京都の例をとって言いました。それは何を言いたいかと申しますと、結局、全職員の全庁的な市民からの苦情・要望に対して、問題・課題意識を共有するということが大切ではなかろうかと思っています。この要望や問題は、ある課だけで起きていることだ。また、そのある課で起きていることすら、また隣の課は知らない。そういうふうになった場合、いろいろな仕事をしていく上で、また市民と接する上でも全体的な一体感もなくなりますし、そういうところからやはり全庁的な取り組みを、新しく苦情処理委員会とかいうことも申しましたが、そういうのを構築して何かの手立てをしなければ、同僚議員からも3人も4人も同じようなことで、迅速かつ丁寧な、スピーディーな窓口対応をということで、本当にいろんな角度からあるわけです。このことは、もう一般質問がある以上、ずっと同じことのやり取りで終わるのではなかろうかと思っておりますので、そういうところに対して、市長の答弁で日本一の待遇、日本一の市役所にしたいというようなことをおっしゃいましたので、そのためにはどういうことを具体的にしていかなければいけないか、またどういうことをやっているかということをお聞きしているわけでありまして、

再度、市長にお尋ねしますが、そういうところを明確にお答えできたら、お願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

問題・課題の共有化ということにつきましては、先ほどもお話しましたとおり、それぞれの担当で取り扱ったものについては、私の方に報告が来るようになっております。そしてまた、課長会等で内容を紹介いたしまして、意識の統一を図っていると。また、今後の対応についての認識を深めているというようなところでございます。

私自身、さまざまなことにつきまして日本一を目指しましょうよというお話をしているところでございます。市民の方々にそういったことをお話して、そしてまた、そのような方に方向性をもって動いてもらうということになれば、当然、私どもの市役所もそういったものに向かっていかなきゃなら

ないということを、市の職員に対しましては話をしているところでございます。日本一の市役所ということになれば、じゃあ何を日本一にするのよといったときに、待遇というものについて日本一になればいいですねと、そういったものを目指しましょうよというお話をさせていただいているところでございます。

具体的にじゃあどうするのといったときに、今、職員に対しまして、具体的にどのような取り組みをすればそのような成果が得られるかということについての提案を求めているところでございます。私自身としましては、市長就任以来このことについては、いつもいつも職員に対しまして話をしている内容でして、特に始業時のあいさつ運動については、取り組みをさせていただいているところでございます。そのようなことから、合併以来4年たち、5年目になるところでございますが、少しずつではありますが、そのことについての意識は浸透してきてるんじゃないかなと。そして、それを更に高めて、そしてもっともっと市民の方々によくなったねというような積極的な評価を得られるというようなものにしていきたいということで、目標としてそのようなことを示しているところでございます。

今後は、また具体的な取り組みというものをいろんな形で提案いただきながら取り組みを開始していきたいと。そして、そのことでまさしく日本一のいうふうに、市民の方々から言ってもらえるようなものにしていきたいというふうに思うところでございます。

先ほどの御質問の中で、何件ほど苦情・要望についてあったのかという御質問でしたが、市長への便りにつきましては、合併後4年間で23件来ております。その中で、4件ほど直接的な苦情というようなことで市長への便りがなされているようでございます。また、ホームページによりまして25件ほど来ておりまして、そのうちの直接的な苦情は4件であったようでございます。他のものにつきましては、意見・要望というような内容でございました。

**○7番（鶴迫京子君）** 市長の答弁で、積極的とまでいかないのですが、体制としてはしっかりやっているというふうに答弁されたと思いますが、これからの取り組みといたしまして、やはり関連的なことしか返ってこないんですね。今からいろいろ場内で協議されたりして具体的な取り組み方法を考えられるのではなからうかと思いますが。

市長、関連的なことになりましたが、市民に対するサービスというのは、まず関連的に市民がどういう状況にある時に、サービスが行き渡ったというか、考えられますか。どこで市民のサービスの、市長としてですね、どういうふうに待遇日本一、サービスを市民に提供していくっておっしゃるところの市長の考えるサービスとは、どういうことを感じていらっしゃるでしょうか、短くていいです。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

直接的には、窓口に来られた方に対しまして、親切かつ的確に、そしてまた、迅速にというようなことがなされることが、まず第一のサービスということになるんじゃないかなというふうに思います。

**○7番（鶴迫京子君）** やはり迅速かつ丁寧にサービスが提供できること、そういう状態をおっしゃっていますね。その状態というのは、もう皆さん共有されて、職員の方も常に分かっているしや



ると思いますが、やはり市民にとってサービス、私は思っているのですが、市民にとって、ただ分からないこととか、困ったこととか、そういう要望・課題に対して分かることももちろんサービスですね。分かるようにしてあげるということもそうですが、そして満足度を与える、安心を与えるということもサービスだと思います。

でも、そこでとどまっていたら、従来と何ら変わらない、日本一には到底なり得ないですよ。だから、本当に真から日本一の接遇とかおもてなしとかそういうことを考えていらっしゃるのでしたら、満足にとどまらずに、その後のことですね。やはりそのサービスが、私一冊の本をもう十何年前に購入して、それを何度も何度も読んだ経験がありますし、それが根本にあるのですが、結局サービスが伝説になるぐらいのサービスをしないと、その顧客とか市民そういう方には届かないということで、その本には書いてあります。相当その本を読んだ時に、すごい感動いたしました。そして、その本は前の職場で院長が最初に仕事に就任された時に、職員に全員一冊ずつ無料でいただきました。それこそサービスでした。本当に一生懸命読んだんですが、やはり顧客が満足だけでなく、そこを飛び越えて、安心もですが、ああと、感動ということですよ。感動を覚えるぐらいのサービスをしてもらった時にこそ、本当にサービスが行き渡った、日本一になるというところまで近づけるのではないかなと考えますが、そういう関連的なこととして、意識的なこととして、そういうところの市長としての指導をされていこうとは考えられませんか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今、議員お話のとおり、私どもがさまざまなサービスを提供した時に、それを受けられた方が感動を覚えらるぐらい私どもの方がサービスの提供ができれば、本当に素晴らしいものだというふうには考えます。

ただ、そのレベルがまさしく日本一なのかもしれませんが、現実的には、本当にまだまだ厳しい状況であるということで、一步一步そのようなものになるように積み重ねをしていかなきゃならないというふうに思うところでございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 市長の一步一步積み重ねていくという真しな態度の答弁がありましたので、このことは一応今後に期待するといたしまして、岩根議員の方からも質問がありましたが、千葉の松戸市のすぐやる課ということですね、それを設置して40年ということで南日本新聞にも出ていたのですが、そのドラッグストア・マツモトキヨシの、市長さんでしたが、そこに市長の言葉が今も生きるということで、ここに書いてありますね。すぐやらなければならないもので、すぐやり得るものは、すぐにやります、市長。というのが課長席の後方に、亡くなった松本清市長の言葉が今も掲げられているって書いてあります。この言葉どおり、やはりすぐやれることと、すぐやれないことがありますので、そのすみ分けをして、すぐやることにすぐ対応すれば、市民の皆様は、ああサービスをすぐやってくださったんだなということを実感できると思いますので、皆さん、私たち議員もそうですが、本当に市民の目線になって、本当に満足して、そしてまた、感動を覚えるぐらいの接遇というのを基本にやっていっていただきたいし、自分もそのように少しでも近づけるように努力したいと思います。

この質問はこれで終わりますが、次に移ります。

次は、がん予防についてであります。

先ほども小園議員の方から、子宮頸がんについていろいろ質問がありました。その中でいろんなことが分かったわけでありますが、更に加えて、もう少し資料を参考にして質問をさせていただきたいと思います。

医療福祉という観点から、市長の所信表明について少し質問させていただきます。

市長は、四つの視点の中の一つとして、安心・安全な温もりと元気なまちづくりを挙げられております。「市民生活が営まれていく上で、福祉、医療、防犯、防災、生活環境などの環境整備は欠くことのできないものであり、行政の最重要課題でもあります。また、消防署の新設と緊急救助用のヘリポートの開設を行い、市民の生命と財産を守るための基盤整備を行ってまいります。また、医師不足の解消に向けた取り組みとしては、まずは市民が健康づくりに取り組むための健康増進運動の推進を積極的に実施し、健康づくり日本一を目指し、いきいき健康都市志布志の確立に努めてまいります」と述べられております。

繰り返すようですが、一つ、福祉医療は行政の最重要課題である。一つ、市民の財産と生命を守るための基盤整備を行う。一つ、健康づくり日本一を目指す。この表明された三つのことを市長は念頭におかれまして、私の質問に誠心誠意を持ってしっかりとした真実味のある答弁をしていただきたいと思います。

そこで、まず、がん予防についてであります。ここにこういうパンフレットを持ってきたんですが、予防できるがんがあるって知っていましたかということで、子宮頸がんのことですね、小園議員からもありました。ここにありますね、ワクチンと検診による早期発見で子宮頸がんは100%予防が可能ですということで、予防接種とですね、ここにこういうパンフレットもあります。そしてまた、婦人科領域のがんの発症率推移ということで、20歳から39歳の日本人女性ということで、そのがんの中でも特に子宮体がんは、この方ですね。そして、卵巣がんがもう一番、皆さんもあれですけど、乳がん・子宮頸がんがダントツに多いわけですね、20歳から39歳の日本人女性ということで。こういうことであります。

そして、重なるところもあるかもしれませんが、資料を参考にして、少しだけ説明も交えて質問させていただきます。

子宮頸がんは、20代から30代にかけて発症率が急上昇して、35歳が最もピークに達します。初期段階でほとんど自覚症状がないため、発見が遅れるのです。また、日本人では1万5,000人の女性が発症をして、4,000人から5,000人の人が死亡していると報告されております。本市でも四、五人の方が死亡されていると耳にしたのですが、そういう事実があるとしたら、大変恐ろしいことです。

そこで、このような子宮頸がんの現状について、市長は認識がありましたか。まず、そのことから伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

子宮頸がんにつきましては、今お話がありましたように、年間1万5,000人ほどが発症されると。そしてまた、3,500人ぐらいが亡くなるというふうに推計がされているようでございます。乳がんに次いで多い罹患率だというようなふうに聞いております。

本市におきましても、がん全体での死亡者が毎年100人から130人ほどいらっしゃるということで、子宮がんによって亡くなる方は、1人から4人というようなこととございまして、今回この子宮頸がんにつきましては、改めて認識をさせられたところでした。

**○7番（鶴迫京子君）** 子宮頸がんについて改めて認識したところでありますという市長の答弁であります。ほとんどの方がそうだと思います。

子宮頸がんの原因は、発がん性ヒトパピローマウイルスといいまして、略して発がん性HPVといいますが、このウイルスは、ごくありふれたウイルスで、一生に一度は女性が感染するという報告もされております。そして、このウイルスには15種類のタイプがありまして、その中のヒトパピローマウイルス16型と18型がありまして、その16型と18型が子宮頸がんから多く見られるタイプです。16型・18型のヒトパピローマウイルスに対して去年10月に予防ワクチンが承認され、サーバリックスということですが、12月22日に発売になっております。すべての発がん性ヒトパピローマウイルスを防ぐことができるものではありませんが、ヒトパピローマウイルス16型・18型の二つのタイプの発がん性ヒトパピローマウイルスの感染を防ぐことができます。発がん性ヒトパピローマウイルスに感染してから発症まで数年から十数年かかります。発がん性ヒトパピローマウイルスに感染する可能性が低い11歳から14歳ぐらいの10代の前半に、子宮頸がんの予防ワクチンを接種することで発症をより効果的に予防できます。

先ほど資料を配付しておきましたが、参考にお目通しください。全国でもそういうことで新潟県魚沼市や南魚沼市、埼玉県志木市、栃木県大田原市、東京都杉並区、兵庫県明石市など、国の助成制度を待つことなく、いち早く全額助成を決定しております。

所信表明でも市長は、「医療は行政の最重要課題であり、市民の命を守り、健康づくり日本一を目指します」と声高に述べられました。

そこで、本市でも全額助成をすることは考えられないか。先ほど小園議員に対しまして、国に声を上げてくれということで、国に声を上げるということは答弁をいただきましたが、国に声を上げて、国がそれを認知して、施行となるのに3年、早くも2年、そして遅かったら3年、4年以上かかります。そこまで待つのではなくて、本市でも全額助成をすることは考えられないか、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど小園議員のお尋ねの中で、この事業につきましては、国に対しましてワクチン接種のための国の対応をお願いする、要望するというところとございました。

本市としまして、仮に、このワクチン接種ということに取り組むとすれば、小学校5年生から、あるいは6年生から、そしてまた中学校までということになるとなれば、大体700人近くが対象になるんじゃないかなということで、4,200万円程度かかるというような予測を担当の方がしております。

こういったものも併せまして、今後、このワクチン接種につきまして対応していくのが一番いろんな意味で健康づくりに、そしてまた、予防に効果があるのかということ踏まえた上で考えていきたいというふうに思います。

**○7番（鶴迫京子君）** 通告しておりましたので、さすがだなと思ったことは、シミュレーションがしてありましたね。本当にシミュレーションをしていただきたいなと思っていたところではありますが、ちょうど4,200万円ぐらいかかるということで、小学5年生から中学ということで、670人ぐらいということでシミュレーションがしてありますが、先ほど参考資料として渡しましたが、ここにも書いてありますが、市によっては、もちろん理想的には、11歳から14歳そういう対象年齢といたしまして、した方がよろしいわけですが、やっぱり財政的なものもあるのか分かりませんが、新中学生1,600人とか、小学6年生だけとか、まずそういうところから入っている所も何箇所かありますね。この資料に書いてあります。

そういうことで、一応私自身は、最低といたしましてシミュレーションをしてみました。平成18年、19年、20年、過去3年間の本市の子供の出生数は、まず270人、281人、298人ということで、平均して283人です。そのうち半数以上が女性ということで、女性がもちろん予防ワクチン接種の対象ですので、半数以上ですので、140、150ということになるかと思いますが、きっかり140と一応半分としてみます。予防ワクチン接種は、初回と1か月後と6か月後の3回しなければなりません。1回の接種料金が1万6,000円から2万円くらいかかります。そして、この料金も、この接種対象者をどれくらいに人数を積もるか安く薬品会社からなるかも分かりませんし、そこは少し流動的なものがありますので、一応安い方で1万6,000円とみて、掛ける3回で4万8,000円で、一人当たり約5万円かかります。5万円掛ける、先ほどの140人ということでありますので、一学年ですね、約700万円となります。本市での助成予定額の試算は大体、最低で一学年とみまして、接種するとして700万円で予防ワクチン接種ができます。がんにかかって、がんで治療するとなりますと、いろいろ医療費など1億円以上かかるといわれおります、一人当たり。行政は常に費用対効果を考えなければなりません、1億円、医療費として失うところが、お金で換算したら申し訳ないんですが、700万円で済むということです。費用対効果として最大の効果だと考えますし、それよりも何よりも予防にお金をかけるわけですから、患者さんや家族や身の回りの方ががんという痛い、つらい、苦しい環境がすべて回避されます。

何度も繰り返しますが、市長の所信表明にありました、「市民の生命を守る医療、福祉は、行政の最重要課題である。健康づくり日本一を目指します」と。このことが、まさしく私は市長の所信表明の中にあるこのことだと考えますが。市長は、まさしくこのことだと共感されませんか。市長の考えをお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今お話がありますように、仮に今生まれている子供たちの数でいくと、そのような費用になるということになるかと思えます。

私自身は、さまざまな病気があると、そのことについては、いろんな対応をしながら治療に取り組

まなきゃならない。そして、健康度を上げていかなきゃならないということであるわけでございます。そういう意味で、今お話にありましたように、費用対効果という話になろうかというふうに思いますが、先程来話をしますように、がんにつきましては、子宮がんについては、がんの中では21年度で子宮がん自体が15.7%だということでございまして、一番多いのが肺がんというようなことになるわけでございますが、それらの多いものについて対応してきているのが現状であるんじゃないかなというふうに思っております。

ワクチン接種につきましては、お話がありますように、接種することによりまして100%効果があるんだよというようなお話ですので、接種されたら、そのような実績が上がるということでございますが、今申しましたように、他のがん、あるいは他の病気との兼ね合いもございまして、そのことでもって、この子宮頸がんのワクチン接種についても、考えさせていただければというふうに思います。

**○7番（鶴迫京子君）** 市長の模範的な答弁が返ってきましたが、市長、よく考えてみてください。病気の予防ということで、病気はさまざまありますね。がんもさまざまですね、いろいろあります。そしてまた、肺がんが一番多いということで、多いのに対処するのが筋かなとは思いますが、そのことはもうよくよく理解いたしますが、やはり先ほども、このグラフを市長に見せましたが、ここに書いてありますね。子宮頸がんというのは、20歳から39歳の日本人女性ということでデータが取ってありますが、がんの中でもダントツなんですね。多いがんの発症率の推移としてですね、どんどん多くなっているわけですね。

そうなった場合に、やはり小園議員の方からもありましたが、子宮頸がんということで、命を宿す所のがんなわけです。市長は、やはり子育て日本一のまちを目指すと言われている。その子育てをするにも、子供がいないと子育てできないのであります。その子供、すなわち命ですね、命をはぐくむ所は子宮であります。まして一人一人の命をはぐくむ所が子宮ですので、一番大切なところではなからうかと思えます。そういうところの頸がんでありますので、まず、このところを100%予防できるというがんがあるということなわけですので、もっと前向きに検討されてもいいような気がいたしますが、もう一遍伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 先ほどもお話しましたように、このことにつきましては、100%効果があるということであるとすれば、有効なワクチン、きわめて現段階では、がんの予防に効くワクチンというのはまだないわけでございますので、そういう意味からすれば、きわめて特異的な、そしてまたすばらしいものというふうには認識するところでございます。

しかしながら、さまざまな病気がある、そしてまたさまざまながんがあるという中での取り組みになろうかというふうに思いますので、その点につきまして、公費負担についてまだまだ十分考慮する必要があるというふうに考えるところでございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 二度もお聞きしても変わらないですね、答弁は。

ここに参考資料がありますが、もちろん日本一ではもうないですね。今から、そしたら全額助成、志布志市はしますよって市長がおっしゃっても、もうこんだけの市が、一応もうこの時点であるわけ

ですね。もう助成を決定している、そういう所があるわけですが、そういう所の市のことを、この資料を見て、どのように認識されますか。感想をお聞かせください、まず。

**○市長（本田修一君）** この取り組みにつきましては、まだ今年の春ないしは秋ということで、3市の方がそんなふう決定されているようでございます。また、四つの区・市につきましては、開始ということについては、まだ未定ということになっておりまして、まだこの辺りも、ちょっと見極めをさせていただきたいなというふう感じたところでございます。

いずれにしても、どのまちにつきましても、かなりの予算を計上してこの事業に取り組みをされるということは感じたところでございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 市長は、一番が大好きでありますので、この子宮頸がんの全額助成というのもすぐ手を挙げられるのではないかな、通告していただきましたので、前向きな回答が返ってくるのではないかと期待していましたが、少し期待外れに終わっています。

本当に何遍も言うようですが、同僚議員の方で漁協のことで質問がありましたね。あのことを今ふっと思い出しました。市長、質問をしている立場といたしまして、回答といたしまして、言葉は市長は前向きな回答をされたように思いますが、受ける側といたしましては、大変後ろ向きに聞こえるんですね。それは、一人一人の感性だろうと思いますが、本当に言葉一つ、答弁一つで、やはり違いますよね。その市長の思いが伝わってこないんですよね。後ろ向きに伝わってきています。後ろ向きなんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身は、市長といたしましてさまざまな事業を取り組みながら市民の福祉の向上、サービスの向上を果たさなきゃならないということでもあります。そのことをするためには、やはり予算の制約がございますので、その中で事業を選択しながら最大の効果が発揮できるような取り組みをするということでございます。

そのような意味合いからすれば、今、議員のお尋ねになったような形で議員個人が、このことについては、ぜひ積極的に取り組みたいというようなお考えでお話をされるとしても、私の方としては、今しばらく待っていただきたいというようなことでお話をさせていただいているところでございます。決して、後ろを向いているというようなことではないということを御理解いただければというふうに思います。

**○7番（鶴迫京子君）** 後ろ向きではないという答弁をお聞きしまして安心はしますが、そういうことでありますならば、この担当課内で、このことについていろいろ資料を取り寄せたりして、国に声を上げるなり、公費負担をですね、助成制度をするなりいたしまして、やはり前向きに何らかの形で本市もやるんだというような姿勢ですね、そういう姿勢で臨んでもらいたいと思います。

やはり、子宮頸がんですので、病気の予防ということで本当にいろいろあります。ありますが、何度も言いますが、やはり命を宿す所ですので、一人一人の命はそこで宿るわけですね。そして、そのことは、いろんな病気がありますが、肺がんしかり、いろんな病気がありますが、病気になってしま

うのは仕方ありませんが、そういう命もやはりその子宮ではぐくまれるわけですね。ということは、もう地球にとって大事な所であります。だから、そのことをおろそかに考えないでほしいと思いますので、ぜひこのことは、もう一般質問が終わったから終わりということではなくて、担当課内で一生懸命に声を上げたり、そしてまた本市としてどう財源を見いだして、全額助成が無理なら半額助成でも、全学年が駄目なら一学年でもとか、そういうふうにはですね、していただきたいと思いますが、検討していただきたいと思いますが、最後にもう一遍お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、全体的な医療の助成の在り方、そしてまた、その中でもそれぞれの病気の発症、そしてまた、その治療の経費の問題というものを、そのような在り方について、もう少し考慮させていただければというふうに思います。そして、その上で、そのほかに私どもは国に対して、このことについては公費で対応していただくような要望を重ねてまいりたいと思います。

**○7番（鶴迫京子君）** 市長に対しては、最後の答弁といたしまして、先ほど通告はいたしておりますが、教育長の方で小園議員に対しまして、県の教育委員会としては、病気予防の中でこの子宮頸がんについて特別いろいろ指導なりやっていないということでもありますし、本市でもまだということでもありますので、子供たちに対してそういう指導というか学習というか、そういう教育という立場でのまた今後の教育をお願いしたいと要望して、私の質問を終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。

次に、2番、下平晴行君の一般質問を許可します。

**○2番（下平晴行君）** それでは、通告書に基づいて質問いたします。

まずはじめに、公契約条例の制定についてであります。

先ほど19番議員の方でも質問がありましたので、主な点だけを質問をしてみたいと思います。

先ほど市長は、「最低制限価格の導入で労働環境は把握されている」との答弁でありました。私が質問の一番目に、契約を行う事業での公正な労働基準が守れていない現状の認識はということでもありますので、そのことを、まずはじめにお伺いしてみたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 下平議員の御質問にお答えいたします。

まず、本市及び本市の契約相手方におきまして、そのような現状があるとするならば、非常に残念ですが、そのことについては把握がないところでございます。

労働力を提供され、労働条件が確保されていない状況におられる市民の声を聞き取れていないということにつきましては、率直におわびしなきゃならないということになります。そのようなふうではないということでございます。

ただ、現状におきまして、民間における事業主と、そこで雇用されている従業員である市民との雇用契約に関しましては、実態の把握とその調査、また指導など、市として職権が及ばない部分があるということもございますので、このことについても御理解をいただければというふうに思います。

**○2番（下平晴行君）** 市長が答弁のとおり、これは労働基準監督署の業務ということで、これは重々

分かっているわけでありますが、しかし行政は、労働者の賃金の保障、適正な労働条件の確保など、公正労働基準の確立、それから環境や福祉など、社会的価値の実現に取り組むべき責務があるというふうに思います。

そういうことで、二番目に入りますけども、野田市の公契約条例への評価は国をリードするものであるが、本市条例制定に向けた取り組みはできないかと。

先ほどもこの質問が出たわけでありますが、国に対しては市長は要望していくという答弁でありました。私はやはり、労働者の賃金の保障、いわゆる労働基準に適するために、この公契約条例が結べないかと、制定できないかという質問をしているわけでありますので、市長、お願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、公契約に基づく私どもの相手方としまして、建設業ないしはまた、先ほどもありましたように指定管理者等々があるわけでございます。その事業所に働く労働者の方々に対しまして、今お話しますように労働者の雇用関係の改善、そして調整というのにつきましては、当然、契約を結んでいる者としては見守る必要があるというふうには認識するところでございます。ただ、その内容としましては、今現在は私どもが結んでいる相手方とは、特に建設業にとりましては、そのような状況にはないというふうなふうに認識するところでございます。そしてまた、指定管理者等につきましても、十分そのことを審査した上で指定管理をさせていただいているというふうな状況でございますので、今後そのような中で私どもに対しまして何らかの意見、また要望等が寄せられたら、所定の機関と連絡を取りながら改善を図っていくということが、私どもが取ることができる内容ではなかろうかなというふうに考えるところでございます。

**○2番（下平晴行君）** いわゆる取り組みはしないということの理解でいいというふうに思います。そういうことですね、今のところは取り組みをしないと。

しかし、この野田市のですね、公契約条例は、市が発注する公共工事や委託業務に従事する労働者の賃金水準を守るために、いわゆる最低賃金を市が独自に設定をできるようにしております。それと併せて、この公契約条例の6条にですね、野田市の一般職の職員の給与に関する条例を取り入れている。いわゆる職員の給与体系と民間の給与、これは恐らく変わらないというふうに思うんですよ、差がないと。そういうことを考えると、やはりもし志布志市がこの公契約条例を制定する場合に、後から自治体の生産性ということでも御質問申し上げますが、いわゆる賃金格差が相当あるわけでありませう。そういうことで、民間に委託するというようなことも含めて、生産性のコストを上げるということに、後で出てくるわけでありませうが、そういうことも含めて、市長ですね、やはり千葉県野田市のそういういわゆる企業の給料、賃金、その状況と本市周辺、鹿児島県のこの給与体系と、これは実際違うというふうに思うわけでありませうが、しかし、この給与体系を見ますと、全国でも、あるいは国・県と比較しますと、そう変わらない。そういうことから見ますとですね、やはりそういうことも、賃金を上げるという、底上げをするというその観点からも私は必要になってくるし、そしてそのことに対して市民が、いわゆる市役所の職員の皆さん方の給与体系、そういうことにも関心が出てく



るし、本当にその、先ほども出ております、行政は最大のサービス機関であるというようなことも今回の質問の中でも出てきておりますが、そういうことを含めて、私はそういうものが制定されると違ってくるんじゃないかなというふうに思うわけですよ。そこをちょっともう一点お願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私どもの地域が、この野田市と比較しまして、どのような賃金の水準にあるのかということについては把握してなかったところですが、関東の東京周辺ということで、かなりこの地域よりすると、企業自体の賃金の水準は高いんじゃないかなというふうに推測するところであります。

そのようなことを考えたときに、公務員としての給与水準からいきますと、私どもは、いわゆるラスパイレスというものを指標にして、どの水準かというものを考えますので、そのような意味からすると、公務員自体の給与は、ひょっとすると野田市とそんなに変わらない水準になるのかなと。そのような意味合いからしたときに、今お話がありますように、野田市の職員の給与水準をこの契約相手方の給与水準と比較して契約を結ぶというようなことについては、先進的ではあろうかというふうに思いますが、本市では、かなり難しい状況になるんじゃないかなというふうに感じたところでございます。

**○2番（下平晴行君）** それは、市長がおっしゃるとおり、そのような、いわゆる賃金の格差というのはあるんじゃないかなというふうには思います。

しかし、先ほど言いましたように、行政の責務としてですね、やはりそこまで進んで、もちろん契約の額はいろいろありますよ。それはあるとしても、やはり日本でも野田市が初めてでありますよね、市長も御存じのとおり。そういうことを考えて、志布志市がやはり率先して取り組むとなると、やはり志布志は違うなど、そういう面でもやはり先取りした取り組みができないかということで質問したわけであります。先ほどの質問の中でも、そういうふうな回答でありましたので、次にいきます。市長、でもちゃんと考えていってください。

次に、関西社会経済研究所が自治体生産性の全国780市のランク付けを発表したところであります。本市のごみ収集・処理業務のほかは生産性の改善を図る必要があるが、どうかということであります。

このことは、関西社会経済研究所が自治体行政の生産性に関する研究ということで2009年の12月に、76ページにまとめてあります。内容を要約しますと、多くの自治体が財政悪化の状況に陥っている。その原因はさまざまであるが、不況による税収減や近年の地方交付税の減額も、地方財政悪化の原因である。しかし、これらの要因は、あくまでも引き金であって、地方財政危機の根本的な原因はもっと深いところにある。地方債による負債の先送り、特に地方交付税による後年度の財政措置を見越した、いわば財源の先食いともいえる予算編成、効率性をなおざりにした行政サービスの供給など、自治体の行政運営にも財政悪化の責任がある。また、議会の監視が十分に機能していないことも問題であるし、コストを考慮せずに要求をぶつける住民にも責任がある。地方自治法第2条が定める、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」を実践することである。また、民間企業と同じ生産

主体、行政サービスの生産主体として行動することである。その結果として、財政の健全化が実現される。これが、地方行政改革の本来の姿である。それでも財源不足が残るなら、そのときは住民に負担増や行政サービスの切り下げを求めることも検討しなくてはならないと定義付けております。

このことから、各自治体の職員数と給与から全体の人件費を算出して、自治体間のばらつきがある面積や人口、職員の年齢構成などの影響を取り除いた上で、人口一人当たりの人件費を試算したようであります。

項目的順位については、県内の上位の市に問い合わせをしたところではありますが、積算の仕方が決算ベースだけで、それぞれの市の実態に入り込んだ調査ではないようであります。順位は若干ばらつきがあるということであります。

まず、労働コストであります。人件費は御承知のとおり、職員給与、退職金、共済組合等負担金、委員等報酬、議員報酬・手当などからとなっておりますが、今回の調査は、職員給与が対象となっております。給与水準、職員数とも平均以上になっている市は全国で22%であるのに対し、本市は労働コストが高くなっている現状をどのようにとらえておられるのか、お伺いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

自治体生産性の改善について御質問の、自治体生産性ランキングにつきまして民間シンクタンクが、関西社会経済研究所が発表されたところでございます。

これで見ますと、人口一人当たりの自治体職員の人件費を労働コストとみなした生産性のランキングにおきまして、本市は全国780市のうち、664位となっております。新聞報道で774位となっておりますが、ランキングの分析に誤りがあったということで、同研究所から別途、文書が送付されてきております。

本市の労働コストの試算値は3万758円で、標準労働コストの2万5,197円を上回っておりますが、原因としましては、給与水準は全市の平均を下回っているものの、職員数が全市の平均を上回っていたことから、このような結果になったというふうに思われます。

職員数につきましては、平成18年12月に策定しました定員適正化計画に基づきまして、年次的に削減がされておまして、労働コストランキングの分析に用いられました平成19年4月1日現在の職員数393人に対しまして、平成22年4月1日現在では、37人少ない356人になる見込みでございますので、労働コストによる生産性については、改善が図られてきているというようなふうに考えております。

**○2番（下平晴行君）** これは、市長がおっしゃるように、いわゆる関係課の歳入と歳出、そういう決算でのベースで、そういう順位については先ほど申しましたように、誤差があるというようなことで私も確認してみました。

市長がおっしゃいますように、所信表明の中にも、いわゆる集中改革プラン、それから定員適正化計画のこともうたって掲げてありますので、その点については、これからいろんな形でこのコストを下げていくという計画でありますので、このことについては、これでいいというふうに思います。

しかし、対策としては、やはり外部委託の積極的な活用が不可欠ではないかというようなことでも

あります。また同時に、行政サービスの廃止を視野に入れたスリム化も必要であろうと、内容によってはですね。行政サービスというのは、それぞれの行政がすることが、もう行政サービスになるわけでありまして、その内容をちゃんと調査すべきであるというふうにうたっております。

それから、嘱託職員の取り組みも先ほどお話がありました。職員と同等の業務をこなしている能力のある職員もおられるわけでありまして、やはりその処遇の在り方。二、三日前でしたか、民間でもやはり同じ仕事をしている人については、それなりのボーナス、それなりの処遇をしてあると。そういうことによって、職員の意識も変わるというようなことであります。

集中改革プラン、定員適正化計画推進をしていく中では、やはりそういう職員のいわゆる他面、職員の代わりに対応できるいわゆる嘱託職員、そういう方も必要になってくるだろうというふうに思うわけでありまして、そういうことも市長、考えてですね、やはり処遇の在り方も考えていくべきだというふうに思うわけですが、そこ辺はどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この生産性につきましては、当然、生産性を高めなければならないということが前提になるわけですが、それをあまりにも突き詰めていけばサービスが低下する、サービスが受けられなくなる可能性があるということですので、いわゆる公共サービスという観点からすると、ある一定の限度があるんじゃないかなというふうには私自身は考えているところでございます。

しかしながら、このことにつきましては、市民の方々の目というものがございまして、市民の方々が十分理解していただける内容、そのサービスの提供については、市民の負託を受けた形での業務ということになりますので、市民の方々が納得していただける形での業務遂行、そしてまた、生産性向上ということになるんじゃないかなというふうに思います。

**○2番（下平晴行君）** 分かりました。

続いて、納税業務についての生産性、これは窓口業務と一緒に結構です。一緒をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** 今回、何人かの議員の方々に窓口業務につきまして御質問を受けたところでございます。

私どもは当然、窓口業務につきましては、一番市民の方々と直接的に接する所でございますので、その方々にとりまして最大限、そして最良のサービスを提供していかなくちゃならないというふうに考えます。

そのような中で、今お話がありますように、生産性というようなことを考えるときに、効率よい職員の配置が一番必要ではないかなというふうに考えるところでございます。

**○2番（下平晴行君）** 今、窓口業務も、総務省からも戸籍等の取り扱いについても、民間やNPOで対応できると、窓口業務ができると。そういうような取り扱いをしている自治体は上位であります。結果として、総合窓口の導入や、いわゆる電子自治体の推進による事務の業務、こういうことを事務の効率化が必要であるというふうに結論付けているわけでありまして、ぜひですね、このいわゆる集中改革プランも含めて、今後どのような形で進まれるか分かりませんが、こういう窓口業務

も民間でできるというようなことも視野に入れて、取り組みをしていけばいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、納税業務についてお伺いします。

**○市長（本田修一君）** 納税業務につきましては、一定の税金を集めるのにかかった徴税費が、それでどれほどの需要があり、また経費で税が集められるかということになるかというふうに思います。

個人所得や大企業があり、税源が充実している場合は、給与所得者が多いということで徴税率が高いというふうになります。そして、その場合は、生産性が高くなるんじゃないかなというふうに推計されるところでございます。そして、逆に面積が広くて、大企業や給与所得者が少ないというときには、徴収に手間がかかるということで生産性が落ちるということになるかというふうに思います。

地方税の徴収には、専門的な知識・技能・情報の取り扱いを要するものの、民間活力を生かせる業務については積極的に外部委託を進めるということと同時に、滞納整理をはじめとしまして、広域行政などを活用して、地方税の徴収組織をいかに強化するかということの検討が不可避であるというふうに考えます。

**○2番（下平晴行君）** おっしゃるとおりであります。

それと、基本的にはですね、現年分をやはり滞納繰越にしないという、これが基本的な徴税業務の在り方だろうと。いわゆる滞納繰越をすることによって徴税業務の人員費がかかるわけでありまして、そこをどう対処するか。いわゆる、滞納処理に経費をかけない。先ほど市長もおっしゃったように、専門職の活用。おっしゃいましたですかね。そういう専門職の活用をどんどんして、今も活用されておりますが、これをうまく利用していくと。それから時間外、いわゆる時間外勤務手当は税務課が一番多いわけでありまして、そういう人事の配置の在り方、この辺も含めてですね、やはり対応していくべきじゃないかというふうに思います。

それから、ごみ収集・処理については、御承知のとおり、順位でいきますと49位ということでありまして。このことは、ごみ収集、中間処理の一貫した取り組みで、民間が取り組んでいることで評価されているというふうにも思います。それは、先ほど言いましたように、人員費も約半分ということで、当時この施設設置費用も行政で対応すると20億円かかるところを、民間で建設したために10分の1、約2億円弱でできているというようなことでの評価であるというふうに思います。

それから、それと併せて、前も質問しましたが、市長、清掃センターの管理についても、いわゆる民間で管理することによって経費の削減、これも質問しましたが、そういう設置の時の状況等があるということで、これは理解しているわけでありまして、これも早めにそういう民間で取り組めるものは、取り組んでいってほしいというふうに思います。

志布志市も大変な財政悪化の状況で、11番議員の質問もありました。借金が239億3,000万円以上ということでありまして。借金を次の世代に残さないように真剣に取り組まなければならないというふうに思うわけでありまして。

昨日、テレビで名古屋の河村市長が、議員の定数を75人を38人に、1年間の報酬の1,600万円を800

万円に、政務調査費の600万円を廃止する提案をしております。これは、議員、議会が反発しているようでありました。

11番議員が報酬50%カットの質問をしたところですが、市長は議員発議だと答弁されております。そのとおりだと思います。しかし、財政健全化を市長が真剣に考えておられるのであれば、市長自らこのように提案をしていくことが、前向きに取り組むことができるんだと思いますが、市長、どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在の段階では、三役のみのカットというような形で、財政の健全化に向けての私どもの取り組みということで表示をさせているところでございます。

今後ますます経済的環境は厳しいということになれば、更に削減をしなければならないと。そしてまた、そのときには議員の方々にも御相談しなければならないという状況になるかもしれないということは考えております。

**○2番（下平晴行君）** よく分かりました。

議案については、決定するのは議会でありますので、市長、ぜひ自らが問題提起をしていただけたら、大変うまくいくんじゃないかなというふうに思います。

それから、これは行政サービスの観点からであります。先ほども本庁舎の位置について議論があったところでもあります。

市街地の活性化や交通アクセスの問題は、本当にその問題は大切なことでもあります。この問題だけでなく、行政サービスの生産性の視点からもですね、市長、これはやはり、本庁舎を志布志のコミュニティが形成されている市街地、志布志に持っていく必要があるというふうに思うわけですが、市長は、皆さんの意見を聞きながらという、このことを進めていきたいというような答弁でありました。やはり住民の代表が議会であるわけですから、市長がそういう提案をされれば、議会が決定をする。そういうことが、まちづくりには一番うまくいく方法じゃないかなというふうに思うわけですが、議会がうまく機能してない所は、そういう住民投票をしたりするわけですが、そうじゃない、議会がしっかりしている所は、やはり市長の提案で、そのことが進められていくというふうに思うわけです。そのことは、どう思われますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私ども執行部当局の方としましては、議会の方々といろんな議論をしながら市政運営をしていくということで、いわゆる車の両輪ということで例えられていることだというふうに認識しております。それは当然、市民の方々のサービス向上というのが前提になって、福祉の向上というものを前提にした形の進むべき方向性、そして一緒にやっていく行政の在り方というふうに認識しているところでございます。

**○2番（下平晴行君）** 分かりました。

自治体の生産性は、無駄のない行政サービスの在り方が問われているというふうに思いますので、

よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、補助金の見直しについてであります。

19年の第4回の定例会の補助金見直しについての質問に、「廃止を含めた見直しを行政改革推進委員会の意見を聞きながら、順次進めていく」と答弁されております。その取り組みの内容が、補助金制度にかかわる指針で四つの項目を定めて見直しを図っていかれるようであります。

17番議員の事業仕分けの質問に、補助金を対象としておられるようではありますが、前回は質問しましたように、薩摩川内市は、市単独の242件、金額にして12億円の補助をすべてゼロベースで提案公募型に取り組んでおります。

整理・合理化の視点で、公募型補助金制度の検討とありますが、ゼロベースでこの取り組みはできないか、お伺いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、行財政改革の中で行政評価システムというものを取り入れまして、事務事業の見直しをしていた段階でございました。

そのような中で今回、民主党政権になりまして、仕分け制度なるものが取り入れられて、不要な事業についての見直しがされていたところでございます。

そのような取り組みを見まして、私どもも今後この補助事業につきましては、その手法を取り入れながら取り組むことによりまして、市民の方々の理解を得られると。そして、市民の方々も一緒になって取り組んでいただける作業になるのではないかなというふうに考えたところでございます。

そのような意味合いから、補助金につきまして今回仕分けで議論していただけるものについては、議論をさせていただこうというふうに考えるところでございますが、全部をゼロベースということについては、まだ考えてない状況でございます。

**○2番（下平晴行君）** 次の事業仕分けの取り組みに、もう入りたいと思います。

市長がおっしゃいましたとおり、民主党が事業仕分けで、その状況が放映されて、国民の皆さんも大分関心を政治に持たれたということでもあります。

市長は所信表明の中でも、市民参加の事業仕分け制度を必要に応じて導入し、適正な予算配分と無駄のない市政運営を行うため、市民参加型の改革を進めていくということで表明されております。

やはり市民の皆さんが、国民も含めてですけど、思っておられるのは、予算の使途を、いわゆる行政と議会だけで行っていると。これは当然のことであるわけですが、その中で市民、いわゆる市民、行政、議会というこの三角関係、こういう三者で、いわゆる予算の使われ方、予算の流れが見えないということで透明性の取り組みをしてほしいという、その期待であろうというふうに思うわけでもあります。

そのようなことから考えますと、補助金の事業仕分けではなくて、市民の皆さんが全体でかかわっている事業、そのような事業仕分けがいいのではないかというふうに思うわけでもあります。市長、どうですか。

**○市長（本田修一君）** 市民の皆さん方にさまざまな福祉のサービス、そしてまた、経済的な地位の向上のための事業というものをするわけでございますが、もちろん教育・文化もあるわけでございます。それらのものにつきましては、すべて総体的に市民の方々が対象になっているということで、全体的に網がかぶせてあるというふうに認識しているところでございます。

そのような中で今回、行政評価の中でまた改めて仕分けに取り組むということになれば、当然、そこにかかわっておられる方が関心を持って見守っていただけるというようなことがあろうかというふうに思いますので、そのような意味合いから今回取り組みをしようということでございます。ということで、このことを取り組むことによりまして、市民の方々が全体像としても類推できるんじゃないかなというふうな期待はしているところでございます。

**○2番（下平晴行君）** この補助事業の仕分けだけじゃなくて、ほかの事業もしていくという考え方であるわけですか。

**○市長（本田修一君）** 現段階では、補助金等を中心に仕分けを考えているところでございます。

**○2番（下平晴行君）** 分かりました。

どうであれ、やはり市民の皆さんが参加する、やはり事業仕分けにまず取り組むということは大事だというふうに思いますので、理解をいたしました。

事業仕分けのメンバーについてであります。このことも17番議員の答弁に、事業に直接かわりのない有識者、それから公募も考えている、あるいはお願いする方もおられるということでありました。

基本的には、やはり関心のある方をですね、ぜひその中に入れていただきたいし、また予算の中身がある程度分かるような方が必要じゃないかなというふうに思います。これは市長の取り組みでありますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、事業仕分けをして予算の節約や予算の流れが見えることも必要であるわけですが、もう一点は、事業仕分けで減額できた分を少しでも、少しずつでも減税していくとなると、市民の皆さんは余計関心が出てくるんじゃないかなというふうに思うわけですが。しかし、借金が先ほど言いましたように239億円ということありますので、それを減らしていくことが先決だというふうに思います。しかし、頭の中には、市長、そういう減税のことも含めて取り組みをしていただければ、やはり志布志市に行って違うよと、税も安いぞというような形で、志布志に住む方もおられるんじゃないかなというふうに思います。

最後に、「合併してかえって不自由、不便になった」と、あるいは「負担が多くなった」と市民の皆さんが言わないように、いわゆるサービスの低下を招かない、いわゆる負担増にならない、合併してよかったといえるようなまちづくりをしていかなければならないと思いますので、お互いに議論しながら一生懸命頑張っていきたいと思いますので、ぜひ市長の方もよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

ここで、10分程度休憩いたします。

午後 2 時29分 休憩

午後 2 時41分 再開

### 日程第 3 報告

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、報告を申し上げます。

お手元に配付の陳情文書表のとおり、陳情第 2 号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

### 日程第 4 議案第30号 志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第 4、議案第30号、志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、移動通信用鉄塔施設整備事業の施行に伴い、受益者から分担金を徴収することとし、その受益者の範囲、分担金の金額等に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 議案第30号、志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について、補足して説明いたします。

市が移動通信用鉄塔施設を整備するに当たり、この事業に要する経費に充てるため、受益者である電気通信事業者から分担金を徴収する条例を新たに制定するものであります。

なお、新規の条例であるために、新旧対照表はございません。

それでは、制定します各条項に沿って御説明申し上げます。

第 1 条の趣旨でございますが、この条例は、地方自治法第224条の規定により、市が施行する移動通信用鉄塔施設に係る分担金徴収の事項を定めるものでございます。

第 2 条が、分担金の徴収について規定したものでございます。

第 3 条が、分担金の金額について規定したものでございます。第 1 項では、分担金の算出方法を定め、第 2 項は、受益者案分の方法を定めたものでございます。

第 4 条が、分担金の納期について規定したものでございます。



第5条が、分担金の徴収延期について規定したものでございます。

第6条第1項が、分担金の精算について、第2項は、不足又は過納について規定したものでございます。

第7条が、委任について規定したものでございます。

附則でございますが、第1項では、この条例の施行期日を公布の日から施行するものとし、第2項は、この条例の失効について規定したものでございます。

なお、追加議案説明資料1ページから2ページに説明資料を記載しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

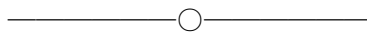
**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は、総務常任委員会に付託いたします。

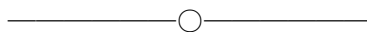


**○議長（上村 環君）** お諮りします。

日程第5、議案第31号から日程第8、議案第34号まで、以上4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第31号から議案第34号まで、以上4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



**日程第5 議案第31号 財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について**

**日程第6 議案第32号 財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について**

**日程第7 議案第33号 財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について**

**日程第8 議案第34号 財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について**

**○議長（上村 環君）** 日程第5、議案第31号から日程第8、議案第34号まで、以上4件を会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第31号、財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について説明を申し上げます。

本案は、城南保育所の建物譲渡の相手方となる団体の法人格が特定非営利活動法人から社会福祉法人に変更されたこと及び所在地が変更されたことに伴い、財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称を変更するものであります。

内容につきましては、譲渡の相手方の所在地を鹿児島県志布志市松山町新橋1564番地に、名称を社会福祉法人傾聴福祉会に変更するものであります。

次に、議案第32号、財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について説明を申し上げます。

本案は、城南保育所の土地の貸し付けの相手方となる団体の法人格が特定非営利活動法人から社会福祉法人に変更されたこと及び所在地が変更されたことに伴い、財産の無償貸し付けの相手方の所在地及び名称を変更するものであります。

内容につきましては、貸し付けの相手方の所在地を鹿児島県志布志市松山町新橋1564番地に、名称を社会福祉法人傾聴福祉会に変更するものであります。

次に、議案第33号、財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について説明を申し上げます。

本案は、蓬原保育所の建物の譲渡の相手方となる団体の法人格が特定非営利活動法人から社会福祉法人に変更されたこと及び所在地が変更されたことに伴い、財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称を変更するものであります。

内容につきましては、譲渡の相手方の所在地を鹿児島県志布志市松山町新橋1564番地に、名称を社会福祉法人傾聴福祉会に変更するものであります。

次に、議案第34号、財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について説明を申し上げます。

本案は、蓬原保育所の土地の貸し付けの相手方となる団体の法人格が特定非営利活動法人から社会福祉法人に変更されたこと及び所在地が変更されたことに伴い、財産の無償貸し付けの相手方の所在地及び名称を変更するものであります。

内容につきましては、貸し付けの相手方の所在地を鹿児島県志布志市松山町新橋1564番地に、名称を社会福祉法人傾聴福祉会に変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから、4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○19番（小園義行君）** 今回、特定非営利活動法人から社会福祉法人に変更しなければならなかった理由ですね、それをお願いします。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 名称変更の理由ですが、これにつきましては、保育所の運営につきましては、社会福祉法人以外のところもできるわけですけれども、運営費についてはそういう形で入ってきますが、それ以外のいろんな補助事業等については、社会福祉法人格を取得していなければならないということもございました。今後の保育所の運営、経営というものを考えていけば、社会福祉法人格を取っていただいで、スムーズな運営ができるようなことが必要であろうということを取られることになったわけでございます。

**○19番（小園義行君）** であれば、民間移管の募集をかける際に、そういったものは事前に分かっていたわけで、この特定非営利法人、いわゆるNPOが、その移管先の対象としてその時点でどうだっ

たのかということ、というふうには当局はその時点で把握をされていたのかと。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** これにつきましては、県ともいろいろ協議し、指導を受けてきたわけですが、この時点では、当然、保育所の移管については特定非営利活動法人でも大丈夫だと。先ほど申しましたように、運営費については国・県のもが入ってきますけれども、それ以外の補助金、例えば一時保育とか延長保育とか、そういう活動に対する補助金というのは今回、法人格を取っていただいた社会福祉法人格を必要とするということもございました。

これにつきましては、募集をし、その説明をしていく中でも御説明を申し上げてきたところでございます。

**○19番（小園義行君）** ということは、移管先を募集される際に、NPO法人だと、そういったいわゆる延長保育等々のそういったものについては、そのまんまでであると、当然受けられませんよと、そういったものを募集の際に、選考をかけられる際に、そういったもの等の当然説明をされていたというふうに考えていいものかというのが一つと。

そして、そのことをあえて、それでも了とされて、その法人は応募に応じられたというふうに理解していいのか。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 公募をかけた段階では、そのことについてはうたってなかったと思うんですが、その後の説明会等で御説明を申し上げてまいりました。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから、4件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

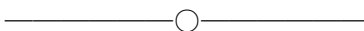
これで討論を終わります。

これから、議案第31号から議案第34号までの4件を一括して採決します。

お諮りします。議案第31号、議案第32号、議案第33号及び議案第34号の4件は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、議案第32号、議案第33号及び議案第34号は、可決されました。



## 日程第9 議案第35号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

**○議長（上村 環君）** 日程第9、議案第35号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、地域情報通信基盤整備推進交付金事業、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、地域活性化・公共投資臨時交付金事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○財務課長（溝口 猛君）** それでは、議案第35号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に50億9,188万3,000円を追加し、予算の総額を238億8,974万1,000円とするものでございます。

それでは、お手元に配付してあります追加議案説明資料の4ページをお開きください。

追加議案説明資料の4ページでございますが、補正予算の総括表でございます。

補正予算の主なものとしまして、地域情報通信基盤整備推進交付金事業46億3,380万1,000円など、地域活性化・公共投資臨時交付金事業を総額47億9,504万2,000円。それから地域情報通信技術利活用推進交付金事業、アグリコミュニティ事業でございますが、3,700万円。国の補正予算関連事業としまして、緊急経済対策事業としての位置付けをしております地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業につきましては、平成22年度事業の前倒し分を含め、国県補助金等の特定財源の活用が困難な事業で、本事業の趣旨に沿った地域活性化に資するきめ細やかなインフラ整備を進めるため、市道・農道等の単独維持補修事業や小・中学校施設改修事業など、2億9,700万4,000円計上しております。

4ページの一番下の行でございますが、補正予算の財源内訳は、国庫支出金が総額で46億2,716万8,000円、県支出金が2,018万6,000円、地方債が4億4,800万円、一般財源が61万円でございます。

それでは、予算書の5ページを開きください。

付議案件説明資料につきましては、3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正でございますが、追加は、今回の補正予算でお願いしております国の補正予算関連事業について、今後の事務執行上、年度内にその支出が終わらないため、移動通信用鉄塔施設整備事業ほか14件、49億9,904万6,000円、変更につきましては、道路維持整備事業を1億3,000万円増額し、限度額を1億4,980万円に、総額で51億2,904万6,000円を、地方自治法第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用するものでございます。

続きまして、予算書の6ページをお開きください。

第3表、地方債の補正ですが、追加で、移動通信用鉄塔施設整備事業に係る過疎対策事業を190万円計上しております。変更は、地域活性化・公共投資臨時交付金の財源振替によりまして、一般公共事業を740万円、公営住宅建設事業を4,040万円、それぞれ減額、合併特例事業につきましては、地域情

報通信基盤整備推進交付金事業の実施に伴い、4億9,390万円増額しております。

それでは、歳入歳出の主なものを御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

まず、歳入の12款、分担金及び負担金、1項、分担金は、移動通信用鉄塔施設整備事業に係る事業者負担金を78万9,000円計上。

10ページでございますが、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金は、情報通信格差是正事業を1億676万2,000円、地域活性化・公共投資臨時交付金を27億4,650万4,000円、地域情報通信技術利活用推進交付金を3,700万円、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を2億6,990万2,000円、地域情報通信基盤整備推進交付金を14億6,700万円計上し、総額で46億2,716万8,000円増額しております。

11ページでございます。

15款、県支出金、2項、県補助金は、情報通信格差是正事業を2,135万2,000円計上。ブロードバンド・ゼロ地域解消促進事業を116万6,000円減額。総額では、2,018万6,000円増額しております。

12ページでございます。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は、国庫補助金の財源振替によりまして、施設整備事業基金繰入金を487万円減額しております。

13ページでございます。

20款、諸収入、5項、雑入は、移動通信用鉄塔施設整備事業に伴う事業者参加者使用料を61万円計上しております。

14ページでございます。

21款、市債は、4億4,800万円今回増額し、総額で32億6,220万円としております。

次に、歳出予算の主なものを申し上げます。

15ページでございます。

議案説明資料は、5ページから19ページでございます。

予算書の2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、減債基金を2,476万4,000円減額しております。3目、財産管理費は、志布志支所駐車場整備事業を220万円計上しております。6目、情報管理費でございますが、移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費を1億6,124万1,000円、地域情報通信基盤整備推進交付金事業に要する経費を46億3,380万1,000円、それぞれ計上し、この交付金事業を展開することでブロードバンド化が図られるため、ブロードバンド・ゼロ地域解消促進支援事業及び志布志支所ネットワーク機器更新事業、合計で1,239万9,000円でございますが、減額しております。総額で、47億8,264万3,000円増額しております。

16ページでございます。

3款、民生費、1項、社会福祉費、6目、福祉施設費は、健康ふれあいプラザ改修事業に要する経費を497万3,000円計上しております。

17ページでございます。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、アグリコミュニティ事業を3,700万円、6目、畜産業費は、松山家畜指導センター改修事業を650万円、8目、農地整備費は、市単独土地改良事業を6,060万円、それぞれ計上しております。

18ページでございます。

2項、林業費、3目、林道整備費は、市単独林道舗装事業を2,750万円計上しております。

19ページでございますが、7款、商工費、1項、商工費、3目、観光費は、蓬の郷浴場改修、普現堂湧水源のり面改修、ダグリ公園路面改修等を、総額で1,557万1,000円計上しております。

20ページでございます。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路維持費は、舗装工事等市道等維持整備事業を1億3,000万円計上しております。

22ページの6項、住宅費、1目、住宅管理費は、山重団地の水道加圧ポンプ設置事業を300万円、3目、住宅建設費は、市営住宅の屋根・外壁等改修事業を1,500万円計上しております。

23ページでございます。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、地上デジタル受信設備やトイレの改修事業等を2,670万2,000円、24ページの3項、中学校費、1目、学校管理費は、出水中学校の教室棟屋根防水改修事業を320万円計上しております。

25ページでございます。

5項、社会教育費、8目、図書館費は、図書館の歩廊設置事業を175万8,000円計上しております。

以上が補正第8号の主な内容でございますが、詳細につきましては追加議案説明資料を御参照ください。よろしく申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○10番（立平利男君）** 情報通信基盤整備事業ですが、今回の事業ということで、市内の情報通信に格差があるということで、まず基本的に、事業者が採算的に問題がある地域を整備するということが、非常に行政がやるべき仕事かなと思っておりますが。

まず一点目が、財政シミュレーションが出してありますが、設備更新にかかわる市負担額が6年目から発生するということが、市の負担分が3,700万円を超えております。これも恐らく大きな今後の財政負担になろうかなと思っておりますが、この財政負担と、恐らくIRUになりますと、事業者が公共関係も負担金なり利用料を取ると思いますが、学校を含めて、そういう財政シミュレーションができていますものか、お伺いをいたします。

そしてまた、IRU契約により収入と支出が相殺という計画であります。今山川～根占間のあれに似た契約かなと思っておりますが、加入者の問題でございますが、ケーブルテレビで30%の加入者、光ブロードバンドで15%の加入となっておりますが、この加入者見込みに達しなかった場合の契約の在り方、市の負担の在り方等を検討がなされていると思っておりますが、お示しをいただきたいと思っております。

それから、一番懸念をいたしておりますが、この事業によって先ほど申しましたように、ケーブル

テレビが全市民の30%の加入という中で、市民チャンネルで行政からのお知らせ等があるわけですが、果たしてこれで情報格差がなくなるのかなと、そういう心配があります。果たしてそれがいいのかなという検討もなされたのか、お伺いをいたします。

それから、行政告知放送端末が全家庭に入るわけですが、今開発農協が有明町内においては、有線放送で行政告知も行っておりますが、末端にあります自治会の告知放送、旧有明町内に130ほど自治会があるかと思いますが、そのうち、75自治会ほど集落放送を持っております。こういう使い方ができるのかなというふうに思っております。高齢化が進めば非常に自治会放送等も重要がられておりますので、その辺の取り組み等をお聞かせをいただければなと思っております。

以上です。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** ちょっと前後をするかと思うんですけども、まず、IRUの見通しでございますが、IRUの見通しにつきましては、現在、運営事業者の募集をしまして、志布志市情報通信基盤整備事業が公設民営方式として成り立つのか、その見通しを立てておるところでございます。現段階で、必要最小限の事務処理を進めておるところでございますが、現在進行形の状況ではありますけども、IRUの公設民営方式が可能であるとの認識を持っておるところでございます。

それから、加入率30%でございますけども、目標とする加入率につきましては、多面的な視点からその設定を行う必要があるところがございます。市では、サービス開始時の加入目標率を、ケーブルテレビで30%、インターネットで15%と目標を立てております。

まず第一に、志布志市にとりましてこの加入率は、今回の事業が公設民営方式で成り立つかどうかの非常に重要な要素であると考えております。加入率が30%であれば、IRU契約により維持管理費と使用料が相殺できる見込みを立てておるところでございます。

二番目に、運営事業者は、30%の加入を確保すれば、今後、志布志市で運営が採算ベースに乗るめどが立つというふうに考えております。

それから、市民の方々が実際加入されるかという部分でございますけども、先のアンケート調査により見通しでございますけども、ケーブルテレビに加入するという人が15%でございます。

また、視聴できる放送局を見て加入する人が16%でございます。この人たちは、見たいチャンネルや番組次第で加入の意思のある方でございます。魅力的な番組を制作して、地域の情報をお知らせすることによって、加入の増加につながると考えております。

それから、視聴料を見て加入したい人が26%いらっしゃいます。この方々は、安価な料金プランがあれば、加入の意思のある方でございます。

このような条件次第で加入の意思のある方が、それぞれ半数加入していただければ、加入率は30%を超えるものというふうに考えております。

以上によりまして、志布志市では、30%の加入率でスタートできるのではないのかなというふうに考えております。

それから、有線放送の自治会放送でございますけども、今回、告知放送につきましては、グループ

放送が可能ということのようでございます。まず志布志全域、あるいは旧市町村ごと、そして公民館ごとということのグループ分けもできるところでございますが、これに自治会組織内の放送も可能であるようございます。これにつきましては、現在、地域コミュニティ再編事業を推進ということで、今総務課で検討をしておるところでございますが、この再編事業と併せて推進ができないか検討を行っているところでございます。

それから、ちょっと財政シミュレーションについて、ちょっと聞き逃したところがあるんですけども、すみません、もう一度ちょっとお願いしたいんですけども。

[立平利男君「設備更新にかかわるのは出ていますよね。あと、庁舎内とか支所ごととか、学校とか、それについての事業者への負担金、そういうのは発生しないのか。発生すれば、当然、財政負担が伴う、そういうシミュレーションはしなかったのか。」と呼ぶ]

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 告知放送の市民の負担金ということですかね。

[立平利男君「市としての負担金。ケーブルテレビを学校で使うとか、そういうのも将来の計画で載っている。そういうのは、市として事業者へ、IRUで契約をする、当然すれば、事業者は取るんじゃないですか。そういう負担金の計算はどうなのかと。発生しないの。じゃあ発生しないでもいいけど。」と呼ぶ]

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 現在、シミュレーションにつきましては、設備更新シミュレーション、それからIRU契約の維持管理シミュレーションということについては、行ったところでございますが、今後、行政が加入した加入料金等については、現在のところシミュレーションは行っておりません。

以上です。

[立平利男君「もう一つは、ケーブルテレビが30%しか加入見込みがないのに、全市民へのサービスとしていいのかという考え方ですけれども、そこもお願いします。」と呼ぶ]

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** まず、ケーブルテレビにつきましては、今回の事業の中で、格差是正ということで地上デジタル放送テレビの難視対策を兼ねているところでございます。

現在、市内に共聴施設の地区がございまして、これについては行政もやらなきゃならないということでございますが、今回エリアを市全域に広げて、ケーブルテレビでサービスを提供するというようなことで考えているところでございます。

**○10番（立平利男君）** この事業で全家庭にケーブルテレビが引けない、導入できないのは理解しますが、先ほど課長の答弁の中で、アンケート調査で、前時点で入るといのは15%しかないわけですよね。状況を見ながら入るといそういう状況の中で、果たして30%いけるのかなと。反面、100%ほしいなという希望を持っております。何とかそういう方向も今後十分検討していかならんという答弁とかが欲しい、そういう思いがあります。非常にこっだけ投資をしながら、全市民が恩恵を受けない、そういう疑問を持っております。

市長、やはり今後十分努力をしていかなんかと思っております。しかも、アンケートでもすぐ



入るとするのは15%しかないわけですよ。状況を見ながらと、そこを十分検討せんないかんと思いますよ。せめて80か90。恐らく入る時点になっても、基本プランでも1,500円毎月取るわけでしょう。それにNHK受信料が入れば、基本プランでも各家庭、毎月4,000円も負担をしていかならんケーブルテレビになりますよね。だから、その財政シミュレーションとか、市民の経済状況とか、考えなくてはいけないと思いますよ。

それから、もう一つ、IRU契約により、今行政が使うのは計算をしてない、財政シミュレーションもやってない。ただでありや非常に有り難いことですよ。どうなのかな、その辺は。当然私は、事業者になれば公共であろうと、それ相応の負担をいただかん。そこら辺を、皆さん方全員、電子情報推進委員のメンバーですよ。それぞれの部署からそういう話が出てきて当然だと思うんですが、どうなのかな。その辺をどうお考えですか。

**○市長（本田修一君）** CATVの加入が30%の目標というようなことでお話しているところでございますが、これは今お話がありましたように、CATVに加入される方は、利用料を払って聴衆されるということになるかというふうに思います。ということになれば、当然それは任意ということで、このCATV事業者がIRU契約の中で、私どもも当然応援するわけですが、この30%が達成されるように一生懸命営業努力をされると。そしてまた、この数字につきましても、加入するという方が15%、また内容によってするという方が17%程度ということでございますので、数字的には、営業活動が順調にされると、すぐ達成される内容になってくるんじゃないかなというふうに思います。ということで、市民すべての方がCATVを聴衆されるということではない内容でございます。

そして、私どもとしましては、市民全員に対しましては、FM端末の告知放送でもってこのサービスを提供しようということが、現在では当初のスタートということになるかというふうに思います。

今後また、IRUの契約者と十分話し合いながら、加入していただけるような利用料というものの設定について、低額で設定してもらうような働き掛けはしていきたいというふうに考えます。

[立平利男君「市長、行政がやるのはただで利用できるのか、そこは。」と呼ぶ]

**○議長（上村 環君）** 答弁できませんか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 公共ネットワークの維持管理費については、ケーブルの中に一緒に入っておりますので、IRU事業者の方でIRU契約の中でやっていただくということで考えております。

**○10番（立平利男君）** 公共が使うのは、ゼロということですね。そういうふうに理解したいと思います。

それから、先ほど自治会放送について、今後総務課で検討してと。できるようにやっていくんですか。先ほど総務課で、まあ校区まではコミュニティ放送ができると。

私が危ぐしているのは、各自治会とも高齢化が進んで、班長さん方が今有線放送でやっている自治会放送が重要がられているから、班長さん方の負担も少ないわけですよ。でないと、あれがなくなると、班長さん方は毎回毎回、自治会のふれをせんなならんと。高齢化が進めば進むほど、負担にな

ってくる。そして、自治会離脱も進んでくるということですよ。だから、そういう面を含めると、やはり有線放送と競合しないで、抱き合わせて何とか検討できないか、その方向が望ましいなと思っています。そこはどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

集落放送につきましては、現在、今有明町域では、議員がお話されましたように、かなりの数の自治会が集落放送を取り組んでいるということで、このことにつきまして、開発農協と協議をしているところでございます。この機能をどういった形で残せばいいのかにつきましては、原則として、この機能は残すような形で取り組むと。そして、それをどのシステムを使って残すかということについては、ただいま協議をしているということでございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○11番（本田孝志君）** 関連してちょっとお伺いしますが、ただいまIRU契約ですか、すれば、30%加入があれば経営が成り立つというような話だと思んですが、それは、大体この契約するという会社とですよ、事前に今話は進んでいるんですか。30%あれば、もう私なんか市の放送なんかもただでやりますよと、市の負担もございませんよということになっているんですかね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

このIRUにつきましては、まだ全国に取り組みがない形での運営方法ということで、総務省の方とも十分協議をさせてもらいながら進めるところでございます。

ということで、事業をされる方につきましても、十分こういった形の事業ですよと、契約ですよというようなことをお話を申し上げて、その上で、ただいま事業者とは話が進んでいるところでございます。

ということで、今私どもが進めようとする内容の対応というのは可能ですよという事業者はおられるところでございます。

**○11番（本田孝志君）** 最初はいい話で、40何億のお金をかけて取り組むわけですので、最初は利益もあって、後は二、三年したら、もう駄目やっどなというようなことですよ、いろいろと10か年なら10か年の契約をちゃんと結んでやらんな、二、三年ではですよ、いろんな問題で後からだまかされたじゃですよ、また市民の税金を、事業は取り入れたが、後は二、三年後は皆さんの血税を使ってやらんないかと。せっかく取り入れたんだから、もうしょうはねわいなということではですよ、市民は大変ですよ。ですから、そこら辺りも、ちゃんとした契約の下で、もう絶対あとは、努力したけどもできなかったと、20%しかいかんかったと、計画は30%やったけども、あとはお金が足りませんと、事業者が言ってくればですよ、先ほど同僚議員も言いますように、それは市の放送分なもらわんなはんな、どげんもならんど。私はそういうことが、この説明書を見ましてもですよ、いろいろとこの近隣のケーブルテレビの料金というようなことで資料もいただいておりますが、やはり最初の契約が大事ですので、そこら辺を十分、十二分にですね、慎重には慎重を期して契約をしていただくというようなことで、ぜひお願いしたいと思っております。

私なんか、前の議会の時に、33名の時に、特別委員会でいろいろと話は聞いておったんですが、やはり先ほど同僚議員が言いますように、私も懸念を持っております、いろいろとですね。やはり先ほども言いますように、ぜひですね、30%契約がでけんときはどげんすつとなということまで、やはり私は契約書に入れておいて、もう私なんかは絶対30であれ、20であれ、10であれ、市には迷惑を掛けたくないということで一筆入れていただいておりますね、やっていただきたいと思っておりますが、どうですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** ただいま契約については、慎重をお願いしていただきたいということでございますが、今回、契約につきましては、IRU制度という下で契約をしていきたいというふうに考えております。これは10年間、途中で契約を解除しようとしてもできない契約ということでございますので、このIRU契約に基づいて契約を進めていきたいというふうに考えております。

それから、30%に達しなかった場合にどうなるのかということでございますが、現段階では、30%目標ということで選定作業をしているところでございます。これにつきまして、30%、その分を拘束されるかどうかについては、今後協議をすることになりますが、少なくとも、あくまでも目標という形で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○11番（本田孝志君）** 今の言葉じりを取るんじゃないんですが、30%を目標にということですよ。まあいい加減ですよ。だから、やはりこの会社がつぶれないことを願っておるわけですが、3年後、5年後、倒産したことを想定してですよ、やはり慎重には慎重を期して私はやっていただきたいということですよ。

以上です。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○4番（丸山 一君）** 先の特別委員会の連合審査の中で、先ほどから30%という数字が飛び交っておりますが、連合審査の中で出た感触といたしましては、30%をクリアするためには、有明町には開発農協という組織があって、約3,000人の所帯が加入しておられる。それと、松山町には戸別受信機があると。それを合わせれば、大体30%になるというシミュレーションみたいなことがあったわけですが、今課長が答弁される30%というのは、そういう我々が連合審査の中で審査してきた2町の分が含まれておるのか、その分に関して開発農協と協議をするというのがなりましたけども、どのような経過になっているか、お示しをいただきたい。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** この30%の目標につきましては、あくまでもケーブルテレビの加入の目標ということでございまして、有線放送と松山の戸別受信機は、数字的には関係はないということでございます。

それから、開発農協との協議でございますが、有線放送と告知放送は、行政放送という部分で目的が重複するというところでございます。現在、情報通信基盤事業の中で連携ができないか、業務的な協議を現在重ねているところでございます。

以上です。

**○4番（丸山 一君）** 先ほどからですね、いろいろ、アンケート調査によって30%は見込まれるんだと。であれば、その30%にいなかった場合には、市の方でまた負担が出ていくんじゃないかというの、なかなかそれに対して明確な答弁がないというのと。

最初からIRU契約でいくんだというのがありますけども、大体その分も話は煮詰まっているんじゃないですかね。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 30%につきましては、あくまでも目標ということで、市の方としましても、IRU契約で相殺という分につきましては、どうしてもこの数字は目標にして、30%にもっていきたいというふうに考えているところでございます。

30%に満たない場合に負担が生じるか生じないかということでございますが、この分については、まだ協議はしておりませんが、少なくとも市の考えとしては、負担は生じないという形で話し合いをしていきたいというふうに考えております。

**○4番（丸山 一君）** 30%にいなかった場合は、負担はないものと思うというのは、そういう単純な発想でですね、契約にもっていけるかという一抹の不安があります。

それと、先ほどから言ってますけども、開発農協の組織もですね、もう大体時代的には遅れているような感じがいたします。その中で、こういう情報基盤整備事業ができた。これは、なかなかいい方法だし、これに乗っかっていけば開発農協の方も今までやっていた事業がですね、大体これに乗っかっていけばいいなというのを僕らは思っていたわけですけども、なんか近ごろ聞いてますと、なかなか話し合いがうまくいってないような気がするわけですけども、開発農協の組織自体、約3,000人の所帯がですね、そのままそっくり入れれば、一番僕は理想的だと思うんですよ。シミュレーションを考えたときに、開発農協の組織はそのまま残って、新たな今度は情報基盤の方でまた負担が生じるとなると、開発農協の組合員の3,000人の人たちはですね、ダブルでは加入はしないと思うんですよ。やっぱりかなりの、1,500いくりに、NHK受信料は含まれないとなるわけですから、今現在、3,600円の2回ですかね、払っている開発農協の会員さんがですね、また新たにケーブルテレビ等の料金設定の方にですね、加入はしていかないんじゃないか。であれば、その30%という数字をクリアするのはなかなか難しいというような気がするわけですけども。

公設民営方式でいくんだという見通しに対してはですね、僕は一抹の不安を覚えます。なかなか甘いんじゃないかと思います。30%いく、これもアンケートによって30%いくんだという説明ですけども、やっぱりある程度確約、確定するものがなければですね、これだけの事業化をして、しかも、なおかつIRU契約をするんだと。そうなりますと、向こうは民間業者ですから、採算が合わない場合は撤退ということもあるわけですね。それで、30%いなかった場合は、自治体負担というの絶対請求はしてくると思うんですよ。それで今課長は、それはないと思うというような答弁ですけども、すごく僕は不安を覚えます。答弁をお願いします。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 現在、有線放送の業務は、告知放送という有線放送業務でございま

すが、市の方で今回計画します告知放送と同種の事業になるかと思えます。

市の方のこの告知放送につきましては、全く無料でございます。告知放送端末も市の方で整備しまして、無償で貸与するという形でございまして、これに係る月額使用料ということも発生はしません。ですので、その分については、二重の負担というのではないというふうに考えております。

それから、30%の加入でスタートするというところでございますけども、今回この市の方で多額の事業費で整備しました情報通信基盤につきましても、多くの市民の皆様にご利用していただきたいというふうに考えております。そして、今回のこの事業は、公設民営方式という官民共同プロジェクトとして加入促進に当たっていく必要があるのではないかとこのように考えております。

市としましても、市職員を動員しまして自治会単位の説明会を開催して、事業内容の説明と加入促進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

[丸山一君「課長、今までの自治会放送というのは間違いなくできるの。今まで公民館とか自治会とか小さな単位で放送をしちよったけど、あれは可能なんですか。」と呼ぶ]

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 先ほど市長の方の答弁もございましたように、現在の開発農協の集落放送の機能をそのまま残して使うのか、あるいはこの告知放送の中でするのか、そこは検討をさせていただきたいというふうに思っております。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○3番（西江園 明君）** 私、この件については全協の中でも質問をするところだったんですけど、時間の関係でちょっと質問ができずにですね、終わったんですけど。

先ほどから、確認なんですけど、課長の質問、いろんなもろもろ、議員の人たちも同じ懸念を持って、ちょっとニュアンスは違っても言葉は同じ疑問を持っているようなんですけども、まずIRU契約で、私この前も全協の中で聞きたかったんですけど、収入と支出、相殺で負担はないという説明を今まで受けてきたわけですね。今、課長の答弁では、現在進行形で、加入率がうんぬんと、今それに努力したいと、目標とか現在進行であると。そういう中で、その10年間は、これは契約解除はできない。先ほど4番議員からも出ましたように、民間業者というそれが撤退ということも可能性もあるわけなんですけど、こっちからは10年間は解除できない。一方ではIRU契約だから自治体の負担はないというふうに、例えば加入者が、まず確認なんですけど、20%でもスタートして、IRU契約で収入と支出は相殺するという理解の下で、負担はないというふうに理解していいんですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** IRU契約について現在進行形という意味は、現在、選定中ということでございます。

それから、30%に達しなかったときも、行政の負担は生じないということでございます。

**○3番（西江園 明君）** 先ほど行政の負担が生じないということですので、それを確認をしたかったんですけど。

最初この事業というのは60数億円で提案されて、いろいろふり分けの中で40数億円に、約20億円ぐらい当初からすると減ったわけなんですけども、こういう大きな事業を、先ほど課長は、職員を通じて

市民の人たちに加入促進を図るつもりだということですが、年間一世帯当たり約2万円ぐらいの負担が新たに生じるわけですね、加入すればですよ、また私が例えば加入した場合ですよ。じゃあそういうのを、今この職員、じゃあ課長会の中なんかで、こういう具体的に我々が討議しているような、課長会の中で説明・協議というのはあったんですか。職員の理解。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 課長会、職員の中では、情報通信基盤整備事業につきましては、過去に何回もそういう研修会は行っているところでございます。ただ、加入促進につきましては、まだ現段階では、IRU事業者も決まってないところですので、今後議決をいただいた後、事業が実施できるとなりましたら、そのような研修会等も今後実施していきたいというふうに思っております。

**○3番（西江園 明君）** 今の答弁を聞くと、相手方がおって、結局事業者が決まって、契約をするわけですよ。例えば加入者が少なく、契約相手方が見つからないという可能性もあって、その場合には、この事業自体は成立するんですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** IRU契約が整わないと、事業はできないということになります。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○19番（小園義行君）** まさに私なんかも、デジタルデバインドって言うんですか、非常によく分からないわけですが、二点ほどちょっとお願いします。

この公共ネットワーク及び市内全域加入者系光ファイバー回線整備ってありますね、これは、今NTTが、あまねく公平にサービスをするという電電公社時代に、すべての所にケーブルを引いてますけど、電話のですね。そこに、この光ファイバーケーブルをすべて引いていくと。そして、今いろんな議論がされているそういったサービスを提供するというふうになるという事業をやろうとしてるんですかね。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 今回の整備事業の内容で公共ネットワークですけども、まず、この公共ネットは、市役所本庁・支所、公民館、体育館、図書館等の公共施設を結ぶネットワークでございます。このネットワークにつきましては、行政のデータしか流れないネットワークでございます。

それから、市内全域加入者系光ファイバーにつきましては、放送系と通信系と2芯（しん）の光ファイバーケーブルを整備することにしておりますが、志布志市街地につきましては、ただいまお話がございましたように、既にNTTがサービスを提供しております。このため、総務省の見解としましては、既にNTTがサービスを行っている地域については、通信系の光ファイバーケーブルは敷設ができないということでございます。したがって、志布志地区につきましては、放送系のみの芯（しん）線を全世帯に敷設をすると。それから、松山・有明、そして田之浦交換局管内でございますけども、ここにつきましては、通信系の光ファイバー、それから放送系の光ファイバー、2芯（しん）を整備しようとするものでございます。

**○19番（小園義行君）** ということは、全域、光ファイバーケーブルが引かれるということになりますね。ということは、NTTがなぜそこに光ファイバーケーブルを引かなかったかということ、採算性がとれないから、それやらなかったんですよ。それを今回こういう形でやるということになります

と、当局が今いろんなサービスを提供されようとしているわけですけど、受ける住民の側が年間500人ほど志布志市で亡くなっていく状況の中で、農村部をはじめとして、そういったところのきちんとした状況把握がされて、ニーズがどういうところにあるのかということをしっかりやらないと、これはケーブルは引いたはいいいけれども、一切そこにサービスの提供を、私はパソコンができません、要りませんと、そういったことが発生したときに、大変な状況が起きてくるのではないかという気がします。

そこで、お聞きします。すべてNTTの線路網が引かれている所に新しく光ファイバーケーブルを引く。この維持管理費は、どういうところが持つていくのか、そこについての議論というのはきちんととなっているのか、ちょっとお願いをします。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 今回の情報通信基盤につきましては、ただいまパソコンが使えない人たちについての考慮がされておるのかという御質問でございますけども、まず、全戸に告知放送端末を整備するというところでございます。この告知放送端末につきましては、パソコンを使えない高齢者の方でありましても、音声で市からの行政情報をお知らせすることができると。そしてまた、災害時には、防災行政無線の代替機能を持つものとして、住民サービスの観点からも非常に有効なサービスではないかというふうに考えております。

あと、これは任意加入になりますけども、パソコンでインターネットをする、あるいはケーブルテレビに加入するというのは任意加入ということでございますので、そういう形で今回は利用を促進をしてみたいというふうに思っております。

それから、志布志地区の光ファイバーの維持管理でございますが、今回、敷設の光ファイバーの方法としまして、九州電力とNTTの電話柱をお借りするという方法で考えておりますが、NTT柱でございますと、現在、NTTの電話回線が張られております、それから下の方になるかと思うんですけども、独立しまして光ファイバーケーブルの芯（しん）線を別途柱に引っ掛けるという形でもっていく方法で考えております。

この維持管理費につきましては、IRU契約の中で行うということで考えているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 新たにそういう形になりますとですね、今は市道等々に電柱を立てさせてもらっている九電とNTTから占用料いただいておりますが、今度は逆にですね、NTTと九電にそれに対する費用、そういったものが発生してくるわけですね。そういったもの見込み等々も当然されてるんでしょうが、私が心配するのは、その光ファイバーケーブルを、台風が来ます、いろんなことが起きます、維持管理をしていかなきゃいけないと。これはほとんど未来永ごと、故障とかそういうことがないということはないわけですね。そういった維持管理費がきちんとどれぐらい見込まれているのかということ、ちょっとお聞きしたいとしてしたんです。

IRUでやるということでは、公設でして民営になるわけですから、その運営の中ですべて向こうがみてくれるというんならいいでしょうけど、それでは向こうは、僕は簡単にいかないのではないか

と思いますが、そこらの維持管理費の在り方と、そして志布志の市街地区、今もう例えばここの議員の方もたくさんインターネットを光ファイバー、引いてますね。そこはこっから外れるわけですが、そこの中に、志布志地域の中には新たにまた放送用のそういう戸別受信機等々含めて、また新しくそれもやるということですね。なんとなくイメージが分かりました。

その維持管理費はどこが持つのかということだけ、ちょっと教えてください。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 今回、情報通信基盤を整備しますと、当然、維持管理の必要が出てきますが、まず維持管理で必要なものは、光ファイバーケーブルそのものの維持管理でございます。これにつきましては、IRU契約の中でIRU事業者のこの使用料と相殺ということで考えております。

それから、電柱に添架をしますので、NTT柱と、それから九州電力柱、1本1,200円と1,300円というふうにお聞きしているところでございますが、これにつきましても、IRU契約の中で相殺していくということで考えております。

それから、特に台風等の被害でございますが、台風等の被害につきましては、自治体の保険があるということで、こちらの保険の方も掛けていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

—————○—————

**○議長（上村 環君）** お諮りします。

日程第10、同意第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、同意第5号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

**日程第10 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて**

**○議長（上村 環君）** 日程第10、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。



本案は、平成22年2月20日をもって辞職した岩満文男氏の後任として、下野太志氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

下野太志氏の略歴につきましては、追加説明資料の20ページに記載してございます。

なお、任期は、地方税法第423条第6項ただし書きの規定により、前任者の残任期間である平成24年2月22日までとなります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第5号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、同意第5号は、同意することに決定しました。

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から29日までは、委員会等のため休会とします。

30日は、午前10時から本会議を開きます。日程は付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などがあります。

本日はこれで散会します。

午後4時05分 散会

## 平成22年第1回志布志市議会定例会（第7号）

期 日：平成22年3月30日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第30号 志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第3 議案第35号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第4 議案第10号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第16号 志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第18号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第19号 志布志市手づくりの里条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第20号 志布志市やちちくふるさと村の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第21号 平成22年度志布志市一般会計予算
- 日程第10 議案第22号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第23号 平成22年度志布志市老人保健特別会計予算
- 日程第12 議案第24号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第25号 平成22年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第26号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第15 議案第27号 平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第28号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第17 議案第29号 平成22年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第18 陳情第1号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情
- 日程第19 陳情第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書
- 日程第20 発議第2号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について
- 日程第21 発議第3号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について
- 日程第22 発議第4号 交通事故防止に関する決議について
- 日程第23 発議第5号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について
- 日程第24 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙
- 日程第25 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
- 日程第26 農業委員会委員の推薦
- 日程第27 閉会中の継続調査申出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

**出席議員氏名（24名）**

1番	平野	栄作	2番	下平	晴行
3番	西江園	明	4番	丸山	一
5番	玉垣	大二郎	6番	坂元	修一郎
7番	鶴迫	京子	8番	藤後	昇一
9番	毛野	了	10番	立平	利男
11番	本田	孝志	12番	立山	静幸
13番	小野	広嗣	14番	長岡	耕二
15番	金子	光博	16番	林	勇作
17番	岩根	賢二	18番	東	宏二
19番	小園	義行	20番	上村	環
21番	鬼塚	弘文	22番	丸崎	幹男
23番	福重	彰史	24番	野村	公一

**欠席議員氏名（0名）**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市長	本田	修一	副市長	井手	南海男
教育長	坪田	勝秀	総務課長	中崎	秀博
情報管理課長	徳満	裕幸	企画政策課長	溝口	敏久
財務課長	溝口	猛	港湾商工課長	萩本	昌一郎
市民環境課長	竹之内	宏史	税務課長	外山	文弘
福祉課長	津曲	兼隆	保健課長	木佐貫	一也
農政課長	白坂	照雄	耕地林務水産課長	立山	広幸
畜産課長	中崎	章文	建設課長	中迫	哲郎
松山支所長	上原	登	志布志支所長	吉野	健一
水道局長	井手	佐喜雄	会計管理者	楠川	昭博
農業委員会事務局長	大園	朗	教育総務課長	五代	豊一
学校教育課長	山口	幸彦	生涯学習課長	小辻	一海

**議会事務局職員出席者**

事務局長	今井	善文	次長兼議事係長	徳田	弘美
調査管理係長	坂元	正知	議事係	武田	賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。

日程第2 議案第30号 志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第30号、志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第30号、志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について、審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月17日、委員全員出席の下、関係課長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

補足説明として、これは、国の通信情報格差是正事業による携帯電話エリア等事業を移動通信用鉄塔施設整備事業として計画している。参加通信事業者から分担金を徴収するために、地方自治法第224条の規定に基づき、分担金条例を定めるものであるとの説明がありました。

質疑として、鉄塔4基の整備事業者は何社かとただしたところ、NTTドコモしか手を挙げていない。1社でもエリアであれば整備されたとみる事業である。

また、事業者が撤退することについての契約はあるかとただしたところ、公共サービスであるため、いったん開始したらやめることはできない。人がいなくなっても、国の認可の条件になっているので撤退はないとの答弁でした。

また、条例の第5条、分担金の徴収延期には減免措置も含まれているのかとただしたところ、第5条中の天災その他特別な事情については、現実的にはないものと理解している。災害であっても、減免も想定していないとの答弁でありました。

鉄塔の耐久年数の判断は規則などあるのかとただしたところ、規定はない。国は30年だが、50年使えるものもある。設計強度は建築基準法の定めで、大型台風が来ても大丈夫であると聞いている。今まで倒壊の事例は1件もない。

概略、以上のような答弁があり、質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第30号、志布志市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定については、

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第30号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

### **日程第3 議案第35号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）**

**○議長（上村 環君）** 日程第3、議案第35号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、鶴迫京子総務常任委員長。

**○総務常任委員長（鶴迫京子君）** ただいま議題となりました議案第35号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月15日に委員会を開催し、本議案における情報管理課分の審査方法について協議した結果、情報管理課分については、市民への影響が大きい案件であるため、連合審査が適当であるとの結論に達し、文教厚生常任委員長並びに産業建設常任委員長へ連合審査の申し出を行い、結果として、連合審査と決定したところです。

連合審査会を3月16日に開催し、情報管理課長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。情報管理課以外の所管分については、3月17日、18日及び19日、委員全員出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

まず、情報管理課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、繰越明許費については、移動通信用鉄塔施設整備事業の全体事業費1億6,124万1,000円及び地域情報通信基盤整備事業の全体事業費46億3,380万1,000円を、事務執行及び経費の性質上、翌年度へ繰り越すものである。

歳入の県補助金、総務費補助金は、移動通信鉄塔施設整備事業に係る県補助金分と、ブロードバンド・ゼロ地域解消促進事業が情報通信基盤整備事業と同種の事業であるため、事業を中止することに伴う116万6,000円の減額によるものである。

歳出の工事請負費44億8,453万8,000円は、地域情報通信基盤整備推進事業に係る43億7,381万6,000円と、移動通信鉄塔施設整備事業に係る鉄塔建設工事や、電気通信機器設備工事に係る1億1,072万2,000円であるとの説明がありました。

質疑・応答では、地域情報通信基盤整備推進交付金事業に関する件が主でありました。

まず、この交付金事業で市が整備する配線などの範囲と、行政告知端末の利用において、市民の費用負担が発生するのかとただしたところ、引き込み線、VONU、行政告知端末及び行政告知端末までの宅内配線の四つを整備する。行政告知端末は市が貸与する形で設置し、宅内配線については、交付金の対象にはならないが、合併特例債を活用するため、市民の費用負担は生じない。また、月々の使用料も発生しないとの答弁でありました。

また、一般財源から5万1,000円、合併特例債で5億4,000万の支出であるが、世帯数では何件見込んでいるのか、維持管理費には幾らかかるのか、そして公債費5億4,000万円を使ってまでも、この事業をやろうとした一番の大きな問題や理由は何かとただしたところ、起債で対象とする世帯については、全世帯分見込んでいる。積算における世帯数は住民基本台帳に登録された世帯であるが、実態を調査し、なるだけ全世帯で放送が聞けるよう検討する。飛び地も含めての全市内の整備であり、引き込み線の関係とONUについては、事業者の維持管理となる。

現在、市内においては携帯電話が使える所と全く使えない所がある。地上デジタル放送に移行すると全く受信できない所も新たに生じる。インターネットについても、志布志の田之浦局管内ではADSL化されておらず、ISDNしか使えない状態である。告知放送についても、有明町が有線放送、松山町が戸別受信機、志布志町が屋外の無線という状況であり、市民へのお知らせが統一してできていない現状である。同じ市内でありながら、このような情報格差が生じており、光ファイバーを敷設することにより、そのことが一気に解決できる。市内の情報格差を解消するとともに、都市部とも生じている情報格差も解消できるものであるとの答弁でした。

また、この事業がスケジュール的に完了するのか、当初から引き込み線を活用しない場合、後日、後から加入ができるのか。後日加入の場合、一般財源で対応するのかとただしたところ、まず住民への説明会を実施し、行政告知放送についてもお願いをし、事業の周知を図っていきたい。交付金の対象期間が平成22年度であり、その期間を過ぎれば交付金は使えないということになる。それ以降について、どういう形で今後やっていくのかは、現在、関係課と協議中であるとの答弁でした。

次に、この事業を実施することについて、庁舎内でどのような協議を行ったか、また光ファイバー回線を最適な方法と決めた理由についてただしたところ、まず課長級の電子自治体推進会議で大きな計画を、補佐級と係長級における電子自治体推進リーダーにおいて実務レベルの協議を行った。この事業終了後の利活用について、利活用プロジェクトを編成し、協議を行っている。最適な方法と決めた理由については、将来の情報通信についてもすべて無線だけでできるといふことにはならない。告知放送や多チャンネル放送については、光ファイバー回線を使わないとできないと考えたためであるとの答弁でした。

また、市の負担については、施設に係る維持管理費を事業者に支払い、事業者からは施設の使用料が入るため、実質的に市の負担がゼロとなる。この維持管理費と使用料の相殺については、先進地を視察した結果、絶対条件にした方がよいと判断し、これができる事業者を選定する方針である。

先進地の豊後高田市においては、ケーブルテレビの加入率が1万388世帯中84.3%、延岡市では57%であるとの答弁でした。

次に、有明町の有線放送、松山町の戸別受信機について、今後どう考えているかとただしたところ、有明地区の有線放送については、開発農協の方と、この情報通信基盤を整備した場合、どのような形で事業の協力ができるのか、現在、協議を進めている。松山地区の戸別受信機については、告知放送端末が整備されることとなるため、引き上げる方向で関係課と協議中であるとの答弁でした。

また、この事業で行政告知端末だけを取り込む方法はなかったか、また需要が少ないと思われる中、これほどまでの財源を投入して取り組む事業であるか、場内での協議はなかったかとただしたところ、以前から情報通信基盤を光ファイバーにより整備する計画を情報管理課で、松山地区の防災行政無線を有明、志布志地区にも導入する計画を総務課で検討していたが、もし情報通信基盤の事業の中で、防災行政無線の戸別受信機に代わる代替機能を持つ告知端末が整備できれば、二重投資ともならないため、今回、情報通信基盤整備の中で告知放送を取り扱うこととなった。そして、全戸に端末を設置するのであれば、光ファイバーを全戸に整備しなければならない。全戸に光ファイバーを引くということであれば、様々な情報サービスが提供できるため、合わせてケーブルテレビ、インターネットなども整備するという方向となった。また、交付金対象とならない部分について、市民に負担をしていただくかどうか、議論もあった。市民の方にメリットがあり、行政サービス向上のために役立つものとして、市民の負担なしに起債を活用し、整備していこうとなったものである。

概略、以上のような答弁がありました。

以上で、連合審査会を閉会し、情報管理課分の審査を終了しました。

次に、港湾商工課分について、報告いたします。

補足説明の主なものとして、繰越明許費のうち7款、商工費の観光施設改修事業1,557万1,000円は、蓬の郷浴場改修、ダグリ公園路面等改修及び普現堂湧水源のり面改修費に対する市の負担金である。財源は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を充てる。

歳出として、7款、商工費、3目、観光費、総額で1,557万1,000円の増額。これは主に、蓬の郷浴

場等の修繕料201万1,000円、ダグリ公園路面改修及び普現堂湧水源のり面改修等の工事請負費1,300万円であるとの説明がありました。

質疑としまして、ボルベリアダグリの経営状況についてただしたところ、宿泊客は当初予定どおりであるが、婚礼は5件の減で、レストランも見込み減であるとの答弁でした。

蓬の郷の経営は、平成20年と比較してどうかとただしたところ、入浴客のみ103%で15万人、ほかを含めると22万人である。売り上げは1～2%落ちて、総体で98%ぐらいになる。また、温泉保養券の適用は、冷泉のため該当していないとの答弁でした。

温泉保養券の要望の声は上がっていないか、また改善はされないのかとただしたところ、声は上がっていない。現状において該当となるか、確認したいとの答弁でした。

また、普現堂湧水源について、立ち寄り客の人数把握などは難しいと思われるが、一過性でない、しっかりした取り組みを、とただしたところ、がけ地の上が民有地なので、できる限りの取り組みをして整備したい。

関連して、のり面は客土吹き付けでなく、景観に配慮できないかとただしたところ、植栽などしてできるだけ景観に配慮する。

さらに、質疑として、蓬の郷は浴場客単価が低い。来年度からの株式会社との引き継ぎはうまく行われるかとただしたところ、営業に支障がある箇所の補修は、今回と22年度当初予算で対応する予定であるとの答弁でありました。

以上で港湾商工課分の審査を終わり、次に、財務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、今回の補正は、予算総額50億9,188万3,000円である。

地方債の補正は、追加として電気通信施設整備事業を過疎債190万円で対応する。また、変更として、一般公共事業の港湾事業を740万円減額して、限度額を1億3,860万円とする。

市債総額で4億4,800万円の増額である。

歳出は、総務管理費の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業関連で、志布志支所の売店解体撤去、ライン補修など、駐車場整備事業に220万円増額する。

また、地方債の年度末の現在高見込み額は、243億8,175万5,000円になる予定であるとの説明でありました。

質疑として、志布志支所の駐車場は整備後、車何台分増えるのか。また、いつも満杯であるが、職員に有料としている市もある。職員への割り当ても不公平があるのではないか。市民目線で真剣に考えているかとただしたところ、6台分増設する。利用については、職員、パートも協力をもらっている。有料駐車場を個人的に借りている人もいる。庁舎利用以外の人にも協力を呼び掛ける。また、各課における割り当てについても、特定の人が止めているのではない。どのようなやり方で、だれが利用するのかがよいかは、課内が一番分かっているので、課内で調整してもらっているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。



補足説明の主なものとして、歳入は、国庫補助金として地域活性化・公共投資臨時交付金27億4,650万4,000円である。これは主に、地域情報通信基盤整備事業関係である。政権交代で率の決定がなかったが、最終決定で充当率は補助残の89.5%で確定したため、財源の申請をした。また、地域活性化・きめ細かな臨時交付金2億6,990万2,000円を計上した。国の2次補正でインフラ整備を主体とした11件の事業に充当するものであるとの説明がありました。

これに対する質疑はありませんでした。

概略、以上のような質疑、答弁を終え、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第35号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** 次に、3番、西江園明文教厚生常任委員長。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となっております、議案第35号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月17日に教育総務課及び図書館関係、18日に福祉課関係を、それぞれ執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。なお、委員の出席は、17、18日とも全員出席であります。

それでは、審査日程に従い報告いたします。

はじめに、教育総務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、国の補正による交付金事業で、志布志小学校のトイレを洋式にするためなどの事業と、小学校のテレビ受信施設を地デジ対応化する事業などを追加補正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志小学校のトイレ工事の内容をただしたところ、小学校の外にある独立したトイレの水洗化と、一部を洋式スタイルにする工事であるとの答弁でありました。

小学校の地デジ化の状況についてただしたところ、小学校については、今回ですべて完了するとの答弁でありました。中学校は行っているので繰り越しとなっております。

また、市長部局が計画している情報基盤整備事業では対応できないのかとただしたところ、門の所まではその事業で整備されてくるが、校内は対象とならないので、この事業で整備するものであるとの答弁でありました。

次に、図書館分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、この事業も国の補正による交付金事業で、図書館への来館者が雨にぬれないように、駐車場から裏入り口までの通路に屋根を設置するための工事を追加するものでありま

す。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑といたしましては、工事箇所の詳しい場所をただただで質疑を終結いたしました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、この事業も国の補正による交付金事業により、健康ふれあいプラザの高圧ケーブルが経年劣化しているため交換するものであり、ほかに空調機器3箇所、給湯器の取り替えを行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、それぞれの詳しい工事箇所をただしたところ、この施設は建設から20年ほど経過しており、空調機器は健診等で使用する二部屋と、入り口近くの畳部屋の3箇所が特に古くなっていた。給湯器についても、設置当初からのものであり、古くなっていたとの答弁でありました。

高圧ケーブルについては、メーターの所までは電力会社の負担ではないのかとただしたところ、そのメーターが施設の壁でなく引き込み電柱にあることから、この電柱から施設までが地下ケーブルになっているため、この部分を交換するものであるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上で全ての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第35号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** 次に、9番、毛野了産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（毛野 了君）** ただいま議題となっています、議案第35号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員の出席の下、審査に資するため、市単独土地改良事業の農道舗装予定地、有明町平山地区及び松山町田ノ尻地区、並びに松山家畜指導センター改修事業予定地の現地調査を実施し、3月18、19の二日間にわたり、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査順に従い、まず畜産課分について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で畜産業費の工事請負費を650万円増額して、松山家畜指導センターの雨天審査場の整備を行い、雨天時の登録検査や品評会の適正かつ円滑な実施を図ろうとするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、設計委託は既定予算で実施したのかとただしたところ、21年度、9月補正で賃金を計上して設計済みであるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、耕地林務水産課分について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業に伴う増額補正で、農地整備費6,060万円の増額は、農道の改良及び舗装7地区、水路整備3地区の委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金で、林道整備費2,750万円の増額は、林道舗装5路線の工事請負費である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、予定している路線は、過疎計画に記載されているのかとただしたところ、過疎計画に記載されている事業はおおむね完了した状況である。今回の事業は新たな箇所、過疎計画には記載されていないとの答弁でありました。

事業完了はいつごろかとただしたところ、12月までにはすべて完了するように事業を推進していきたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、農政課分について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、地域情報通信技術利活用推進交付金事業3,700万円が決定し、国のモデル事業としてアグリコミュニティ事業を実施するものである。

農政関係の事業内容は、ほ場にフィールドサーバーを3台設置し、温度、湿度、日照等の気象情報をデータとして蓄積し、農家への情報提供を行い、作物栽培資料として活用してもらうことで経営の安定を図るとともに、ピーマン、いちご、メロン、茶のほ場にライブカメラ6台を設置し、作物の生育状況等の映像発信により、安心・安全な旬の農産物を広く消費者にアピールし、本市特産品の消費拡大を図るものである。

畜産関係では、酪農家の牛舎への分べん監視カメラの設置及び発情発見システムの導入により、自宅のパソコンや携帯電話に送信される分べん兆候や発情兆候を的確に把握することで生産性の向上につながる。なお、発情発見システムは、酪農組合でも情報を共有し、適切な時期で授精業務の効率化が図られることになる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農政関係と畜産関係のそれぞれの事業費についてただしたところ、農政関係が約650万円、畜産関係が約2,600万円、それとシステム設計開発費等に約410万円を予定しているとの答弁でありました。

畜産関係は、どこの地区の酪農家に設置するのかとただしたところ、事業継続される全酪農家13戸を予定しているとの答弁でありました。

酪農家でインターネットができないような方々についての心配はないのかとただしたところ、機器の事前学習等について十分配慮し、実施していきたいとの答弁でありました。

畜産関係については、導入後、和牛生産農家からも要望があった場合、どのようにするのかとただ

したところ、既存補助事業の肉用牛生産性向上緊急対策事業を活用し、補助事業がなくなれば、市単独での対応も考えなければならぬのではないかと思うとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、建設課分について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、今回の補正は地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業にかかるものが主で、事業箇所を選定については、22年度当初予算として予定した箇所のうち、用地・補償費を伴わない維持的な事業について検討した。

歳入の住宅債の減額は、補助率100%の地域活性化・公共投資臨時交付金事業に切り換えたものである。

歳出の道路維持費の工事請負費1億3,000万円については、3地区の均衡を図って配分したところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市道等維持整備事業の旧町ごとの内訳をただしたところ、本庁分が舗装工事3件、側溝工事3件、維持整備工事1件、合計7件で4,200万円。志布志支所分が舗装工事5件、側溝工事8件、維持整備工事2件、合計15件で4,450万円。松山支所分が維持整備工事6件、4,350万円を計画しているとの答弁でありました。

地元雇用の状況はどのようになるのかとただしたところ、なるべく件数を増やすということで、おおむね箇所の小さいところから中ぐらいのところまでの事業を配分して、業者への配慮を行ったところであるとの答弁がありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結をいたしました。

以上ですべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第35号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

**○3番（西江園 明君）** 反対の立場で討論いたします。

本田市がスタートした最初のこういう議会で、このような意見を述べなければならない今回の提案を残念とは思いますが、情報基盤整備事業について反対であります。

このような二度とないような大きな事業を、いくら国の補正で補助率がいいからといって簡単に採用していいのかというのが疑問です。いくら情報化時代とはいえ、高齢化率が30%を超えるような我が

市の状況、そして現に県内でもこの事業の取り組みについてをただしたところ、志布志市を除けば離島のほか、県内、本土で1町あるというふうにありました。これらの町村は、地形的に民間での整備はとてもじゃないが期待できないので、今回の国の補正に頼らざるを得ないというのは理解しますが、我が市で、まして住民負担の伴う事業を住民への説明会を行わないのかと委員会の中でもただしたところ、議会での可決後予定しているという答弁であります。議会にげたを預けるといふか、責任転嫁といふか、無責任な提案であると思えます。

そして、職員への説明、先ほど委員長報告の中にもありましたけれども、職員への説明をしたのかとただした時も、いくつかのプロジェクト的なものは組織をつくっているようではありますが、事業の前進ありきの組織で、私も10人近くの職員にいろいろ聞いてみましたけれども、全員、自分は接続をするつもりはないですというふうに職員は言っております。理解をしているとはとても思えません。まして支所には回覧程度で来たかなという程度の理解です。

そして、有明地区にあります、先ほど委員長報告にもありましたけれども、開発農協には現に生活をしている人がいる、ここの協議さえまだ整っていないこの時点で、果たしてスタートしていいのか。将来に大きな財政負担を残すような40億以上の大きな事業を、市長のトップダウンだけで進めていいのか疑問であります。庁舎内でも、先ほどもありました、今から協議をするなど、もっと職員の意見を、また市民の意見を聞くべきと思えます。

市長の所信表明の中にもありますように、とてもじゃないが市民の目線に立った行政を行っているとは私は思えません。

この案件を除いたほかの案件については賛成ですが、この事業が入っておりますこの議案については反対をいたします。

以上で終わります。

**○議長（上村 環君）** 討論はありませんか。

**○19番（小園義行君）** 議案第35号、21年度一般会計補正予算（第8号）について、反対の立場で討論します。

今回、地域情報通信基盤整備推進交付金事業を活用して、電子自治体の推進と高度情報化へ対応したまちづくり、及び地方、都市間における情報通信格差の是正を図ることを目的に、事業を取り組まれるということではありますが、私は情報の格差を無くす、そのことには反対ではありません。ですが、本市の高齢化率約30%を超えようとしている、この現状の中で、この事業を取り組まれると。そのことについて、以下四つの点について述べてみたいと思えます。

一つは、民間事業者が自ら整備するには条件が極めて厳しいと、この対象地区を当局は見ておられます。このことは、民間は、言葉は悪いわけですが、もうからないところ、いわゆる要求のないところには新たな設備投資はしないわけでありまして。そのことに当局はもっと綿密な調査をすべきであるわけではありますが、執行のスケジュールとしては、まず予算を議決していただいて、あと1年かけて調査、設計、そして意向確認などしながら工事施工をして、22年度以内で終わるといふことでありま

すが、これまでもこうした大きな事業をやっていかれるときには、そのやり方としては全く今回は逆のことであります。

二つ目に、維持管理費の問題であります。私もN T Tに勤務していきまして、この通信事業に約20年近く携わって、お客様の故障、修理、そういった等々に全力を挙げて、勤めている時は頑張ってきました。今回、維持管理費の関係では、委託料を支払って事業者から使用料をいただくというふうになっておりますが、当局から示されていますサービス、種別等のもを見てみますと、光ブロードバンド、そしてケーブルテレビ、それぞれ加入率を当初から15%と30%とされております。料金プランをこれに合わせて見てみますと、後々とても不安な数字であります。NHKの受信料、これはその料金プランの中には含まれておりません。それを足したときに、本市の住民の方々の所得を考えたときに、果たして大丈夫なのかという心配があります。

三つ目に、I R U契約、これをしているから大丈夫だとされておりますが、途中で破たんをし、撤退をする、そうした民間の企業は全国でたくさん報道されている。そのことに表れております。

四つ目に、10年後にはこの民間移管をすると、このことをうたっておりますが、こうした大きな事業を始めるときには、最初が肝心であります。先ほどの西江園議員の方からもありましたが、私も委員会の中で、後々検討する、そういったこと等がよく出されておりました。本市の下水道事業の例を見るまでもなく、後々大きな負担をせざるを得ないような状況を生まないためにも、もう少し慎重に取り組むべきであります。また、この庁舎内で、本当にそれぞれの担当の部局がこのことについていろんな意見をしっかりと出し合って、福祉サイドも含めまして、本当に高齢者にこのことが良いという議論に至ったのかどうか、委員会の審議の中で、私は少し不安に感じました。

こうした大きな事業をやるときには、しっかりとみんなが意見を出し合って、その結果で良しと、意識合わせをした上でやるのが当然だろうというふうに思いますが、約1年をかけてこの事業を完全に終わらせていくということについては、大変不安を感じているところであります。

そうしたことを含めまして、討論としたいと思えます。

**○議長（上村 環君）** 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第35号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（上村 環君）** 御着席願います。

起立多数であります。したがって、議案第35号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

○

**日程第4 議案第10号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（上村 環君）** 日程第4、議案第10号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○総務常任委員長（鶴迫京子君）** ただいま議題となりました議案第10号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月17日、委員全員出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

補足説明として、今回の改正は、1か月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合を、100分の150に引き上げる。また、正規の勤務時間で勤務を要しない日、または時間を指定できる制度を新しく設ける。一般職員の6月支給分の期末手当の支給率を1.25月分にして、0.15月分引き下げるものであるとの説明がありました。

質疑として、時間外勤務が60時間を超える各課別の実態をただしたところ、平成21年1月から12月で、総務課4人、選挙管理委員会1人、情報管理課2人、港湾商工課5人、税務課12人、福祉課1人、保健課2人、企画政策課3人、農政課3人、生涯学習課1人の合計34人である。時期としては、選挙期間や定額給付金の期間、また住民税の申告、納付などの3月から4月に集中したとの答弁でした。

また、残業が特定の人に集中すると病になる。定員適正化計画に対しての対応はどうかとただしたところ、定員適正化計画に基づき市民サービスを低下させないよう、課長ヒアリングを実施し、課内連携を図り、事務量を把握しながら適正配置に努めるとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第10号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

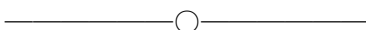
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第5 議案第16号 志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第16号、志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第16号、志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からは、議案上程の時と同様の説明がありました。

主な質疑といたしまして、第1子も第2子も10万円にするという議論はなかったのかとただしたところ、そのような議論はなかったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第16号、志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。



これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

#### **日程第6 議案第18号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（上村 環君）** 日程第6、議案第18号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長（毛野 了君）** ただいま議題となりました議案第18号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員の出席の下、審査に資するため、通山団地、若浜団地の現地調査を実施し、3月19日、委員全員の出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、本条例は、平成21年度に実施した市営住宅建て替え事業により新たに整備された若浜と通山の市営住宅を公衆の使用に供するため、その名称及び位置を定めるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、住宅と団地の違いをただしたところ、個別に1戸ずつあるものが住宅、ある程度集合した所を団地と定義しているとの答弁でありました。

通山住宅と通山団地の区分はどうなるのかとただしたところ、将来的には古い住宅を全部取り崩して新しくなるが、同じ地番に混在していても条例上問題はないという行政系の回答をもらっているところであるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

引き続き討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第18号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

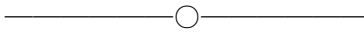
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第7 議案第19号 志布志市手づくりの里条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第19号、志布志市手づくりの里条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第19号、志布志市手づくりの里条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からは、議案上程の時と同様の説明がありました。

主な質疑といたしましては、地番の変更を今するという事は、当初からの間違いかとただしたところ、当初からの間違いで、今回訂正するものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第19号、志布志市手づくりの里条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

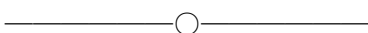
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第19号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



### 日程第8 議案第20号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第20号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（毛野 了君） ただいま議題となりました議案第20号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員の出席の下、執行部から農政課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、指定管理候補者の有限会社渡辺商店は、平成14年設立で、現在、にんにく生産・加工事業、食料品・日用品雑貨の販売、そのほか卵の販売等もされている。

指定を受けようとする理由として、農畜産物等の産地形成促進施設という位置付けがされている同施設で、有機栽培による安心・安全な農産物の販売・加工事業などを行うことにより、地域の活性化、地域住民の雇用の場、感謝される施設づくりを行いたいとのことである。

職員数は、管理職5名、職員5名、臨時職員7名、パート12名で、年間事業計画の主なものとしては、地鶏手打ちそばとか、コッコ牧場で地鶏を飼ってその卵と肉を販売する計画である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域との連携等の指導はどのようにするのかとただしたところ、選定委員会でも地域との連携等を主体的にお願いしてある。今後、協定を結ぶ中でも、指導、お願いをしていきたいとの答弁でありました。

指定管理者の交代に時間がかかると思うがとただしたところ、1か月程度の休館か、リニューアルのために空白になるかなと考えているとの答弁でありました。

空白になる際の指定管理料を支払うのかとただしたところ、相手方、財務課とも協議しながら進めさせていただきたいとの答弁でありました。

施設建設費の償還は終わっているのかとただしたところ、10年度に借り入れた過疎債が2,450万円で、償還年数が12年となっており、22年度で終了するとの答弁でありました。

新たに雇用される人は何名かとただしたところ、何名雇用するという報告はないが、新しい職員を雇用する準備中であると聞いているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

引き続き討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第20号、志布志市やちくふるさと村の指定管理者の指定については、全会一致をもって可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

#### **日程第9 議案第21号 平成22年度志布志市一般会計予算**

**○議長（上村 環君）** 日程第9、議案第21号、平成22年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、鶴迫京子総務常任委員長。

**○総務常任委員長（鶴迫京子君）** ただいま議題となりました議案第21号、平成22年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の概要とその結果について、報告いたします。

本委員会は、3月17日、18日及び19日、委員全員出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出

席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

まず、情報管理課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入では、1目、総務費県委託金、5節、統計調査費委託金1,611万3,000円は、平成22年度に計画されている基幹統計調査の6調査分の委託金である。

歳出について、6目、情報管理費、13節、委託料7,880万2,000円のうち、主なものは事務機器保守点検管理委託4,378万8,000円、ソフトウェア保守委託3,213万円、電算システム改修業務委託150万円、電算情報システム導入支援業務委託40万円であるとの説明がありました。

質疑としまして、電算システム管理整備事業の契約更改の交渉状況と、廃棄時の情報漏えいの対策についてただしたところ、ソフトウェアは同じ業者が継続している。ハードに係る部分は交渉の余地はない。年々システムが安定してきているため、ソフトウェアへの保守に係る対応が安価になるように交渉している。月額で12万円安く交渉した。また、廃棄時は、業者に渡す前にハードディスクを抜いている。ハードディスクは物理的に破壊してもらい、写真も求め、ルートが追えるようにしている。マニフェストもあり、産業廃棄物処理業者を選定しているとの答弁でした。

次に、情報管理課の今後の人的体制は、現体制でいけるのかとただしたところ、地域情報化に対応する部分など、今の体制では困難である。総務課への要望は上げているとの答弁でした。

次に、国勢調査事業の289調査区の調査員にはどのような方になるのか。また、期間はいつまでかとただしたところ、市職員が中心である。事務は昨年10月から進めている。今年7月に指導員を任命し、9月中旬から調査票を配付、1か月程度で回収し、市の確認に1か月ほど、その後、県の審査が1か月ぐらいあるとの答弁でした。

また、回収に当たってのトラブルケースに対処する特別徴収員などはいくつかあるのか、調査不能も想定されるのかとただしたところ、トラブルケースも考えられる。まずは調査員が訪問するが、トラブルがあった場合、事務局職員が出向き対応し、県と協議する流れになる。最悪の場合、調査不能も想定されるとの答弁でした。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入について、20款、諸収入、4目、雑入は、競艇場外発売場オラレ収入金3,000万円である。

歳出としては、7款、商工費、1目、商工総務費、25節、積立金1,815万1,000円は、蓬の郷振興基金利子15万円、オラレまちづくり基金1,800万1,000円である。28節、繰出金4,471万8,000円は、国民宿舎特別会計への繰出金で、ボルベリアダグリの起債償還へ充当する。

2目、商工業振興費の14節、使用料及び賃借料の施設借上料は、アピアの2階部分に設置するに伴い、施設借上料1,200万円を計上する。

3目、観光費は、総体で9,440万7,000円計上している。前年度に比較して1,586万3,000円の増である。これは、アピア内の特産品販売所、港湾通りの委託料が主なものである。この事業は、国のふる

さと雇用再生特別基金事業を全額活用している。13節、委託料のうち指定管理料は、蓬の郷786万円、ダグリ公園1,300万円である。19節、負担金補助及び交付金のうち、四つのイベント運営補助金を2,733万円計上している。特にお釈迦祭りは、祭り前後をお釈迦祭りウィークと定め、県下三大祭りの一つとして、県内外から観光客を呼び込めるように新たに工夫を凝らし盛り上げるために、昨年より150万円増額計上している。

4目、港湾振興費は3,155万3,000円計上している。前年度より504万5,000円の増額である。これは、さんふらわあの乗用車利用の回復のため、ゴールデンウィークとお盆時期に乗用車運賃及び同乗者運賃の4分の1を助成する事業に取り組む。県が主体の県志布志・大阪航路利用促進協議会への負担金1,000万円や、各企業、団体等が海外食品市場への視察ミッションや、海外食品見本市などへ参加する費用の一部を支援する志布志市食品輸出促進支援事業100万円が増額の主なものである。そのほか、市単独事業のさんふらわあ志布志航路利用促進協議会補助金1,300万円などを計上している。

8款、土木費、1目、港湾建設費は、総額1億2,184万7,000円で、前年度より4,637万2,000円の減額である。これは、今年度、国の直轄事業に対する市の負担金が0円で、県施工分のみ市の一部負担となり、その分、志布志市の負担金も減額になるものである。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。

質疑の主なものとして、本市における消費生活相談の状況、内容についてただしたところ、有明28人、松山13人、志布志28人、不明6人の計75件である。内容は訪問販売、多重債務、振り込め詐欺で、70代から90代までの高齢者が30人である。

また、解決済みは何件あり、地域包括支援センターやほかの課との連携は取れているのかとただしたところ、63件解決済みで、認知症の方などは地域包括支援センターと連携している。国からもほかの機関と連携してネットワークを図るように指示がある。悪質なケースは防災無線に依頼し周知しているとの答弁でした。

次に、国際バルク事業の概要についてただしたところ、国土交通省の中で検討委員会が21年12月設置され、大型船舶により一括してばら積み貨物を運ぶ港湾を限定する作業が行われている。確定ではないが、北海道の釧路、鹿島と志布志の3地区が出ている。穀物では特にとうもろこしの取扱量が全国でも多い志布志港が有力視されている。公募条件が示されたら詳細が分かる。今回、骨格予算で旅費約80万円を計上した。国の動向等を見極め、必要なら補正をと考えているとの答弁でした。

さらに、メリットが市内全域に渡るのかとただしたところ、大型船舶が来ると日本の中のハブ港となる。志布志、都城等背後地の畜産農家に安い飼料が入ってくる。また雇用も生まれてくる。すばらしいチャンスだととらえ、関係機関と積極的に取り組みたいとの答弁でした。

また、商工会に加盟していない店は何店あるか。加盟したくても加盟できない店舗もある。税務課と連携して取り組めないかとただしたところ、未加盟店については把握していない。21年5月時点で加盟店は817店舗である。未加盟店へも配慮して調査・研究したいとの答弁でした。

また、ダグリ公園指定管理委託事業については、市からの指定管理料1,300万円で管理運営して、伸

びている入場料など入ったものは市に入れるのが本来の指定管理の在り方だと思うが、今後の指定管理の在り方としてどう考えるかとただしたところ、実績を確認し、検証して、今後の指定管理の内容を検討したいとの答弁でありました。

以上で港湾商工課分の審査を終わり、次に、財務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、地方債については、総額13億9,910万円の限度額を設定した。

歳入では、地方消費税交付金については、地方財政計画の伸びや平成21年度の決算見込みに基づいて、2億7,000万円計上した。

地方特例交付金の前年より増額の理由としては、自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の一部を補てんする分が新たに加えられたことと、子ども手当の創設に伴う地方負担分等を新たに交付金でみることとなったためである。

地方交付税については、本来であれば6.8%程度の伸びであるが、骨格予算ということで2.6%に抑えてある。

市債では、臨時財政対策債6億9,110万円を主に、総額13億9,910万円を計上した。

歳出では、事務委託料、連結財務諸表の作成支援委託に249万1,000円を計上した。

公債費では、24億4,347万4,000円を計上し、21年度と比較して約1億ほど減額となっているが、21年度において政府の資金の繰り上げ償還をしたため、22年度は減額となっている。

地方債については、232億7,434万5,000円の年度末の現在高見込みとなっているとの説明がありました。

質疑としまして、連結財務諸表作成業務事業の連結の対象範囲は。また、作成業務は委託するのか、市民公開の時期はいつになるのかとただしたところ、対象は一部事務組合すべてと、まちづくり公社、土地開発公社、農業公社である。基本的には職員で作成するが、複式簿記の研修等は専門業者に支援してもらう。公開の時期は法的には平成21年度決算からになるが、20年度決算を連結で作成した諸表をホームページに掲載し公開しているとの答弁でした。

また、市民に分かりやすい財務諸表作りをどこまで考えているかとただしたところ、データのすぐ分かるが、複式簿記が分からない人に分かりやすく示す形を考える。年次的に改善しながら公開していくとの答弁でした。

また、ICT関連事業で合併特例債を5億4,000万円使うが、特例債の償還が始まるとほかの償還額とどうなっていくのか、懸念はないのかとただしたところ、ICT事業を実施するのであれば交付金がある時にやるべきであり、償還については現行利率1.5%のところを2%でみている。単年度、約5,000万円の償還となる予定である。平成23年度以降は20億円程度の借り入れとみて、平成25年度には約27億円程度の償還になる。約2億5,000万円公債費が増額となる。借り入れている70%には交付税措置があるので、1億7,000万円程度は基準財政需要額に入ってくる。7,000万円から8,000万円ほどが実質的な市の負担となる。起債に関する実質公債費率は1.5から2ポイント上がるが、それでも県内では上位の良い数値であるとの答弁でした。

次に、総務課、選挙管理委員会分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入として、15款、県支出金のうち、選挙費委託金2,802万8,000円は、参議院議員選挙や鹿児島県議会議員選挙等の執行に対する県委託金である。

歳出として、2款、総務費、1項、総務管理費、13節、委託料のうち、事務委託料945万5,000円のうち687万8,000円は、行政評価システム導入支援業務委託料である。19節、負担金補助及び交付金の防犯街灯管理等事業440万3,000円は、自治会、公民館などで管理している防犯街灯の維持管理費及び設置費の一部助成である。これは、平成20年度から1基当たり1,700円を助成している。

9款、消防費の2目、非常備消防費の負担金補助及び交付金中、共生・協働型コミュニティ活動創出支援事業150万円は、本年度、有明地区4校区公民館に助成し、防災マップ及び防災ハンドブックを作成する。

3目、消防施設費の工事請負費180万円は、消火栓設置事業2基の新設工事費である。

概略、以上のような説明がありました。

質疑の主なものとして、行政評価システム導入事業の予算額は687万8,000円であるが、これまでの投入額は2年間で合計幾らか。また、進ちょく状況は、とただしたところ、投入額は、20年度決算額996万4,500円、21年度契約額967万500円、合計1,963万5,000円である。21年度で事前・事後評価を基本に25の施策評価を実施した。予算編成や前期基本計画の進行管理、集中改革プランの進行管理等に関連させていくために定着を図る必要がある。2年間の取り組みで、行政評価制度の必要性を理解した。22年度も継続していきたいとの答弁でした。

また、質疑として、評価の結果、実施しない事業があるのか。2,500万円の効果があるのか。国の事業は対象としないのかとただしたところ、税務課、耕地林務水産課の2事業を廃止、一時休止した。また、評価制度を全国の市では75%取り入れている。3年目は補助金を見直す。今後、評価制度の効果が表れるのではと考える。国、県の事業も評価していくとの答弁でした。

また、市内だけのメンバーではなく、一般の人を入れるべきだが、今後、どう考えるかとただしたところ、企画政策課や財務課と連携を図っていききたい。事業仕分けを行う場合、外部の方が入り、マネジメントシートを活用した仕分け作業となるため、しっかりと職員がシートを作り上げるよう、研修を深めて臨まないといけないと考えているとの答弁でした。

共生・協働型地域コミュニティ活動創出支援事業の自主防災組織の結成状況についてただしたところ、平成21年度9月現在、本市の自主防災組織率は68.3%で、微増であるとの答弁でした。また、命を守るという原点に返って真しに取り組んでほしいという意見がありました。

さらに、県の地域防災推進委員の活用をもっとすべきではないかとただしたところ、平成17年から講座を受けてもらっている。活用についても今後21人の推進員に協力をお願いするとの答弁でした。

交通安全対策特別交付金事業のロードミラー設置はどこに業者にするのか、また発注時期は、とただしたところ、平成21年度から地元業者に入札で執行している。旧町地区ごとに分けている。優先順位で前期は12月、残りの分は22年3月に設置した。緊急なもの、危険なものを優先的に早めを実施す



べきと考えるとの答弁でした。

次に、税務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入として、市税歳入総額は30億689万1,000円を計上している。前年度に比較すると4,629万4,000円の減額である。

市民税は、10億4,450万円を計上している。これは、個人市民税の現年課税分の景気の落ち込み等の減額を見込んでいる。法人市民税は、現年課税分を2億3,000万円計上した。前年度より938万2,000円の減である。これは景気低迷のため、対前年比マイナス10%で計上している。

固定資産税は、総額で16億3,689万1,000円を計上している。前年度に比較して5,808万8,000円の増額である。これは、現年課税分の評価替えによる影響や、過疎法、半島振興法等の減免措置の期間経過によるものである。

市たばこ税は、前年度より4,000万円減額の2億3,500万円を計上している。これは、平成21年度の決算見込みが2億5,000万円程度となる。また、今後も喫煙者の減などにより、更に減額が見込まれるためである。

次に、歳出について、徴税費の税務総務費は2億8,578万円を計上している。そのうち報酬379万3,000円は、市税等嘱託徴収員3人分の6月分と、滞納整理指導官の報酬を計上している。残り6月分は、国保特別会計で計上する。

賦課徴収費の委託料は、土地評価策定業務委託料2,434万3,000円を計上している。これは、平成24年度評価替えに向けた評価基準の統一化と、不均一課税の是正を行うものである。また、新築家屋調査業務委託料は400万円、平成24年から25年にかけて予定している家屋全棟調査に向けた松山地区家屋特定業務委託に945万円計上しているとの説明がありました。

質疑として、家屋全棟調査準備事業で、松山地区に不明な家屋3,139棟とあるが、その原因と問題は何か。また、課税に関する支障はないかとただしたところ、旧松山町時代の調査で所在地が落とされていないため、登録変更時、家屋を特定できない。問い合わせに対して、詳細な把握ができず、迅速に対応できない。その都度、現地調査が必要になってくる等の問題が生じている。課税上の問題は発生していないとの答弁でありました。

次に、廃屋について、どの時点で廃屋とみるのか。課税の有無を市民に周知する考えはないかとただしたところ、路線価地区以外については、平成21年度から3か年計画で現地調査を行っている。廃屋の定義付けは明確に示されていないが、内部の規準は設けている。問い合わせには現地調査で判断している。廃屋の連絡についてのお願いを広報紙にも掲載し、納税通知書の発送時にも周知文を同封したところ、かなりの効果があったとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入について、財産売却収入については、森山地区定住促進団地の売り払い収入ほか679万6,000円を見込んでいる。

県支出金、1目、総務費県補助金、節1、総務費補助金のうち、地方公共交通特別対策事業400万円

は、廃止代替路線バスに対する県からの補助金である。

国庫支出金、4目、土木費国庫補助金、4節、港湾費補助金の284万5,000円は、みなと振興交付金で、太陽光電池照明整備の予定であるとの説明がありました。

次に、歳出ですが、1項、総務管理費、1目、一般管理費、13節、委託料は、みなと振興交付金で設置する太陽光電池照明灯3基分600万円と、しぶしの日記念日事業105万円である。

負担金補助及び交付金の主なものは、大隅総合開発期成会168万8,000円、南九州地域及び熊毛地域活性化推進協議会50万円、地方公共交通特別対策事業は廃止路線バス運行17系統の中での赤字補てん分1,200万円、国際青少年音楽祭実行委員会225万円である。

同じく、総務管理費、7目、自治振興費の負担金補助及び交付金のうち、ふるさとづくり委員会事業は、1地区50万円の21地区分の1,050万円、また共生・協働・自立推進事業として250万円を見込んでいる。

概略、以上のような説明がありました。

主な質疑として、大隅定住自立圏構想の現状についてただしたところ、当初、農業振興を中心ということだったが、それだけでは弱いと提言してきた。鹿屋の医療機関利用者が500数名ある。医療も連携ということで、イニシャルコスト、設備費、備品については負担しない。ランニングコストの応分に抑えたもののみとする。協議会で結論が出る予定であるとの答弁でした。

志のあふれるまちづくり事業のしぶしの日記念日事業は、市民に理解され、志を訴えるものになっているのか、また継続すべきと考えるかとただしたところ、4年目ということで、今年は特に子育てをテーマにして志の日の事業を展開していくとの答弁でした。一部の人でなく、こぞって参加し、全国にアピールするには、志として訴えるもの、変わらないものが必要ではないか。また、目的を達成するには市民側に立ち、理解を求め、啓発し、協力をもらいながら醸成されていくものである。そのために何をすべきか掘り起こし、考えてほしいという意見がありました。

次に、共生・協働・自立推進事業のNPO三方良の映画館の実績についてただしたところ、4回上映し、1回目78人、2回目91人、3回目59人、4回目82人、合計310人である。フィルム版權も高いため、1回に300人くらい入るように後押ししたいとの答弁でした。

次に、地方公共交通特別対策事業で毎年800万円出すより、本市の形を早く見極めるべきである。公共交通の在り方として、NPOや店などがお金を出し合って運営している先進事例もある。サイクルを早めて、難しいが、どこかで判断を下すべきであるとただしたところ、早い結論も必要だが、松山、有明はデマンド方式、志布志は路線方式と、旧町ごとに異なる。路線方式は計画を作ったが、費用対効果の問題がある。タクシー助成など、また利用しやすいデマンド方式も含めながら考えたいとの答弁でした。

さらに、歴史の街づくり事業について、この事業にはエリアがあり、まずエリア内の住環境整備をして、住んでいる人の理解を得るために税金や景観など、条件を整える作業が必要である。住んでいる人の高齢化もあり、早く進めるべきである。分かる人材を入れて早く動き出す時であるが、とただ

したところ、細かい実施については各課で予算が上がり、会議の調整など総体的なまとめを企画政策課でしている。市民に方向性を示すとなると、非常に大きい事業である。具体的に関係各課で議論するとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

補足説明として、歳入は、財産運用収入の利子及び配当金のうち、南日本放送配当金10万円、鹿児島相互信用金庫配当金2,000円、諸収入の預金利子は80万円で、前年に比較して70万円の減である。これは、利率改定による減額を見込んでいる。

歳出として、総務費、一般管理費の中の役務費、手数料は469万5,000円で、各金融機関に支払う手数料であるとの説明がありました。

質疑として、基金運用に関し、保管先の決定はどのような形で、どこがするのか。利息収入が上がる取り組みはしているのかとただしたところ、運用については所管課で判断し、保管を会計課が行う。基金は定期預金で預け、市長と協議の上、会計管理者が行う。

また、金融機関から協力を求められたときの対応をただしたところ、新規開設の大きなものはない。更新においては会計管理者で、新規の場合は市長と協議して決定するとの答弁でありました。

次に、監査事務局及び議会事務局分について報告いたします。

補足説明として、監査事務局分の本年度の予算総額は、1,983万7,000円で、前年度に比較して15万8,000円の増額になっているが、これは、全国、西日本、九州、県などの各監査委員会の旅費の増額が主な要因であるとの説明がありました。

質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

続いて、議会事務局分について報告いたします。

補足説明として、議会費の総体額では、前年度に比較して4,189万5,000円の減となっている。これは、議員の定数減の影響によるものである。

報酬については、前年度に比較して3,189万9,000円の減である。議員定数減による議員の分は4,997万9,000円の減額である。

また、備品購入費は広報用カメラを購入するためであるとの説明があり、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

以上で、総務常任委員会所管課分のすべての質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第21号、平成22年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** 次に、3番、西江園明文教厚生常任委員長。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となっております、議案第21号、平成22年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果に

ついて報告いたします。

当委員会は、3月17日に生涯学習課分の志布志城跡に関連する事業を除く教育委員会関係、18日に市民環境課及び福祉課関係、19日に保健課関係を、また23日の生涯学習課分の志布志城跡に関連する事業関係については、審査に資するために同日、志布志城跡の現地調査を実施した後に、それぞれ執行部から担当課長ほか職員の出席を求め、審査を行いました。なお、委員の出席は3月17、18、19、23、いずれも委員全員出席であります。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課、給食センター分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとしまして、教職員住宅管理費で教職員用住宅の畳の表替えや、住宅用火災警報器の設置費用を計上している。

教育振興費では、中学校武道必修化に向けた地域連携推進事業に伴う柔道の畳などの購入費を計上している。

また、学校給食センター費で、説明資料にもありますように負担金補助及び交付金で、地産地消の一環として特産品活用学校給食補助で、内容は、市内産の牛肉、黒豚、はも、うなぎ、メロン、米の6品目について、一部を助成するものである。ほかは計上の経費が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、中学校の武道科の必修化の詳細についてただしたところ、平成23年度から始まる制度で、市内7校がそれぞれ種目は選択することになる。これにより、柔道の場合は畳やマットなどは学校でそろえるが、生徒が着用する柔道着は個人負担になる。また、剣道については防具は学校でそろえるが、はかまなどは個人の負担になるとの答弁でありました。

小学校のパソコンのリース料についてただしたところ、今回の予算計上分は有明、志布志地区の教育用コンピューターで、平成18年11月からリースを行っており、導入当初で5年間リースの契約をしている。なお、松山地区については、昨年、更新を行っていると答弁でありました。

次に、給食センター費が昨年より減額になった理由をただしたところ、4月から試行的に米を2センターで炊いていたものを1センターにすることによる人件費や光熱水費の削減や、こまめな作業による燃料費の削減などであるとの答弁でありました。

また、給食の残さについてただしたところ、パンが昨年までは前日に製造し、翌日配達されていたが、業者が替わったことにより、当日製造し、当日配達されることにより、子供たちからもおいしいと喜ばれ、残さが減ったとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、生涯学習課、図書館分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の予算は骨格予算で、6月補正で昨年度並みになる計画であるとの説明でありました。

歳入の主なものとしまして、志布志城跡史跡公有化事業に伴う国庫補助金、県補助金及び県からの

遺跡発掘調査委託金が大きなものである。

歳出の主なものとして、人件費や継続的な事業に要する経費で、大きなものは、公民館費の中の有明地区7校区の青少年館の指定管理業務委託料、及び21校区公民館の連絡協議会活動事業と総合補償制度掛金事業の負担金補助及び交付金で、生涯学習推進費でも、有明農業歴史資料館指定管理業務委託料と、生涯学習推進委員会活動事業に伴う負担金補助及び交付金が主なものである。

また、文化財保護費においては、前年度比約9,066万増となっているが、歳入のところで説明しましたように、志布志城跡史跡公園と埋蔵文化財の発掘作業に伴う経費と、志布志城跡史跡公有化事業として、土地開発公社で先行取得した土地を買い戻すための公有財産購入費が主なものである。

体育施設費は、旧3町分の体育施設指定管理業務委託料が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、体育指導員の活動状況についてただしたところ、地域で軽スポーツの指導などを行っているとの答弁があり、これに対して、保健課の同様な事業も多いので、連携をして取り組むべきでないかとただしたところ、現在、話し合いなどを行っているとの答弁でありました。

青少年館の指定管理料に差があるのはなぜかとただしたところ、浄化槽の管理費の差が主であるとの答弁でありました。

図書の現状についてただしたところ、蔵書数は14万冊を超えており、今年度で15万冊に近付くとの答弁でありました。

有明地区、松山地区の図書館の改良等についてただしたところ、6月の補正予算で計上するよう協議中であるとの答弁でありました。

また、志布志城跡の整備については、いくつか質疑がありましたが、委員から、現地調査を行うべきではないかと提案がなされ、協議の結果、23日に現地調査後に委員会審査を行うことに決定し、この日は委員会を閉会しました。そして、23日、午前9時に開会して、現地調査を実施し、その後、引き続き審査を行いましたので、その審査結果について引き続き報告いたします。

志布志城の公有化は平成23年度で終了するのかとただしたところ、松尾城を含め、土地開発公社に先行取得を依頼しているが、ほとんど公社で既に購入しているとの答弁でありました。

志布志城跡などの事業は長期的な事業であるので、職員体制を含め、今後の体制をただしたところ、国指定の文化財が6箇所もあるので、体制も必要だが、当面は基本計画策定が大きな課題であるとの答弁でありました。

志布志城跡一帯には歴史ある家屋もあるが、これらの保護を急ぐべきでないかとただしたところ、補助事業もあるので検討したいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、総務手数料として戸籍関係、住民基本台帳関係、印鑑登録証明等の各種手数料を、また国庫補助金及び県補助金として、合併処理浄化槽設置整備事業

分を、また雑入として再商品化合理化拠出金と指定ごみ袋代を計上している。

歳出の主なものは、人件費を含めた事務費のほかには、環境衛生費の負担金及び交付金で、曾於市斎苑、曾於南部厚生事務組合、及び曾於北部衛生処理組合分を、塵芥処理費の委託料で一般ごみ収集ごみ運搬業務、資源ごみ収集運搬業務等処理費を、し尿処理費の負担金補助及び交付金で合併処理浄化槽設置事業分を、また繰出金として下水道管理特別会計への繰出金を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、河川の水質検査を行っているが、その結果についてただしたところ、全体的には水質は良くなりつつあるが、田原川は相変わらず悪い。また、汚染の原因は、農業の過剰施肥、畜産の野積みが考えられるとの答弁でありました。

所信表明にはチャレンジ25のことが述べられているが、予算は何も計上されていない点、また取り組みについてただしたところ、1月に提案があり、2月に応募して、一次審査が通った段階である。本市としては、35%削減しなければならず、先進的に独自に進めるべきと考えるとの答弁でありました。

レジ袋有料化の現状をただしたところ、エコバッグの持参率は確実に上がっているが、大型店の参加からの撤退が相次ぎ、休止状態になっている。意義は理解していただいているが、足並みがそろわないため、市長をはじめ企業を訪問し、対策を行っている。また、消費者団体からも有料化の再開の要望活動を行っているので、行政側も更に取り組んでいくとの答弁でありました。

下水道特会への繰出金に関連して、農業集落排水への加入率をただしたところ、3月1日現在で、野井倉地区70.4%、松山地区63.2%、通山地区が73.7%、蓬原地区が54.1%で、市全体では66.3%であるが、目標は70%である。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

**○議長（上村 環君）** ここで、昼食のため休憩いたします。



午前11時58分 休憩

午後1時09分 再開



**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** では、引き続き報告申し上げます。

福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、児童福祉費負担金として保育料を、民生費国庫負担金と民生費県負担金で障害者の施設での訓練費や支援費分を、児童福祉費負担金には保育所運営費と子ども手当交付金を、また社会福祉費補助金は、障害者福祉関係及び老人クラブ助成事業分である。歳出の主なものは、社会福祉総務費の中の負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会運営費、ボランティアセンター活動事業分などである。

自立支援費の中の扶助費は、介護給付費訓練等給付費支給事業が主なものである。

老人福祉費では、報償費で敬老祝金支給事業を、委託料で福祉タクシー、生活支援ハウス等に要する経費を計上している。また、負担金補助及び交付金として、曾於南部厚生事務組合やシルバー人材センターなどへの補助金を、扶助費で老人ホーム措置費などの経費を計上している。

児童福祉総務費では、子育て支援センター運営や出産祝金に要する経費を、また生活保護扶助費として約7億4,372万円、保護世帯368世帯の生活、医療扶助に要する経費を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、子ども手当についてただしたところ、法案が成立後の4月以降に地方にも説明があると思う。対象者は、昨年11月現在で4,947名であるとの答弁でありました。

出産祝金の根拠をただしたところ、第1子と第2子が225名、第3子以降が70名分であるとの答弁でありました。

福祉タクシーの現状についてただしたところ、玄関先までの送迎というのは難しい状況である。理由としては、運行時間の関係や、志布志地区は有明、松山地区とは違い、タクシー会社が2社あり、民業圧迫の面もあるが、極力お願いはしているとの答弁でありました。

母子支援の高等技能の受講の状況についてただしたところ、この事業は3年目を迎える。今年は2人分を計上しており、過去の実績は准看護師の資格を取っているとの答弁でありました。

敬老祝金を全員対象にする議論はなかったのかとただしたところ、市長、副市長などとも協議し、今議会に提案した内容でということになった。削減した分は子育て支援に使われており、しばらくはこの形でいこうという議論はあったとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして、民生費県負担金の国民健康保険医療費助成負担金は、保険基盤安定制度繰出金のうち、国保税軽減分、保険者支援分を合わせて計上している。

地域福祉基金繰入金は、在宅寝たきり老人等介護手当と、食の自立支援事業等に充当するものである。

特別会計繰入金は、老人保健特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計からの繰り入れである。

歳出の主なものとして、社会福祉総務費の繰出金は、国保特会へ3億2,541万5,000円を計上している。

老人福祉費で給食サービスの委託料を、負担金補助及び交付金として曾於地区介護保険組合などへの負担金などを、繰出金で老人保健特会、介護保険特会への繰出金を計上している。

後期高齢者医療費の負担金補助及び交付金として、広域連合への共同事業負担金を、繰出金は後期高齢者医療特会分を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、配食サービスによる声掛けで成果があったかとただしたところ、今年度は2件あった。体調不良で病院や家族への連絡で対応したとの答弁でありました。

今回計画されている情報基盤整備事業で、将来、高齢者の見守りができるようだが、検討はしたのかとただしたところ、議論はしたが、高齢者はまず外へ出での健康推進と思い、相反するところもあるが、今後、見守り活動での活用等での検討の必要があるとの答弁でありました。

検診の成果をただしたところ、結核は発見されなかったが、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんなどが発見されたとの答弁でありました。

母子保健事業の内容についてただしたところ、主なものは委託料で、妊婦約300名分の無料受診券、扶助費で不妊治療8名分を計上しているとの答弁でありました。

高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の中で、介護老人福祉施設や特定施設、有料老人ホームなどが計画されているが、進ちょく状況をただしたところ、最近、特定施設と小規模多機能について、地域密着委員会を開催し、協議した。老人福祉施設は前年度に県との協議が必要で、計画では21年度からになっているが、県との協議で3年間の中で行えばよいということで、22年度以降の実施となったとの答弁でありました。

救急医療体制についてただしたところ、曾於郡は医師会を中心とした医療体制で、鹿屋地区の医療センター、都城市郡病院が、その地区の中核病院ということで、2次救急医療体制であるが、どこも医師の確保が難しく、厳しい現状にあるとの答弁でありました。

所信表明に、医師の確保に努力するとあるが、負担金を増やしてでも医師を確保することが、結果として市民の健康を守ることになるとは考えないかとただしたところ、市長等で構成している大隅地域医療協議会で負担割合が決まっているが、医師会等を含めて協議して、より良い方向になるよう研究していきたいとの答弁でありました。

健診の受診率の向上の対策や、健診漏れの人の対策についてただしたところ、受診しなかった人は、病気になったら病院へ行けばいいとか、忙しいからなどと、意識が低い人が多い。健康増進計画の中で、10ポイント上乗せの目標を作り、受診率の向上に努めたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上ですべての課を終え、討論に入り、次のような要旨の反対討論がありました。

大方については認めるが、所信表明で述べていることが反映されていない。まず、医師不足の解消に取り組むとのことだが、今回や6月の新規事業でもないとのことである。チャレンジ25にしても、3月定例会の約1か月前に来て手を挙げており、構想はあるが予算はない。委員会での審議するには判断材料不足である。敬老祝金にしても、全体の不公平感を無くすという議論はなされていない。住民目線で行政を進めるといふ所信表明とは逆であるといふ主な要旨であります。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第21号、平成22年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。



以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** 次に、9番、毛野了産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（毛野 了君）** ただいま議題となっています、議案第21号、平成22年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、審査に資するため、経営体育成基盤整備事業、野井倉下段地区予定地、上ノ浜押切線道路改良事業予定地、六月坂安良線道路改良事業予定地、及び資源リサイクル畜産環境整備事業、仮称株式会社うしの中山志布志牧場予定地の現地調査を実施し、3月17、18、19の三日間にわたり、委員全員出席の下、執行部から関係課長・局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査順に従い、まず農業委員会分について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして、農林水産業費県補助金、農地制度実施円滑化事業費補助金351万6,000円は、22年度の新規事業で、改正農地法の施行に伴う農業委員会業務に要する経費の助成である。

歳出の主なものとしては、農地保有合理化事業費の報償費は、新たに農業委員への情報提供を行う協力員10名の活動謝金192万6,000円、農業委員に対する農地パトロール費48万1,000円、農地売買あっせんに伴う農業委員への活動謝金40件分の80万円などである。負担金補助及び交付金の、よみがえる農地復元対策事業は、21年度実績を考慮し、前年度の約60%で計画をしている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地制度実施円滑化事業の農業委員協力員は、どういう方々に依頼するのかとただしたところ、農業委員の声を聞きながら選定したいと思うが、事務局案として、元農業委員、JAのOB、行政で農政を担当した方々をお願いできたらと考えているとの答弁でありました。

農業委員協力員の人数設定の根拠についてただしたところ、志布志地区は耕地面積が広い割に農業委員が少ないので4名、有明地区は農業委員がたくさんいるので3名、松山地区は新橋、泰野、尾野見の各校区に一人ずつという考え方で設定したとの答弁でありました。

よみがえる農地復元対策事業は、推進の方法をもっと考える必要があるのではないかとただしたところ、21年度を反省し、22年度は農業委員の協力をもらいながら、さらに農業委員協力員の方々にも推進をお願いし、計画した予算をなるべく100%に近い形で執行できるように、手法を変えながらやっていきたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、畜産課分について御報告を申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして、雑入の県地域振興公社営事業参加者負担金2,472万9,000円の内訳は、畜産基盤再編総合整備事業が2件分622万2,000円、資源リサイクル畜産環境整備事業が3件分1,850万7,000円である。

歳出の主なものとして、負担金補助及び交付金の家畜衛生協議会運営費補助金は、昨年に引き続き、豚のオーエスキー病清浄化に向け、国の助成に加え、予防接種費用の一部を助成することとしている。県地域振興公社営事業負担金については、事業参加者の負担分を雑入で受け入れて、事業主体である県地域振興公社へ支払うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高齢者等畜産奨励金事業の奨励金の交付は、22年度も地域振興券かとただしたところ、22年度は現金支給に返す予定であるとの答弁でありました。

県地域振興公社営事業が全部完成すればどれだけの増頭になるのかとただしたところ、おおむね5,000頭の増頭規模になり、総体では、曾於市にそんな色ない水準になると受け止めているとの答弁でありました。

大型農家が増えて、倍ぐらいの頭数になった場合の基金の考え方をただしたところ、導入が始まる2年後ぐらいまでの間に、基金についても充実を図らなければならないだろうと考えているとの答弁でありました。

畜産生産基盤施設整備事業のそれぞれの件数をただしたところ、簡易牛舎が2件、たい肥舎2棟、パドック式牛舎は29頭までのレベルで1棟、30頭以上が1棟、牛舎改造が3棟、豚舎の改造、新築が2棟、発電施設の中古が1台、新品が2台、合計14件の事業見込みで計上しているとの答弁でありました。

酪農家の戸数と乳用牛導入事業の利用状況をただしたところ、現在、15戸で、そのうち2戸が事業廃止の予定である。貸付金の状況は、20年度が23頭、21年度が現在17頭の予定であるとの答弁でありました。

仮称株式会社うしの中山志布志牧場は、現地法人を市内に立ち上げるのかとただしたところ、現地法人を設立して、固定資産税、法人税、あるいは市内の雇用者については、市民税等を支払いいただくことになろうと考えているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、耕地林務水産課分について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、農地総務費は緊急雇用経済対策事業として、農道、林道、市有林の整備を進める経費を計上している。

農地整備費の負担金補助及び交付金の農地・水・環境保全向上対策支援事業は13地区、経営体育成基盤整備事業は野井倉下段地区、原田の長田地区、松山の川路地区、農地浸食防止事業は、松山の古渡地区、有明の川西地区である。

林業振興費の特用林産生産対策事業は、5ha分のしきみ等の苗導入を市単独で3分の1補助するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、大隅中央区域農用地総合整備事業償還金の負担割合についてただしたと

ころ、農業用道路については国が3分の2、県が6分の1、市・町が6分の1で、鹿屋市が7,611m、大崎町が7,460m、志布志市が6,388mの割合になっているとの答弁でありました。

特用林産生産対策事業について、販売実績と農家戸数をただしたところ、21年度末でしきみが9.61ha、さかきが10.72ha、しばが1.52haで、生産高が20年度で1,250万円程度、戸数は現在、志布志花木生産組合員が51名であるとの答弁でありました。

水産業振興費が減額となった理由をただしたところ、21年度、船を揚げる施設整備に補助をした分が減額になった主な要因である。22年度も施設整備の要求が来ているが、骨格予算ということで、6月に肉付けをしていきたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑終結いたしました。

次に、農政課分について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、農業総務費の給料、職員手当、共済費は、農政課、畜産課、耕地林務水産課、農業委員会等農政関係に携わる職員、合計46名分である。委託料のその他業務委託料は、やっちくふるさと村の樹木伐採の委託料を計上している。

園芸振興費の負担金補助及び交付金で、みどり生産組合が、活動火山周辺地域防災営農対策事業によるKPNのハウス18棟、2万㎡、農業・農村活性化推進施設等整備事業による暖房機、循環扇、電気施設の事業を行う計画である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業農村家業再生支援補助金は、事業の目的に沿った実績が生まれているかとただしたところ、現在、16名の方が認定を受けて、若い方々が家業を継いで頑張っている状況は把握しているとの答弁でありました。

市農業公社運営事業の運営補助金についてただしたところ、全体で5,750万円のうち、市が80%、JAそお鹿児島とJAあおぞらが20%になっているとの答弁でありました。

活動火山周辺地域防災営農対策事業の事業主体、みどり生産組合についてただしたところ、農業公社の研修を終わり、7月以降に就農する方々と、修了生の方々と増反を行う方々等を含めた組合で、志布志地区と松山地区にハウス設置を図っていく計画であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、建設課分について御報告申し上げます。

執行部の説明によりますと、建設課に係る歳出総額は10億7,706万円で、総歳出の約6.6%、人件費等を除くと8億2,178万1,000円、各支所内訳では、本庁が7億126万2,000円、志布志支所が7,718万5,000円、松山支所が4,333万4,000円となっている。

歳出の主なものとして、道路新設改良費で、地域活力・基盤創造交付金事業で六月坂安良線、弓場ヶ尾佐野原線の2路線を1億4,787万6,000円、地方特定道路整備事業で町原弓場ヶ尾線を7,185万円、合併特例債事業で吉村押切線ほか6路線を1億5,158万円、過疎・辺地債事業で本村宮塩線ほか2路線を1億3,102万円とし、県営事業負担金、市単独事務事業経費688万3,000円を加え、合計13路線、総額

5億4,440万4,000円を計上して整備を図るものである。

住宅管理費では、有明地区158戸、志布志地区274戸、松山地区191戸、合計623戸の管理を行う。歳入については、住宅使用料、道路占用料などの使用料、国県の補助・支出金、地方債等から5億4,029万3,000円を土木費に充当し、歳出のほぼ半分強となっている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公営住宅解体業務委託事業の戸数をただしたところ、若浜住宅が4棟5戸、京ノ峯団地が1棟の1戸、野神診療所隣が1棟の2戸、通山住宅が1棟の1戸、合計7棟の9戸を計画しているとの答弁でありました。

公園費の嘱託職員は何人配置するのかとただしたところ、志布志の公園関係の管理作業員ということで、男性4名、女性2名、合計6名を予定しているとの答弁でありました。

公営住宅建替事業に伴う移転費及び協力金の移転費、協力費の計算方法についてただしたところ、両方とも一戸当たり法律で定められている限度額であるとの答弁でありました。

新設改良事業の町原弓場ヶ尾線改良舗装の補償補てん費5,000万円は、何軒分かとただしたところ、戸数にして店舗1、住宅1、あとは塀ブロック、植栽とかの付帯工作物が含まれているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上ですべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第21号、平成22年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第21号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（上村 環君）** 着席願います。

起立多数であります。したがって、議案第21号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第10 議案第22号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第22号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第22号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明として、まず保健課によりますと、今年度の当初予算は歳入歳出それぞれ47億6,287万9,000円で、保険給付費の実績見込み、被保険者数の推移等を基に、被保険者一人当たりの平均年間給付費額を平成21年度の5%増で試算し、計上した。

歳入の主なものとして、国庫負担金、県負担金をそれぞれ定率の割合で計上し、財政調整交付金は、定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するための制度で、今年度は国庫補助金で約3億9,951万円を、県補助金として約1億7,123万円を計上した。

また、一般会計繰入金として3億2,541万5,000円を計上している。

歳出の主なものとしては、例年どおり人件費を含む事務的な経費のほかに、保険給付費では、平成21年度の医療給付費の伸びが4.7%増であり、今後、景気低迷による社会保険からの流入、団塊世代の加入による国保被保険者の増加や、インフルエンザ等流行病の発生リスクを考慮し、5%増とした。その結果、一般被保険者療養給付費分として26億2,100万円を、退職被保険者等療養給付費分として1億3,500万円を計上した。

そのほかに大きなものは、介護納付金として約2億1,817万円を計上している。

次に、税務課の説明によりますと、歳入の主なものは、国保税を7億8,531万円計上しており、前年度比1億2,550万円の減となっている。依然として経済状況も厳しいため、現年分は21年10月の調定額のマイナス7%を基に、徴収率を勘案し計上した。

歳出の主なものとしては、嘱託徴収員の人件費などを含んだ事務的な経費である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、出産育児一時金給付の現状についてただしたところ、2月末現在で50件支払っているとの答弁でありました。

滞納整理の取り組みについてただしたところ、差し押さえを含め時効中断の手続きを執っていると答弁でありました。

差し押さえの状況についてただしたところ、平成21年度は不動産関係が73件、預貯金58件、給与が

43件、債権が43件、動産が1件であり、人数では218名であるとの答弁でありました。

市税と国保税のどちらを優先して徴収しているのかとただしたところ、まず現年度分であり、21年度については後期、介護、国保を優先しており、滞納によってサービスが受けられないものを優先しているとの答弁でありました。

収入未済の見込みをただしたところ、現時点では90%はクリアできる予定である。未済額は現年度分で約8,500万、滞納繰越分が約2億3,400万、合計約3億1,900万円であるが、今後、4月、5月の追い込みで努力していくとの答弁でありました。

特定健診について、受診目標50%の達成見込みについてただしたところ、平成20年度の受診率は集団健診の実施段階で約30%で、年々目標が上がり、22年度は50%だが、厳しい状況にあるので、嘱託職員の看護師と事務補助員を増やし、未受診者対策として訪問による勧奨に取り組みたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の反対討論がありました。

国保加入者の実態を見ても、収入未済が3億1,900万にもなっており、これが国保加入者の実態を示している。これは、国が負担割合を引き下げたことが大きな要因である。国に対して、国の負担を増やすよう声を挙げるべきである。予防面からも栄養士、保健師等の活用に十分取り組む必要があると思う。以上のような点から認められないとしての反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第22号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計予算は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（上村 環君）** 着席願います。

起立多数であります。したがって、議案第22号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

## 日程第11 議案第23号 平成22年度志布志市老人保健特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第23号、平成22年度志布志市老人保健特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第23号、平成22年度志布志市老人保健特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、この特別会計は後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成23年度からは一般会計で処理されるものであることから、今回が特別会計としては最後の年度になる。

今回の当初予算は、歳入歳出それぞれ667万円を計上している。内訳としては、平成20年3月診療分までの医療費支払い及び過誤調整等に要する経費で、歳入は定率で定められた国庫負担金、県負担金と、一般会計からの繰入金が多額のもので、歳出は、医療給付費で、医療費支払いと過誤調整等に係る分である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成20年3月分の受診は何件あったのかとただしたところ、医療費で12件、用具支給で6件であったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第23号、平成22年度志布志市老人保健特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

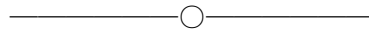
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



## 日程第12 議案第24号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第24号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第24号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なもの、特別徴収保険料は対象者4,613人で、約1億1,471万円、普通徴収保険料は対象者856人で、約7,364万円を見込んでいる。ほかには繰入金や延滞金等である。

歳出の主なものとして、後期高齢者広域連合への納付金がほとんどで、被保険者保険料分が約1億8,880万円、保険基盤安定分担金分が約1億3,965万円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特別徴収と普通徴収の人数をただしたところ、3月現在で特別徴収が4,601名、普通徴収が850名であるとの答弁でありました。

滞納額についてただしたところ、2月末現在の消し込みが済んでいない段階で、現年度分が約2,318万、滞納繰越分は現在では約54万円であるとの答弁があり、これに対して、消し込みが済んだらどれくらいになる見込みかとただしたところ、特徴は2月で年金からの納付で100%になっている。普通徴収は3月17日現在で未済額が約185万円となっているとの答弁でありました。

保険料の見直しについてただしたところ、連合会の協議の中で、剰余金等を充当するというところで、今回、引き上げはしないと議論されているようであるとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の反対討論がありました。

75歳以上の医療を差別しているこの制度は、民主党も廃止すると言いつつも先送りしている実状である。とりあえず、以前の老人保健制度に戻して差別を無くすことが大事である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第24号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。



[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

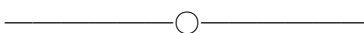
これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 着席願います。

起立多数であります。したがって、議案第24号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



### 日程第13 議案第25号 平成22年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第25号、平成22年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第25号、平成22年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今年度の当初予算は、歳入歳出それぞれ32億473万6,000円を計上している。

歳入の主なものは、保険料として、第1号被保険者分として4億4,900万円を計上している。そのほかは、保険給付と事業費から算出される定率による国庫負担金、国庫補助金、県負担金を、また支払基金交付金として第2号被保険者分を、県補助金として地域支援事業分を計上している。

歳出の主なものは、保健給付費として居宅・特例居宅介護、地域密着型介護、施設介護等のサービス給付に係る分を、財政安定化基金拠出金として平成14年度に借り入れた分の償還金を計上している。また、地域支援事業で特定高齢者施策、一般高齢者に対する事業費を、介護予防特定高齢者施策事業費の委託料に、デイサービス、配食サービスに係る分を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、総合相談の内容についてただしたところ、一人暮らしの見守り活動を社協から各公民館を通じ、ネットワーク推進事業としてボランティア活動をしてもらっている分であるとの答弁でありました。

自宅介護者の数と手当についてただしたところ、要介護4から5の方が100名で、手当は8,000円であるとの答弁でありました。

介護保険料の滞納繰越分についてただしたところ、21年度当初の調定額で約1,009万円であったが、2月末で約163万円の収入があり、残額は846万円であるとの答弁でありました。

施設へ入所できない待機者は何人ぐらいいるのかとただしたところ、特老への待機者は約300人いるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の反対討論がありました。

特老への待機者が約300人もおり、保険料を納めてもサービスを受けられないような今の制度は、国は責任をもっと持つべきで、施設の整備にしても、保険料の滞納を見ても分かるように、これからも増えていくと思う。もっと国の負担を増やすべきであり、そのような状況が見えない予算については反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第25号、平成22年度志布志市介護保険特別会計予算は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（上村 環君）** 着席願います。

起立多数であります。したがって、議案第25号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

#### 日程第14 議案第26号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計予算

**○議長（上村 環君）** 日程第14、議案第26号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題

とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となりました議案第26号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、使用料及び手数料の下水道使用料と、一般会計繰入金である。

歳出の主なものは、一般管理費で人件費など事務費のほかに4か所の浄化センターの需用費で、委託料は4か所の浄化センターの業務委託料である。また、公債費で地方債償還金として、元金と利子の償還分を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、地方債の残高は幾らかとただしたところ、旧公営企業が約6億、財務省が約11億2,000万、資本費平準化債が約6億2,500万であるとの答弁でありました。

起債の償還について、償還をしながら借入れも行う手法についてただしたところ、資本費平準化債は、施設の耐用年数を踏まえ返還していく起債方法であり、下水道の耐用年数の40年から50年をかけて返還していくやり方で、借入れをしながら返還していくという方法である。施設を利用する世代間の公平感を持たせながら償還していく趣旨であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第26号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

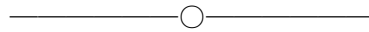
これから採決します。

お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員

長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### **日程第15 議案第27号 平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計予算**

**○議長（上村 環君）** 日程第15、議案第27号、平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長（毛野 了君）** ただいま議題となりました議案第27号、平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員の出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、志布志地区における公共下水道事業は、平成10年に志布志に志布志駅街地及び浄化センターに隣接する市街地約63haについて、事業認可を取得し、平成10年から11年までの2か年、主に調査、測量、設計として事業を実施した。その後、平成12年度から休止状態となるところで、休止前に実施した事業費約1億4,100万円のうち、起債償還金、元利を合わせた8,133万2,284円を平成41年度まで償還するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、再開の余地はあるのか、今後の見通しをただしたところ、財政の好転がないとなかなか取り組めない状況であり、今の財政状況では厳しいと認識している。環境面から考えると、どうかしないといけませんが、今の段階では、合併浄化槽に頼らざるを得ない状況であるとの答弁でありました。

繰り上げ償還はできないのかとただしたところ、償還をしている分については普通交付税措置がなされている。繰り上げ償還をした場合、普通交付税の基準財政需要額に該当しなくなるので、現時点では毎年度償還をした方が有利であると判断しているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑終結いたしました。

引き続き討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第27号、平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

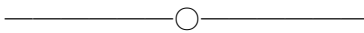
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第16 議案第28号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第28号、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第28号、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月17日、委員7人出席の下、関係課長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

補足説明として、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,003万1,000円とする。

歳入の主なものとして、公営企業収入は、指定管理者からの納入金6,500万円である。

繰入金4,471万8,000円は、一般会計からの繰入金である。

歳出について、管理費は679万6,000円で、前年度より52万5,000円の増額となっている。そのうち、需用費と備品購入費で667万5,000円計上している。これは、経年劣化による浴場、ちゅう房関係の修繕や、備品を購入するものである。

公債費は、元金が8,707万3,000円、利子が1,566万2,000円で、総額1億273万5,000円、国民宿舎事業の償還金であるとの説明でありました。

質疑として、指定管理者からの修繕や備品更新の要望は何を基準にして選択しているのかとただしたところ、基準は、耐用年数の範囲内であるかどうかを基準にしており、利用者に不便を掛けるものを優先的に行っている。現状を確認し、必要最低限のものを予算計上しているとの答弁でした。

また、施設管理の在り方として、責任の所在を明確にしておく必要がある。以前、指定管理していた施設から撤退した経緯の詳細を把握しているかとただしたところ、詳細までは知っていない。調べておきたい。概略、以上のような答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第28号、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

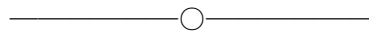
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### **日程第17 議案第29号 平成22年度志布志市水道事業会計予算**

**○議長（上村 環君）** 日程第17、議案第29号、平成22年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長（毛野 了君）** ただいま議題となりました議案第29号、平成22年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、審査に資するため、森山水源地及び森山配水池の現地調査を実施し、3月19日、委員全員の出席の下、執行部から水道局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、収益的支出で原水及び浄水費の委託料は、水質検査業務810万円、水道施設監視ネットワーク業務550万円、電気保安業務236万円が主なものである。

配水及び給水費の委託料の主なものは、漏水調査業務177万6,000円、有収量改善対策業務252万円、消火栓維持管理点検業務費103万5,000円、修繕費は満期に伴うメーター更新1,306万4,000円、及び破損による配水管修繕費3,400万円である。

総係費の委託料は、メーター検針委託1,604万5,000円、及び会計システム保守点検300万円が主なものである。

資本的支出で、建設改良事業費の委託料は、水道管路情報システム構築業務3,000万円、及び志布志地区簡易水道施設統合事業認可設計業務1,000万円、工事請負費は、上水道施設整備計画改良事業に伴う森山地区から大迫地区への連絡管布設工事3,400万円、新橋地区取水ポンプ調整槽築造工事及び導水管布設工事3,500万円、維持関係に伴う大原地区ほか14地区の老朽管布設替え工事1億2,250万円、県道・市道の改良に伴う布設替え工事4,000万円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、森山地区から大迫地区まで、布設していない距離がどのくらい残っているのかとただしたところ、配水管の布設替えて、新弓場ヶ尾大橋の取り付け部分を400m、連絡管で高規格道路との調整部を200m、合わせて600mを残しているが、夏ごろには送水する予定であるとの答弁でありました。

水道メーターの検針は何人で行っているのかとただしたところ、志布志地区6名、有明地区6名、松山地区2名、合計14名であるとの答弁でありました。

まだ石綿管の布設があるのかとただしたところ、延長で約6km程度残っているもので、22年度から年次的に改修していく計画であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

引き続き討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第29号、平成22年度志布志市水道事業会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

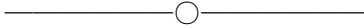
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



**日程第18 陳情第1号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情**

○議長（上村 環君） 日程第18、陳情第1号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました陳情第1号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対する執行部の意見を求めました。

執行部によりますと、本年1月1日より施行された肝炎対策基本法により、基本的な方向付けはできたが、具体的な救済措置はこれからである。そして、志布志市の現状として、平成14年度から検査を行ってきた。現在は、40歳の方で特定健診の時に希望者に対して実施している。

このような意見を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本市で肝炎の助成を受けている人は何人かと尋ねたところ、肝炎インターフェロン助成を受けた人は20年度が11人、21年度が4人であるとの答弁でありました。

カルテの保存期間と相談者の対応について尋ねたところ、国保のカルテの保存期間は5年である。相談窓口は保健所になるとの答弁でありました。

国会では医師の記憶や証言でも、となっているが、行政として協力の要請はすべきでないかとたどしたところ、要望していきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、討論に入り、次のような採択方への討論がありました。

これは法が整備されていく中で、しっかりと採択して、国にも議会としての意見を述べるのも必要であると思う。

以上で討論を終え、採決の結果、陳情第1号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情は、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。



これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

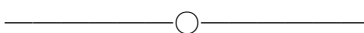
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第1号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。



### **日程第19 陳情第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書**

**○議長（上村 環君）** 日程第19、陳情第2号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書を議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○総務常任委員長（鶴迫京子君）** ただいま議題となりました陳情第2号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書について、審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月17日、委員7名出席の下、港湾商工課長及び担当職員の出席の下に審査を行いました。

この陳情書は、多重債務者の急増を招かないために、多重債務者のために必要とされる、改正貸金業法の早期完全施行、相談体制の拡充、セーフティネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅の施策を国に求めた陳情であります。

まず、審査に当たって執行当局の意見を聞きましたが、意見として、利用者の中には借り入れが容易で、金利負担を認識していない返済システムであることや、借り手の返済能力を超える債務を抱えて多重債務が多く発生している。融資に関する事例では、本年度12件相談を受けている。県においては平成19年815件、21年は7月までの4か月で457件と急増している。不景気など社会情勢もある。法の施行が先延ばしになれば、自殺者、多重債務者が増えることが懸念されるとの説明でありました。

質疑として、無料の市民相談が多数あるが、当局はケースの実態を把握しているのか、ネットワークを構築して、どこか司令塔になってやっていくのか、実態像を洗い出し、先に防ぐ方法はないのかとただしたところ、把握はできない状況だが、連携には努める。県の指導もあるので、関係部署のネットワークの構築を急ぎ、防御策を検討する取り組みをしていく。

概略、以上のような答弁があり、質疑を終了し、委員からの意見として、多重債務者への対応は急

ぐべきものであり、時機を得たものである。政権が変わったので早く進むのではないかなどの意見が出されました。

引き続き討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第2号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書については、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第2号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 日程第20、発議第2号、及び日程第21、発議第3号の2件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

—————○—————

#### **日程第20 発議第2号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について**

**○議長（上村 環君）** 日程第20、発議第2号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** 発議第2号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました、陳情第1号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情は、文教厚生常任委員会に付託となっておりましたが、審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由といたしましては、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた患者救済の根

拠となる肝炎対策基本法が、平成21年11月に制定されましたが、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置がなければ患者の救済は進まないことから、これらの患者を救済するための格段の配慮方を強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長、横路孝弘、参議院議長、江田五月、内閣総理大臣、鳩山由起夫、法務大臣、千葉恵子、財務大臣、菅直人、総務大臣、原口一博、厚生労働大臣、長妻昭でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願ひいたします。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり決定されました。

—————○—————

**○議長（上村 環君）** お諮りします。

ただいま議決されました発議第2号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願ひしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

#### **日程第21 発議第3号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について**

**○議長（上村 環君）** 日程第21、発議第3号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

**○総務常任委員長（鶴迫京子君）** ただいま議題となりました発議第3号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました、陳情第2号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書は、総務常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、総務常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としまして、改正貸金業法成立後、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、多重債務対策は確実に成果を上げつつあります。

一方、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっています。昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

しかしながら、バブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に、商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを延ばし、その結果、自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど、多重債務問題が深刻化しました。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸し金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねないため、次の四つの点、1、改正貸金業法を早期、遅くとも本年12月までに完全施行すること。2、自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の拡充を支援すること。3、個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸し付けを更に充実させること。4、ヤミ金融を徹底的に摘発すること。以上を国に対し強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長、横路孝弘、参議院議長、江田五月、内閣総理大臣、鳩山由起夫、総務大臣、原口一博、法務大臣、千葉恵子、金融担当大臣、亀井静香、消費者庁長官、内田俊一でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしく願います。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

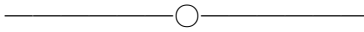
これから採決します。

お諮りします。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、原案のとおり決定されま

した。

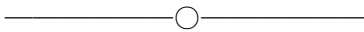


**○議長（上村 環君）** お諮りします。

ただいま議決されました発議第3号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

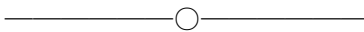
**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。



**○議長（上村 環君）** 日程第22、発議第4号、及び日程第23、発議第5号の2件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第4号及び発議第5号の2件につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



#### **日程第22 発議第4号 交通事故防止に関する決議について**

**○議長（上村 環君）** 日程第22、発議第4号、交通事故防止に関する決議についてを議題とします。本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

**○7番（鶴迫京子君）** ただいま議題となりました発議第4号、交通事故防止に関する決議について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会文教厚生常任委員長、西江園明議員、同じく産業建設常任委員長、毛野了議員であります。

提出の理由は、現下の交通情勢について、平成21年、本県においては交通事故死者の増加数は全国でも上位に位置しており、本市においても発生件数及び負傷者数とも増加し、昨年は4人の方が交通事故で亡くなるなど、極めて憂慮すべき状況であり、交通事故総量の抑止は緊急の課題であるため、市民の安全で安心な暮らしを守る立場から、警察や関係機関・団体と連携し、市民と一体となって交通事故抑止に対する姿勢を明確に示し、交通事故防止策を積極的に推進することを決意しようとするものであります。

以下、案文を朗読して、説明に代えさせていただきます。

交通事故防止に関する決議（案）

現下の交通情勢について、平成21年、本県においては、交通事故死者数が前年より13人多い101人で、増加数は全国でも上位に位置し、さらに発生件数及び負傷者数とも増加する危機的な状況である。

本市においても、平成21年の交通事故の状況は発生件数及び負傷者数ともに増加しており、交通死

亡事故では4人の方が亡くなるという極めて憂慮すべき状況であり、交通死亡事故はもとより、交通事故総量の抑止は緊急の課題である。

交通死亡事故は一瞬にして大切な命を奪い、その家族や知人、友人などを深い悲しみに陥らせる。このような市民を出さないためにも、市民と一体となった交通安全への取り組みが重要であり、安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現することは、市民の負託を受けた我々の重大な責務である。

よって、本市議会は、市民の安全で安心な暮らしを守る立場から、交通事故の少ないまちづくりを目指し、警察や関係機関・団体と連携し、市民と一体となって交通事故抑止に対する姿勢を明確に示すとともに、すべての市民が交通事故を起こさない、遭わないための防止策を積極的に推進することを決意するものである。

以上、決議する。

平成22年3月30日、鹿児島県志布志市議会。

以上であります。御賛同方、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、原案のとおり決定されました。

—————○—————

### 日程第23 発議第5号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について

**○議長（上村 環君）** 日程第23、発議第5号、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

**○7番（鶴迫京子君）** ただいま議題となりました発議第5号、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会文教厚生常任委員長、西江園明議員、同じく産業建設常任委員長、毛野了

議員であります。

提出の理由としましては、核兵器の廃絶は、平和を願う人類共通の願いであるが、核兵器はいまだに世界に2万発以上も存在し、その脅威から人類は解放されていない状況であります。

そのような中、広島市と長崎市が主宰する平和市長会議は、2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を策定し、その具体的な道筋を示す「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表しました。

被爆国の政府として、核兵器の廃絶と恒久平和実現の取り組みを更に確実なものとするために、国会及び政府におかれては、平和市長会議が提案する「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年に開かれる核拡散防止条約再検討会議において、同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国をはじめとする各国政府に働き掛けることを強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、配付してある意見書案のとおり、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長、横路孝弘、参議院議長、江田五月、内閣総理大臣、鳩山由起夫、外務大臣、岡田克也でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしく願いいたします。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は、原案のとおり決定されました。

—————○—————

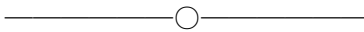
**○議長（上村 環君）** お諮りします。

ただいま議決されました発議第5号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出するこ

といたします。



#### 日程第24 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

○議長（上村 環君） 日程第24、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に、11番、本田孝志君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました本田孝志君を、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

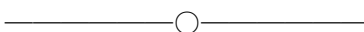
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました本田孝志君が、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました本田孝志君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選人の発言を求めます。

○11番（本田孝志君） 本田でございます。今度、公設市場の議員になりましたので、どうかよろしくお願いいたします。



#### 日程第25 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（上村 環君） 日程第25、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

曾於地区介護保険組合議会議員に、9番、毛野了君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました毛野了君を、曾於地区介護保険組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました毛野了君が、曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました毛野了君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選人の発言を求めます。

○9番（毛野 了君） 曾於地区介護保険議員として一生懸命頑張りたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

—————○—————

#### 日程第26 農業委員会委員の推薦

○議長（上村 環君） 日程第26、農業委員会委員の推薦を行います。

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定によりますと、議会から推薦する学識経験者は4人以内となっていますが、先般、3人を推薦しましたので、今回は1人を推薦いたします。

お諮りします。推薦の方法については、議長において指名推薦することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、推薦の方法は、議長において指名推薦することに決定しました。

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、農業委員会委員の被推薦人として、森村イチ子さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました森村イチ子さんを、農業委員会委員の被推薦人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました森村イチ子さんを農業委員会委員の被推薦人とすることに決定しました。

—————○—————

#### 日程第27 閉会中の継続調査申出について

○議長（上村 環君） 日程第27、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、及

び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 以上で、今定例会に付議されましたすべての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成22年第1回志布志市議会定例会を閉会します。

午後2時51分 閉会